

# 猪名川町地域防災計画

## < 資 料 編 >

令和 8 年度修正

猪名川町防災会議

# 資料編 目 次

## 1. 法律・条例

|        |                     |    |
|--------|---------------------|----|
| 資料 1－1 | 災害救助法施行令（抄）         | 1  |
| 資料 1－2 | 猪名川町防災会議条例          | 3  |
| 資料 1－3 | 猪名川町災害対策本部条例        | 5  |
| 資料 1－4 | 猪名川町災害弔慰金の支給等に関する条例 | 6  |
| 資料 1－5 | 猪名川町防災・減災条例         | 11 |

## 2. 要綱・要領

|         |                                   |    |
|---------|-----------------------------------|----|
| 資料 2－1  | 猪名川町防災会議運営要綱                      | 18 |
| 資料 2－2  | 猪名川町災害対策本部設置要綱                    | 19 |
| 資料 2－3  | 猪名川町災害見舞金給付要綱                     | 21 |
| 資料 2－4  | 猪名川町防災士資格取得に係る助成金等支援事業実施要綱        | 22 |
| 資料 2－5  | 猪名川町指定緊急避難場所の開設及び運営助成事業実施要綱       | 32 |
| 資料 2－6  | 猪名川町水防対策支援事業実施要綱                  | 39 |
| 資料 2－7  | 兵庫県消防防災ヘリコプター運航管理要綱               | 48 |
| 資料 2－8  | 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領               | 57 |
| 資料 2－9  | 兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱                 | 66 |
| 資料 2－10 | 猪名川町避難行動要支援者支援制度実施要綱              | 67 |
| 資料 2－11 | 猪名川町罹災証明等交付要綱                     | 74 |
| 資料 2－12 | 猪名川町避難行動要支援者支援制度に伴う避難支援訓練助成事業実施要綱 | 80 |
| 資料 2－13 | 猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金交付要綱           | 89 |

## 3. 基準・解説

|        |                     |     |
|--------|---------------------|-----|
| 資料 3－1 | 災害救助法における災害救助基準     | 103 |
| 資料 3－2 | 災害の被害認定基準           | 107 |
| 資料 3－3 | 気象予警報関連の解説          | 109 |
| 資料 3－4 | 災害時における警戒レベルの運用について | 114 |
| 資料 3－5 | 震度階級関連の解説           | 115 |

## 4. 協定・覚書（地方公共団体）

|        |                                     |     |
|--------|-------------------------------------|-----|
| 資料 4－1 | 災害時等の応援に関する申し合わせ（近畿地方整備局）           | 119 |
| 資料 4－2 | 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定                  | 121 |
| 資料 4－3 | 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定実施要領              | 124 |
| 資料 4－4 | 災害応急対策活動の相互応援に関する協定書（阪神 7 市 1 町）    | 126 |
| 資料 4－5 | 災害応急対策活動の相互応援に関する協定実施細目（阪神 7 市 1 町） | 129 |
| 資料 4－6 | 災害応急対策活動の相互応援に関する協定書（篠山市）           | 135 |

|        |                                                    |     |
|--------|----------------------------------------------------|-----|
| 資料4-7  | 兵庫県広域消防相互応援協定（県下24消防本部等）                           | 137 |
| 資料4-8  | 兵庫県広域消防相互応援覚書（県下24消防本部等）                           | 141 |
| 資料4-9  | 消防相互応援に関する覚書（阪神7市1町）                               | 149 |
| 資料4-10 | 伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援協定書                          | 152 |
| 資料4-11 | 伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援覚書                           | 154 |
| 資料4-12 | 宝塚市、川西市及び猪名川町における消防の連携・協力に関する協定書                   | 158 |
| 資料4-13 | 宝塚市・川西市・猪名川町における消防の連携・協力に関する<br>協定に基づく相互応援（建物火災）覚書 | 160 |
| 資料4-14 | 宝塚市・川西市・猪名川町における消防の連携・協力に関する<br>協定に基づく相互応援（救急）覚書   | 165 |
| 資料4-15 | 能勢町・猪名川町・豊中市消防相互応援協定                               | 175 |
| 資料4-16 | 能勢町・猪名川町・豊中市消防相互応援協定に基づく覚書                         | 177 |
| 資料4-17 | 消防相互応援協定書（篠山市）                                     | 178 |
| 資料4-18 | 近畿自動車道名古屋神戸線における消防相互応援協定                           | 180 |
| 資料4-19 | 近畿自動車道名古屋神戸線における消防相互応援協定に基づく覚書                     | 184 |
| 資料4-20 | 近畿自動車道名古屋神戸線消防及び救急等の業務に関する覚書                       | 187 |
| 資料4-21 | 兵庫県水道災害相互応援に関する協定                                  | 189 |
| 資料4-22 | 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定                              | 192 |
| 資料4-23 | 兵庫県阪神支援チーム設置に関する協定書                                | 196 |
| 資料4-24 | 東日本大震災に係る災害応援活動に関する協定書                             | 198 |
| 資料4-25 | 猪名川町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定                      | 200 |
| 資料4-26 | 災害時における避難所の相互利用に関する覚書                              | 203 |

## 5. 協定・覚書（民間事業者等）

|        |                                       |     |
|--------|---------------------------------------|-----|
| 資料5-1  | 災害時における相互協力に関する協定書（猪名川郵便局）            | 205 |
| 資料5-2  | 緊急時におけるプロパンガス等の確保に関する協定（兵庫県エルビーガス協会）  | 210 |
| 資料5-3  | 災害における応急対策業務に関する協定書（猪名川建設協会）          | 215 |
| 資料5-4  | 緊急時における生活物資の供給に関する協定（イオン㈱ジャスコ猪名川店）    | 218 |
| 資料5-5  | 災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定書（セツカートン㈱）   | 222 |
| 資料5-6  | 災害時の緊急放送における協定（㈱ジェイコムウエスト、㈱ジュピターテレコム） | 226 |
| 資料5-7  | 災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）  | 229 |
| 資料5-8  | 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書                    | 233 |
| 資料5-9  | 地域防災拠点の利用に関する協定書（学校法人大前学園）            | 236 |
| 資料5-10 | 非常災害時における医療業務協定書（川西市医師会）              | 239 |
| 資料5-11 | 災害時における生活物資等の確保に関する協定（生活協同組合コープこうべ）   | 244 |
| 資料5-12 | 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）             | 249 |
| 資料5-13 | 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）     | 252 |

|         |                                                          |     |
|---------|----------------------------------------------------------|-----|
| 資料 5-14 | 災害時の応急対策業務に関する応援協定（猪名川環境事業推進協議会）                         | 258 |
| 資料 5-15 | 災害における応急対策業務に関する協定書（猪名川造園業協会）                            | 260 |
| 資料 5-16 | 猪名川町産業拠点地区における防災に関する基本協定書（株式会社プロロジス）                     | 263 |
| 資料 5-17 | 猪名川町大規模災害等における隊友会の協力に関する協定（隊友会）                          | 265 |
| 資料 5-18 | 災害時等における消防用水の確保に関する協定書・（コンクリート協同組合）                      | 268 |
| 資料 5-19 | 災害時における物資供給に関する協定（ナフコ）                                   | 271 |
| 資料 5-20 | 猪名川町と猪名川町防災士の会との防災に係る相互協力に関する協定書                         | 273 |
| 資料 5-21 | 災害時における連携協力に関する協定書（弁護士会）                                 | 275 |
| 資料 5-22 | 災害時道路警戒や電気設備等の復旧に係る相互連携に関する覚書                            | 278 |
| 資料 5-23 | 大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書（行政書士会）                          | 280 |
| 資料 5-24 | 災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書（司法書士会）                          | 284 |
| 資料 5-25 | 災害発生時における防災に関する協定書（ソラリオ）                                 | 287 |
| 資料 5-26 | 災害発生時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書（ヤマト運輸）                      | 292 |
| 資料 5-27 | 災害発生時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書（佐川急便）                       | 297 |
| 資料 5-28 | 災害時における歯科医療業務に関する協定書（川西市歯科医師会）                           | 302 |
| 資料 5-29 | 災害時における支援協力に関する協定書（川西市薬剤師会）                              | 304 |
| 資料 5-30 | 災害時における物資調達に関する協定書（スギホールディングス）                           | 308 |
| 資料 5-31 | 基本協定書の地位承継に関する覚書                                         | 311 |
| 資料 5-32 | 猪名川町産業拠点地区における防災に関する覚書                                   | 313 |
| 資料 5-33 | 災害時における医薬品等の供給の応援に関する協定書（メディオ）                           | 325 |
| 資料 5-34 | 災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定書<br>（一般社団法人日本キッチンカー経営審議会） | 327 |
| 資料 5-35 | キッチントレーラーの利用に関する協定書（いながわフレッシュパーク）                        | 335 |
| 資料 5-36 | 災害時におけるレンタル資機材の供給に関する協定<br>（一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション）    | 341 |
| 資料 5-37 | 災害廃棄物等の処理に関する基本協定書（大栄環境）                                 | 343 |

## 6. 組織体制・名簿

|        |                               |     |
|--------|-------------------------------|-----|
| 資料 6-1 | 猪名川町防災会議委員名簿                  | 346 |
| 資料 6-2 | 災害対策本部機構                      | 347 |
| 資料 6-3 | 災害対策本部本部員会議・関係本部員会議構成（要綱別表第1） | 348 |
| 資料 6-4 | 災害対策本部・消防団事務分掌                | 349 |
| 資料 6-5 | 災害対策関係機関一覧表                   | 352 |
| 資料 6-6 | 防災関係機関の業務の大綱                  | 354 |
| 資料 6-7 | 町内医療機関一覧                      | 361 |
| 資料 6-8 | 関西電力送配電株式会社事務所一覧              | 363 |

## 7. 防災施設・設備



|         |                            |     |
|---------|----------------------------|-----|
| 資料 7-1  | 地域別避難所一覧                   | 364 |
| 資料 7-2  | 指定避難所・指定福祉避難所              | 367 |
| 資料 7-3  | 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設 | 372 |
| 資料 7-4  | 災害対策用ヘリコプター臨時離着陸場適地        | 373 |
| 資料 7-5  | 応急仮設住宅建設候補地                | 374 |
| 資料 7-6  | 消防・水利施設一覧                  | 375 |
| 資料 7-7  | 土のう備蓄箇所                    | 376 |
| 資料 7-8  | 雨量・水位計設置箇所                 | 377 |
| 資料 7-9  | 町有車両一覧                     | 378 |
| 資料 7-10 | 猪名川町防災情報システム               | 382 |
| 資料 7-11 | 猪名川町災害・防災情報提供システム          | 384 |

## 8. 備蓄品・資機材

|        |                     |     |
|--------|---------------------|-----|
| 資料 8-1 | 各倉庫内備蓄一覧            | 385 |
| 資料 8-2 | 食糧備蓄倉庫備蓄品一覧         | 387 |
| 資料 8-3 | 食糧物資等調達事業者一覧        | 390 |
| 資料 8-4 | 各避難所に備蓄している資材一覧     | 391 |
| 資料 8-5 | 化学消火資機材・防護資機材一覧     | 392 |
| 資料 8-6 | 人命救出活動用資機材一覧        | 393 |
| 資料 8-7 | 医療用資機材・助産用資機材一覧     | 395 |
| 資料 8-8 | ごみ処理用資機材・し尿処理用資機材一覧 | 397 |
| 資料 8-9 | 水道無線・消防系無線一覧        | 398 |

## 9. 危険箇所・区域

|        |                         |     |
|--------|-------------------------|-----|
| 資料 9-1 | 土石流危険渓流一覧               | 399 |
| 資料 9-2 | 砂防指定地一覧                 | 403 |
| 資料 9-3 | 地すべり危険箇所一覧              | 405 |
| 資料 9-4 | 急傾斜地崩壊危険区域・急傾斜地崩壊危険箇所一覧 | 406 |
| 資料 9-5 | 山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流出危険区域一覧   | 412 |
| 資料 9-6 | 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧   | 414 |

## 10. 災害履歴・被害想定

|         |                |     |
|---------|----------------|-----|
| 資料 10-1 | 風水害等災害履歴       | 430 |
| 資料 10-2 | 兵庫県の地震災害履歴     | 434 |
| 資料 10-3 | 猪名川町における地震被害想定 | 436 |

## 11. 応急対策運用

|         |                 |     |
|---------|-----------------|-----|
| 資料 11－1 | 放射性物質事故発生時の応急対策 | 438 |
| 資料 11－2 | 放射性物質事故発生時の報告系統 | 442 |
| 資料 11－3 | 大規模事故災害発生時の応急対策 | 443 |
| 資料 11－4 | 大規模事故災害発生時の報告系統 | 449 |

## 12. 各種様式

|         |          |     |
|---------|----------|-----|
| 資料 12－1 | 被害状況等報告書 | 450 |
| 資料 12－2 | 被害状況報告表  | 451 |

## 13. その他

|         |              |     |
|---------|--------------|-----|
| 資料 13－1 | 災害・避難情報の伝達文例 | 452 |
| 資料 13－2 | 放射線に関する基礎知識  | 455 |

## 災害救助法施行令(抄)

昭和 22 年 10 月 30 日

政 令 第 225 号

(災害の程度)

第 1 条 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

(1) 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

(2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第 2 に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第 3 に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

(3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第 4 に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

2 前項第 1 号から第 3 号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家が滅失した 1 の世帯とみなす。

(昭 37 政 289・全改、平 11 政 393・平 12 政 309・平 25 政 285・平 27 政 30・令 3 政 153・一部改正)

別表第 1

| 市町村の区域内の人口  |             | 住家が滅失した世帯の数 |
|-------------|-------------|-------------|
| 5,000 人未満   |             | 30          |
| 5,000 人以上   | 15,000 人未満  | 40          |
| 15,000 人以上  | 30,000 人未満  | 50          |
| 30,000 人以上  | 50,000 人未満  | 60          |
| 50,000 人以上  | 100,000 人未満 | 80          |
| 100,000 人以上 | 300,000 人未満 | 100         |
| 300,000 人以上 |             | 150         |

別表第2

| 都道府県の区域内の人口               | 住家が滅失した世帯の数 |
|---------------------------|-------------|
| 1,000,000人未満              | 1,000       |
| 1,000,000人以上 2,000,000人未満 | 1,500       |
| 2,000,000人以上 3,000,000人未満 | 2,000       |
| 3,000,000人以上              | 2,500       |

別表第3

| 市町村の区域内の人口            | 住家が滅失した世帯の数 |
|-----------------------|-------------|
| 5,000人未満              | 15          |
| 5,000人以上 15,000人未満    | 20          |
| 15,000人以上 30,000人未満   | 25          |
| 30,000人以上 50,000人未満   | 30          |
| 50,000人以上 100,000人未満  | 40          |
| 100,000人以上 300,000人未満 | 50          |
| 300,000人以上            | 75          |

別表第4

| 都道府県の区域内の人口               | 住家が滅失した世帯の数 |
|---------------------------|-------------|
| 1,000,000人未満              | 5,000       |
| 1,000,000人以上 2,000,000人未満 | 7,000       |
| 2,000,000人以上 3,000,000人未満 | 9,000       |
| 3,000,000人以上              | 12,000      |

## ○災害救助法

(救助の対象)

第二条 この法律による救助(以下「救助」という。)は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市(特別区を含む。以下同じ。)町村(以下「災害発生市町村」という。)の区域(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。次条第1項において同じ。)内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

## 猪名川町防災会議条例

昭和 3 9 年 7 月 2 2 日

条 例 第 1 9 号

### (目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 1 6 条第 6 項の規定に基づき猪名川町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 猪名川町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて、町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務

### (会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げるものをもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 兵庫県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 兵庫県警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部門の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防団長
  - (7) 指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
  - (9) その他町長が任命する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 7 号及び第 8 号の委員の定数は、それぞれ若干名とする。
- 7 第 5 項の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

### (専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

### (議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和54年3月26日条例第4号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年3月28日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成13年3月27日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成24年9月25日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 猪名川町災害対策本部条例

昭和 3 9 年 7 月 2 2 日

条 例 第 1 7 号

### (目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 3 条の 2 第 8 項の規定に基づき、猪名川町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、各部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

### (部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

### (雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 27 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 25 日条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## ○猪名川町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年3月20日

条例第4号

改正 昭和50年3月20日条例第7号

昭和51年12月22日条例第34号

昭和53年9月25日条例第21号

昭和56年10月3日条例第27号

昭和57年12月27日条例第20号

昭和62年3月19日条例第16号

平成4年3月19日条例第14号

平成24年9月25日条例第21号

令和元年6月21日条例第12号

令和2年3月26日条例第7号

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

## 第2章 災害弔慰金

## (災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

## (災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。



(1) 死亡者の死亡当時において死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくし、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合にはこれらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、町長等の避難の指示等に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

#### (災害障害見舞金の支給)

第9条 町民が災害により負傷し又は疾病にかかり治つたとき（その症状が固定したときを含む）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該町民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

#### (災害障害見舞金の額)

第10条 障害者一人当たりの災害障害見舞金の額は障害者が災害により負傷し、又は疾病にかつた当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

#### (準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

#### (災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

#### (災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当りの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財について被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

（３） 第１号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

２ 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年以内（令第7条第2項で定める場合は5年以内）とする。

（利率）

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内とし、規則で定める。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

２ 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

３ 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項、第16条及び附則第2条第1項並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

（規則への委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月20日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年12月22日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について改正後の条例第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和53年9月25日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用

する。

附 則（昭和５６年１０月３日条例第２７号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は、昭和５５年１２月１４日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第１０条第１項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和５７年１２月２７日条例第２０号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第９条、第１０条及び第１１条の規定は、昭和５７年７月１０日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった町民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和６２年３月１９日条例第１６号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第１３条第１項の規定は、昭和６１年７月１０日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則（平成４年３月１９日条例第１４号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は平成３年６月３日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第１０条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第１３条第１項の規定は同年５月２６日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成２４年９月２５日条例第２１号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の猪名川町災害弔慰金の支給等に関する条例第４条第１項の規定は、平成２３年３月１１日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和元年６月２１日条例第１２号）

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第１４条及び第１５条第３項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和２年３月２６日条例第７号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 猪名川町防災・減災条例

令和 5 年 3 月 2 4 日

条 例 第 4 号

近年、阪神・淡路大震災や東日本大震災をはじめとする大規模地震や記録的な集中豪雨による未曾有の大災害が各地で頻繁に発生し、多くの尊い命や財産が失われるなど甚大な被害をもたらしている。また、多くの土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域を抱える本町において危機管理の重要性が大きくなっている。

このような多様な危機に迅速かつ的確に対応するためには、これら危機に対する災害対策基本法に基づく猪名川町地域防災計画（以下「町地域防災計画」という。）、水防法に基づく猪名川町水防計画（以下「町水防計画」という。）、その他法令等の規定に基づく各計画を横断的に捉え、有機的に対処する必要がある。町は、防災・減災の総合的な推進を図る責務を有している。

以上の認識に立ち、町が主体となって、町民等、自主防災組織、事業者及び防災関係機関の協力を得ながら、ともに力を合わせて、防災・減災に強い地域づくりを進め、町民等の生命、身体及び財産を守るため、この条例を制定する。

## 目次

## 前文

## 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）

## 第 2 章 町の責務（第 4 条－第 6 条）

## 第 3 章 町民等及び自主防災組織の責務（第 7 条）

## 第 4 章 事業者の責務（第 8 条）

## 第 5 章 災害予防・応急対策（第 9 条－第 2 2 条）

## 第 6 章 災害復旧・復興対策（第 2 3 条）

## 第 7 章 他の地方公共団体への支援（第 2 4 条）

## 附則

## 第 1 章 総則

## （目的等）

第 1 条 この条例は、町民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災・減災に関し、基本理念を定め、町、町民等、自主防災組織及び事業者の責務を明らかにするとともに、災害予防・応急対策及び災害復旧・復興対策に関し必要な事項を定めることにより、総合的、

計画的かつ効果的な防災・減災対策の推進を図り、もって災害に強いまちの実現に資することを目的とする。

- 2 防災・減災に関し、この条例に規定する事項について、法令又は他の条例に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他の及ぼす被害の程度においてこれらに類する大規模な事故により生ずる被害をいう。
- (2) 防災・減災 災害を未然に防止するとともに、災害時における被害の拡大を防ぎ、及び被害を最小限にとどめ、並びに災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 町民等 町住民基本台帳に登録されている住民及び町の区域内（以下「町内」という。）に居住し、勤務し、又は滞在する者をいう。
- (4) 自主防災組織 町内において、町民等の隣保協同の精神に基づく自発的な防災活動を行う団体をいう。
- (5) 事業者 町内において事業を行う個人又は法人、病院、教育施設（町立学校園を除く。）、社会福祉施設（保育所等を含む。）等をいう。
- (6) 防災関係機関 町地域防災計画に定める指定地方行政機関、自衛隊、兵庫県、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。

(基本理念)

第3条 防災・減災は、自らのことは自らが守るという自助の考え方、地域において互いに助け合うという共助の考え方及び町が町民等及び事業者の安全を確保するという公助の考え方に基づき、町、町民等、自主防災組織、事業者及び防災関係機関がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力することを基本理念とする。

## 第2章 町の責務

(町の基本的責務)

第4条 町は、町地域防災計画、町水防計画、その他法令等の規定を基本として、町民等の生命、身体及び財産を災害から保護するために必要な防災・減災対策を講ずるよう努めなければならない。

- 2 町は、防災・減災対策の実施に当たっては、町民等、自主防災組織、事業者、防災関係機関、国、他の地方公共団体及び公共的団体との連携・協力に努めなければならない。
- 3 町は、防災・減災対策の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対して必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(町業務継続計画)

第5条 町は、災害等が発生した場合における町民等生活の安定を図るため、災害等が発生した場合において中断した通常業務の早期再開、優先されるべき業務の継続等を図るために必要な手段、体制等を定める計画（以下「町業務継続計画」という。）を作成し、公表するとともに、当該町業務継続計画に係る訓練等を実施し、その実施状況を検証して当該町業務継続計画の見直しを行うよう努めなければならない。

(町職員の責務)

第6条 町職員は、防災・減災対策に関する知識及び技術の習得に努め、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに防災・減災対策に関する必要な業務に従事し、町民等の生命、身体及び財産の保護に努めなければならない。

第3章 町民等及び自主防災組織の責務

(町民等及び自主防災組織の責務)

第7条 町民等は、その所有し、又は管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保、防災・減災に関する知識の習得その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自主防災組織の結成、防災訓練等への参加その他の防災・減災の取り組みを行うよう努めるものとする。

2 町民等は、災害時に備えるため、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 家族等の安否確認の手段の取り決め
- (2) 災害情報の入手手段の確保
- (3) 避難場所、避難経路及び避難方法の確認
- (4) 3日分以上の食料及び飲料の確保
- (5) 非常持出品の準備
- (6) 家具等の転倒防止及び落下防止の対策
- (7) 自宅の耐震性の確保
- (8) その他災害に対する備え

3 自主防災組織は、地域の特性に応じて当該地域に係る防災・減災に関する計画を作成するよう努めるとともに、防災訓練その他の自主防災活動の推進に努めるものとする。

4 町民等及び自主防災組織は、町の実施する防災・減災対策に積極的に協力するよう努めるものとする。

第4章 事業者の責務

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その所有し、又は管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保、消火、救助等のための防災資機材の整備その他の災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練等への参加その他の防災・減災の取り組みを行うよう努めるものとする。

2 事業者は、災害時における事業の継続又は早期の再開に関する計画を作成するよう努めるものとする。

3 事業者は、町の実施する防災・減災対策に積極的に協力するよう努めるものとする。

4 事業者は、災害時に備えるため、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 従業員等の安否確認の手段の確保
- (2) 災害情報の収集手段の確保
- (3) 避難場所、避難経路及び避難方法の確認
- (4) 3日分以上の食料及び飲料の確保
- (5) 事務用設備等の転倒防止及び落下防止の対策
- (6) 施設の耐震性の確保
- (7) その他災害に必要な備え

## 第5章 災害予防・応急対策

(他の地方公共団体及び事業者との協定の締結)

第9条 町は、災害の拡大を防止するため、あらかじめ、他の地方公共団体と相互応援に関する協定を締結するよう努めなければならない。

2 町は、災害時において、食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資、緊急輸送等の確保並びに施設及び設備の応急の復旧が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ関係事業者との間で協力の確保に関する協定を締結するよう努めなければならない。

3 町は、大規模災害に備え、猪名川町産業拠点地区防災連絡協議会に対し、防災に関する連携及び協力を求めるよう努めなければならない。

(自主防災活動への支援)

第10条 町は、町民等、自主防災組織及び事業者の自主防災活動への支援を行うよう努めなければならない。

(防災士の養成)

第11条 町は、地域の防災リーダーである防災士等の育成に努めるとともに、防災士等で構成される組織（以下「防災士組織」という。）に支援を行うよう努めなければならない。

(自主防災組織及び防災士組織のネットワークの構築)

第12条 自主防災組織及び防災士組織は、それぞれの有する防災に関する知識、経験等を共有するとともに、平常時及び災害時において相互に連携し、効果的な活動を行うことができるよう組織のネットワークの構築に取り組むよう努めるものとする。

2 町は、前項に定めるネットワークの構築にあたり支援を行うよう努めなければならない。

(ボランティア活動への支援)

第13条 町は、ボランティア活動を行う団体との連携を図るとともに、災害時において、当該団体の活動が円滑に行われるよう、町社会福祉協議会と協力し、環境の整備に努めなければ



ばならない。

(防災・減災に関する知識の普及等)

第14条 町は、町民等及び事業者が防災・減災についての理解と関心を深めることができるよう、防災・減災に関する知識の普及及び啓発に努めなければならない。

2 町は、学校教育及び社会教育における防災・減災に関する教育の実施に努めなければならない。

(防災訓練等の実施)

第15条 町は、町職員の防災・減災対策に関する能力の向上を図るため、町職員に対する防災訓練、防災研修等を行うよう努めなければならない。

2 自主防災組織は、毎年1回以上、防災訓練を行うよう努めるものとする。

3 町民等は、町、自主防災組織等が行う防災訓練に参加するよう努めるものとする。

4 事業者は、町、自主防災組織等が行う防災訓練に参加するよう努めるとともに、自ら防災訓練を行うよう努めるものとする。

(広告塔等の落下等の防止)

第16条 町内の広告塔、広告板その他建築物の屋外に取り付けられている工作物（以下「広告塔等」という。）を所有し、又は管理する町民等、事業者は、地震、暴風等による当該広告塔等の落下及び倒壊を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(避難に関する情報の提供等)

第17条 町は、災害時に備え、町民等、自主防災組織及び事業者に対し、災害の危険から逃れるために緊急に避難する場所として町長が指定する場所（以下「避難場所」という。）及び災害により自宅に留まる事ができない町民等が一時的に避難生活を行う場所として町長が指定する場所（以下「避難所」という。）の名称、位置その他避難するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

2 町は、災害時に備え、災害に関する情報、避難の指示等を町民等、自主防災組織及び事業者迅速かつ的確に提供し、又は伝達するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 町は、災害時に、町内における被害の状況を速やかに把握するため、自主防災組織に対し、地域における被害の状況に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

4 町民等、自主防災組織及び事業者は、あらかじめ避難場所、避難所、避難経路等の確認に努めるとともに、災害に関する情報の収集手段の確保に努めるものとする。

5 町民等、自主防災組織及び事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、自ら積極的に災害に関する情報の収集に努めるものとする。

(豪雨等による浸水及び土砂災害からの避難対策)

第18条 町は、豪雨に対して雨量及び河川の水位の観測体制を強化するとともに、気象情報

を早期かつ正確に把握し、その影響を的確に予測するよう努めなければならない。

2 町は、土砂災害に対して観測体制を強化するとともに、気象情報を早期かつ正確に把握し、その影響を的確に予測するよう努めなければならない。

3 町は、町民等、自主防災組織及び事業者に情報の迅速な伝達を行うため、情報伝達システムの整備に努めなければならない。

(避難所の運営)

第19条 町は、災害時に備え、避難所に防災資機材及び備蓄物資を配備し、その機能の充実に努めなければならない。

2 町は、避難所の運営に関し、あらかじめ、避難所となる施設の管理者及び関係者、自主防災組織、事業者等との連携を図り、災害時の避難所の運営に係る協力体制を整備するよう努めなければならない。

3 町民等は、災害時に、避難所の運営に協力するよう努めるものとする。

(避難行動要支援者への支援)

第20条 町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）への支援に関する計画の作成に努めなければならない。

2 町は、避難行動要支援者に対する地域支援団体の避難支援の取り組みが地域の特性に応じ効果的に行われるために、地域支援団体に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

3 地域支援団体は、災害時において、避難行動要支援者の安否の確認、救出及び救護を迅速に行うことができるよう、あらかじめ当該避難行動要支援者に関する情報の収集及び更新を行うとともに、第1項で定める計画に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 避難行動要支援者は、近隣住民との交流を行うよう努めるとともに、地域支援団体が行う前項の措置に協力するよう努めるものとする。

(物資の確保)

第21条 町は、災害時に備え、飲料水の供給のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、食糧、毛布その他の生活関連物資の確保に努めなければならない。

(緊急輸送の確保)

第22条 町民等、自主防災組織及び事業者は、災害時に、緊急輸送路の確保に協力するよう努めるものとする。

## 第6章 災害復旧・復興対策

(災害復旧・復興対策)

第23条 町及び道路管理者並びに電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む事業者

- は、町地域防災計画に定めるところにより、相互に連携して災害復旧に努めるものとする。
- 2 事業者は、災害により甚大な被害を受けたときは、その所有し、又は管理する施設及び設備の早期の復旧並びに事業の早期の再開に努めるものとする。
- 3 町、町民等、事業者は、災害により甚大な被害を受けたときは、相互に協力のうえ速やかな復興に努めるものとする。
- 4 町は、生活面等の課題が解決されていない被災者を対象とした生活復興を支援するため、弁護士等で構成される組織と協力し、体制の構築に努めなければならない。

## 第7章 他の地方公共団体への支援

(他の地方公共団体への支援)

- 第24条 町は、他の地方公共団体において大規模な災害が発生し、支援が必要と認めるときは、協定・覚書等に基づき、被災した地方公共団体に必要な支援を行うものとする。
- 2 町民等及び事業者は、前項に規定する支援について、必要に応じて協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 猪名川町防災会議運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、猪名川町防災会議条例（昭和39年条例第19号）第5条の規定に基づき、猪名川町防災会議（以下「防災会議」という。）の議事及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (会議)

第2条 防災会議は会長が招集し、その会議の議長となる。

2 防災会議は年度の当初及び防災に関し、会長が必要と認めるときは招集するものとする。

3 委員は、事故その他やむを得ない理由により防災会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

### (専決処分等)

第3条 急施を要する場合、次に掲げる事項については会長限りで専決することができる。

(1) 会長において、防災会議を招集する暇がないと認めたとき。

(2) 軽易な事項で速やかに措置を要するとき。

(3) その他防災会議の所掌のうち軽易な事項。

2 防災会議の所掌事務のうち、一部特定の機関のみ関係があるものについては、会長において関係委員と協議のうえ当該事項を専決処分することができる。

3 会長は前2項の規定による専決処分については、次の防災会議にその旨報告しなければならない。

### (異動報告)

第4条 委員は、異動等により変更があったときは、後任者がその職氏名及び異動年月日を速やかに会長に報告しなければならない。

### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、防災会議の議事及び運営について必要な事項は会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成7年6月15日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成24年9月25日から施行する。

## 猪名川町災害対策本部設置要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、猪名川町災害対策本部条例（昭和39年条例第17号）第4条の規定に基づき、猪名川町災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### （本部の設置）

第2条 本部は災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第23条の規定により、町域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、特にその対策又は防災の推進を図る必要があると認めるときに設置する。

### （組織）

第3条 本部は本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副町長をもって充てる。
- 4 本部員及び関係本部員は、別表第1に掲げる職員をもって充てる。

### （本部員会議及び関係本部員会議）

第4条 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し災害に関する応急対策の基本方針を協議し、決定するものとする。なお、本部員会議を招集するまでの間又は準備態勢時は、副本部長、関係本部員で構成する関係本部員会議を設置して応急対策（部長）を協議決定する。

- 2 条例第3条第1項の規定により災害対策本部の部及び同条第3項の部長ならびにその事務分掌は猪名川町地域防災計画のとおりとする。

### （本部連絡員）

第5条 各部に本部連絡員を置く。

- 2 本部連絡員は、各部長のそれぞれ指定するものをもって充てる。
- 3 本部連絡員は、各部所管の災害情報及び応急対策の状況を取りまとめて本部に報告し、本部からの連絡事項を各部に伝達する。
- 4 本部連絡員は、本部設置場所に常駐する。

### （配備態勢）

第6条 各部長は、本部長の命に基づき猪名川町地域防災計画により部員を配備する。ただし、本部長の命令がないときでもその状況に応じて部長においてその配備を決定することができる。この場合部長は直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。

### （配備計画の作成）

第7条 総務部長、各部長は、配備態勢の規模に応じる部員の配備計画を作成し、毎年4月30日までに本部長に提出しなければならない。

### （雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の活動について必要な事項は猪名川町地域防災計画の定めるところによる。

## 附 則

この要綱は、平成7年6月15日から施行する。

## 猪名川町災害見舞金給付要綱

昭和 4 4 年 9 月 1 8 日

告示第 6 9 号

## (目的)

第 1 条 この要綱は、町内に発生した災害によるり災者に対し、被害の程度に応じ見舞金を給付することを目的とする。

## (給付の範囲)

第 2 条 見舞金を給付する範囲は、水害、火災その他の災害により、人的並びに物的被害を受けた者に対して町長が見舞金の給付を必要と認めたものに対して行うものとする。

## (見舞金額)

第 3 条 見舞金は、特別の事情のない限り別表のとおりとする。

## (雑則)

第 4 条 この要綱の施行について、必要な事項は、そのつど町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和 4 4 年 9 月 1 5 日から適用する。

## 附 則 (昭和 5 2 年 8 月 4 日要綱第 1 0 号)

この要綱は、公布の日から施行し、昭和 5 2 年 7 月 2 0 日から適用する。

## 附 則 (平成 1 2 年 1 2 月 2 5 日要綱第 4 9 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

## 附 則 (平成 2 9 年 1 0 月 1 日要綱第 4 5 号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。

## 別表 (第 3 条関係)

| 被災の程度                           | 見舞金<br>(弔慰金) | 摘 要                          |
|---------------------------------|--------------|------------------------------|
| 家屋の<br>全焼／全壊／流失                 | 5 0, 0 0 0 円 | 家屋の被害度 5 0 % 以上をいう。          |
| 家屋の<br>半焼／大規模半壊／半壊一<br>部損壊／床上浸水 | 2 0, 0 0 0 円 | 家屋の被害度 1 0 % 以上 5 0 % 未満をいう。 |
| 死者                              | 5 0, 0 0 0 円 | 負傷後に於て死亡した者を含む。              |
| 重傷                              | 2 0, 0 0 0 円 | 治療 1 カ月以上の者                  |

## ○猪名川町防災士資格取得に係る助成金等支援事業実施要綱

平成 24 年 4 月 27 日

要綱第 15 号

改正 平成 26 年 3 月 31 日要綱第 13 号

平成 31 年 3 月 31 日要綱第 13 号

令和 2 年 3 月 31 日要綱第 17 号

令和 3 年 7 月 1 日要綱第 65 号

令和 5 年 3 月 31 日要綱第 22 号

## (目的)

第 1 条 この要綱は、平時には地域や企業での防災対策及び地域での啓発活動などを、被災時には公的援助が行われるまで、地域のリーダーとして人命救助とともに被害を最小限に抑える取り組みや避難所の運営などに助力できる住民を養成するため、日本防災士機構が認定する防災士（以下「防災士」という。）の資格取得事業（以下「支援事業」という。）に係る経費の一部を助成することにより、地域防災力の向上を図ることを目的とする。

## (対象者)

第 2 条 この要綱において助成の対象となる者は、猪名川町内に在住し、地域貢献を行う者で、在住する地域の防災関係団体（自主防災会、まちづくり協議会など）から推薦を受け、受講後に推薦を受けた地域の防災関係団体の各種防災活動に協力する者とする。

## (助成の内容)

第 3 条 町長は、前条の対象者に対し、支援事業に必要な経費の一部を予算の範囲において助成するものとする。

## (対象経費)

第 4 条 この助成の対象となる経費は、次に掲げる経費とし、20,000 円を限度とする。

- (1) 防災士試験受験料
- (2) 日本防災士機構への登録料
- (3) 防災士試験用テキスト料
- (4) 当該支援事業に要した交通費及び宿泊費
- (5) その他、資格取得に必要な経費であり、町長が必要と認めるもの

## (助成金の交付申請)

第 5 条 この事業の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、猪名川町防災士資格取得に係る助成金等支援事業申請書兼推薦書（様式第 1 号）を町長に提出するものとする。  
この場合において、兵庫県が実施するひょうご防災リーダー講座を受講しなければならない。

## (助成金の交付決定)

第 6 条 町長は、前条前段の規定する申請を受理したときは、第 2 条の規定に適合するかを審査



し、助成金の交付の適否を決定する。

- 2 町長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、猪名川町防災士資格取得に係る助成金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないことを決定したときは、猪名川町防災士資格取得に係る助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。
- 3 町長は、助成金の交付を決定する場合において、当該助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（実績報告）

第7条 申請者は、当該支援事業が完了したときは、速やかに猪名川町防災士資格取得に係る助成金等支援事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1） 対象講座を修了したことを証する書面の写し
- （2） 日本防災士機構に防災士として登録されたことを証する書面の写し
- （3） 当該支援事業に要した経費の領収を証明する書類の写し

- 2 申請者は、防災士登録を行った日から1月以内に実績報告書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると町長が認めたときは、この限りでない。

（助成金額の確定）

第8条 町長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、その報告に係る支援事業等の成果が、助成金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該申請者に猪名川町防災士資格取得に係る助成金交付確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第9条 申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、猪名川町防災士資格取得に係る助成金交付請求書（様式第6号）に前条の確定通知書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定に基づく請求があったときは、助成金を交付するものとする。

（助成金の決定の取消し等）

第10条 町長は申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 助成金を当該支援事業以外の用途に使用したとき。
- （2） 助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- （3） 支援事業の申請内容等を町長の承認なしに変更し、中止し、又は廃止したとき。
- （4） 支援事業等に関して、詐欺その他不正行為を行ったとき。
- （5） その他法令、条例若しくはこの要綱又はこれらに基づき町長が行った指示に違反したとき。

2 前項の規定は、支援事業等について交付すべき交付金等の額の確定があった場合においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第11条 町長は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、支援事業等の当該助成金が既に交付されているときは、申請者に対して期限を定めて、助成金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の備付け)

第12条 支援事業に係る庶務は、企画総務部生活安全課において処理することとし、当該支援事業等にかかる収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類を備付け、当該事業完了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施において必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日要綱第13号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月31日要綱第13号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日要綱第17号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月1日要綱第65号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月31日要綱第22号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

猪名川町長 様

住 所 猪名川町 .....

申請者氏名 ..... 印 .....

電 話 番 号 .....

猪名川町防災士資格取得に係る助成金等支援事業申請書兼推薦書

猪名川町防災士資格取得に係る助成金等支援を受けたいので、猪名川町防災士資格取得に係る助成金等支援事業実施要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

所属するまちづくり協議会名 ..... まちづくり協議会

猪名川町防災士資格取得に係る助成金等支援事業実施要綱第 2 条の規定により上記の申請者を推薦いたします。

まちづくり協議会

推薦者の職・氏名 ..... 印 .....

様式第 2 号(第 6 条関係)

第 号  
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町防災士資格取得に係る助成金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度猪名川町防災士資格取得に係る助成金等支援については、猪名川町防災士資格取得に係る助成金等支援事業実施要綱第 7 条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 交付の決定額 .....円

備考： 偽りその他不正の手段により助成金を受けたときは、助成金の一部又は全部を返還してもらいます。

様式第 3 号(第 6 条関係)

第 号  
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町防災士資格取得に係る助成金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度猪名川町防災士資格取得に係る助成金等支援については、下記の理由により交付しないことに決定したので通知します。

記

理由

様式第 4 号(第 7 条関係)

年 月 日

猪名川町長 様

住 所 猪名川町

申請者氏名 印

電 話 番 号

猪名川町防災士資格取得に係る助成金等支援事業実績報告書

年 月 日付第 号で助成金の交付決定があった補助事業等下記のとおり  
実施したので、猪名川町防災士資格取得に係る助成金等支援事業実施要綱第 8 条の規定  
により、下記のとおり報告します。

記

1. 研修講座受講期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2. 所属するまちづくり協議会名 ..... まちづくり協議会

3. 添付書類

- ・ ひょうご防災リーダー講座修了証明書の写し
- ・ 防災士認証状および防災士証それぞれの写し
- ・ 補助経費の領収を証明する書類の写し

様式第 5 号(第 8 条関係)

第 号  
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町防災士資格取得に係る助成金交付確定通知書

さきに提出のあった猪名川町防災士資格取得に係る助成金等支援事業実績報告書を審査した結果、適正と認め、猪名川町防災士資格取得に係る助成金等支援事業実施要綱第 9 条にもとづき、補助金等の額を下記のとおり確定したので、通知します。

記

1. 交付確定額 .....円

様式第 6 号(第 9 条関係)

年 月 日

猪名川町長 様

住 所 猪名川町

申請者氏名 印

電 話 番 号

猪名川町防災士資格取得に係る助成金交付請求書

猪名川町防災士資格取得に係る助成金等支援事業実施要綱第 10 条の規定により、次のとおり請求します。

記

1. 請求額 .....円

2. 助成金の振込先

|            |     |    |
|------------|-----|----|
| 金融機関       | 銀行  | 支店 |
| (預金種別)口座番号 | ( ) |    |
| フリガナ       |     |    |
| 口座名義       |     |    |



様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 8 条関係)

様式第 6 号 (第 9 条関係)

## ○猪名川町指定緊急避難場所の開設及び運営助成事業実施要綱

平成 27 年 12 月 28 日

要綱第 57 号

## (目的)

第 1 条 この要綱は、町の公共施設に限らず地域の集会所等を緊急避難場所として利用することを推進することで、より身近で安全な緊急避難場所の提供が行われること及び住民の自助、共助意識の醸成により災害時における地域主導の避難が実施され、地域防災力の向上を図ることを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。
- (2) 避難所 災害発生後に、被災者等を一定期間滞在させるための施設等をいう。
- (3) 指定避難所 町長が指定した避難所をいう。
- (4) 緊急避難場所 災害から命を守るために緊急的に避難する場所や施設等をいう。
- (5) 指定緊急避難場所 町長が指定した緊急避難場所をいう。

## (助成対象者等)

第 3 条 この要綱において助成の対象となる者は、指定緊急避難場所の開設及び運営を行う施設管理者又はその代理者とする。

## (対象施設要件)

第 4 条 この助成の対象となる施設等の要件は、指定緊急避難場所であることを原則とする。ただし、住民等の生命、財産等を保護するため、やむを得ず緊急避難場所として開設を行う必要があったと認められる場合はその限りではない。

## (指定緊急避難場所の適合要件)

第 5 条 指定緊急避難場所は、公共施設を除く施設等のうち、以下の要件に適合していることを必要とする。

- (1) 災害の危険性から住民を守ることができる立地、構造等を有していること。
- (2) 自治会館、集会所等公共性を有する施設等であること。
- (3) 不特定多数の避難に応じることができること。

## (助成の内容)

第 6 条 町長は、災害時において公共施設以外の指定緊急避難場所が開設された場合、その指定緊急避難場所の開設から閉鎖までの避難場所運営経費を助成するものとする。

- 2 指定緊急避難場所の設置及び運営 1 回あたりの助成額は 5, 0 0 0 円とする。
- 3 助成は 1 つの災害につき各指定緊急避難場所 1 回までとする。
- 4 複数の災害が同時又は極めて短期間に集中的に発生し、指定緊急避難場所の開設期間が重複した場合の助成は 1 回とする。

(助成対象となる災害等要件)

第 7 条 この助成の対象となる災害は、指定緊急避難場所を開設している時間帯で以下のいずれかの情報が発令されている場合、又は緊急避難場所の開設が必要だったと町長が特に認めたときとする。

(1) 気象庁が猪名川町を対象として発令する以下の情報

大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、土砂災害警戒情報

(2) 猪名川町が発令する情報(ただし、該当地域に発令されていること。)

避難準備情報、避難勧告、避難指示

(緊急避難場所開設等の報告)

第 8 条 緊急避難場所の施設管理者等は、緊急避難場所の開設及び閉鎖時、また避難者増加等の避難場所の状況を必要に応じて、町長に電話等により報告をしなければならない。

(助成金の交付申請)

第 9 条 この事業の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、指定緊急避難場所の開設時に町長に報告し、指定緊急避難場所を開設した日から起算して 1 4 日以内に、猪名川町指定緊急避難場所の開設及び運営助成事業申請書兼報告書(様式第 1 号。以下「助成事業申請書」という。)を町長に提出するものとする。

- 2 災害時に何らかの理由で指定緊急避難場所として開設したことを町長に報告ができない場合は指定緊急避難場所を開設した日から起算して 3 日以内に指定緊急避難所を開設した旨を町長に報告し、指定緊急避難場所を開設した日から起算して 1 4 日以内に助成事業申請書を町長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第 1 0 条 町長は、前条に規定する申請を受理したときは、本要綱に規定する助成対象要件に適合するかを審査し、助成金の交付の適否を決定する。

- 2 町長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、猪名川町指定緊急避難場所の開設及び運営助成金交付決定通知書(様式第 2 号)により、交付しないことを決定したときは、猪名川町指定緊急避難場所の開設及び運営助成金不交付決定通知書(様式第 3 号)により、当該申請者に通知する。

(助成金の請求)

第 1 1 条 申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、猪名川町指定緊急避難場所の開設及び運営助成金交付請求書(様式第 4 号)に前条の交付決定通知書の写しを添えて、町長に提

出しなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づく請求があったときは、助成金を交付するものとする。

(助成金交付決定の取り消し)

第12条 町長は申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 助成事業等に関して、詐欺その他不正行為を行ったとき。

(2) その他法令、条例若しくはこの要綱又はこれらに基づき町長が行った指示に違反したとき。

(助成金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、支援事業の当該助成金が既に交付されているときは、申請者に対して期限を定めて、助成金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の備付け)

第14条 助成事業に係る庶務は、企画総務部生活安全課において処理することとし、当該助成事業等にかかる収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類を備付け、当該事業完了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施において必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 9 条関係)

年 月 日

猪名川町長 様

住 所 .....

申請者氏名 ..... 印 .....

電 話 番 号 .....

猪名川町指定緊急避難場所の開設及び運営助成事業申請書兼報告書

猪名川町指定緊急避難場所の開設及び運営助成事業実施要綱第 9 条の規定により助成事業に申請するとともに、下記のとおり報告します。

記

|                       |                                  |
|-----------------------|----------------------------------|
| (1) 開設した指定緊急避難場所の施設名称 |                                  |
| (2) 施設を開設及び閉鎖した日時     | (開設) 年 月 日 時 分<br>(閉鎖) 年 月 日 時 分 |
| (3) 指定緊急避難場所を開設した理由   |                                  |
| (4) のべ避難者数            | 人                                |

様式第2号(第10条関係)

第 号  
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町指定緊急避難場所の開設及び運営助成金交付決定通知書

年 月 日付で報告のあった指定緊急避難場所開設報告書については、猪名川町指定緊急避難場所の開設及び運営助成事業実施要綱第10条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 交付の決定額 .....円

備考： 偽りその他不正の手段により助成金を受けたときは、助成金の一部又は全部を返還してもらいます。

様式第3号(第10条関係)

第 号  
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町指定緊急避難場所の開設及び運営助成金不交付決定通知書

年 月 日付で報告のあった指定緊急避難場所開設報告書については、下記の理由により交付しないことに決定したので通知します。

記

理由

様式第4号(第11条関係)

年 月 日

猪名川町長 様

住 所 .....

申請者氏名 ..... 印 .....

電 話 番 号 .....

猪名川町指定緊急避難場所の開設及び運営助成金交付請求書

猪名川町指定緊急避難場所の開設及び運営助成事業実施要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

記

1. 請求額 ..... 円

2. 助成金の振込先

|              |     |    |
|--------------|-----|----|
| 金融機関         | 銀行  | 支店 |
| (預金種別)口座番号   | ( ) |    |
| フリガナ<br>口座名義 |     |    |



## ○猪名川町水防対策支援事業実施要綱

平成 28 年 3 月 15 日

要綱第 9 号

## (目的)

第 1 条 この要綱は、大雨等による災害から住民の生命及び財産を住民自らが保護するために、水防資材として土のうを地域で作成及び備蓄することを推進し、災害時等に備蓄した土のうを住民が利用することで地域防災力の向上を図ることを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。
- (2) 水防資材 大雨等による水害の防止又は被害軽減のために用いる資材をいう。
- (3) 土のう 布袋の中に土砂を詰めた土木資材をいう。
- (4) 水防対策事業 水害対策のために土のうを作成及び備蓄する訓練をいう。

## (助成対象事業)

第 3 条 この助成の対象となる事業は、住民が主体となって実施する水防対策事業とする。

2 助成対象事業は、参加者全員の傷害保険及び賠償責任保険の加入を必要とする。

## (助成対象者)

第 4 条 この要綱において助成の対象となる者は、水防対策事業の実施責任者又はその代理者とする。

2 助成は 1 団体に対し、年間 1 回のみとする。ただし、災害等の発生により土のうの備蓄が不足したと認められる場合はその限りではない。

## (助成対象経費)

第 5 条 この要綱において助成金を交付する対象となる経費は、助成対象事業に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。

2 助成金は、別表に掲げる助成対象品目ごとに定めた助成限度額又は助成数量上限のいずれかを満たした場合、その上限額又は数量に対して交付決定し、助成限度額及び数量の上限に満たない場合は、実費額を助成する。

## (土のうの管理等)

第 6 条 水防対策事業の実施責任者は、土のうの劣化を防止するため、土のう袋は紫外線劣化防止剤を添加した UV 土のう袋を選択することに努めることとする。

2 水防対策事業の実施責任者は、土のうの劣化を防止するため、土のうに日光や風雨が直接あたらないよう、土のうをブルーシートなどで覆う等の処置を施すこととする。

3 水防対策事業の実施責任者は、備蓄土のうによる事故、けが等が発生しないよう土のうの備蓄箇所を選定に留意しなければならない。

4 備蓄土のうによる事故等が発生した場合は、水防対策事業の実施責任者又は備蓄土のうの管理責任者がその責を負うこととする。

5 備蓄土のうの廃棄等処分は、水防対策事業の責任者又は備蓄土のうの管理責任者が実施するものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 この事業の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、猪名川町水防対策支援助成金交付申請書兼実施計画書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を事業実施予定日から起算して30日前に町長に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第8条 町長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請書に係る書類の審査及び現地調査等により、助成事業の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、助成金交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、猪名川町水防対策支援助成金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないことと決定したときは、猪名川町水防対策支援助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

(助成事業完了実績報告)

第9条 前条の規定により、交付決定を受けた申請者は、助成事業が完了したときは、それらの事実のあった日から30日以内に水防対策事業実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて報告しなければならない。

(1) 領収書等証拠書類

(2) 活動状況及び成果物等を示す書類

(助成金の額の確定及び精算)

第10条 町長は、前条に規定する報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び現地調査等により、当該報告に係る助成事業の効果が助成金の交付の決定の内容に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、猪名川町水防対策支援助成金交付額確定通知書（様式第5号。以下「確定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第11条 申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、猪名川町水防対策支援助成金交付請求書（様式第6号）に前条の確定通知書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第12条 町長は、実績報告書を受理した場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及び

これに付した条件に適合しないと認めたときは、これらに適合させるための措置をとるよう当該助成事業者に命ずることができる。

(助成金交付決定の取り消し)

第13条 町長は申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 助成事業に関して、詐欺その他不正行為を行ったとき。

(2) その他法令、条例若しくはこの要綱又はこれらに基づき町長が行った指示に違反したとき。

(助成金の返還)

第14条 町長は前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、支援事業の当該助成金が既に交付されているときは、申請者に対して期限を定めて、助成金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の備付け)

第15条 助成事業に係る庶務は、企画総務部生活安全課において処理することとし、当該助成事業等にかかる収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類を備付け、当該事業完了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施において必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

| 助成対象品目等     | 助成限度額     | 助成数量上限 | 備考              |
|-------------|-----------|--------|-----------------|
| 土のう袋        | 12,000円   | 200袋   |                 |
| 土砂          | 20,000円   | 3トン    |                 |
| ブルーシート      | 4,000円    | 2枚     |                 |
| パレット        | 10,000円   | 2個     |                 |
| 軍手          | 1,000円    | 50双    |                 |
| 事業参加者の保険加入費 | 1人あたり150円 |        | 傷害保険、賠償責任保険とも加入 |

年 月 日

猪名川町長 様

住 所 .....

申請者氏名 ..... 印 .....

電 話 番 号 .....

猪名川町水防対策支援助成金交付申請書兼実施計画書

猪名川町水防対策支援事業実施要綱第 7 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

|                         |        |    |      |
|-------------------------|--------|----|------|
| 事業名称                    |        |    |      |
| 主催者名                    |        |    |      |
| 事業目的                    |        |    |      |
| 開催日時                    |        |    |      |
| 開催場所・備蓄場所<br>(地図等図面を添付) |        |    |      |
| 参加予定人数                  | 人      |    |      |
| 助成金交付申請額                | 円      |    |      |
| 助成金交付申請額内訳              | 品目     | 数量 | 小計金額 |
|                         | 土のう袋   | 袋  | 円    |
|                         | 土砂     | トン | 円    |
|                         | ブルーシート | 枚  | 円    |
|                         | パレット   | 個  | 円    |
|                         | 軍手     | 双  | 円    |
|                         | 保険加入費用 | 人  | 円    |

第 号  
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町水防対策支援助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった猪名川町水防対策支援助成金交付申請書兼実施計画書については、猪名川町水防対策支援事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 交付の決定額 .....円

2. 交付決定額の内訳

| 品目     | 助成金交付額内訳 |
|--------|----------|
| 土のう袋   | 円        |
| 土砂     | 円        |
| ブルーシート | 円        |
| パレット   | 円        |
| 軍手     | 円        |
| 保険加入費用 | 円        |

備考： 偽りその他不正の手段により助成金を受けたときは、助成金の一部又は全部を返還してもらいます。

様式第3号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町水防対策支援助成金不交付決定通知書

年 月 日付で報告のあった猪名川町水防対策支援助成金交付申請書兼実施計画書  
については、下記の理由により交付しないことに決定したので通知します。

記

理由

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

猪名川町長 様

住 所 .....

申請者氏名 ..... 印 .....

電 話 番 号 .....

### 水防対策事業実績報告書

猪名川町水防対策支援事業実施要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

#### 記

|                         |        |    |      |
|-------------------------|--------|----|------|
| 事業名称                    |        |    |      |
| 主催者名                    |        |    |      |
| 事業目的                    |        |    |      |
| 開催日時                    |        |    |      |
| 開催場所・備蓄場所<br>(地図等図面を添付) |        |    |      |
| 参加人数                    | 人      |    |      |
| 支出額                     | 円      |    |      |
| 支出内訳                    | 品目     | 数量 | 小計金額 |
|                         | 土のう袋   | 袋  | 円    |
|                         | 土砂     | トン | 円    |
|                         | ブルーシート | 枚  | 円    |
|                         | パレット   | 個  | 円    |
|                         | 軍手     | 双  | 円    |
|                         | 保険加入費用 | 人  | 円    |

#### 添付書類

- ・ 領収書等証拠書類
- ・ 活動状況及び成果物等を示す書類

様式第5号(10条関係)

第 号  
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町水防対策支援助成金交付額確定通知書

年 月 日付で提出のあった水防対策事業実績報告書を審査した結果、適正と認め、猪名川町水防対策支援事業実施要綱第10条の規定により、助成金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

1. 交付の確定額 .....円

2. 交付確定額の内訳

| 品目     | 助成金交付額内訳 |
|--------|----------|
| 土のう袋   | 円        |
| 土砂     | 円        |
| ブルーシート | 円        |
| パレット   | 円        |
| 軍手     | 円        |
| 保険加入費用 | 円        |



様式第6号(第11条関係)

年 月 日

猪名川町長 様

住 所 .....

申請者氏名 ..... 印 .....

電 話 番 号 .....

猪名川町水防対策支援助成金交付請求書

猪名川町水防対策支援事業実施要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

記

1. 助成金請求額 ..... 円

2. 助成金の振込先

|              |     |    |
|--------------|-----|----|
| 金融機関         | 銀行  | 支店 |
| (預金種別)口座番号   | ( ) |    |
| フリガナ<br>口座名義 |     |    |

## 兵庫県消防防災ヘリコプター運航管理要綱

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）
- 第 2 章 運航管理（第 4 条～第 12 条）
- 第 3 章 使用手続（第 13 条～第 14 条）
- 第 4 章 補則（第 15～第 16 条）

## 第 1 章 総則

## （趣旨）

第 1 条 この要綱は、兵庫県が運航する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航及び管理について必要な事項を定める。

## （他の法令との関係）

第 2 条 航空機の運航及び管理は、航空関係法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## （用語の定義）

第 3 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

## (1) 航空機等

航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう。

## (2) 消防防災業務

航空機を使用して行う救急活動、救助活動、火災防御活動、情報収集活動、災害応急対策活動、広域航空消防防災応援活動、その他の消防防災活動に関する業務をいう。

## (3) 航空隊員

航空機に搭乗し、消防防災業務に従事する兵庫県消防防災航空隊の隊員をいう。

## (4) 自隊訓練

航空隊員が基本技術及び応用技術の習得、習熟及び維持向上を図るために隊内で行う訓練をいう。

## 第 2 章 運航管理

## （総括管理者）

第 4 条 航空機の運航管理の総括は、兵庫県防災監（以下「防災監」という。）が行い消防保安課長が補佐する。

## （運航責任者）

第 5 条 運航責任者は、兵庫県消防防災航空隊の隊長（以下「隊長」という。）とし、航空隊員の指揮監督及び航空機の運航管理に関する業務を行う。なお、隊長に事故があるときは、副隊長が代行する。

## （運航安全管理者）

第6条 運航安全管理者は、航空機の運航その他の消防防災業務に関する専門的な知見を有する者を充てるものとし、航空機の運航の安全を確保する観点から、運航責任者、機長その他の関係者に対する航空機の運航、消防防災業務の実施、航空隊員の健康管理その他必要と認める事項に関する助言、教育訓練計画等の立案及びこれらの業務に必要な調査研究等を行う。

(航空機に搭乗する者の指定)

第7条 隊長は、搭乗する航空隊員を指定するとともに、運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

(業務指揮者)

第8条 業務指揮者は、消防防災業務に関する知識及び技術を有する隊員の中から、隊長が指定するものとし、消防防災業務の指揮を行う。

2 業務指揮者は、航空機に搭乗中、運航責任者による航空機の安全維持に関する指示に従い、隊員（他の搭乗者を含む。）を指揮監督して消防防災業務の遂行に万全を期さなければならない。

(飛行作業命令)

第9条 隊長は、航空機の運航、消防防災業務及び自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空業務計画として飛行作業命令を定めなければならない。ただし、緊急運航にあつてはこの限りでない。

(運航基準)

第10条 航空機は、次に掲げる活動でその特性を十分に活用することができ、かつその必要性が認められ、気象条件等が運航可能な場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

救急現場からの傷病者の緊急搬送、救急現場への医師及び医療資機材等の搬送並びに高次医療機関への傷病者の搬送など

(2) 救助活動

水難事故、山岳遭難事故及び火災等における要救助者の捜索並びに救助、救出など

(3) 火災防御活動

林野火災等の大規模火災における空中消火、人員及び資機材の搬送、伝達広報など

(4) 情報収集活動

火災、救急、救助事案等に伴う情報収集活動など（被害状況調査を含む）

(5) 災害応急対策活動

災害時の状況把握、緊急物資、医薬品等の輸送及び対策要員、医師等の搬送並びに住民への避難誘導、警報等の伝達など

(6) 広域航空消防防災応援活動

応援協定等に伴う相互応援活動及び緊急消防援助隊に伴う活動など

(7) 災害予防活動

災害危険箇所等への調査、各種防災訓練への参加及び住民への災害予防広報など

(8) 訓練のための活動

自隊訓練、緊急消防援助隊訓練、他機関合同訓練など

(9) その他防災監が必要と認める活動

- 2 航空機の運航は、気象条件及び点検整備等により運航できない場合を除き、原則として日の出から日没までの間とする。ただし、運航責任者が必要と認めた場合は、夜間照明設備のある場所に限り、日の出前又は日没後に離着陸することができるものとする。

(緊急運航)

第11条 緊急運航とは、前条第1項第1号から第6号に規定する運航をいう。

- 2 緊急運航は、第9条に規定する飛行作業命令に基づく航空機の運航（以下「通常運航」という。）に優先する。
- 3 運航責任者は、緊急運航を要する事態が生じた場合には、直ちに航空機の出動について決定し、航空機の通常運航中であつては通常運航を中断し緊急運航を優先する。
- 4 緊急運航に関して必要な事項は、兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領に定める。

(情報連絡及び報告)

第12条 業務指揮者は、航空機の搭乗中に得た重要な情報等を遅滞なく運航責任者に報告しなければならない。

- 2 業務指揮者は、航空機に搭乗し業務（緊急運航の場合を除く。）を終了したときは、運航状況等について運航活動報告書（様式第1号）を作成し、保管しなければならない。

### 第3章 使用手続

(使用申請)

第13条 航空機の使用を予定（希望）するものは、使用する日の2ヶ月前までに、兵庫県消防防災ヘリコプター使用申請書（様式第2号）を作成し、防災監に申請するものとする。

- 2 訓練等参加申請の場合は、訓練等実施日の2ヶ月前までに、兵庫県消防防災航空隊合同訓練等参加申請書（様式第3号）を作成し、防災監に申請するものとする。
- 3 前項に規定する申請は、兵庫県消防防災航空隊において受理するものとする。
- 4 防災監が指定した臨時離着陸場以外の場所を離着陸に使用するときは、速やかに所有者又は管理者の使用承認を得るとともに、その場所及び周辺の略図を付して申請するものとする。

(使用承認)

第14条 防災監は、前条の使用申請があつた場合、その使用内容、飛行経路、離着陸場所及び飛行時間等について審査のうえ、適当と認めたときは承認するものとする。

- 2 防災監は、前項により承認した場合は、兵庫県消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第4号）又は兵庫県消防防災航空隊合同訓練等参加承認書（様式第5号）を申請者に交付するものとする。

### 第4章 補則

(事故の報告)

第15条 機長は、航空機に搭乗し消防防災業務中に、航空機の事故が発生した場合は、その状況を運航責任者に報告しなければならない。

- 2 運航責任者は、機長から航空機の事故発生を報告を受けた場合には、直ちに総括管理者に事故に関する報告を行わなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるほか、航空機の運航及び管理に必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成12年5月1日から施行する。
- 2 兵庫県航空機使用管理要綱（昭和55年7月15日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月7日から施行する。

(様式第1号)

# 運 航 活 動 報 告 書

年 月 日 ( )

兵 庫 県 消 防 防 災 航 空 隊 長 様

業 務 指 揮 者

|                |                      |       |           |         |         |         |              |
|----------------|----------------------|-------|-----------|---------|---------|---------|--------------|
| 年 月 日          | 年 月 日 ( )            |       |           |         |         | 天候 ( )  |              |
| 任 務            | 機 体                  |       |           |         |         |         |              |
| 機 長 名          |                      |       | 副 操 縦 士 名 |         |         | 整 備 士 名 |              |
| 業 務 指 揮 者      |                      |       | 隊 員 名     | . . . . |         |         |              |
| 運 航 経 路<br>時 刻 | 離陸・開始                | 着陸・終了 | 内容・時分     | 離陸・開始   | 着陸・終了   | 内容・時分   | 活動時間         |
|                |                      |       |           |         |         |         | 飛行時間         |
|                |                      |       |           |         |         |         |              |
|                |                      |       |           |         |         |         |              |
|                |                      |       |           |         |         |         | 消費燃料         |
|                |                      |       |           |         |         |         |              |
|                |                      |       |           |         |         |         |              |
|                |                      |       |           |         |         |         | 現地での<br>燃料補給 |
|                |                      |       |           |         |         |         |              |
|                | 搭 乗 者 及 び<br>搭 載 物 資 | 搭 乗 者 |           |         | 搭 載 物 資 |         |              |
| 氏 名            |                      |       | 品 名       | 個 数     | 単 重 量   | 合 計 重 量 |              |
|                |                      |       |           |         |         |         |              |
|                |                      |       |           |         |         |         |              |
|                |                      |       |           |         |         |         |              |
|                |                      |       |           |         |         |         |              |
| 活 動 内 容        |                      |       |           |         |         |         |              |
| 備 考            |                      |       |           |         |         |         |              |

(様式第2号)

## 兵庫県消防防災ヘリコプター使用申請書

番 号

年 月 日

兵庫県防災監様

申請者(職名・氏名)

次のとおり航空機の使用を申請します。

|          |                               |    |    |    |       |
|----------|-------------------------------|----|----|----|-------|
| 使用日時     | 年 月 日 時 分から ( 時間 分 )<br>時 分まで |    |    |    |       |
| 使用内容     |                               |    |    |    |       |
| 飛行経路時刻   | 搭乗希望地                         |    |    |    | 片道・往復 |
|          | 目的地                           |    |    |    |       |
|          | 臨時離着陸のため使用する場所                |    |    |    |       |
|          | 帰着希望地                         |    |    |    |       |
|          |                               |    |    |    |       |
| 搭乗者      | 所属                            | 職名 | 氏名 | 年齢 | 備考    |
|          |                               |    |    |    |       |
|          |                               |    |    |    |       |
|          |                               |    |    |    |       |
|          |                               |    |    |    |       |
|          |                               |    |    |    |       |
| 担当者及び連絡先 |                               |    |    |    |       |
| 備考       |                               |    |    |    |       |

※ 使用にかかる事業計画書を添付してください。

## 兵庫県消防防災航空隊合同訓練等参加申請書

番 号

年 月 日

兵庫県防災監様

申請者(職名・氏名)

このたび 〃 を次のとおり実施いたしますので、兵庫県消防防災航空隊の参加をお願いします。

1 日時

年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで

2 場所(会場)

3 訓練の概要

(1) 主催者： (2) 参加予定人員：

4 消防防災航空隊の訓練内容

(1) 訓練種目(項目を○で囲んで下さい。)

ア 救急搬送訓練 イ 救出救助訓練 ウ 消火訓練 エ 情報収集訓練  
オ 物資輸送訓練 カ 要請訓練(電話会議) キ その他 ( )

(2) 訓練内容(簡潔に記載してください。)

(3) 他機関航空機の参加 有 ・ 無 (○で囲んでください。)

5 臨時離着陸場予定地 有 ・ 無 (○で囲んでください。)

(1) 名称：

(2) 所在地：

(3) 目標：

6 搭乗者

| 所 属 | 職 名 | 氏 名 | 年齢 |
|-----|-----|-----|----|
|     |     |     |    |
|     |     |     |    |
|     |     |     |    |

7 連絡先(担当者所属、氏名、電話番号)

8 添付書類

(1) 訓練計画書

(2) 現場図面(1/10000、1/50000、住宅地図等に会場、臨時離着陸場、撒水場所、汲水場所等を明示してください。)

(3) 現場写真(会場、臨時離着陸場、撒水場所、汲水場所等を四方から撮影してください。)



(様式第4号)

## 兵庫県消防防災ヘリコプター使用承認書

番 号  
年 月 日

様

兵庫県防災監

年 月 日付 第 号で申請のあった兵庫県消防防災ヘリコプターの使用については、次のとおり承認します。

|                                                                             |                              |    |    |    |       |
|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------|----|----|----|-------|
| 承認番号                                                                        |                              |    |    |    |       |
| 使用日時                                                                        | 年 月 日 時 分から ( 時間 分)<br>時 分まで |    |    |    |       |
| 臨時離着陸のために使用する場所                                                             |                              |    |    |    |       |
| 飛行区域又は飛行経路                                                                  | 搭乗希望地                        |    |    |    | 片道・往復 |
|                                                                             | 目的地                          |    |    |    |       |
|                                                                             | 帰着希望地                        |    |    |    |       |
| 搭乗者                                                                         | 所属                           | 職名 | 氏名 | 年齢 | 備考    |
|                                                                             |                              |    |    |    |       |
|                                                                             |                              |    |    |    |       |
|                                                                             |                              |    |    |    |       |
|                                                                             |                              |    |    |    |       |
|                                                                             |                              |    |    |    |       |
| 条 件                                                                         |                              |    |    |    |       |
| <b>注意事項</b><br>1 承認書に記載された目的地の変更は、やむを得ない事情のある場合に限る。<br>2 搭乗者は、航空隊員の指示に従うこと。 |                              |    |    |    |       |

(様式第5号)

## 兵庫県消防防災航空隊合同訓練等参加承認書

番 号

年 月 日

様

兵庫県防災監

年 月 日付 第 号で申請のあった兵庫県消防防災航空隊の合同訓練等の参加申請については、次のとおり承認します。

|                                     |                               |     |     |     |     |
|-------------------------------------|-------------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 承認番号                                |                               |     |     |     |     |
| 使用日時                                | 年 月 日 時 分から ( 時間 分 )<br>時 分まで |     |     |     |     |
| 内 容                                 |                               |     |     |     |     |
| 飛行経路刻                               |                               |     |     |     |     |
| 搭 乗 者                               | 所 属                           | 職 名 | 氏 名 | 年 齢 | 備 考 |
|                                     |                               |     |     |     |     |
|                                     |                               |     |     |     |     |
|                                     |                               |     |     |     |     |
|                                     |                               |     |     |     |     |
|                                     |                               |     |     |     |     |
| 条 件                                 |                               |     |     |     |     |
| <b>注意事項</b><br>1 搭乗者は、航空隊員の指示に従うこと。 |                               |     |     |     |     |

## 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、兵庫県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第11条第4項の規定に基づき、兵庫県消防防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定める。

(緊急運航の要件)

第2 緊急運航は、原則として、要綱第10条第1項第1号から6号までに掲げる活動で、次の要件を充たす場合に運航することができるものとする。

- (1) 公共性 災害等から県民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。  
(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、身体及び財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)
- (3) 有効性 兵庫県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）による活動が災害を防御するうえで、最も有効な手段であること。

(緊急運航の要請基準)

第3 緊急運航は、第2の要件を充たし、かつ、次に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

(1) 救急活動

ア 救急現場から救命救急センター等への緊急搬送

救急現場から傷病者を緊急に救命救急センター等へ搬送する必要がある場合で、航空機による搬送が救急自動車又は船舶による搬送より時間が短縮できる場合

イ 救急現場への医師の搬送及び医療資機材等の輸送

救急現場において緊急医療を行うため、医師及び医療資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 傷病者の緊急転送

傷病者の応急処置等のために一時的に収容された医療機関から、高次医療機関又は当該傷病者に必要な処置が可能な医療機関に緊急に搬送する場合で、医師が搭乗できる場合

エ 県内の救命救急センター等への傷病者の転院搬送

県内の救命救急センター等へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、搬送元医療機関又は搬送先医療機関の医師が搭乗できる場合

オ 遠隔地の高次医療機関への傷病者の転院搬送

遠隔地の高次医療機関へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、搬送元医療機関又は搬送先医療機関の医師が搭乗できる場合

カ 高速道路上での事故

高速自動車国道及び自動車専用道路上での事故で、救急車での収容、搬送が困難と認められる場合

キ 臓器の緊急搬送

公益社団法人日本臓器移植ネットワークの要請を受け、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）の規定に基づき、摘出された臓器を緊急に搬送する必要がある場合で、かつ、医師が搭乗できる場合

- ク その他救急活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合
- (2) 救助活動
  - ア 水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助
    - 水難事故（水面からの救助に限る。）、山岳遭難事故等において、航空機による捜索又は救助の必要があると認められる場合
  - イ 高層建築物火災における救助
    - 高層建築物火災において、地上からの救助が困難で、航空機による救助が必要と認められる場合
  - ウ 山崩れ、洪水、河川の増水等により、陸上から接近できない要救助者等の救助
    - 山崩れ、洪水、河川の増水、高潮等により、陸上からの救助が困難で、航空機による救助が必要と認められる場合
  - エ その他救助活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合
- (3) 火災防御活動
  - ア 林野火災等における空中からの消火活動
    - 地上における消火活動では消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合
  - イ 消防隊員、消防資機材等の搬送
    - 大規模林野火災等において、人員（防御計画を立案するための上空視察）、資機材等の搬送手段がない場合又は航空機による搬送が有効と認められる場合
  - ウ その他火災防御活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合
- (4) 情報収集活動
  - ア 救急活動、救助活動、火災防御活動に伴う情報収集
    - 前(1)から(3)のうち、別表第1の出動区分が第1出動に区分される事案で、航空機による活動が予測される災害において、早期に災害状況を把握する必要があると認められる場合
  - イ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（発生中事案）
    - 消防組織法第40条に基づく「火災・災害等即報要領」に規定する即報基準のうち、火災等即報、救急・救助事故即報に定める災害に該当若しくは該当する可能性がある事案（以下「火災・災害等即報該当事案」という。）が運航時間内に発生若しくは発生中で、早期に情報収集活動が必要と認める場合
  - ウ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（終息事案）
    - 火災・災害等即報該当事案で、運航時間外に発生し、かつ、終息した事案で情報収集が必要な場合
  - エ 「火災・災害等即報該当事案」に該当しない事案
    - 上記ア、イ、ウの他、地上のみでは情報収集が困難であり、航空機による情報収集活動の必要があると認められる場合
  - オ その他広範囲な被害状況調査等を行う必要がある場合
- (5) 災害応急対策活動
  - ア 被災状況等の調査及び情報収集活動
    - 地震、津波等の自然災害が発生若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合
  - イ 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
    - 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食糧、衣料、その他の生活必需品・

復旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

ウ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の情報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

エ その他災害応急対策活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合

(6) 広域航空消防防災応援活動

消防防災業務に関する応援協定等に伴う要請及び消防組織法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊等の要請で応援の必要があると認められる場合

(通常時における緊急運航)

第4 通常時における緊急運航の要請は、市町若しくは消防事務組合の長、消防長又はそれらの者から委任された者（以下「要請者」という。）が、防災監が指定する電話会議システムにより行うものとし、その後、兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）をファクシミリ等により提出するものとする。なお、臓器の緊急搬送に係る事項については、別に定める。

2 前項の要請は、兵庫県消防防災航空隊において受理するものとする。

3 兵庫県消防防災航空隊の運航責任者は、第1項に規定する要請に対し、次のとおり対応するものとする。

(1) 別表第1の要請区分で出動区分が「第1出動」に該当する場合は、直ちに出動の可否を決定し、要請者に回答する。

(2) 別表第1の要請区分で出動区分が「第2出動」に該当する場合は、消防保安課を経由して防災監に出動の可否の判断を仰ぎ、防災監の決定内容に基づき要請者に回答する。

(兵庫県災害対策本部等設置時における緊急運航)

第5 兵庫県災害対策本部又は兵庫県災害警戒本部設置時における緊急運航の要請は、市町若しくは消防事務組合の長又は消防長等（以下「災害時要請者」という。）が、兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により、ファクシミリ等で防災監に要請するものとする。

2 前項の要請は、兵庫県災害対策本部事務局において受理するものとする。

3 防災監は、第1項に規定する要請があった場合には、災害の状況等を確認のうえ、出動の可否を決定し、災害時要請者に回答するものとする。

(受入れ態勢)

第6 要請者は、兵庫県消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入れ態勢を整えるものとする。

(1) 臨時離着陸場の確保及び安全対策

(2) 傷病者等の搬送先の臨時離着陸場及び病院等への搬送手配

(3) 空中消火基地の確保

(4) その他必要な事項

(報告)

第7 業務指揮者は、緊急運航を終了した場合には、兵庫県消防防災航空隊の隊長に対して、緊急運航活動報告書（様式第2号）により活動の概要等を報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月7日から施行する。

別表第1

| 要 請 区 分                                                                                   |                                                                       | 出動区分 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|------|
| 1                                                                                         | 救急活動                                                                  |      |
|                                                                                           | ア 救急現場から救命救急センター等への緊急搬送                                               | 第1出動 |
|                                                                                           | イ 救急現場への医師の搬送及び医療資機材等の輸送                                              | 第1出動 |
|                                                                                           | ウ 傷病者の緊急転送                                                            | 第1出動 |
|                                                                                           | エ 別表第2に規定する医療機関への傷病者の転院搬送<br>ただし、救急自動車を使用する場合と比べ、搬送時間が30分以上短縮できる場合に限る | 第1出動 |
|                                                                                           | オ エ以外の高次医療機関への傷病者の転院搬送                                                | 第2出動 |
|                                                                                           | カ 高速道路上での事故                                                           | 第1出動 |
|                                                                                           | キ 臓器の緊急搬送                                                             | 第2出動 |
|                                                                                           | ク その他                                                                 | 第2出動 |
| 2                                                                                         | 救助活動                                                                  |      |
|                                                                                           | ア 水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助                                              | 第1出動 |
|                                                                                           | イ 高層建築物火災における救助                                                       | 第1出動 |
|                                                                                           | ウ 山崩れ、洪水、河川の増水等により、陸上から接近できない要救助者等の救助                                 | 第1出動 |
|                                                                                           | エ その他                                                                 | 第2出動 |
| 3                                                                                         | 火災防御活動                                                                |      |
|                                                                                           | ア 林野火災等における空中からの消火活動                                                  | 第1出動 |
|                                                                                           | イ 消防隊員（防御計画を立案するための上空視察）、消防資機材等の搬送                                    | 第1出動 |
|                                                                                           | ウ その他                                                                 | 第2出動 |
| 4                                                                                         | 情報収集活動                                                                |      |
|                                                                                           | ア 救急活動、救助活動、火災防御活動に伴う情報収集                                             | 第1出動 |
|                                                                                           | イ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（発生中事案）                                            | 第1出動 |
|                                                                                           | ウ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（終息事案）                                             | 第2出動 |
|                                                                                           | エ 「火災・災害等即報該当事案」に該当しない事案                                              | 第1出動 |
|                                                                                           | オ その他                                                                 | 第2出動 |
| 5                                                                                         | 災害応急対策活動                                                              |      |
|                                                                                           | ア 被災状況等の調査及び情報収集活動                                                    | 第2出動 |
|                                                                                           | イ 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送                                  | 第2出動 |
|                                                                                           | ウ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動                                              | 第2出動 |
|                                                                                           | エ その他                                                                 | 第2出動 |
| 6                                                                                         | その他                                                                   |      |
|                                                                                           | ア 他府県市等からの航空応援要請による災害活動                                               | 第2出動 |
|                                                                                           | イ 同一災害に対する複数機による災害活動                                                  | 第2出動 |
| (備考)<br>第1出動：緊急運航の要請を受けた運航責任者の決定に基づく出動<br>第2出動：緊急運航の要請を受けた運航責任者が防災監に出動可否の判断を仰ぎ、その決定に基づく出動 |                                                                       |      |

別表第2

| 区分       | 医療機関名            |
|----------|------------------|
| 救命救急センター | 兵庫県災害医療センター      |
|          | 神戸市立医療センター中央市民病院 |
|          | 県立尼崎総合医療センター     |
|          | 兵庫医科大学病院         |
|          | 県立西宮病院           |
|          | 県立加古川医療センター      |
|          | 県立はりま姫路総合医療センター  |
|          | 県立丹波医療センター       |
|          | 公立豊岡病院           |
|          | 県立淡路医療センター       |
|          | 神戸大学医学部附属病院      |
| 特殊専門病院   | 県立こども病院          |



(様式第1号)

## 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

年 月 日

兵庫県防災監様

申請者(要請機関の長)

|        |                   |      |        |        |          |       |   |   |
|--------|-------------------|------|--------|--------|----------|-------|---|---|
| 要請機関名  |                   |      | 担当者名   |        |          | 電話番号  |   |   |
| 発生日時   | 月                 | 日    | 時      | 分      | 頃        | 覚知時刻  | 時 | 分 |
| 要請区分   | 1 救急              | 2 救助 | 3 火災防御 | 4 情報収集 | 5 災害応急※1 | 6 その他 |   |   |
| 発生場所   | 住所:               |      |        |        |          | MAP:  |   |   |
| 臨時着陸場  | 名称: (臨時離着陸場番号)※2: |      |        |        |          | MAP:  |   |   |
| 気象条件   | 天候:               |      |        |        |          | 視程※3: |   |   |
| 無線呼出名称 | 臨時離着陸場            |      | 活動隊    |        | 現地指揮本部   |       |   |   |
|        |                   |      |        |        |          |       |   |   |
| 災害概要   |                   |      |        |        |          |       |   |   |

|           |    |  |           |     |    |     |
|-----------|----|--|-----------|-----|----|-----|
| 傷病者       | 氏名 |  | 年齢        | 歳   | 性別 | 男・女 |
| 症状        |    |  |           |     |    |     |
| 同乗者       | 医師 |  | 同乗者       |     |    |     |
| 搬送元病院     |    |  | 電話番号      |     |    |     |
| 搬送先病院     |    |  | 電話番号      |     |    |     |
| 搬送先臨時離着陸場 |    |  | 搬送先無線呼出名称 |     |    |     |
| 積載資機材     |    |  | 電源の要否     | 要・否 |    |     |

送付先 兵庫県消防防災航空隊 TEL:(078)303-1192  
FAX:(078)302-8119  
(兵庫県災害対策本部等設置時) TEL:(078)362-9900  
兵庫県災害対策本部事務局 FAX:(078)362-9911

※1 災害応急とは、災害時の状況把握、緊急物資・医薬品等の輸送及び対策要員・医師等の搬送並びに住民への避難誘導・情報の伝達です。

※2 臨時離着陸場番号とは、「ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧」に記載されている番号です。

※3 視程とは、何km先の目標物まで判別できるかという値です。

(様式第2号)

報告日 年

月 日

## 緊急運航活動報告書

兵庫県消防防災航空隊長 様

業務指揮者

印

|       |             |      |        |       |                 |      |    |       |      |       |  |
|-------|-------------|------|--------|-------|-----------------|------|----|-------|------|-------|--|
| 事案番号： |             |      |        |       |                 |      |    |       |      |       |  |
| 業務区分  | 要請区分        | 機体   | 出動番号   | 災害区分  | 活動区分            |      |    |       |      |       |  |
|       |             |      |        |       |                 |      |    |       |      |       |  |
|       |             |      |        |       |                 |      |    |       |      |       |  |
|       |             |      |        |       |                 |      |    |       |      |       |  |
|       |             |      |        |       |                 |      |    |       |      |       |  |
| 災害発生  | 年 月 日 ( )   |      |        | 要請元覚知 | 年 月 日           |      |    |       |      |       |  |
| 発生場所  |             |      |        | 事前通報  |                 |      |    |       |      |       |  |
| 要請機関  |             |      |        | 本要請   | 年 月 日           |      |    |       |      |       |  |
| 災害概要  |             |      |        |       |                 |      |    |       |      |       |  |
|       |             |      |        |       |                 |      |    |       |      |       |  |
| 出動年月日 | 年 月 日 ( )   |      | 気象：    | 風向：   | 風速： m/s 警報・注意報： |      |    |       |      |       |  |
| 出動隊員  | 操縦： 整備： 救助： |      |        |       |                 |      |    |       |      |       |  |
| 時間経過  | 出動          | 現場到着 | 機内収容   | 搬送開始  | 引継ぎ             | 終了引揚 | 帰隊 | 要請～出動 |      | 出動～現着 |  |
|       |             |      |        |       |                 |      |    |       |      |       |  |
| 飛行時間  | 火災          | 救助   | 救急     | その他   | 活動時間            | 火災   | 救助 | 救急    | その他  |       |  |
|       |             |      |        |       |                 |      |    |       |      |       |  |
| 活動概要  |             |      |        |       |                 |      |    |       |      |       |  |
|       |             |      |        |       |                 |      |    |       |      |       |  |
| 撤水消火  |             |      | 救出救助   |       |                 | 救急搬送 |    |       | 情報収集 |       |  |
| 時間    | 回           | 回    | 時間     | 回     | 人               | 時間   | 回  | 人     |      |       |  |
| 使用資器材 |             |      |        |       |                 |      |    |       |      |       |  |
|       |             |      |        |       |                 |      |    |       |      |       |  |
| 着陸場所  |             |      |        |       |                 |      |    |       |      |       |  |
| 特定行為  |             |      | ヘリTV実施 |       |                 |      |    |       |      |       |  |
| 備考    |             |      |        |       |                 |      |    |       |      |       |  |
|       |             |      |        |       |                 |      |    |       |      |       |  |

| 傷 病 者 情 報     |       |       |      |      |           |         |       |         |     |     |  |
|---------------|-------|-------|------|------|-----------|---------|-------|---------|-----|-----|--|
| 日 付           |       |       |      |      |           |         | 出動番号  |         |     |     |  |
| 氏 名           |       |       | 性別   |      | 年齢        |         | 生年月日  |         |     |     |  |
| 住 所           |       |       |      |      |           |         | 連 絡 先 |         |     |     |  |
| 主 訴           |       |       | 傷病名  |      |           | 疾 病 分 類 |       |         | 程 度 |     |  |
| 既 往 歴         |       |       | 現病歴  |      |           | 通院医療機関  |       |         |     |     |  |
| 搬送元病院         |       |       |      |      |           | 担当医師    |       |         |     |     |  |
| 搬送先病院         |       |       |      |      |           | 担当医師    |       |         |     |     |  |
| 時間経過          | 現 着 ～ |       | 搬送時間 |      | 引継ぎ場<br>所 |         |       |         |     |     |  |
|               | 搬送開始  |       |      |      |           |         |       |         |     |     |  |
| 航 空 隊 処 置 内 容 |       |       |      |      |           |         |       |         |     |     |  |
|               |       |       |      |      |           |         |       |         |     |     |  |
|               |       |       |      |      |           |         |       |         |     |     |  |
|               |       |       |      |      |           |         |       |         |     |     |  |
| 救 命 処 置 内 容   |       |       |      |      |           |         |       |         |     |     |  |
|               |       |       |      |      |           |         |       |         |     |     |  |
| 観 察 経 過       |       |       |      |      |           |         |       |         |     |     |  |
| JCS           |       | GCS   |      | 血 圧  |           | 呼 吸     |       | 脈 拍     |     | 体 温 |  |
|               |       | E V M |      |      |           | /分      |       | /分      |     | ℃   |  |
| SPO2酸素投与      | 状 態   | 心 電 図 | 瞳 孔  |      |           | 顔 貌     | 皮 膚   | 麻 痺     | 痙 攣 | 嘔 吐 |  |
| %             |       |       | 左 mm | 右 mm |           |         |       |         |     |     |  |
| L             |       |       |      |      |           |         |       |         |     |     |  |
| 四 肢 変 形       |       | 出 血   |      | 創 傷  |           | 熱 傷     |       | そ の 他   |     |     |  |
|               |       |       |      |      |           |         |       |         |     |     |  |
| 搭 乗 者 情 報     |       |       |      |      |           |         |       |         |     |     |  |
| 区 分           | 所 属   |       | 氏 名  |      |           | 搭 乗 場 所 |       | 降 機 場 所 |     |     |  |
|               |       |       |      |      |           |         |       |         |     |     |  |
|               |       |       |      |      |           |         |       |         |     |     |  |
|               |       |       |      |      |           |         |       |         |     |     |  |
| 特記事項          |       |       |      |      |           |         |       |         |     |     |  |

## 兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県下の市町及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、兵庫県が保有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関心して、必要な事項を定めるものとする。

### (災害の範囲)

第2条 この要綱において「災害」とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第1条に規定する災害をいう。

### (応援要請)

第3条 この要綱に基づく応援要請は、災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断した場合に、知事に対して行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては対応が困難な場合
- (2) 災害が隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (3) その他救急・救助活動等において、航空機による活動が最も有効と考えられる場合

### (応援要請の方法)

第4条 前条の応援要請は、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離発着場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

### (消防防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、第3条の規定により、応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態等を確認の上、兵庫県消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、前項に規定する派遣ができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

### (現場指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における航空隊に対する指揮は、発災市町等の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、航空機に搭乗している業務指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めたときは、その旨を災害現場の最高指揮者に通告するものとする。

### (経費負担)

第7条 この要綱に基づく応援に要する運航経費は、県が負担するものとする。

### 附 則

この要綱は、平成 12 年 5 月 1 日から施行する。

## ○猪名川町避難行動要支援者支援制度実施要綱

令和 3 年 3 月 1 日

要綱第 1 号

## (目的)

第 1 条 この要綱は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき、避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するため名簿の作成及び避難支援等関係者への情報提供に関し必要な事項を定め、避難支援等関係者による平常時の見回りや、災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- (2) 避難支援等 避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (3) 避難支援等関係者 避難支援等の実施に携わる次の者をいう。
  - ア 自治会、自主防災組織その他地域の組織（以下「地域支援団体」という。）
  - イ 民生委員・児童委員
  - ウ 消防署、消防団、社会福祉協議会、警察署（以下「公的支援団体」という。）
  - エ その他町長が認める者

## (避難行動要支援者)

第 3 条 避難行動要支援者は、次に該当する者とする。ただし、社会福祉施設入所者、長期入院患者を除く。

- (1) 65 歳以上の独居高齢者並びに 75 歳以上のみ居住世帯
- (2) 身体障害者手帳所持者で、肢体不自由の上肢機能障害 2 級以上、下肢機能障害、体幹機能障害若しくは平衡機能障害の全等級、視覚障害 2 級以上又は聴覚障害 3 級以上の者
- (3) 身体障害者手帳所持者で、内部障害（身体内部の障害）1 級の者

- (4) 療育手帳所持者で、その障害の程度がA判定の者
- (5) 精神障害者保健福祉手帳所持者で、2級以上の者
- (6) 介護保険制度において要介護3、4及び5の認定を受けている者
- (7) 第2号から前号までに掲げるもののほか、特に災害時の避難支援等が必要であると町長が認めた者

(避難行動要支援者名簿の作成)

第4条 町長は、避難行動要支援者に対する避難支援等を円滑に行うことができるよう体制を整備するため、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するものとする。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 住所又は居所
- (4) 電話番号その他の連絡先
- (5) 避難支援等を必要とする理由
- (6) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

3 町長は、避難行動要支援者名簿の記載事項について、正確かつ最新の内容を保つよう努めなければならない。

4 町長は、避難行動要支援者名簿登録者又は名簿に登録しようとする者に対して、次条第1項に定める情報提供の可否について意思を確認するために、個人情報提供に係る同意書（様式第1号。以下「同意書」という。）を提出させるものとする。

(名簿情報の提供)

第5条 町長は、災害発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載した情報（以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。

2 前項の規定による名簿情報の提供は、前条第4項の規定により提出された同意書により、本人の同意が確認されたもののみの名簿（以下「同意名簿」という。）を提供するものとする。

3 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実

施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合において、前項の規定は適用しない。

(避難支援等関係者の支援)

第6条 地域支援団体は、災害情報の伝達、避難誘導・安否確認等の支援が円滑に行えるよう、提供された同意名簿を平常時の防災訓練等の防災活動や次条第1項に定める個別支援計画の作成に活用することができるものとする。

- 2 第2条第3号イに定める民生委員・児童委員は、提供された同意名簿を日ごろの見守り支援や、次条第2項に定める個別支援計画の作成支援に活用することができるものとする。
- 3 避難支援等関係者は、避難行動要支援者への避難支援等が行えるよう、町長に対し、避難行動要支援者名簿の提供を求めることができる。

(個別支援計画の作成)

第7条 避難行動要支援者及び地域支援団体は、避難行動要支援者に対する支援方法について、個別支援カード兼個別支援計画(様式第2号)を活用し個別支援計画を作成するよう努めなければならない。

- 2 町長及び民生委員・児童委員は、個別支援計画の作成にあたり、避難行動要支援者及び地域支援団体へ協力するものとする。
- 3 避難行動要支援者又は地域支援団体は、個別支援計画を作成したときは、町長へ提出するものとする。

(名簿情報の管理方法等)

第8条 避難支援等関係者は、第5条第2項に基づき名簿情報の提供を受けた者は、第6条に掲げる避難支援等以外の目的で名簿情報を使用してはならない。

- 2 避難支援等関係者は、名簿情報を厳重に保管するとともに避難支援等関係者以外に無用に共有、利用されないよう適正に管理しなければならない。
- 3 名簿情報の提供を受けた者が名簿情報を紛失した場合は、速やかに町長に報告しなければならない。

(名簿情報の更新)

第9条 町長は、避難行動要支援者の状況の把握に努め、名簿情報を定期的に更新するものとする。

- 2 避難行動要支援者又は地域支援団体は、名簿情報及び個別支援計画に変更が生じた場合は、速やかに町長に報告しなければならない。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 5 月 10 日要綱第 37 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 1 日要綱第 68 号）

この要綱は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 1 日要綱第 1 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。



猪名川町長 宛

## 個人情報提供に係る同意書

### 記

私は、避難支援等関係者（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の災害時に安否確認等の避難支援を行う団体及び警察、消防本部等の公的機関）から情報提供の申出があった際には、災害時に備えて、私の情報（「本同意書の内容」及び「様式第2号個別支援カード」の内容）を提供することについて、（口内にチェックをお願いします。）

☐ **同意します** → 同意された方は別紙の個別支援カードにご記入し裏面の承諾書に署名の上、この同意書とともにご返送をお願いいたします。

☐ **同意しません** → 下記項目に○印をご記入ください。

（①自力での避難が可能 ②家族の支援が受けられるため ③個人情報を知られたくない）

☐ **長期入院・施設入所しているため対象外です**

※入院・入所先施設名（

）

年 月 日

|     |       |        |         |     |
|-----|-------|--------|---------|-----|
| 対象者 | 氏 名   |        |         |     |
|     | 生年月日  | 年 月 日生 | 性別      | 男・女 |
|     | 住所    |        |         |     |
|     | 電話番号  | — —    |         |     |
| 代筆者 | 代筆者氏名 |        | 本人との関係  |     |
|     | 代筆者住所 |        | 代筆者電話番号 |     |

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

管理番号 \_\_\_\_\_

様式第2号(第7条関係)

個別支援カード 兼 個別支援計画

※同意されない場合や、長期入院・入所されている方は記入不要です。

※同意される場合は、以下に記入し同意書とともに郵送または福祉課窓口に提出ください。

※この情報は、避難支援等関係者(自治会、自主防災組織、民生委員等)に提供します。

|            |                |                                                                                                                                                                                                         |      |       |    |    |  |
|------------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------|----|----|--|
| 基本情報       | ふりがな<br>氏名     |                                                                                                                                                                                                         | 生年月日 | 年 月 日 | 年齢 | 歳  |  |
|            | 住所             | 〒                                                                                                                                                                                                       |      |       |    | 性別 |  |
|            | 電話番号           | (自宅)                                                                                                                                                                                                    |      | (携帯)  |    |    |  |
|            | メールアドレス        |                                                                                                                                                                                                         |      |       |    |    |  |
|            | 情報の入手<br>方法    | <input type="checkbox"/> いなぼうネットに登録している <input type="checkbox"/> 防災情報配信サービスに登録している<br><input type="checkbox"/> ホームページが見れる <input type="checkbox"/> その他( )                                               |      |       |    |    |  |
|            | 医療的ケア          | <input type="checkbox"/> 人工透析 <input type="checkbox"/> 在宅酸素 <input type="checkbox"/> 呼吸器 <input type="checkbox"/> その他( )                                                                                |      |       |    |    |  |
|            | 医薬品情報          |                                                                                                                                                                                                         |      |       |    |    |  |
| 支援準備<br>情報 | 家族構成<br>同居の状況  | <input type="checkbox"/> 一人暮らし <input type="checkbox"/> 75歳以上のみ世帯<br><input type="checkbox"/> 家族と同居 <input type="checkbox"/> 日中独居 <input type="checkbox"/> その他( )                                       |      |       |    |    |  |
|            | 避難の支援          | <input type="checkbox"/> 誰かの支援がないと避難できない <input type="checkbox"/> 誘導があれば避難可能<br><input type="checkbox"/> 支援は不要                                                                                          |      |       |    |    |  |
|            | 移動の状況          | <input type="checkbox"/> 自力歩行できる <input type="checkbox"/> 杖歩行 <input type="checkbox"/> 車いす<br><input type="checkbox"/> 自力歩行できない <input type="checkbox"/> 寝たきり                                           |      |       |    |    |  |
|            | コミュニ<br>ケーション  | <input type="checkbox"/> 見えづらい <input type="checkbox"/> 聞こえづらい <input type="checkbox"/> 言葉でうまく伝えられない<br><input type="checkbox"/> 手話が必要 <input type="checkbox"/> 要約筆記が必要 <input type="checkbox"/> その他( ) |      |       |    |    |  |
| 安否確認       | 家族等緊急<br>時の連絡先 | ふりがな<br>氏名                                                                                                                                                                                              |      | 続柄関係  |    |    |  |
|            |                | 住所                                                                                                                                                                                                      |      | 電話    |    |    |  |
|            |                | ふりがな<br>氏名                                                                                                                                                                                              |      | 続柄関係  |    |    |  |
|            |                | 住所                                                                                                                                                                                                      |      | 電話    |    |    |  |

承諾書

年 月 日

避難支援等関係者代表者 様

私は、災害発生時に地域の助けを受けるため、緊急の連絡先及び地域支援者の情報を含めた本カードを避難支援等関係者、支援者及び猪名川町が保有すること、災害発生時に、必ずしも本カードに基づく支援が受けられるとは限らないこと、また災害発生時等に支援者等より支援を受けた際に、怪我等の損害を被った場合にも支援者等がその責任を負わないことについて同意します。

|       |  |        |  |                    |
|-------|--|--------|--|--------------------|
| 本人氏名  |  |        |  | (署名もしくは押印をお願いします。) |
| 代理人氏名 |  | 本人との関係 |  |                    |
| 代理人住所 |  |        |  |                    |

支援団体記載欄

|      |       |  |
|------|-------|--|
| 避難情報 | 避難場所  |  |
|      | 避難経路  |  |
| 特記事項 | 要配慮事項 |  |
|      |       |  |
|      |       |  |
|      |       |  |
|      |       |  |
|      |       |  |
|      |       |  |
|      |       |  |
|      |       |  |
|      |       |  |

年 月 日 記入者  
 年 月 日 更新者  
 年 月 日 更新者  
 年 月 日 更新者  
 年 月 日 更新者

## ○猪名川町罹災証明書等交付要綱

平成 3 1 年 3 月 2 5 日

要綱第 1 0 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、猪名川町の区域内（以下「町内」という。）で発生した、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）に規定する災害（火災によるものを除く。以下「災害」という。）による被害に係る罹災証明書及び罹災届出証明書（以下「罹災証明書等」という。）の発行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住家 不動産のうち被災時に居住のため使用している建物をいう。

(2) 人的被害 災害による人への被害をいう。

2 不動産と動産の区別は、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 6 条第 1 項及び第 2 項の規定によるものとする。

(交付対象)

第 3 条 罹災証明書等の交付対象は、町内で発生した災害（災害の原因となる気象状況が確認できるものに限る。）による人的被害及び被害を受けた不動産又は動産とする。

(罹災証明書等の申請)

第 4 条 罹災証明書等の交付を受けようとする者は、人的被害若しくは被害を受けた不動産又は動産ごとに災害による罹災証明書等交付申請書（様式第 1 号）に、被害状況が確認できる写真その他事実を証する書類を添えて、罹災後 2 月以内に町長に申請しなければならない。ただし、当該期限を経過したことにつき、やむを得ない理由があると町長が認めたときは、罹災後 2 月を経過した後も申請することができる。

2 前項に規定する申請は、次の者によりすることができる。

(1) 人的被害 本人、世帯主及びその他代表する親族

(2) 不動産又は動産 所有者又は継続的に使用する使用者

(証明事項)

第 5 条 町長は、前条の規定により申請書の提出があった場合は、被害の状況を確認し、次条の規定により次の事項を証明する。

(1) 罹災証明書（様式第 2 号） 被害の程度を認定し証明するものをいう。

(2) 罹災届出証明書（様式第 3 号） 町長に被害を届け出た事実を証明するものを

いう。

（被害程度認定と証明書交付）

第6条 町長は、住家の被害について実地調査、申請書に添付した写真又はその他資料により当該住家の被害の程度の認定をした場合若しくは人的被害の場合に罹災証明書を交付する。ただし、住家の被害で当該住家の被害の程度の認定の必要が無い場合若しくは住家以外の不動産又は動産の場合は、実地調査等による当該被害の程度の認定をすることなく、罹災届出証明書を交付する。

2 前項に規定する住家の被害の認定は、災害に係る住家の認定基準運用指針（平成30年3月内閣府）に基づくものとする。

（手数料）

第7条 罹災証明書等の発行に係る手数料は、猪名川町手数料条例（平成12年条例第2号）第6条第2項の規定により、免除するものとする。

（再調査の申請）

第8条 罹災証明書等の交付を受けた者が、当該証明書により証明された被害の程度について相当の理由をもって修正を求めるときは、当該証明書の交付を受けた日の翌日から起算して1月以内に、町長に対し再調査の申請をすることができる。

2 前項の申請は、罹災証明書等の交付を受けた者が町長に対し、実地再調査申請書（様式第4号）に当該証明書を添え提出するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 災害による罹災証明書等交付申請書

|                            |                                                                                                                                                                                                                                              |              |     |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-----|
| 猪名川町長 様                    |                                                                                                                                                                                                                                              | 年 月 日        |     |
| 申請者                        |                                                                                                                                                                                                                                              | 住所           |     |
|                            |                                                                                                                                                                                                                                              | 氏名（代表者名） 印   |     |
|                            |                                                                                                                                                                                                                                              | 昼間に連絡のつく電話番号 |     |
| 罹災者との関係                    |                                                                                                                                                                                                                                              |              |     |
| (本人・世帯主・親族・所有者・使用者・その他（ ）) |                                                                                                                                                                                                                                              |              |     |
| 世帯主住所                      |                                                                                                                                                                                                                                              |              |     |
| 世帯主氏名                      |                                                                                                                                                                                                                                              |              |     |
| 罹災日時                       | 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                        | 午前 午後        | 時 頃 |
| 罹災場所                       | 兵庫県川辺郡猪名川町                                                                                                                                                                                                                                   |              |     |
| 罹災対象                       | <input type="checkbox"/> 住家 ※被災時に居住している家屋。<br>所有者：<br><input type="checkbox"/> 非住家（離れ・納屋・倉庫・別荘・その他（ ））<br>所有者：<br><input type="checkbox"/> 人（死亡・重傷・行方不明・その他（ ））<br>対象者：<br><input type="checkbox"/> 家財（ ）<br><input type="checkbox"/> その他（ ） |              |     |
| 災害の種類                      | <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 台風（ 号） <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> その他（ ）                                                                                                                      |              |     |
| 被害の内容<br>（詳しく）             |                                                                                                                                                                                                                                              |              |     |
| 提出先                        | <input type="checkbox"/> 保険会社 <input type="checkbox"/> 公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金 <input type="checkbox"/> 勤務先<br><input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> その他（ ）                                                                       | 必要枚数         | 枚   |
| 提出する理由                     | <input type="checkbox"/> 建物共済 <input type="checkbox"/> 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済） <input type="checkbox"/> 融資<br><input type="checkbox"/> その他（ ）                                                                                                  |              |     |
| 添付書類                       | 状況写真 ・ その他（ ）<br>※人の場合、診断書等を添付ください。                                                                                                                                                                                                          |              |     |

|        |   |
|--------|---|
| (整理番号) | - |
|--------|---|

罹 災 証 明 書

|       |  |
|-------|--|
| 世帯主住所 |  |
| 世帯主氏名 |  |
| 申請者住所 |  |
| 申請者氏名 |  |

|      |            |
|------|------------|
| 罹災原因 | 年 月 日の による |
|------|------------|

|               |                                                                                                                                                                 |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 被災住家※の<br>所在地 |                                                                                                                                                                 |
| 住家※の被害の<br>程度 | <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない<br>(一部損壊) |
| 被災住家に関する備考    |                                                                                                                                                                 |

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

|         |  |
|---------|--|
| 住家以外の被害 |  |
|---------|--|

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

猪名川町長

様式第3号（第5条関係）

証明番号

—

## 罹災届出証明書

|       |  |
|-------|--|
| 申請者住所 |  |
| 申請者氏名 |  |

|                  |            |
|------------------|------------|
| 罹災原因             |            |
| 罹災日時             | 年 月 日 時 頃  |
| 罹災場所             | 兵庫県川辺郡猪名川町 |
| 罹災者氏名<br>(所有者氏名) |            |
| 被害の内容            |            |

上記のとおり届出のあったことを証明します。

年 月 日

猪名川町長



様式第4号（第8条関係）

## 実地再調査申請書

|                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                        |      |   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---|
| <div style="text-align: right;">年 月 日</div> <div>猪名川町長 様</div> <div style="text-align: right;">印</div> <div>           申請者 住 所<br/>           氏 名<br/>           昼間に連絡のつく電話番号<br/>           被災者との関係<br/>           （本人・世帯主・親族・所有者・使用者・その他（ ））         </div> |                                                                                                                                                                        |      |   |
| 前 回 証 明 番 号                                                                                                                                                                                                                                                   | —                                                                                                                                                                      |      |   |
| 罹 災 日 時                                                                                                                                                                                                                                                       | 年 月 日 午前 時 頃<br>午後                                                                                                                                                     |      |   |
| 罹 災 場 所                                                                                                                                                                                                                                                       | 兵庫県川辺郡猪名川町                                                                                                                                                             |      |   |
| 罹 災 者 氏 名<br>（所有者氏名）                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                        | 世帯人数 | 名 |
| 災 害 の 種 類                                                                                                                                                                                                                                                     | <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 台風（ 号） <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> その他（ ）                                                |      |   |
| 再 調 査 理 由                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                        |      |   |
| 被 災 の 内 容<br>（ 詳 し く ）                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                        |      |   |
| 提 出 先                                                                                                                                                                                                                                                         | <input type="checkbox"/> 保険会社 <input type="checkbox"/> 公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金<br><input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> その他（ ） | 必要枚数 | 枚 |
| 提 出 す る 理 由                                                                                                                                                                                                                                                   | <input type="checkbox"/> 建物共済 <input type="checkbox"/> 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済） <input type="checkbox"/> 融資<br><input type="checkbox"/> その他（ ）                            |      |   |
| 添 付 書 類                                                                                                                                                                                                                                                       | 前回証明書・状況が分かる写真・その他（ ）                                                                                                                                                  |      |   |

○猪名川町避難行動要支援者支援制度に伴う避難支援訓練助成事業実施要綱

令和 2 年 6 月 1 5 日

要 綱 第 5 4 号

改正 令和 5 年 3 月 3 1 日

要 綱 第 2 3 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、猪名川町避難行動要支援者支援制度（以下「要支援者支援制度」という。）において、要支援者支援制度に基づく届出の支援団体（以下「支援団体」という。）が、避難支援訓練を実施することにより、防災に対する地域住民の連帯感を高め、災害発生時に円滑な住民主導による避難実施がなされるよう、平常時における組織活動を推進するため、活動助成金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象事業)

第 2 条 この助成の対象となる事業は、支援団体が実施する避難支援訓練とする。

(助成対象者)

第 3 条 この要綱において、助成の対象となる者は、避難支援訓練の実施責任者又はその代理者とする。

(助成対象とする活動)

第 4 条 この要綱において、避難支援訓練とは、支援団体が実施する要支援者支援制度に基づく次の各号に定める活動とする。

(1) 訓練活動

- ア 避難・誘導訓練
- イ 情報収集・伝達（声掛け）訓練
- ウ 避難誘導図上訓練
- エ その他、適当と認められるもの

(2) 避難支援知識の啓発活動

- ア 避難支援に関する資料の作成及び配布
- イ 避難支援に関する研修会・講演会等の実施
- ウ 防災関連施設等の視察・見学会
- エ その他、適当と認められるもの

(助成の内容)

第5条 町長は、避難支援訓練が実施された場合、その避難支援訓練の運営経費を助成するものとする。

2 避難支援訓練の1回あたりの助成額は10,000円とし、1団体に対し年間1回のみとする。ただし、町長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(助成金の交付申請)

第6条 この事業の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、避難行動要支援者支援制度に伴う避難支援訓練助成事業申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に自主防災訓練に関する実施要綱(平成14年要綱第50号)第6条に規定する訓練計画書を添えて、事業実施予定日から起算して30日前までに町長に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請書に係る書類の審査により、助成事業の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、助成金交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、避難行動要支援者支援制度に伴う避難支援訓練助成金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないことと決定したときは、避難行動要支援者支援制度に伴う避難支援訓練助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知する。

(助成事業の内容変更等)

第8条 申請者は、前条の助成金交付決定通知を受けた後において、助成金交付申請の内容を変更又は中止しようとするときは、遅滞なく避難行動要支援者支援制度に伴う避難支援訓練助成事業変更・中止申請書(様式第4号)を、町長に提出しなければならない。

(助成事業完了実施報告)

第9条 第7条の規定により、交付決定を受けた申請者は、助成事業が完了したときは、それらの事実のあった日から14日以内に、実施結果等を書面にて町長に報告しなければならない。

(助成金の額の確定及び精算)

第10条 町長は、前条に規定する報告を受けたときは、実施結果等の書類の審査により、当該報告に係る助成事業の効果が助成金の交付の決定の内容に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、避難行動要支援者支

援制度に伴う避難支援訓練助成金交付額確定通知書（様式第 5 号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第 1 1 条 申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、避難行動要支援者支援制度に伴う避難支援訓練助成金交付請求書（様式第 6 号）に第 7 条の交付決定通知書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づく請求があったときは、助成金を交付するものとする。

（助成金交付決定の取消し）

第 1 2 条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 助成事業等に関して、詐欺その他不正行為を行ったとき。

(2) その他法令、条例又はこの要綱に違反したとき。

（助成金の返還）

第 1 3 条 町長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、支援事業の当該助成金が既に交付されているときは、申請者に対して期限を定めて、助成金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（帳簿等の備付け）

第 1 4 条 助成事業に係る庶務は、企画総務部生活安全課において処理することとし、当該助成事業等にかかる収入、支出に関する帳簿及び証拠書類を備付け、当該事業完了後 5 年間保存しなければならない。

（補則）

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施において必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日要綱第 2 3 号）

様式第 1 号(第 6 条関係)

年 月 日

猪名川町長 様

住 所 \_\_\_\_\_

申請者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

避難行動要支援者支援制度に伴う避難支援訓練助成事業申請書

猪名川町避難行動要支援者支援制度に伴う避難支援訓練助成事業実施要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

|                     |                                  |
|---------------------|----------------------------------|
| (1) 申請支援団体の名称       |                                  |
| (2) 訓練等の実施名         |                                  |
| (3) 訓練等実施予定日時       | (開始) 年 月 日 時 分<br>(終了) 年 月 日 時 分 |
| (4) 訓練等実施予定場所       |                                  |
| (5) 訓練等参加予定者数(延べ人員) | 人                                |

様式第2号(第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

猪名川町長

避難行動要支援者支援制度に伴う避難支援訓練助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった避難支援訓練助成事業については、猪名川町  
避難行動要支援者支援制度に伴う避難支援訓練助成事業実施要綱第7条の規定により、下  
記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付の決定額 .....円

備考： 偽りその他不正の手段により助成金を受けたときは、助成金の一部又は全部を返  
還してもらいます。

様式第3号(第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

猪名川町長

避難行動要支援者支援制度に伴う避難支援訓練助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった避難支援訓練助成事業については、下記の理由により交付しないことに決定したので通知します。

記

理由

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

猪名川町長 様

住 所 .....

申請者氏名 ..... 印

電 話 番 号 .....

避難行動要支援者支援制度に伴う避難支援訓練助成事業変更・中止申請書

猪名川町避難行動要支援者支援制度に伴う避難支援訓練助成事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項

2 変更事由



様式第5号(第10条関係)

第 号  
年 月 日

様

猪名川町長

避難行動要支援者支援制度に伴う避難支援訓練助成金交付額確定通知書

さきに提出のあった訓練実施報告書を審査した結果、適正と認め、猪名川町避難行動要支援者支援制度に伴う避難訓練助成事業実施要綱第10条の規定により、助成金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

1 交付の確定額 .....円

様式第6号(第11条関係)

年 月 日

猪名川町長 様

住 所 .....

申請者氏名 ..... 印

電 話 番 号 .....

避難行動要支援者支援制度に伴う避難支援訓練助成金交付請求書

猪名川町避難行動要支援者支援制度に伴う避難支援訓練助成事業実施要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

記

1 請求額 ..... 円

2 助成金の振込先

|              |       |
|--------------|-------|
| 金融機関         | 銀行 支店 |
| (預金種別)口座番号   | ( )   |
| フリガナ<br>口座名義 |       |

令和 6 年 3 月 2 5 日

要 綱 第 1 9 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、地域の共助の取り組みを促進するため、防災活動に要する防災資機材購入費用の一部を補助することにより、防災活動に継続性を持たせるとともに、地域防災活動の積極的な推進を図り、もって地域防災力の向上及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第 2 条 この要綱による補助金は、地域住民が参加する防災訓練等を行い、地域防災力の向上を図っていると認められる自主防災会等であって、町長が認めるもの（以下「自主防災会等」という。）に対し交付するものとする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、自主防災会等が防災活動に使用する防災資機材の購入に要する費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の対象としない。

- (1) 地域の防災活動に使用する用途でないもの
- (2) この要綱で定める補助金以外の補助金、助成金等を受けているもの
- (3) 営利を目的とするもの
- (4) 購入した物品の中で新品以外のもの
- (5) その他、町長が不適当と認めるもの

(補助金の額等)

第 4 条 補助金の額は、対象経費の 2 分の 1 に相当する額で、1 5 0, 0 0 0 円を上限とし、予算の範囲内で交付する。ただし、当該額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 補助金の交付は、当該年度につき 1 回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 猪名川町自主防災会等活動促進事業実施計画書（様式第 2 号。以下「実施計画書」と

いう。)

- (2) 防災資機材の見積書の写し
- (3) 防災資機材の規格や機能等がわかるもの
- (4) 防災資機材の保管場所がわかるもの
- (5) その他、町長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請書に係る書類の審査により、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金交付決定通知書(様式第3号。以下「補助金交付決定通知」という。)により、交付しないことと決定したときは、猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知する。

(補助事業の内容変更等)

第7条 前条の補助金交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付申請書の内容を変更又は中止しようとするときは、遅滞なく猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金変更・中止申請書(様式第5号。以下「変更・中止申請書」という。)に猪名川町自主防災会等活動促進事業実施(変更・中止)計画書(様式第6号。以下「変更・中止計画書」という。)を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により変更・中止申請書を受理したときは、前条の規定に準じ決定を行い、猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業実績報告)

第8条 補助事業者は、事業が完了したときは、猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金実績報告書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象事業の実施に要した経費の支払を証する書類の写し
- (2) 対象事業の写真
- (3) その他、町長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定及び精算)

第9条 町長は、前条に規定する報告を受けたときは、実施結果等の書類の審査により、当該報告に係る補助事業の効果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金交付額確定通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金交付請求書(様式第10号)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づく請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第11条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 申請書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 本事業実施にあたり不正行為を行ったとき。
- (3) その他法令、条例又はこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該補助金が既に交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めて、補助金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の整備)

第13条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備するとともに、当該帳簿及び証拠書類を補助金の交付決定に係る年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(取得財産の活用及び管理)

第14条 この要綱に定める補助金の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、この要綱の補助を受けて購入した防災資機材について、補助金の交付目的に従い、年に1回以上、点検又は自主防災会等が実施する訓練に使用し、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数(以下「耐用年数」という。)の期間内において適正に管理しなければならない。

(取得財産の処分)

第15条 受給者は、補助対象の防災資機材について、耐用年数の期間内において、当該防災資機材を毀損し処分しようするとき、又は滅失したときは防災資機材処分等届出書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。ただし、実際の防災活動に使用した場合は除く。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

住 所 .....

申請者氏名 .....

電 話 番 号 .....

猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金交付申請書

猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

|               |   |
|---------------|---|
| (1) 申請支援団体の名称 |   |
| (2) 事業実施予定期間  |   |
| (3) 交付申請額     | 円 |

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

住 所 .....

申請者氏名 .....

電 話 番 号 .....

猪名川町自主防災会等活動促進事業実施計画書

猪名川町自主防災会等活動促進事業を実施したいので、猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、事業実施計画を提出します。

【事業内容等】

| 事業内容（防災資機材名） | 数量 | 防災資機材の保管・設置場所 |
|--------------|----|---------------|
|              |    |               |

【資金調達計画】

| 総事業費<br>（円） | 資金の内訳（円） |    |      |     | 備考 |
|-------------|----------|----|------|-----|----|
|             | 補助金      | 融資 | 自己資金 | その他 |    |
|             |          |    |      |     |    |

※添付書類

①防災資機材の見積書の写し、②防災資機材の規格や機能等がわかるもの、③防災資機材の保管場所がわかるもの、④その他、町長が必要と認めるもの

私は、要綱第12条の規定により補助金の交付を受けたと認められるとき、又は地域の防災活動に使用する用途以外の使用が主であると認められたとき、当該防災資機材の耐用年数の期間内に廃棄する場合は、その全部又は一部を返還することを誓います。

年 月 日 氏名

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金については、猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付の決定額 .....円

備考： 偽りその他不正の手段により補助金を受けたときは、補助金の一部又は全部を返還してもらいます。



様式第4号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった猪名川町自主防災会等活動促進事業については、猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により下記の理由により交付しないことに決定したので通知します。

記

理由

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

住 所 .....

申請者氏名 .....

電 話 番 号 .....

猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金変更・中止申請書

猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更・中止事由

2 変更・中止内容

| 項目            | 新 | 旧 |
|---------------|---|---|
| (1) 申請支援団体の名称 |   |   |
| (2) 事業実施予定期間  |   |   |
| (3) 交付申請額     | 円 | 円 |

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

住 所 .....

申請者氏名 .....

電 話 番 号 .....

猪名川町自主防災会等活動促進事業実施（変更・中止）計画書

年 月 日付で承認された猪名川町自主防災会等活動促進事業の内容を下記のとおり変更・中止したいので、猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、事業実施（変更・中止）計画書を提出します。

【事業内容等】

| 区分 | 事業内容（防災資機材名） | 数量 | 防災資機材の保管・設置住所 |
|----|--------------|----|---------------|
| 新  |              |    |               |
| 旧  |              |    |               |

【資金調達計画】

| 区分 | 総事業費（円） | 資金の内訳（円） |    |      |     | 備考 |
|----|---------|----------|----|------|-----|----|
|    |         | 補助金      | 融資 | 自己資金 | その他 |    |
| 新  |         |          |    |      |     |    |
| 旧  |         |          |    |      |     |    |

※添付書類

①防災資機材の見積書の写し、②防災資機材の規格や機能等がわかるもの、③防災資機材の保管場所がわかるもの、④その他、町長が必要と認めるもの

様式第 7 号（第 7 条関係）

第 号  
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更申請のあった猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金については、猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり変更して交付することに決定したので通知します。

記

1 変更交付決定額 ..... 円  
(変更前の交付決定額 ..... 円)

備考： 偽りその他不正の手段により補助金を受けたときは、補助金の一部又は全部を返還してもらいます。

様式第 8 号（第 8 条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

住 所 .....

申請者氏名 .....

電 話 番 号 .....

猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金実績報告書

年 月 日付で交付決定のあった猪名川町自主防災会等活動促進事業の実績について、猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、報告します。

記

|                    |                                                                                                                            |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 交付決定額又は変更交付決定額 | 円                                                                                                                          |
| (2) 対象事業額          | 円                                                                                                                          |
| (3) 添付書類           | (1) 交付申請書の写し又は変更・中止申請書の写し<br>(2) 実施計画書の写し又は変更・中止計画書の写し<br>(3) 対象事業の実施に要した経費の支払を証する書類<br>(4) 対象事業の写真<br>(5) その他、町長が必要と認めるもの |

※原則、対象事業の実施に要した経費の支払を証する書類は原本とする。

様式第9号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付で提出のあった実績報告書を審査した結果、適正と認め、猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

1 交付の確定額 .....円

様式第 10 号（第 10 条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

住 所 .....

申請者氏名 ..... 印

電 話 番 号 .....

猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金交付請求書

猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

記

1 請求額 ..... 円

2 補助金の振込先

|              |     |    |
|--------------|-----|----|
| 金融機関         | 銀行  | 支店 |
| (預金種別) 口座番号  | ( ) |    |
| フリガナ<br>口座名義 |     |    |

※添付書類：振込先口座の確認ができるもの。

様式第 11 号（第 15 条関係）

防災資機材処分等届出書

年 月 日

猪名川町長 様

申請者 住所  
氏名

猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金交付要綱第 15 条の規定により 年度において猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金により取得した財産を次のとおり処分したいので届出します。

1 処分する理由

2 処分対象の財産内容

| 財産の内容 | 設置場所 | 取得年月日 | 取得金額<br>(円) | 取得金額の内訳 (円) |     |
|-------|------|-------|-------------|-------------|-----|
|       |      |       |             | 町補助金        | その他 |
|       |      |       |             |             |     |

3 処分方法、価格、条件等



**災害救助法における災害救助基準**  
**(救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準)**

| 救助の種類           | 対 象                                                  | 費用の限度額                                                                                                                                                 | 期 間                                     | 備 考                                                                                                                                           |
|-----------------|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 避難所の供与          | 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。                      | (基本額)<br>避難所設置費<br>1 人 1 日当たり<br>330 円以内<br><br>(加算額)<br>冬季 別に定める額を加算<br>高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。               | 災 害<br>発 生 の<br>日 から<br>7 日 以<br>内      | 1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。<br>2 避難にあたっての輸送費は別途計上                                            |
| 応急仮設住宅の供与       | 住 家 が 全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者 | 1 規格 1 戸当たり平均 29.7 m <sup>2</sup> (9 坪) を基準とする。<br>2 限度額 1 戸当たり 5,714,000 円以内<br>3 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。<br>(規模、費用は別に定めるところによる) | 災 害<br>発 生 の<br>日 から<br>20 日 以<br>内 着 工 | 1 平均 1 戸当たり 29.7 m <sup>2</sup> 、5,714,000 円以内であればよい。<br>2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。<br>3 供与期間 最高 2 年以内<br>4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。 |
| 炊き出しその他による食品の給与 | 1 避難所に収容された者<br>2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者             | 1 人 1 日当たり<br>1,160 円以内                                                                                                                                | 災 害<br>発 生 の<br>日 から<br>7 日 以<br>内      | 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1 食は 1/3 日)                                                                                              |
| 飲料水の供給          | 現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であるこ                    | 当該地域における通常の実費                                                                                                                                          | 災 害<br>発 生 の<br>日 から<br>7 日 以<br>内      | 1 輸送費、人件費は別途計上                                                                                                                                |

|                      |                                                                             |                                                                            |   |        |               |        |                                   |        |              |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|---|--------|---------------|--------|-----------------------------------|--------|--------------|
|                      | と。)                                                                         |                                                                            |   |        |               |        |                                   |        |              |
| 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者          | 1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。<br>2 下表金額の範囲内                     |   |        | 災害発生の日から10日以内 |        | 1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額<br>2 現物給付に限ること |        |              |
|                      |                                                                             | 区 分                                                                        |   | 1人世帯   | 2人世帯          | 3人世帯   | 4人世帯                              | 5人世帯   | 6人以上1人増ごとに加算 |
|                      |                                                                             | 全壊<br>全焼<br>流出                                                             | 夏 | 18,800 | 24,200        | 35,800 | 42,800                            | 54,200 | 7,900        |
|                      |                                                                             |                                                                            | 冬 | 31,200 | 40,400        | 56,200 | 65,700                            | 82,700 | 11,400       |
|                      |                                                                             | 半壊<br>半焼<br>床上浸水                                                           | 夏 | 6,100  | 8,300         | 12,400 | 15,100                            | 19,000 | 2,600        |
|                      |                                                                             |                                                                            | 冬 | 10,000 | 13,000        | 18,400 | 21,900                            | 27,600 | 3,600        |
| 医 療                  | 医療の途を失った者(応急的処置)                                                            | 1 救護班:使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費<br>2 病院又は診療所:社会健康保険診療報酬の額以内<br>3 施術者:協定料金の額以内 |   |        | 災害発生の日から14日以内 |        | 患者等の移送費は、別途計上                     |        |              |
| 助 産                  | 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産のみちを失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者) | 1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費<br>2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額                  |   |        | 分べんした日から7日以内  |        | 妊婦等の移送費は、別途計上                     |        |              |

|                |                                                                         |                                                                                                                                                  |                                                        |                                                           |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 被災者の救出         | 1 現に生命、身体が危険な状態にある者<br>2 生死不明な状態にある者                                    | 当該地域における通常の実費                                                                                                                                    | 災害発生の日から<br>3日以内                                       | 1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。<br>2 輸送費、人件費は、別途計上 |
| 災害にかかった住宅の応急修理 | 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者 | 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分<br><br>1世帯当たり<br>595,000円以内                                                                                            | 災害発生の日から<br>1ヶ月以内                                      |                                                           |
| 学用品の給与         | 住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒     | 1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費<br>2 文房具及び通学用品は、次の金額以内<br>小学校児童<br>1人当たり 4,500円<br>中学校生徒<br>1人当たり 4,800円<br>高等学校等生徒<br>1人当たり 5,200円 | 災害発生の日から<br>（教科書）<br>1ヶ月以内<br><br>（文房具及び通学用品）<br>15日以内 | 1 備蓄物資は評価額<br>2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。                    |
| 埋葬             | 災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者                                              | 1体当たり<br>大人（12歳以上）<br>215,200円以内<br>小人（12歳未満）<br>172,000円以内                                                                                      | 災害発生の日から<br>10日以内                                      | 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。                                 |
| 死体の捜索          | 行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者                                  | 当該地域における通常の実費                                                                                                                                    | 災害発生の日から<br>10日以内                                      | 1 輸送費、人件費は、別途計上<br>2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。       |
| 死体の処理          | 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）                                           | （洗浄、消毒等）<br>1体当たり 3,500円以内                                                                                                                       | 災害発生の日から<br>10日以内                                      | 1 検案は原則として救護班<br>2 輸送費、人件費は、別途計上<br>3 死体の一時保存に            |

|                       |                                                                                              |                                                                                                                      |                             |                                                        |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|--------------------------------------------------------|
|                       | く。)をする。                                                                                      | (一時保存)<br>①既存建物借上費<br>通常の実費<br>②既存建物以外<br>1 体当たり<br>5,400 円以内<br>(検案)<br>救護班以外は慣行料金                                  |                             | ドライアイスの購入<br>費等が必要な場合は<br>当該地域における通<br>常の実費を加算でき<br>る。 |
| 障害物の除去                | 居室、炊事<br>場、玄関等に<br>障害物が運び<br>こまれている<br>ため生活に支<br>障をきたして<br>いる場合で自<br>力では除去す<br>ることのでき<br>ない者 | 1 世帯当たり<br>137,900 円以内                                                                                               | 災害発生<br>の日から 10<br>日以内      |                                                        |
| 輸送費及び賃<br>金職員等雇上<br>費 | 1 被災者の避難<br>2 医療及び助産<br>3 被災者の救出<br>4 飲料水の供給<br>5 死体の搜索<br>6 死体の処理<br>7 救済用物資<br>の整理配分       | 当該地域における通常<br>の実費                                                                                                    | 救助の実<br>施が認めら<br>れる期間以<br>内 |                                                        |
| 実 費 弁 償               | 災害救助法<br>施行令第 4 条<br>第 1 号から第<br>4 号までに規<br>定する者                                             | 災害救助法第 7 条第 1<br>項の規定により救助に<br>関する業務に従事させ<br>た都道府県知事の総括<br>する都道府県の常勤の<br>職員で当該業務に従事<br>した者に相当するもの<br>の給与を考慮して定め<br>る | 救助の実<br>施が認めら<br>れる期間以<br>内 | 時間外勤務手当及び<br>旅費は、別途に定める額                               |

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 災害の被害認定基準

災害対策基本法第 2 条に規定する災害が発生した際における人的、住家の被害の認定基準は次のとおり。

|       | 被害種類           | 認定基準                                                                                                                                                                                                            |
|-------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人的被害  | 死者             | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、または死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。                                                                                                                                                          |
|       | 行方不明者          | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。                                                                                                                                                                                |
|       | 重傷者<br>軽傷者     | 災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは、1 月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1 月未満で治療できる見込みのものとする。                                                                                                                     |
| 住家の被害 | 全壊             | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。 |
|       | 大規模半壊          | 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。                                                |
|       | 中規模半壊          | 居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。                              |
|       | 半壊             | 住家がその居住のための基本的機能の部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。                                         |
|       | 準半壊            | 住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。                                                                                |
|       | 準半壊に至らない（一部損壊） | 住家の損壊程度が準半壊に至らない程度のものとする。                                                                                                                                                                                       |

参考：令和 3 年 3 月内閣府（防災担当）「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」

（注）

- 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、

補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

## 気象予警報関連の解説

### 1 気象注意報・気象警報等

#### (1) 地域細分

神戸地方気象台では、注意報・警報などの防災気象情報は、市町村単位に細分して発表される。

#### (2) 種類、基準

##### ア 注意報

注意報とは、その現象で災害が起こるおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報で、神戸地方気象台が発表する。

#### [ 注意報の種類と概要（抜粋） ]

| 種 類 | 概 要                                                                                                                    |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 強 風 | 強風によって災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。                                                                                       |
| 風 雪 | 雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。<br>「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。                           |
| 大 雨 | 大雨によって災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。<br>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。                              |
| 洪 水 | 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。<br>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。            |
| 大 雪 | 大雪によって災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。                                                                                       |
| 雷   | 落雷によって災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。 |
| 乾 燥 | 空気の乾燥によって災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表する。                                                   |

##### イ 警報

警報とは、その現象により重大な災害が起こるおそれのあるときに、警戒を呼びかけて行う予報で、神戸地方気象台が発表する。

##### ウ 特別警報

特別警報とは、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報で、気象庁が市町村単位で発表する。特別警報が発表された市町村では、住民への周知義務があり、直ちに伝達を行う

必要がある。

〔 警報の種類と概要（抜粋） 〕

| 種 類   | 概 要                                                                                                                                                    |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 暴 風   | 暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。                                                                                                                    |
| 暴 風 雪 | 雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。<br>「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。                                                  |
| 大 雨   | 大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。<br>大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。 |
| 洪 水   | 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。<br>河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。                         |
| 大 雪   | 大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表する。                                                                                                                    |

警報・注意報発表基準一覧表

最新版は気象庁ホームページの以下のページに掲載されている。

[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/hyogo/kijun\\_2830100.pdf](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/hyogo/kijun_2830100.pdf)

〔 特別警報の種類と発表基準（抜粋） 〕

| 種 類   | 発 表 基 準                                    |
|-------|--------------------------------------------|
| 暴 風   | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合     |
| 暴 風 雪 | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 |
| 大 雨   | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合          |
| 大 雪   | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合                    |

（注）過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

エ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

| 種 類                 | 概 要                                                        |
|---------------------|------------------------------------------------------------|
| 土砂キキクル<br>（大雨警報（土砂災 | 大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先 |



|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 害) の危険度分布)                  | <p>までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。</li> </ul>                                                                           |
| 浸水キキクル<br>（大雨警報（浸水害）の危険度分布） | <p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                |
| 洪水キキクル<br>（洪水警報の危険度分布）      | <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。</li> </ul> |
| 流域雨量指数の予測値                  | <p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と 6 時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

#### オ 早期注意情報（警報級の可能性）

5 日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報と同じ区域（南部、北部）で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で、週間天気予報と同じ区域（兵庫県）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル 1 である。

## カ 兵庫県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。

## キ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある

猪名川町における発表基準は、1時間雨量が110mm以上である。

## ク 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、兵庫県と神戸地方気象台が共同で発表する防災情報である。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

## ケ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報と同じ区域(南部、北部)で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報と同じ区域（南部、北部）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

## コ 火災警報

### (ア) 火災警報

火災警報は、気象の状況が次の各号の場合で火災の予防上危険であると認められるとき、消防法第22条に基づき町長が発する。

- a 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、かつ最大風速が7メートルを超える見込みのとき。
- b 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨、降雪中は除く。

### (イ) 火災気象通報

消防法第22条第1項の規定により、気象の状況が「乾燥注意報」又は「強風注意

報」と同一の基準に達したときに神戸地方気象台が兵庫県知事に対して通報し、兵庫県を通じて猪名川町や猪名川町消防本部に伝達される。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

#### サ 水防警報

水防警報とは、洪水、津波又は高潮により災害の発生が予想される場合において、国土交通大臣又は兵庫県知事が、それぞれ指定する河川、湖沼又は海岸について、水防法第 16 条に基づき発するものをいう。

## 2 台風

### (1) 台風と熱帯低気圧

熱帯または亜熱帯地方に発生する低気圧のうち北西太平洋または南シナ海に存在する最大風速が風力階級 8（約 17m/s）以上のものが「台風」、それに満たないものが「熱帯低気圧」と定義されている。

### (2) 台風の大きさ、強さ

台風の「大きさ」は、「強風域（平均風速 15m/s 以上の強い風が吹いているか、吹く可能性がある範囲）」の半径で、「強さ」は「最大風速」で次に掲げるとおり区分されている。

#### ア 台風の大きさ

| 程 度         | 平均風速 15m/s 以上の半径  |
|-------------|-------------------|
| 大 型（大きい）    | 500km 以上 800km 未満 |
| 超大型（非常に大きい） | 800km 以上          |

#### イ 台風の強さ

| 程 度       | 最 大 風 速           |
|-----------|-------------------|
| 強 い       | 33m/s 以上 44m/s 未満 |
| 非 常 に 強 い | 44m/s 以上 54m/s 未満 |
| 猛 烈 な     | 54m/s 以上          |

## 災害時における警戒レベルの運用について

## (1) 警戒レベルについて

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府(防災担当))が令和3年5月に改定され、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針が示され、この方針に沿って自治体や気象庁等から発表される防災情報を用いて住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されることとなっています。

## (2) 避難について

防災気象情報は多くの場合、自治体が発表する避難指示等よりも先に発表されます。

このため、避難が必要とされる警戒レベル4や高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する防災気象情報が発表された際には、避難指示等が発表されていなくても危険度分布や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。

避難にあたっては、あらかじめ指定された避難場所へ向かうことにこだわらず、川や崖から少しでも離れた、近くの頑丈な建物の上層階に避難するなど、自らの判断でその時点で最善の安全確保行動をとることが重要です。

## (3) 警戒レベルごとによる避難基準について

下記の表の通りとなります。

表2 警戒レベルの一覧表

| 避難情報等                                   | 居住者等がとるべき行動等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【警戒レベル5】<br>緊急安全確保<br>(市町村長が発令)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</li> <li>●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</li> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> <li>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul>                                                                                                                 |
| 【警戒レベル4】<br>避難指示<br>(市町村長が発令)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれ高い</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</li> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                            |
| 【警戒レベル3】<br>高齢者等避難<br>(市町村長が発令)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれあり</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</li> <li>・高齢者等<sup>※</sup>は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</li> <li>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul> |
| 【警戒レベル2】<br>大雨・洪水・高潮<br>注意報<br>(気象庁が発表) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●発表される状況：気象状況悪化</li> <li>●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認</li> <li>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認</li> </ul>                                                                                                                                                              |
| 【警戒レベル1】<br>早期注意情報<br>(気象庁が発表)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ</li> <li>●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める</li> <li>・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                      |

## 震度階級関連の解説

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合があります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

| 用語                       | 意味                                                                          |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| まれに<br>わずか<br>大半<br>ほとんど | 極めて少ない。めったにない。<br>数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。<br>半分以上。ほとんどよりは少ない。<br>全部ではないが、全部に近い。 |
| が（も）ある、<br>が（も）いる        | 当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。                    |
| 多くなる                     | 量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。                                               |
| さらに多くなる                  | 上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。                                 |

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

[ 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況 ]

| 震度階級 | 人の体感・行動                                                     | 屋内の状況                                                                                      | 屋外の状況                                                                                 |
|------|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 0    | 人は揺れを感じないが、地震計には記録される。                                      | —                                                                                          | —                                                                                     |
| 1    | 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。                             | —                                                                                          | —                                                                                     |
| 2    | 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。                | 電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。                                                                       | —                                                                                     |
| 3    | 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。 | 棚にある食器類が音を立てることがある。                                                                        | 電線が少し揺れる。                                                                             |
| 4    | ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。           | 電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。                                          | 電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。                                                      |
| 5弱   | 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。                                   | 電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。 | まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。                                       |
| 5強   | 大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。                        | 棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。                               | 窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。 |
| 6弱   | 立っていることが困難になる。                                              | 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。                                                  | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。                                                              |
| 6強   | 立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。   | 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。                                                             | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。                                     |
| 7    |                                                             | 固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。                                                         | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。                                  |

〔 木造建物（住宅）の状況 〕

| 震度<br>階級 | 耐震性が高い                       | 耐震性が低い                                                                   |
|----------|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 5<br>弱   | —                            | 壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。                                                |
| 5<br>強   | —                            | 壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。                                                   |
| 6<br>弱   | 壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。    | 壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 |
| 6<br>強   | 壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。       | 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。                               |
| 7        | 壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。 | 傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。                                                     |

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

〔 鉄筋コンクリート造建物の状況 〕

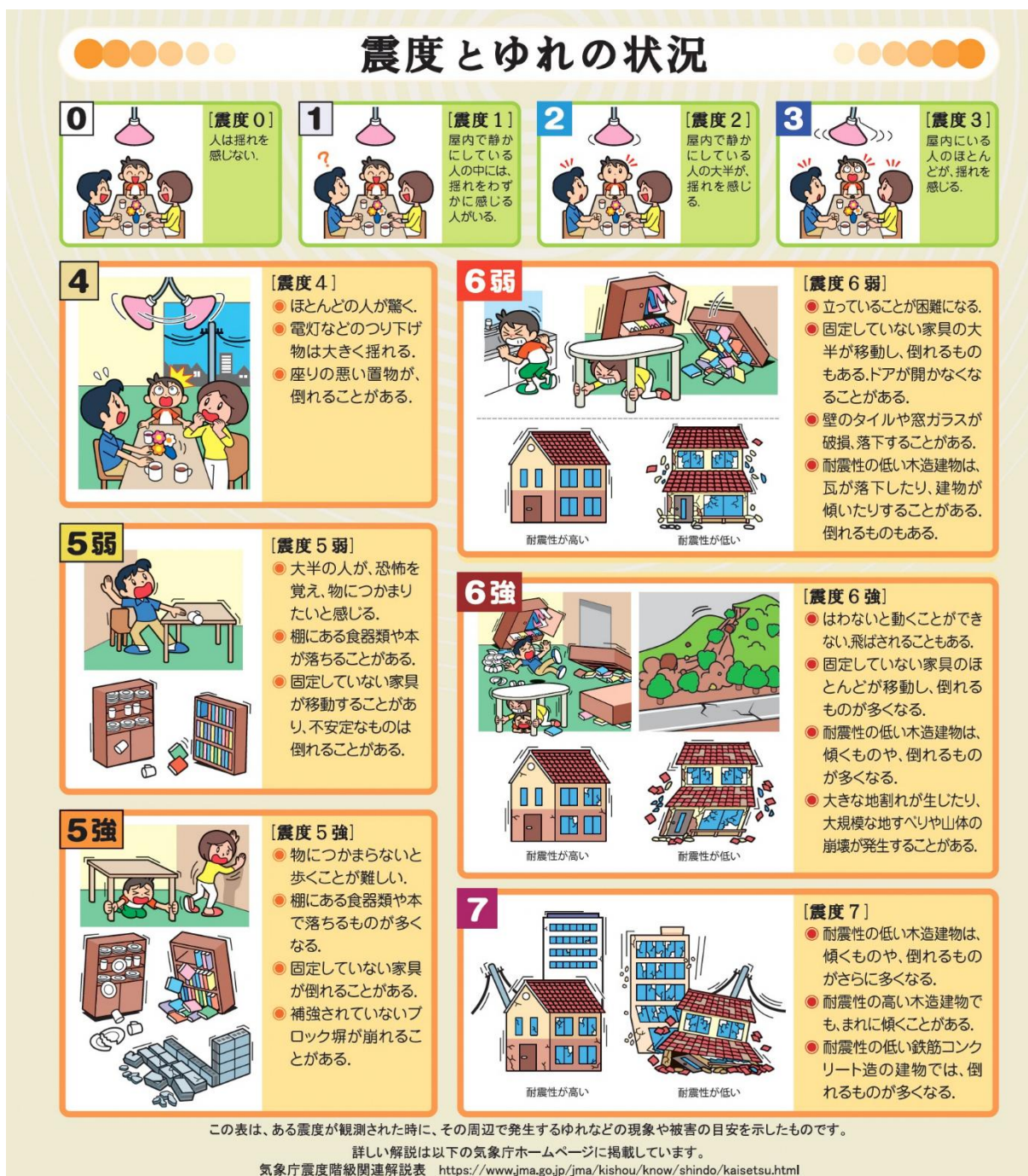
| 震度<br>階級 | 耐震性が高い                                                    | 耐震性が低い                                                           |
|----------|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 5<br>強   | —                                                         | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。                                 |
| 6<br>弱   | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。                          | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。                                    |
| 6<br>強   | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。                             | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。 |
| 7        | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。 | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。    |

（注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。



〔震度と揺れ等の状況（概要）〕





## 災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と猪名川町長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

### （目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

### （応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次のとおりとする。

- 一 猪名川町内で重大な災害の発生または、発生する恐れがある場合
- 二 猪名川町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

### （応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン [情報連絡員]含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その他必要な事項

### （リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

### （リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

### （緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

（緊急災害対策派遣隊の受け入れ）

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をするものとする。

**（緊急災害対策派遣隊の報告）**

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

**（平素の協力）**

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

**（その他）**

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成25年9月3日

甲 近畿地方整備局長 谷 本 光 司

乙 猪 名 川 町 長 福 田 長 治

## 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県（以下「県」という。）及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

### (応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあつせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

### (応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話、ファクシミリ又は兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
  - (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
  - (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
  - (4) 応援の場所及びその場所への経路
  - (5) 応援を必要とする期間
  - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の応援も含めた応援計画を作成し、被応援市町に、応援計画を通知するものとする。
- 3 県及び応援を行う市町（以下「応援市町」という。）は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。
- 4 第1項による要請をもって、被応援市町から各応援市町に対しての応援の要請があったものとみなす。

### (市町を指定した応援要請)

第4条 被応援市町は、あらかじめ指定した県内の市町（以下「応援指定市町」という。）に、応援を要請することができる。

- 2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。
- 3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えとともに、協力を要請するものとする。
- 4 被応援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる。なお、この場合において、被応援市町は事後必ず県にその旨連絡するものとする。

### (自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

**(経費の負担)**

第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

2 被応援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

**(他の協定との関係)**

第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

**(平時の活動)**

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 地域防災計画その他必要な資料の提供
- (2) 県と市町との連絡会等の開催
- (3) その他必要な事項

**(補則)**

第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

**附 則**

この協定は、平成18年11月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事及び各市町長が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長及び兵庫県町村会会長が各1通を保有し、他の市町長はその写しを保有する。

平成18年11月1日

|       |         |        |         |
|-------|---------|--------|---------|
| 兵庫県   |         | 神戸市    |         |
| 兵庫県知事 | 井 戸 敏 三 | 神戸市長   | 矢 田 立 郎 |
| 姫路市   |         | 尼崎市    |         |
| 姫路市長  | 石 見 利 勝 | 尼崎市長   | 白 井 文   |
| 明石市   |         | 西宮市    |         |
| 明石市長  | 北 口 寛 人 | 西宮市長   | 山 田 知   |
| 洲本市   |         | 芦屋市    |         |
| 洲本市長  | 柳 実 郎   | 芦屋市長   | 山 中 健   |
| 伊丹市   |         | 相生市    |         |
| 伊丹市長  | 藤 原 保 幸 | 相生市長   | 谷 口 芳 紀 |
| 豊岡市   |         | 加古川市   |         |
| 豊岡市長  | 中 貝 宗 治 | 加古川市長  | 樽 本 庄 一 |
| たつの市  |         | 赤穂市    |         |
| たつの市長 | 西 田 正 則 | 赤穂市長   | 豆 田 正 明 |
| 西脇市   |         | 宝塚市    |         |
| 西脇市長  | 來 住 壽 一 | 宝塚市長   | 阪 上 善 秀 |
| 三木市   |         | 高砂市    |         |
| 三木市長  | 藪 本 吉 秀 | 高砂市長   | 岡 恒 雄   |
| 川西市   |         | 小野市    |         |
| 川西市長  | 大 塩 民 生 | 小野市長   | 蓬 萊 務   |
| 三田市   |         | 加西市    |         |
| 三田市長  | 岡 田 義 弘 | 加西市長   | 中 川 暢 三 |
| 篠山市   |         | 養父市    |         |
| 篠山市長  | 瀬 戸 亀 男 | 養父市長   | 梅 谷 馨   |
| 丹波市   |         | 南あわじ市  |         |
| 丹波市長  | 辻 重 五 郎 | 南あわじ市長 | 中 田 勝 久 |
| 朝来市   |         | 淡路市    |         |
| 朝来市長  | 井 上 英 俊 | 淡路市長   | 門 康 彦   |
| 宍粟市   |         | 加東市    |         |
| 宍粟市長  | 白 谷 敏 明 | 加東市長   | 山 本 廣 一 |
| 猪名川町  |         | 多可町    |         |
| 猪名川町長 | 真 田 保 男 | 多可町長   | 戸 田 善 規 |
| 稲美町   |         | 播磨町    |         |
| 稲美町長  | 古 谷 博   | 播磨町長   | 清 水 ひろ子 |
| 神河町   |         | 市川町    |         |
| 神河町長  | 足 立 理 秋 | 市川町長   | 尾 崎 光 雄 |
| 福崎町   |         | 太子町    |         |
| 福崎町長  | 嶋 田 正 義 | 太子町長   | 首 藤 正 弘 |
| 上郡町   |         | 佐用町    |         |
| 上郡町長  | 安 則 眞 一 | 佐用町長   | 庵 途 典 章 |
| 香美町   |         | 新温泉町   |         |
| 香美町長  | 藤 原 久 嗣 | 新温泉町長  | 馬 場 雅 人 |

## 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定実施要領

### (趣旨)

第1条 この実施要領は、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

### (連絡窓口)

第2条 県及び市町は、応援に関する連絡調整を円滑に進めるため、連絡担当部局をあらかじめ定めるものとする。

2 各市町は、前項に規定する連絡担当部局を変更したときは、速やかに県(当該市町を所轄する県民局)に報告するものとする。

### (情報の収集及び伝達方法)

第3条 被災市町は、速やかに被害状況の把握に努め、災害情報の伝達を行うとともに、県及びその他の市町にあっては情報収集に努めるものとする。

2 情報収集及び伝達は、兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム、電話、ファクシミリ、衛星通信又は職員の派遣等により行うものとする。

### (応援の内容)

第4条 協定第2条第1号から第3号までに規定する応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 物 資 飲料水、食糧、生活必需物資、医薬品等
- (2) 資 機 材 給水車、物資輸送車、ゴミ収集車、し尿処理車、重機、バイク、自転車、仮設トイレ、仮設風呂、テント、発電機等
- (3) 施 設 避難所、福祉施設、公共宿泊施設、火葬場、ゴミ焼却場等
- (4) 派遣職員 県職員、市町職員

### (応援の要請手続き)

第5条 被災市町は、県及び市町に対し、応援要請書(様式第1号)により応援を要請するものとする。

2 県が、被災市町の要請に対する応援計画を定めたときは、応援計画書(様式第2号)により関係市町に通知するものとする。

3 被災市町に対する応援を速やかに行うため、県災害対策地方本部(県民局)は、被災市町と県災害対策本部並びに応援市町と県災害対策本部間における応援内容の調整を行うものとする。

4 被災市町は、緊急を要するとき、県災害対策地方本部(県民局)に連絡がつかないとき等の場合、県災害対策本部に、直接、応援を要請することができる。

5 協定第3条から第5条までの規定による応援要請の手続きは別紙のとおりとする。

6 応援要請の有無に関わらず応援活動を実施した県及び市町は、応援活動報告書(様式第3号)により被災市町に報告するものとする。

### (経費の負担)

第6条 協定第6条に定める経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げるところにより、被災市町が負担する。

- (1) 応援職員の所属する県又は市町の旅費に関する規定による応援職員の旅費

- (2) 応援職員が応援業務に従事中、第三者に損害を与えた場合の補償費
- (3) 応援物資、資機材の購入費、運搬費及び修理代
- 2 前項第2号に定める補償費のうち、被応援市町への往復途中において第三者に損害を与えた場合の補償費については、被応援市町と応援を行った県又は市町が協議して定める。
- 3 協定第5条の自主的な情報収集活動に要する経費は、その活動を行った県又は市町が負担する。
- 4 協定第6条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替え支弁した場合、応援を行った県又は市町は、当該経費の額を県知事又は市町の長名による請求書により関係書類を添付のうえ、被応援市町に請求するものとする。
- 5 前各項により難しい場合については、被応援市町と応援を行った県又は市町がその都度協議して定めるものとする。

#### 附 則

この実施要領は、平成18年11月1日から適用する。

## 災害応急対策活動の相互応援に関する協定書

災害応急対策活動の相互応援に関し、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町（以下「協定市町」という。）との間に次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、協定市町の区域内において災害が発生した場合において、協定市町が相互に応援し、その応急対策活動の万全を期すことを目的とする。

### （災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及びこれらに至らない比較的小規模の災害をいう。

### （相互応援）

第3条 協定市町は、その区域に災害が発生した場合は、相互に応援するものとする。

### （連絡担当部局）

第4条 協定市町は、災害時の連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

### （応援の要請及び方法）

第5条 協定市町は、災害が発生して応援を求めようとするときは、法令その他別に定める場合を除くほか、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援措置を要請するものとする。

- (1) 被災者の食糧その他生活必需品の提供
- (2) 被災者の応急救助にかかる職員の応援及び所要の施設の利用
- (3) 診療、疫学調査、感染症患者の入院の勧告又は措置その他治療及び感染症対策作業のための職員の応援並びに所要の施設の利用および医療品等の提供
- (4) 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに所要の資材の提供
- (5) 清掃及びし尿処理作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (6) 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (7) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (8) 消防、救急、水防作業隊の応援及び所要の資材の提供
- (9) ボランティアに関する情報の提供
- (10) その他の応急対策活動に必要な措置

2 協定市町は、前項の応援の実施については、兵庫県災害対策阪神南地方本部（兵庫県阪神南県民局）、兵庫県災害対策阪神北地方本部（兵庫県阪神北県民局）と連絡を取るものとする。

### （隣接地域の応援）

第6条 協定市町は、前項の規定にかかわらず、その隣接する地域及び当該地域の周辺部で災害が発生し、又は発生するおそれがあると認知し若しくは受報したときは、応援要請を



待たずに応援を行うことができる。この場合において、直ちにその旨を応援を受けた協定市町（以下「被応援市町」という。）へ通報するものとする。

**（応援措置の履行）**

第7条 応援を行う協定市町（以下「応援市町」という。）は、その応援措置を的確かつ円滑に行うよう努めなければならない。

**（応援経費の負担）**

第8条 応援に要した経費の負担については、応援市町と被応援市町が別に協議するものとする。

**（地域防災計画その他資料等の交換）**

第9条 協定市町は、非常の災害に備え、毎年作成する地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について資料情報等を相互に交換するものとする。

**（訓練の実施）**

第10条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同の防災訓練を実施するものとする。

**（実施の細目）**

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町が協議のうえ別に定めるものとする。

**附 則**

この協定は、平成9年11月1日から効力を生ずる。

**附 則**

この協定は、平成13年12月27日から実施し、平成13年4月1日から適用する。

この協定の成立を証するため本書8通を作成し、協定市町記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成13年12月27日

尼崎市長 宮田 良雄  
芦屋市長 北村 春江  
宝塚市長 正司 泰一郎  
三田市長 岡田 義弘

西宮市長 山田 知  
伊丹市長 松下 勉  
川西市長 柴生 進  
猪名川町長 真田 保男

[ 災害応急対策活動の相互応援に関する協定書第4条に規定する連絡担当部局 ]

| 市 町 名   | 担 当 部 局 名    | 電話番号           | 摘要 |
|---------|--------------|----------------|----|
| 尼 崎 市   | 危機管理安全部災害対策課 | (06) 6489-6165 |    |
| 西 宮 市   | 危機管理室地域防災支援課 | (0798) 35-3662 |    |
| 芦 屋 市   | 都市建設部防災安全課   | (0797) 38-2093 |    |
| 伊 丹 市   | 総務部危機管理室     | (072) 784-8166 |    |
| 宝 塚 市   | 危機管理室総合防災課   | (0797) 77-2078 |    |
| 川 西 市   | 総務部危機管理課     | (072) 740-1145 |    |
| 三 田 市   | 行政管理室危機管理課   | (079) 559-5057 |    |
| 猪 名 川 町 | 企画総務部生活安全課   | (072) 766-8703 |    |

## 災害応急対策活動の相互応援に関する協定実施細目

### （趣旨）

第1条 この実施細目は、7市1町が締結している「災害応急対策活動の相互応援に関する協定書」（以下「協定書」という。）第11条の規定に基づき、具体的な運用を定めるものとし、阪神間が連携を保ち、応急対策活動を迅速かつ的確に行い、災害から住民の生命財産を守る広域的な防災体制の整備を図ることを目的とする。

### （事務局）

第2条 この実施細目に係る事務局は、協定市町が担当するものとする。

### （協定市町の区分）

第3条 協定市町を次のとおり東部、西部の市町に区分し、救援・救護活動に当たるものとする。

#### （1）東部地域

尼崎市・伊丹市・川西市・猪名川町

#### （2）西部地域

西宮市・芦屋市・宝塚市・三田市

### （連絡担当市町）

第4条 前条に定める各地域の正副連絡担当市町を次表のとおり定める。

| 地 域 | 連絡担当市町 | 副連絡担当市町 |
|-----|--------|---------|
| 東 部 | 尼 崎 市  | 伊 丹 市   |
| 西 部 | 西 宮 市  | 宝 塚 市   |

### （情報の収集及び伝達方法）

第5条 災害が発生した場合、被災市町は、別紙1「応援要請書」により、速やかに前条に定める各地域の連絡担当市町に連絡する。ただし、そのいとまがない場合には、口頭により要請を行い、後に別紙1「応援要請書」を速やかに提出するものとする。なお、連絡担当市町が被災等により連絡事務を行いがたい場合は、副連絡担当市町が事務を代行する。

2 連絡を受けた連絡担当市町は、地域内の他市町に前項の内容を伝達し、救援・救護が必要な場合は地域内の状況を取りまとめ、応援体制を被災市町に連絡する。

3 前項までの連絡方法が取りがたい場合は、協定書第6条の規定により応援要請を待たずに応援を行うことができる。

4 第3項までの連絡方法は、応急時（発災から7日以内）までとし、復旧時以降（発災から8日日以降）の連絡方法に関しては、災害の程度等を考慮し、状況により適時対処するものとする。

5 各市町の連絡先は別紙2「阪神地域防災連絡網」のとおりとする。この「阪神地域防災連絡網」の内容に変更が生じた際は、事務局まで連絡することとする。

6 前項に定めるもののほか、災害発生時において連絡担当市町は、兵庫県災害対策阪神南地方本部（兵庫県阪神南県民局）、兵庫県災害対策阪神北地方本部（兵庫県阪神北県民局）と連絡を取るものとする。

7 前項の連絡を受けた兵庫県災害対策阪神南地方本部及び阪神北地方本部は、協定書第5

条第1項の応援内容について最大限の協力をするものとする。

- 8 応援要請の有無にかかわらず応援活動を実施した各市町は、別紙3「応援活動報告書」により、被応援市町に報告するものとする。

**（救援物資に係る応援の方法及び目標）**

第6条 協定書第5条第1項第1号に規定する被災者の食糧その他生活必需品の提供については、別紙4「各市町の備蓄状況」を基に被応援市町に提供するものとする。

- 2 食糧の確保については、災害の規模、場所等により異なるが、概ね発災直後（3日以内）を目標とする。

**（応援経費の負担について）**

第7条 応援の実施に要した費用は、原則として発災から復旧時まで（1カ月以内）は、応援市町が負担するものとする。

- 2 疑義が生じた場合及び復興時以降については、協定市町がその都度協議して定める。

**（細目の改正）**

第8条 実施細目について、改正の必要があると認められるときは、協定市町が協議するものとする。

**附 則**

この実施細目は、平成9年11月1日から効力を生ずる。

**附 則**

この実施細目は、平成13年12月27日から実施し、平成13年4月1日から適用する。

**附 則**

この実施細目は、平成22年4月1日から実施する。

この実施細目の成立を証するため本書8通を作成し、協定市町記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成22年3月25日

尼崎市長 白井 文  
芦屋市長 山中 健  
宝塚市長 中川 智子  
三田市長 竹内 英昭

西宮市長 山田 知  
伊丹市長 藤原 保幸  
川西市長 大塩 民生  
猪名川町長 福田 長治

# 応 援 要 請 書

|                               |                        |                |                        |
|-------------------------------|------------------------|----------------|------------------------|
| 被応援側市町                        |                        |                |                        |
| 応援要請先市町                       |                        |                |                        |
| 応援要請日時                        |                        |                |                        |
| 災害発生日時                        |                        |                |                        |
| 災害発生場所                        |                        |                |                        |
| 災 害 の 概 要<br>・災害種別<br>・災害の状況等 |                        |                |                        |
| 応援要請内容                        |                        |                |                        |
| 集結場所                          |                        |                |                        |
| その他必要事項                       |                        |                |                        |
| 被応援側担当者                       | 職<br><br>氏名<br><br>連絡先 | 連絡担当市町<br>の担当者 | 職<br><br>氏名<br><br>連絡先 |

## 阪 神 地 域 防 災 連 絡 網

平成 年 月 日現在

|        | 電話回線       |       | 衛星回線 |       |
|--------|------------|-------|------|-------|
|        | 電話         | F A X | 電話   | F A X |
| 尼崎市    | (昼)<br>(夜) |       |      |       |
|        | 担当部局 職・氏名  |       |      |       |
| 西宮市    | (昼)<br>(夜) |       |      |       |
|        | 担当部局 職・氏名  |       |      |       |
| 芦屋市    | (昼)<br>(夜) |       |      |       |
|        | 担当部局 職・氏名  |       |      |       |
| 伊丹市    | (昼)<br>(夜) |       |      |       |
|        | 担当部局 職・氏名  |       |      |       |
| 宝塚市    | (昼)<br>(夜) |       |      |       |
|        | 担当部局 職・氏名  |       |      |       |
| 川西市    | (昼)<br>(夜) |       |      |       |
|        | 担当部局 職・氏名  |       |      |       |
| 三田市    | (昼)<br>(夜) |       |      |       |
|        | 担当部局 職・氏名  |       |      |       |
| 猪名川町   | (昼)<br>(夜) |       |      |       |
|        | 担当部局 職・氏名  |       |      |       |
| 阪神南県民局 | (昼)<br>(夜) |       |      |       |
|        | 担当部局 職・氏名  |       |      |       |
| 阪神北県民局 | (昼)<br>(夜) |       |      |       |
|        | 担当部局 職・氏名  |       |      |       |

## 応 援 活 動 報 告 書

|                         |                                                                                                        |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 応援側市町                   |                                                                                                        |
| 要請受理日時または<br>災害認知日時     |                                                                                                        |
| 応援活動場所                  |                                                                                                        |
| 応援活動期間                  |                                                                                                        |
| 災害発生場所                  |                                                                                                        |
| 応援活動組織等<br>(指揮者・人員・車両等) |                                                                                                        |
| 応援活動の内容                 |                                                                                                        |
| 使用器材及び<br>消費物品等         |                                                                                                        |
| その他参考事項                 |                                                                                                        |
| 応援側市町担当者                | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>職・氏名</span> <span>TEL</span> </div> |

## 各市町の備蓄状況

(食料・生活必需品)

平成 年 月 日現在

| 種類                                    | 市町名<br>品目 |  |  |  |
|---------------------------------------|-----------|--|--|--|
| 食<br><br><br><br>糧                    | 乾パン       |  |  |  |
|                                       | おかゆ       |  |  |  |
|                                       | アルファーマ    |  |  |  |
|                                       | 粉ミルク      |  |  |  |
|                                       | 非常食       |  |  |  |
|                                       | 飲料水       |  |  |  |
|                                       | その他       |  |  |  |
| 生<br><br>活<br><br>必<br><br>需<br><br>品 | 毛布        |  |  |  |
|                                       | 紙おむつ      |  |  |  |
|                                       | 生理用品      |  |  |  |
|                                       | ポリ容器      |  |  |  |
|                                       | シート       |  |  |  |
|                                       | その他       |  |  |  |



## 災害応急対策活動の相互応援に関する協定書

平成 14 年 2 月 1 日

災害応急対策活動の相互応援に関し、篠山市と猪名川町との間に次のとおり協定する。

### （目的）

第 1 条 この協定は、協定市町の区域内で災害が発生した場合において、協定市町が相互に応援し、その応急対策活動の万全を期することを目的とする。

### （災害の範囲）

第 2 条 この協定において「災害」とは災害対策基本法（昭和 63 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に規定する災害及びこれに至らない比較的小規模の災害をいう。

### （相互応援）

第 3 条 協定市町は、その区域に災害が発生した場合、相互に応援するものとする。

### （連絡担当部局）

第 4 条 協定市町は災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

### （応援の要請）

第 5 条 協定市町は、災害が発生して応援を求めようとするときは、法令その他別に定めがある場合を除くほか、連絡担当部局を通じ災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応急措置を要請するものとする。

- (1) 被災者の食糧その他生活必需品の提供
- (2) 被災者の応急救助にかかる職員の応援及び所要の施設の利用
- (3) 診療、検病、感染症患者の入院の勧告又は措置及び消毒作業のための職員の応援並びに所要の施設の利用及び医療品等の提供
- (4) 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに所要の資材の提供
- (5) 清掃及びし尿処理作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (6) 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (7) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (8) 消防、救急、水防作業の応援及び所要の資材の提供
- (9) ボランティアに関する情報の提供
- (10) その他応急対策活動に必要な措置

### （隣接地域の応援）

第 6 条 協定市町は、前条の規定にかかわらず、その隣接する地域及び当該地域の周辺部で災害が発生し、又は発生するおそれがあると認知し若しくは受報したときは、応援要請をまたずに応援を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を応援を受けた協定市町（以下「被応援市町」という。）へ通報するものとする。

### （応援措置の履行）

第7条 応援を行う協定市町（以下「応援市町」という。）は、その応援措置を的確かつ円滑に行うように努めなければならない。

**（応援経費の負担）**

第8条 応援に要した経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、協定市町が別に協議するものとする。

**（地域防災計画その他資料等の交換）**

第9条 協定市町は、火所の災害に備え、毎年作成する地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について資料情報等を相互に交換するものとする。

**（実施の細目）**

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町が協議のうえ別に定めるものとする。

**附 則**

この協定は平成14年2月1日から実施する。

平成11年6月1日に締結した災害応急対策活動の相互応援に関する協定は廃止する。

上記協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、協定市町において各1通を保管する。

平成14年2月1日

篠山市長 瀬戸 亀 男

猪名川町長 真 田 保 男

## 兵庫県広域消防相互応援協定

### （目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、兵庫県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）に対処することを目的とする。

### （地域区分）

第2条 兵庫県下を次の地域に区分するものとする。

#### （1）阪神地域

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市及び猪名川町

#### （2）神戸地域

神戸市

#### （3）東播地域

明石市、淡路広域消防事務組合、加古川市、北はりま消防組合、三木市、高砂市及び小野市

#### （4）西播地域

姫路市、西はりま消防組合及び赤穂市

#### （5）但馬地域

豊岡市、南但広域行政事務組合及び美方郡広域事務組合

### （災害種別及び規模）

第3条 この協定において、大規模災害等とは次の各号に掲げるもののうち、応援活動を必要とするものをいう。

（1）大規模林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災

（2）地震、風水害その他大規模な自然災害

（3）航空機事故及び列車事故等で、大規模又は特殊な救急・救助事故

（4）毒性物質、生物剤、放射性物質に係る事故による災害

### （応援の種別）

第4条 応援の種別は、次のとおりとする。

#### （1）地域内応援

第2条に規定する地域内の市町等に対する応援

#### （2）県内応援

前号に規定する地域以外の市町等に対する応援

### （応援要請の手続）

第5条 応援要請は、被災した場所を管轄する市町等（以下「被災地」という。）の消防長が行うものとする。ただし、災害の規模等により被災地の消防長の要請を待たずに応援出動した場合には、要請があったものとみなす。

2 要請は、被災地の消防長が、あらかじめ定められた地域の代表消防本部を通じて、応援

を求めようとする市町等の消防長に対し、電話、ファクシミリ又は兵庫県衛星通信ネットワークにより行うものとする。

3 応援の要請に際しては、次の各号に定める事項を連絡するものとする。

- (1) 災害の発生場所及び概要
- (2) 必要とする車両、人員及び資機材
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) その他必要事項

4 応援要請を行った市町等は、その旨を兵庫県消防主管課に対して通報するものとする。

#### (応援隊の手続)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町等の消防長は、応援を行うことが可能と判断した場合は、被災地の消防長に対してその旨を連絡するものとする。

#### (応援の中断)

第7条 応援を行った市町等（以下「応援市町等」という。）に応援隊を帰還させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援市町等は、応援を受けた市町等（以下「受援市町等」という。）と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

#### (応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき、受援市町等の長の指揮の下に行動するものとする。

#### (応援経費)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町等において負担する経費

- ア 公務災害補償に要する経費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 受援市町等との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
- エ 被服の損料等
- オ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 受援市町等において負担する経費

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 当該応援のために特別に必要な車両及び機械器具の修理費
- エ 賞じゅつ金、賞慰金
- オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町等に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）  
ただし、応援市町等の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市町等の負担とする。

カ 化学消火薬剤等の資機材費

2 本条において、受援市町等において負担する経費については、応援市町等は特段の事情がない限り、部隊の帰庁後3ヶ月以内に別記様式により請求するものとする。

(消防航空応援)

第10条 消防航空機の応援を要請する場合は、兵庫県が定める要綱によるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど市町等が協議のうえ決定するものとする。

(委任)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項については市町等の消防長等が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第13条 この協定は、平成25年10月23日から実施する。

附 則

- 1 兵庫県広域消防相互応援協定（平成24年3月27日締結）は、廃止する。
- 2 本協定の成立を証するため、協定書24通を作成し、市町等において記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年10月23日

|               |       |             |       |
|---------------|-------|-------------|-------|
| 尼崎市長          | 稲村 和美 | 西宮市長        | 河野 昌弘 |
| 芦屋市長          | 山中 健  | 伊丹市長        | 藤原 保幸 |
| 宝塚市長          | 中川 智子 | 川西市長        | 大塩 民生 |
| 三田市長          | 竹内 英昭 | 篠山市長        | 酒井 隆明 |
| 丹波市長          | 辻 重五郎 | 猪名川町長       | 福田 長治 |
| 神戸市長          | 矢田 立郎 | 明石市長        | 泉 房穂  |
| 淡路広域消防事務組合管理者 |       | 門 康彦        |       |
| 加古川市長         | 樽本 庄一 | 北はりま消防組合管理者 | 安田 正義 |
| 三木市長          | 藪本 吉秀 | 高砂市長        | 登 幸人  |
| 小野市長          | 蓬萊 務  | 姫路市長        | 石見 利勝 |
| 西はりま消防組合管理者   |       | 西田 正則       |       |
| 赤穂市長          | 豆田 正明 | 豊岡市長        | 中貝 宗治 |
| 南但広域行政事務組合管理者 |       | 多次 勝昭       |       |
| 美方郡広域事務組合管理者  |       | 長瀬 幸夫       |       |

文書番号

平成 年 月 日

市（町）長 様

所在地 \_\_\_\_\_

市（町）長 ⑩

# 兵庫県広域消防相互応援協定第9条に基づく経費の請求について

みだしのことについて、領収書の写しを添えて、下記のとおり請求します。

## 記

### 1 応援の対象となった災害

#### (1) 発生日時

平成 年 月 日 : 分頃

#### (2) 発生場所

市（町）

### 2 請求の内訳

| 項目          |      |      | 経費 | 添付資料           |
|-------------|------|------|----|----------------|
| 燃料費         | 車両   | ガソリン | 円  | 領収書(写し)NO_____ |
|             |      | 軽油   | 円  | 領収書(写し)NO_____ |
|             | 機械器具 | ガソリン | 円  | 領収書(写し)NO_____ |
|             |      | その他  | 円  | 領収書(写し)NO_____ |
|             | 小計   |      | 円  |                |
| 宿泊費         |      |      | 円  | 領収書(写し)NO_____ |
| 食料費         |      |      | 円  | 領収書(写し)NO_____ |
| 修理費         |      |      | 円  | 領収書(写し)NO_____ |
| 化学消火薬剤等資機材費 |      |      | 円  | 計算書別添          |
|             |      |      | 円  |                |
|             |      |      | 円  |                |
|             |      |      | 円  |                |
| 合計          |      |      | 円  |                |

第三者に与えた損害の賠償に要する経費等及び賞じゅつ金・賞慰金が発生した場合は、別途請求する。

## 兵庫県広域消防相互応援覚書

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 応援要請等（第7条－第9条）

第3章 代表消防機関等の任務（第10条－第12条）

第4章 指揮活動等（第13条－第20条）

第5章 活動の終了（第21条－第23条）

第6章 雑則（第24条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この覚書は、兵庫県広域消防相互応援協定（平成25年10月23日締結。以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、兵庫県下の消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書における用語の定義は協定に定めがあるものを除き、次の各号のとおりとする。

（1） ブロック

協定第2条各号に定める地域をいう。

（2） 県下広域応援

大規模災害等が発生した市町等の消防本部が行う消防活動を支援するために行う、協定第4条に定める応援活動をいう。

（3） ブロック内応援

協定第4条第1号に規定する地域内応援であって、ブロック内の消防本部から応援要請があった場合における当該ブロック内での応援活動をいう。

（4） 通常県内応援

県内応援（協定第4条第2号に規定する県内応援をいう。以下同じ。）のうち、単独のブロックから応援要請があった場合における県下の応援活動をいう。

（5） 特別県内応援

県内応援のうち、大規模地震災害等の発生によって複数のブロックから同時に県内応援の要請があった場合又はそのおそれがある場合における県下の応援活動をいう。

（6） 県下広域応援部隊

県下広域応援のため、大規模災害等が発生した市町等へ派遣する部隊をいう。

（7） 代表消防機関

兵庫県下消防長会の会長消防本部をいう。

（8） 代表消防機関代行

代表消防機関に事故がある場合に、その任務を代行する消防本部をいう。

（9） ブロック別代表消防本部

ブロックを代表する消防本部をいう。

（10） ブロック別代表消防本部代行

ブロック別代表消防本部に事故がある場合に、その任務を代行する消防本部をいう。

(11) 受援側ブロック別代表消防本部

被災又は発災により応援を要請した消防本部（以下「被災地消防本部」という。）が属するブロックのブロック別代表消防本部をいう。

(12) 応援側ブロック別代表消防本部

県下広域応援部隊を出動させる又は出動させた消防本部が属するブロックのブロック別代表消防本部（受援側ブロック別代表消防本部を除く。）をいう。

（代表消防機関等）

第3条 代表消防機関、代表消防機関代行、ブロック別代表消防本部及びブロック別代表消防本部代行は、別表1に定めるとおりとする。

（平常時の任務）

第4条 平常時においては、代表消防機関は兵庫県消防主管課（以下「兵庫県」という。）及びブロック別代表消防本部と、ブロック別代表消防本部は代表消防機関及びブロック内の消防本部と、それぞれ連絡、調整及び情報交換に努めるものとする。

（情報連絡先等の交換）

第5条 各消防本部は、大規模災害等の発生に関し、的確な県下広域応援を実施するため、あらかじめ別表2から別表4に定める情報連絡先その他の情報を交換しておくものとする。

2 各消防本部は、別表2から別表4に変更が生じた場合、速やかに、ブロック別代表消防本部を通じて代表消防機関へ連絡するものとし、代表消防機関は、速やかに各ブロック別代表消防本部を通じて各消防本部へ連絡するものとする。

（早期要請）

第6条 災害発生時、各消防本部は、初動時における情報収集体制の強化に努め、被害の甚大性が見込まれる場合には、ブロック別代表消防本部と協議するとともに、早期に県下広域応援を要請するものとする。

## 第2章 応援要請等

（応援要請の手続）

第7条 応援要請は、電話による口頭要請の後、ファクシミリ又は電子メールにより行うものとし、手続きは次のとおりとする。

(1) ブロック内応援

被災地消防本部は、ブロック別代表消防本部に様式第1号を送付するものとし、要請を受けたブロック別代表消防本部は、ブロック内の各消防本部に様式第1号を送付するとともに、ブロック内応援の要請があった旨を代表消防機関に連絡するものとする。

(2) 通常県内応援

被災地消防本部は、ブロック別代表消防本部（受援側ブロック別代表消防本部）を通じて、代表消防機関に様式第1号を送付するものとし、代表消防機関は、応援側ブロック別代表消防本部を通じて、応援側ブロック内の各消防本部に様式第1号を送付するものとする。

(3) 特別県内応援

特別県内応援は、次に定める適用基準に該当した場合（代表消防機関が適用基準に該



当するおそれがあると判断した場合を含む。)に適用するものとし、代表消防機関は各ブロック別代表消防本部に様式第3号の2を、各ブロック別代表消防本部はブロック内の各消防本部に様式第3号の1を、それぞれ送付し、被害状況、応援の必要性、応援出動の可否等(以下「被害状況等」という。)の報告を求めるものとする。

ア 消防庁長官により「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」の適用がなされた場合。

イ 地震の発生により、兵庫県内の複数のブロックにおいて、震度6弱以上が観測された場合。

ウ 大規模災害等の発生により、複数のブロックから同時に県内応援の要請がなされた場合。

(4) 前号に規定する被害状況等の報告は、次のとおり行うものとする。

ア 各消防本部は、管轄区域における被害状況等の把握に努め、特別県内応援の適用基準該当後、概ね30分を目途に様式第3号の1によりブロック別代表消防本部に報告するものとする。

イ ブロック別代表消防本部は、ブロック内の被害状況等を様式第3号の2によりとりまとめ、代表消防機関に報告するものとする。

ウ 各消防本部は、被害状況等に変化があれば、その都度、様式第3号の1によりブロック別代表消防本部に報告するものとし、ブロック別代表消防本部は、ブロック内の被害状況等をその都度、様式第3号の2によりとりまとめ、代表消防機関へ報告するものとする。

2 被災地消防本部は、応援要請の即時性を高めるため、兵庫県フェニックス防災システム(兵庫県地域防災計画に定める防災情報システムをいう。)による災害報告に併せて、県内応援要請を行うよう努めるものとする。

(出動可能隊数及び応援出動の決定)

第8条 応援出動の決定は、応援要請を受けた又は被害状況等の報告を求められた消防本部が、様式第2号の1(特別県内応援時は様式第3号の1)によりブロック別代表消防本部へ出動可能隊数等を報告したうえで、次のとおり決定するものとする。

(1) ブロック内応援

ブロック別代表消防本部は、ブロック内の各消防本部の出動可能隊数等の状況を踏まえ、応援出動隊を決定し、様式第2号の1により応援先となる被災地消防本部名を付して、ブロック内の関係する消防本部に通知するものとする。

(2) 通常県内応援

ア 各ブロック別代表消防本部は、ブロック内の出動可能隊数等を様式第2号の2によりとりまとめ、代表消防機関に報告するものとする。

イ 報告を受けた代表消防機関は、被災地消防本部が属するブロック内の状況を踏まえ、各ブロックの出動隊数(規模)を決定し、様式第4号により応援先となる被災地消防本部名を付して、各ブロック別代表消防本部に通知するものとする。

ウ 通知を受けた応援側ブロック別代表消防本部は、ブロック内における応援出動隊を決定し、様式第2号の1により応援先となる被災地消防本部名を付して、ブロック内の関

係する消防本部に通知するものとする。

(3) 特別県内応援

特別県内応援適用時は、次のとおり、各ブロックがそれぞれブロック内応援で対応することを基本とし、ブロック内応援の必要がない又は必要がなくなったブロックから、順次、他のブロックへの応援に移行するものとする。

ア 受援側ブロック別代表消防本部は、ブロック内の被害状況等を踏まえ、ブロック内応援が可能な場合は応援出動隊を決定し、様式第3号の1により応援先となる被災地消防本部名を付して、ブロック内の関係する消防本部に通知するものとする。

イ 代表消防機関は、各ブロックの被害状況等（各ブロック別代表消防本部がとりまとめた様式第3号の2の報告）を踏まえ、県内応援が可能なブロックを選定し、当該ブロックの出動隊数（規模）を決定のうえ、様式第4号により応援先となる被災地消防本部名を付して、各ブロック別代表消防本部に通知するものとする。

ウ 応援出動が決定した応援側ブロック別代表消防本部は、応援が可能な消防本部の中から応援出動隊を決定するとともに、様式第3号の1により応援先となる被災地消防本部名を付して、ブロック内の関係する消防本部に通知するものとする。

2 応援出動が決定した消防本部（以下「応援消防本部」という。）は、様式第5号により出動隊数、代表者、無線呼出名称等をブロック別代表消防本部に報告するものとし、報告を受けたブロック別代表消防本部は、様式第6号によりブロック内の出動部隊をとりまとめ、様式第5号と併せて、ブロック内の各消防本部及び代表消防機関に報告するものとする。なお、代表消防機関は集約された出動部隊の情報を、ブロック別代表消防本部を通じて各消防本部と共有するものとする。

3 応援消防本部の各隊は、自己完結型の活動を心がけ、必要資機材及び物品を携行するものとする。

（応援種別の切り替え）

第9条 応援種別の切り替えは、次のとおりとする。

- (1) ブロック内応援中に県内応援が要請された場合は、当該ブロック内の応援種別は、自動的に県内応援に切り替えられたものとする。
- (2) 県下広域応援の要請前に、隣接する市町等との間において相互応援協定等に基づく応援活動が行われていた場合は、当該市町等との間における応援種別の切り替えは、被災地消防本部が決定するものとする。

### 第3章 代表消防機関等の任務

（受援側ブロック別代表消防本部の任務）

第10条 受援側ブロック別代表消防本部の任務は次の各号に定めるものとする。

- (1) 応援要請に関する連絡及び調整に関すること。
- (2) 代表消防機関との連絡及び情報共有に関すること。
- (3) ブロック内における県下広域応援部隊の編成及び中隊長等の指名に関すること。
- (4) 被災地消防本部の指揮支援に関すること。
- (5) 特別県内応援時におけるブロック内の被害状況等の確認に関すること。
- (6) その他必要な事項

- 2 ブロック別代表消防本部が被災地消防本部となり、受援側ブロック別代表消防本部としての任務の遂行が困難な場合は、受援側ブロック別代表消防本部代行が前項各号の任務を行うものとする。

(応援側ブロック別代表消防本部の任務)

第11条 応援側ブロック別代表消防本部の任務は次の各号に定めるものとする。

- (1) 応援要請に関する連絡及び調整に関すること。
- (2) 代表消防機関との連絡及び情報共有に関すること。
- (3) ブロック内における県下広域応援部隊の編成及び中隊長等の指名に関すること。
- (4) 特別県内応援時におけるブロック内の被害状況等の確認に関すること。
- (5) その他必要な事項

- 2 ブロック別代表消防本部が何らかの理由により応援側ブロック別代表消防本部としての任務の遂行が困難な場合は、応援側ブロック別代表消防本部代行が前項各号の任務を行うものとする。

(代表消防機関の任務)

第12条 代表消防機関の任務は次の各号に定めるものとする。

- (1) ブロック別代表消防本部との調整に関すること。
- (2) 応援要請及び情報連絡に関すること。
- (3) 兵庫県及び総務省消防庁との連絡及び情報交換に関すること。
- (4) 県内応援時における県下広域応援部隊の活動管理及び被災地消防本部の指揮支援に関すること。
- (5) 特別県内応援時における各ブロックの被害状況等の確認及び応援出動部隊の調整に関すること。
- (6) 県下広域応援本部の設置に関すること。
- (7) その他必要な事項

- 2 代表消防機関が被災地消防本部となり、代表消防機関としての任務の遂行が困難な場合は、代表消防機関代行が前項各号の任務を行うものとする。

#### 第4章 指揮活動等

(県下広域応援部隊の指揮)

第13条 県下広域応援部隊は、受援市町等の長又はその委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）の指揮の下に活動するものとする。

- 2 ブロック内応援時においては、ブロック別代表消防本部は、指揮者を補佐し、その指揮の下で、県下広域応援部隊の活動の管理を行うものとする。
- 3 県内応援時においては、受援側ブロック別代表消防本部（代表消防機関が応援出動した場合は代表消防機関。）は、指揮者を補佐し、その指揮の下で、県下広域応援部隊の活動の管理を行うものとする。
- 4 前項において、代表消防機関が応援出動した場合、受援側ブロック代表消防本部は代表消防機関を補佐するものとする。

(後方支援本部の設置)

第14条 県下広域応援部隊を出動させたブロック別代表消防本部は、出動部隊の活動を支援

するとともに、ブロック内の各消防本部との連絡調整を行うため、後方支援本部を設置するものとし、必要に応じてブロック内の消防本部から職員の派遣を求めることができるものとする。

(連絡調整員の派遣)

第15 条 ブロック内応援及び通常県内応援がなされた場合、県下広域応援部隊を出動させたブロック別代表消防本部は、県下広域応援部隊の中から連絡調整員を被災地消防本部へ派遣するものとする。

2 派遣された連絡調整員は、被災地消防本部と県下広域応援部隊との連絡調整及び後方支援本部との連絡調整にあたるものとする。

3 前項の任務を達成するため、被災地消防本部又は派遣された連絡調整員は、次の各号に定める者に対して応援を求めることができるものとする。

- (1) 受援側ブロック別代表消防本部の職員
- (2) 応援側ブロック別代表消防本部の職員
- (3) 代表消防機関の職員
- (4) 上記のほか、必要と認める県下消防本部の職員

(県下広域応援本部の設置)

第16 条 代表消防機関は、特別県内応援の適用を決定した場合又は通常県内応援時で必要と認めた場合、県下広域応援部隊が迅速かつ的確に活動できるよう、また包括的に被災地消防本部の指揮支援活動が行えるよう、代表消防機関内又は兵庫県庁内に県下広域応援本部を設置するものとする。

2 県下広域応援本部の構成員は、原則として、代表消防機関消防長の委任を受けた職員、ブロック別代表消防本部消防長の委任を受けた派遣職員、被災地消防本部の派遣職員その他必要な者とし、代表消防機関消防長の委任を受けた職員を本部長とする。

3 県下広域応援本部は、兵庫県、代表消防機関及びブロック別代表消防本部等と連携し、次の任務をつかさどるものとする。

- (1) 県下広域応援部隊の市町等への部隊配備及び部隊移動に関すること。
- (2) ブロック別代表消防本部との連絡調整に関すること。
- (3) 無線統制に関すること。
- (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 各種情報の集約、整理及び各消防本部との共有に関すること。
- (6) 県下広域応援部隊の後方支援に関すること。
- (7) 緊急消防援助隊消防応援活動調整本部との連絡調整に関すること。
- (8) その他必要な事項

(部隊の単位)

第17 条 部隊の単位は1 隊を1 小隊とし、2 隊以上の場合はブロックごと又は消火、救助、救急等の任務ごとに中隊を編成するものとし、それぞれに中隊長をおくものとする。なお、単一の消防本部から2 隊以上の部隊を派遣する場合は、消防本部代表者を派遣するものとする。

2 県内応援時における中隊長は、ブロックごとに編成する場合は各ブロック別代表消防本部

から、任務ごとに編成する場合の消火中隊長は明石市消防局から、救助中隊長は西宮市消防局から、救急中隊長は姫路市消防局から、それぞれ選出するものとする。

3 特別県内応援時はブロックごとに中隊を編成するものとし、災害現場ごと又は市町ごとに中隊を分散して活動する場合は、中隊長が各部隊の指揮者を指名するものとする。

4 ブロック別代表消防本部が応援出動できない場合は、当該ブロック別代表消防本部が、ブロック内の応援出動可能な消防本部から中隊長を指名するものとする。

(通信連絡体制)

第18条 県下広域応援部隊に係る通信連絡体制は、原則として次により行うものとする。

(1) 県下広域応援本部と各中隊長相互間及び各中隊長と県下広域応援部隊相互間の通信は、消防救急デジタル無線「主運用波3」を使用する。

(2) 各消防本部間における小隊相互間の通信は、署活動用無線機「県内共通波」を使用する。

(3) 同一消防本部内における小隊相互間の通信は、各消防本部が使用している署活動用無線機の周波数を使用するものとし、各消防本部の署活動用無線機使用周波数については、別表4のとおりとする。

(部隊の交代)

第19条 部隊の交代は、原則として、ブロック単位で行うものとする。

(活動報告等)

第20条 各中隊長は、災害状況、活動状況及びその他必要な事項を、被災地消防本部、後方支援本部及び県下広域応援本部に適宜報告するものとする。

## 第5章 活動の終了

(現場引き揚げ)

第21条 県下広域応援部隊の現場引き揚げは、被災地消防本部の消防長の指示によるものとする。

2 県下広域応援部隊の長は、被災地消防本部の消防長に対して次の事項を報告した後、引き上げるものとする。

(1) 部隊の活動概要(場所、時間、隊数等)

(2) 活動中の異常の有無

(3) 隊員の負傷の有無

(4) 車両、資機材等の損傷の有無

(5) その他必要な事項

(帰署(所)報告)

第22条 県下広域応援部隊を出動させた消防本部は、当該消防本部に属する出動隊の最終帰署(所)後、速やかにその旨をブロック別代表消防本部に報告するものとする。

2 ブロック別代表消防本部は、ブロック内の消防本部に属する出動隊の最終帰署(所)後、速やかにその旨を被災地消防本部及び代表消防機関に報告するものとする。

(活動結果報告)

第23条 県下広域応援部隊を出動させた消防本部は、当該消防本部に属する出動隊の最終帰署(所)後、速やかに様式第7号によりブロック別代表消防本部に報告するものとする。

2 ブロック別代表消防本部は、ブロック内の消防本部に属する出動隊の報告をとりまとめ、被災地消防本部及び代表消防機関に報告するものとする。

## 第6章 雑則

(協議)

第24条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

### 附 則

- 1 この覚書は、令和5年3月7日から施行する。
- 2 兵庫県広域消防相互応援覚書(平成31年3月26日)は、廃止する。
- 3 この覚書の成立を証するため、本書24通を作成し、各消防本部において各1通を保有するものとする。

令和5年3月7日

|          |       |               |       |
|----------|-------|---------------|-------|
| 尼崎市消防長   | 小山 覚之 | 淡路広域消防事務組合消防長 | 川上 洋司 |
| 西宮市消防長   | 松浦 光廣 | 加古川市消防長       | 君野 正則 |
| 芦屋市消防長   | 北村 修一 | 北はりま消防長       | 東田 幸策 |
| 伊丹市消防長   | 福井 浩次 | 三木市消防長        | 林 一成  |
| 宝塚市消防長   | 山中 毅  | 高砂市消防長        | 炭多 光一 |
| 川西市消防長   | 石倉 和也 | 小野市消防長        | 藤原 靖  |
| 三田市消防長   | 仲田 悟  | 姫路市消防長        | 松本 佳久 |
| 丹波篠山市消防長 | 西井 満  | 西はりま消防長       | 満田 利郎 |
| 丹波市消防長   | 中道 典昭 | 赤穂市消防長        | 尾崎 浩司 |
| 猪名川町消防長  | 向井 文雄 | 豊岡市消防長        | 井崎 博之 |
| 神戸市消防長   | 鍵本 敦  | 南但消防長         | 掃部 康久 |
| 明石市消防長   | 長谷川 健 | 美方郡広域事務組合消防長  | 岡田 壽彦 |

## 消防相互応援に関する覚書

平成9年11月1日付けで、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町（以下「協定市町」という。）との間で締結した「災害応急対策活動の相互応援に関する協定書（以下「協定書」という。）」に基づき、「災害応急対策活動の相互応援に関する協定実施細目（以下「協定実施細目」という。）」の規定にかかわらず、協定市町との間に消防相互応援に関し、この覚書を締結する。

### （応援の種別）

第1条 消防相互応援は、次に掲げる応援とする。

- (1) 通常応援 協定市町に相接する地域及び当該地域の周辺部で災害が発生し、又は発生するおそれがあると認知し若しくは受報した場合に応援要請を待たずに出動する応援
- (2) 特別応援 協定市町の地域内に災害が発生した場合に当該災害発生地を管轄する消防長の要請を受けて出動する応援

### （通報義務）

第2条 協定市町の消防長は、その隣接する市町の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあると認知し若しくは受報した場合は、直ちにその旨を災害発生地（災害が発生するおそれがある地域を含む。以下同じ。）を管轄する消防長へ通報するものとする。

### （通常応援の通報）

第3条 第1条第1号に規定する通常応援に出動した場合は、直ちにその旨を災害発生地の消防本部へ通報するものとする。

### （特別応援の要請）

第4条 第1条第2号に規定する特別応援の要請は、協定市町の消防本部を通じて行い、様式1号により、次の各号に掲げる事項を明示してするものとする。

- (1) 災害の発生場所及び概要
- (2) 必要とする車両、人員及び資器材
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) その他必要事項

### （指揮）

第5条 協定書第5条第1項第8号に規定する消防、救急、水防作業隊（以下「応援隊」という。）の指揮は、災害発生地を管轄する消防長又は消防署長が応援隊の長に対して行うものとする。

### （応援時の即報）

第6条 応援市町の消防長は、応援活動が終了したときは、災害発生地を管轄する消防長へ様式2号により、その応援の概要を即報するものとする。

### （応援経費の負担）

第7条 応援の実施に要した費用の負担は、協定実施細目第7条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町において負担する経費

- ア 公務上の災害補償費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 被服の損料等
- カ 交通事故における損害賠償費等

(2) 被応援市町において負担する経費

- ア 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものの。）
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 化学消火薬剤等資機材費
- エ 現場活動中に第三者に与えた損害賠償費等
- オ 賞じゅつ金等

2 前項の規定に疑義が生じた場合は、応援市町と災害発生地消防長が、協議して定めるものとする。

（資料の交換）

第8条 協定市町の消防長は、毎年4月1日で、次の各号に掲げる資料を相互に交換するものとする。

- (1) 消防力現況一覧表
- (2) 救急告示医療機関に関する資料
- (3) その他参考資料

（実施の細目）

第9条 この覚書の実施に関し必要な事項又は疑義を生じた事項については、そのつど協定市町の消防長が協議のうえ、定めるものとする。

附 則

この覚書は、平成13年3月1日から効力を生じる。

この覚書の成立を証するため本書8通を作成し、協定市町の消防長記名押印のうえ、各1通を保有する。



平成13年3月1日

|      |         |         |
|------|---------|---------|
| 尼崎市  | 尼崎市消防長  | 近 成 義 男 |
| 西宮市  | 西宮市消防長  | 川 崎 洋 光 |
| 芦屋市  | 芦屋市消防長  | 鈴 木 恵太郎 |
| 伊丹市  | 伊丹市消防長  | 藤 原 稔 三 |
| 宝塚市  | 宝塚市消防長  | 宮 先 昇   |
| 川西市  | 川西市消防長  | 上 浦 和 祥 |
| 三田市  | 三田市消防長  | 安 井 昭 久 |
| 猪名川町 | 猪名川町消防長 | 井 谷 丈 志 |

**伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援協定書****（目的）**

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、伊丹市、宝塚市、川西市及び猪名川町（以下「協定市町」という。）間において、消防の任務達成のため消防業務に関し相互に連携して応援に努め、消防の対応力を強化することを目的とする。

**（応援の実施及び種別）**

第2条 協定市町は、業務に重大な支障がない限り、相互に連携し応援するものとする。

2 応援の種別は、次のとおりとする。

- (1) 消火の業務及び活動
- (2) 救急の業務及び活動
- (3) 救助の業務及び活動
- (4) その他の業務及び活動

**（協議・資料の交換）**

第3条 協定市町は、応援業務及び活動が円滑に行えるよう協議し、必要資料・情報等を交換するものとする。

**（応援経費の負担）**

第4条 応援に要した経費の負担については、協定市町が別に定めるものとする。

**（協議）**

第5条 この協定に定めていない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市町の長が協議のうえ決定するものとする。

**（委任）**

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項については、協定市町の消防長が協議して定めるものとする。

**（効力発生日）**

第7条 この協定は、平成23年12月14日からその効力を生ずるものとする。

**附 則**

伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援協定書（平成13年3月15日締結）は廃止する。

この協定の成立を証するため本書4通を作成し、協定市町記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 2 3 年 1 2 月 1 4 日

|       |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|
| 伊丹市長  | 藤 | 原 | 保 | 幸 |
| 宝塚市長  | 中 | 川 | 智 | 子 |
| 川西市長  | 大 | 塩 | 民 | 生 |
| 猪名川町長 | 福 | 田 | 長 | 治 |

## 伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援覚書

### （目的）

第 1 条 この覚書は、伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援協定（以下「協定」という。）第 6 条の規定に基づき、消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

### （応援の体制）

第 2 条 協定第 2 条第 2 項の規定に掲げる応援種別のうち、活動応援出動体制は、次のとおりとする。

#### （1）隣接地域における火災等初動出動体制

協定市町のそれぞれの相接近する地域及び当該地域の周辺部（第 1 出動で現場到着時間が被応援市町の最終到着車両より応援隊が先着できると見込まれる地域をいう。）で火災等が発生した場合は、被応援市町からの通報を受けて協定市町から 1 隊を応援出動するものとする。

隣接地域における火災等初動出動基準及び応援出動区域は、別表 1 のとおりとする。

#### （2）救急事故の出動体制

ア 協定市町は、救急事故の続発等により、当該市町の救急体制が新たに発生した救急事案に対応することが困難な場合、協定市町に救急出動要請を行うことができる。

イ 救急出動基準及び応援出動区域は、別表 1 を準用する。

ウ 救急事故の応援出動にかかる実施細目は別に定める。

#### （3）待機応援出動体制

協定市町の区域で火災等が発生し、当該市町が二次火災等に備える必要があるときは、前号の規定により応援出動した市町以外の市町に対し、被応援市町から待機応援出動を要請することができる。

#### （4）大規模災害及び特殊災害の出動体制

##### ア 危険物火災の出動体制

伊丹市、宝塚市、川西市（以下「協定市」という。）の区域において、大量に危険物等を保有する事業所（以下「消防上、特に対策を要する事業所」という。）から火災が発生した場合は、被応援市からの通報を受けて協定市から化学車又は同等の効力を有する消火薬剤を積載した車両 1 隊を応援出動するものとする。

危険物火災出動基準及び応援出動区域は、別表 2 のとおりとする。

##### イ 高層建物火災の出動体制

協定市町の区域で、中高層建物の中高層階で火災が発生した場合において、第 2 出動が発せられたときは、被応援市町からの通報を受けて、協定市町からはしご車 1 隊を応援出動するものとする。

高層建物火災出動基準及び応援出動区域は、別表 3 のとおりとする。

##### ウ 林野火災の出動体制

協定市町（伊丹市を除く。）の区域で、林野火災が発生した場合において、第 2 出動が発せられたときは、被応援市町（伊丹市を除く。）からの通報を受けて、協定市町から 1 隊を応援出動するものとする。

林野火災出動基準及び出動区域は、別表４のとおりとする。

エ 集団救急事故の出動体制

協定市町の区域で、集団食中毒、光化学スモッグ、交通事故等により一時に多数の傷病者が発生し、又は発生するおそれがある救急事案については、被応援市町からの通報を受けて協定市町から救急車１隊を応援出動するものとする。

集団救急事故出動基準及び応援出動区域は、別表５のとおりとする。

- ２ 前項に掲げる出動体制よりさらに応援隊の増強を必要とする場合、被応援市町は協定市町に増援要請をすることができる。
- ３ 第１項に掲げるほか、応援要請を必要とする災害が発生した場合は、被応援市町と応援市町との間において調整し、応援するものとする。
- ４ 同条第１項第４号アの「消防上、特に対策を要する事業所」に変更が生じた場所は、すみやかに必要な資料（別表５）を交換するものとする。

（応援要請の方法）

第３条 応援要請は、電話、無線若しくはファックス等（以下「電話等」という。）により、迅速確実に行うものとする。

（応援出動）

第４条 前条の応援要請があった場合、又は別表１の応援出動区域で災害が発生し、若しくは発生するおそれがあると自己覚知した場合には、協定市町は応援出動することができる。

（応援隊の指揮）

第５条 応援隊は、消防組織法第４７条第１項の規定に基づき、被応援市町の長の指揮の下に行動するものとする。

（応援の困難）

第６条 協定第２条の規定に掲げる「業務に重大な支障」とは、次に掲げるものとする。

- （１）応援市町において大規模災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （２）他の応援協定により応援出動している場合
- （３）その他やむを得ない事情がある場合

２ 消防長は、応援出動できないときは、その旨を電話等により通報するものとする。

（報告書）

第７条 第４条の応援出動があった場合は、応援市町は被応援市町に対し、当該火災等の活動概要を応援市町で定める即時報告書等の様式でファックス又はメール等により通知するものとする。

（応援経費及び補償費等の負担）

第８条 応援の実施に要した経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

- （１）応援市町において負担する経費

- ア 旅費及び出動手当
- イ 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- ウ 車両及び機械器具の修理費
- エ 被服の損料等

- （２）被応援市町において負担する経費

- ア 現地で調達した車両及び機械器具の燃料費
  - イ 宿泊費及び食料費
  - ウ 化学消火薬剤等資器材費
- 2 応援活動の実施により生じた公務災害の補償費等については、次の各号に定めるところによるものとする。
- (1) 応援市町において負担する経費
    - ア 公務上の災害補償費
    - イ 交通事故における損害賠償費等
  - (2) 被応援市町において負担する経費
    - ア 現場活動中に第三者に与えた損害賠償費等
    - イ 賞じゅつ金、見舞金
- 3 前2項の規定に疑義が生じた場合は、応援市町と被応援市町の消防長が、協議して定めるものとする。

**(訓練等の実施)**

第9条 協定市町は、この協定に基づく応援の実施が円滑に行われるよう協定市町管内の対象物等の調査について協議して計画を定め、これに基づいて調査を実施するものとする。

- 2 協定市町は、第2条に基づく応援体制についての合同消防訓練を必要に応じて実施するものとする。

**(会議の開催)**

第10条 協定第2条の規定に掲げる応援の実施が円滑に行われるよう協定市町間において会議を開催することができる。

**(協議)**

第11条 この覚書に定めていない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市町の消防長が協議のうえ定めるものとする。

**(効力発生日)**

第12条 この覚書は、令和6年4月1日からその効力を生ずるものとする。

**附 則**

伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援覚書（平成21年6月21日締結）は廃止する。

この覚書の成立を証するため本書4通を作成し、協定市町消防長の記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年3月12日

|         |         |
|---------|---------|
| 伊丹市消防長  | 福 井 浩 次 |
| 宝塚市消防長  | 山 中 毅   |
| 川西市消防長  | 石 倉 和 也 |
| 猪名川町消防長 | 向 井 文 雄 |

別表 5

消防上、特に対策を要する事業所

令和 年 月 日現在

|                                                         |      |     |
|---------------------------------------------------------|------|-----|
| 覚書第 2 条第 4 項に基づく資料                                      |      |     |
| 消防機関名                                                   |      |     |
| 消防上、特に対策要する事業所消防法第 1 4 条の 2 に基づき予防規程を定める製造所等（給油取扱所を除く。） |      |     |
|                                                         | 事業所名 | 所在地 |
| 1                                                       |      |     |
| 2                                                       |      |     |
| 3                                                       |      |     |
| 4                                                       |      |     |
| 5                                                       |      |     |
| 6                                                       |      |     |
| 7                                                       |      |     |
| 8                                                       |      |     |

No.1 \_\_\_\_\_

## 宝塚市、川西市及び猪名川町における消防の連携・協力に関する協定書

### （目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、宝塚市、川西市及び猪名川町（以下「協定市町」という。）の間において、消防の連携・協力による人的・財政的な資源の効率的な活用に努め、消防力を充実強化することを目的とする。

### （応援の実施）

第2条 協定市町は、次の各号のいずれかに該当する場合には、業務に重大な支障がない限り応援出動するものとする。

- （1） 別に定める応援出動区域内において、建物火災が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知した場合
- （2） 別に定める応援出動区域内において、救急が連続して発生し、当該区域が存する市町からの救急出動に時間を要する場合
- （3） 協定市町において、高度・専門的な違反処理及び完成検査並びに特殊な火災原因調査を行う事案が発生し、協定市町より応援要請された場合

### （訓練等の実施）

第3条 協定市町は、高度・専門的な知識を有する人材を育成するための訓練等を計画した場合には、他市町へ参加を要請するものとする。

### （情報共有）

第4条 協定市町は、応援業務が円滑に行えるよう必要な資料、情報等を共有するものとする。資料の内容に変更があった場合も同様とする。

### （協議）

第5条 この協定書に疑義が生じた場合又は改正する必要があると認めた場合は、その都度協定市町の長が協議のうえ決定するものとする。

### （委任）

第6条 この協定に基づく応援に要する経費の負担等消防の連携・協力に関し必要な事項については、協定市町の消防長が協議して覚書に定めるものとする。

### 附 則

#### （効力発生日）

- 1 この協定は、令和元年9月1日からその効力を生ずるものとする。

#### （旧協定の廃止）

- 2 宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援協定書（平成27年2月12日締結）は、廃止する。

#### （保管）

- 3 本協定の成立を証するため、本書3通を作成し、協定市町記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。



令和元年8月28日

宝塚市長      中 川 智 子

川西市長      越 田 謙 治 郎

猪名川町長      福 田 長 治

## 宝塚市、川西市及び猪名川町における消防の連携・協力に関する協定に基づく相互応援（建物火災）に関する覚書

（趣旨）

第1条 この覚書は、宝塚市、川西市及び猪名川町における消防の連携・協力に関する協定書（令和元年8月28日締結。以下「協定書」という。）第6条の規定に基づく消防の連携・協力のうち、建物火災に係る応援出動について必要な事項を定めるものとする。

（応援体制）

第2条 協定書第2条第1号に規定する応援出動は、別表に定める基準により行うものとする。

（指揮権）

第3条 応援市町の消防隊（以下「応援隊」という。）は、受援市町の消防長の指揮の下に活動するものとする。

（応援の困難）

第4条 協定書第2条に規定する業務に重大な支障とは、次の各号に定めるとおりとする。

- （1） 応援市町において大規模災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2） その他やむを得ない事情がある場合

（応援の中断）

第5条 応援市町の都合で応援隊を帰署させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援市町の消防長は、受援市町の消防長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

（応援に係る経費）

第6条 応援の実施に要した経費の負担は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1） 応援市町において負担する経費

- ア 公務災害補償に要する経費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 受援市町への移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費
- エ 被服の損料等
- オ 車両及び機械器具の燃料費（活動中に調達したものを除く。）
- カ 車両及び機械器具の修理費

- （2） 受援市町において負担する経費

- ア 車両及び機械器具の燃料費（活動中に調達したものに限る。）
- イ 食料費
- ウ 賞じゅつ金、見舞金
- エ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）  
ただし、応援市町の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は、応援市町の負担とする。
- オ 特別に必要となった車両及び機械器具の修理費

カ 化学消火薬剤等の資器材費

- 2 前項の規定に疑義が生じた場合又は前項に規定する以外の経費が発生したときは、応援市町と受援市町の消防長が協議して負担割合及び負担額を定めるものとする。

(現場報告)

- 第7条 応援隊の最高指揮者は、現場に到着した場合、遅滞なく応援隊の車種及び隊数を受援市町の現場最高指揮者に報告するものとする。

- 2 応援隊の最高指揮者は、現場から引き上げる場合、受援市町の現場最高指揮者に次の事項を報告するものとする。

- (1) 活動概要(場所、時間、隊数等)
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両及び資機材の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

(活動報告)

- 第8条 応援市町は、応援隊が所属する消防署所に帰着したときは、速やかに応援活動の概要を受援市町に報告するものとする。

(訓練等の実施)

- 第9条 協定市町は、この協定書に基づく応援の実施が円滑に行われるよう協定市町管内の対象物等の調査について協議して計画を定め、これに基づいて調査を実施するものとする。

- 2 協定市町は、必要に応じて合同消防訓練を実施するものとする。

(会議の開催)

- 第10条 協定書に規定する応援の実施が円滑に行われるように、協定市町間において会議を開催するものとする。

(協議)

- 第11条 この覚書に係る疑義又は改廃については、その都度協定市町の消防長による協議のうえ決定するものとする。

附 則

(効力発生日)

- 1 この覚書は、令和元年9月1日からその効力を生ずるものとする。

(旧覚書の廃止)

- 2 宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援(建物火災)覚書(平成27年2月12日締結)は、廃止する。

(保管)

- 3 本覚書の成立を証するため、本書3通を作成し、協定市町の消防長が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和元年8月28日

宝塚市消防本部

消 防 長 石 橋 豊

川西市消防本部

消 防 長

矢 内 光 彦

猪名川町消防本部

消 防 長

奥 田 貢

別表

隣接地域における火災出動基準

1 出動基準

協定市町のそれぞれの相接近する地域及び当該地域の周辺部（第1出動で現場到着時間が受援市町の最終到着車両より応援隊が先着できると見込まれる地域をいう。）で建物火災が発生した場合、応援市町は第1出動する。この場合、第2出動及び応援要請が発せられたときは、協定市町から1隊を増隊出動するものとする。

2 出動指令

原則として、宝塚市・川西市・猪名川町消防指令センターの高機能消防指令システムによる出動指令とする。

3 応援出動区域

(1) 宝塚市

| 応援区分 | 応援出動区域                                                                                                                                                                                     | 第1出動                    |      | 第2出動 |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|------|------|
|      |                                                                                                                                                                                            | 宝塚市                     | 応援市町 |      |
| 1    | 山本野里1丁目から3丁目まで、<br>山本丸橋1丁目から4丁目まで、<br>口谷西1丁目から3丁目まで、<br>口谷東1丁目から3丁目まで、<br>山本南1丁目から3丁目まで、<br>山本西2丁目及び3丁目、<br>山本中2丁目及び3丁目、<br>山本東2丁目及び3丁目、<br>平井1丁目から7丁目まで、<br>南ひばりガ丘1丁目から3丁目まで、<br>平井山荘、長尾町 | 消火隊4隊<br>救助隊2隊<br>救急隊1隊 | 川西市  | 川西市  |
| 2    | ふじガ丘、長尾台1丁目及び2丁目、<br>切畑字長尾山5番地の一部※<br>花屋敷つつじガ丘、<br>花屋敷荘園1丁目から4丁目まで、<br>花屋敷松ガ丘、花屋敷緑ガ丘、<br>雲雀丘1丁目から4丁目まで<br>雲雀丘山手1丁目から2丁目                                                                    | 消火隊4隊<br>救助隊2隊<br>救急隊1隊 | 川西市  | 川西市  |
| 3    | 安倉西2丁目及び3丁目、金井町、<br>安倉南1丁目から4丁目まで、<br>安倉中1丁目から6丁目まで、<br>安倉北1丁目から5丁目まで、<br>弥生町、泉町、寿町、星の荘、<br>三笠町、売布1丁目、今里町、<br>中筋5丁目から9丁目まで                                                                 | 消火隊4隊<br>救助隊2隊<br>救急隊1隊 |      | 川西市  |
| 4    | (宝塚市北部)<br>長谷、大原野、境野、切畑、<br>芝辻新田、玉瀬                                                                                                                                                        | 消火隊4隊<br>救助隊1隊<br>救急隊1隊 |      | 川西市  |
| 5    | (宝塚市北部)<br>上佐曾利、下佐曾利、<br>波豆、香合新田                                                                                                                                                           | 消火隊4隊<br>救助隊1隊<br>救急隊1隊 | 猪名川町 | 川西市  |

※花屋敷栄光園、愛宕原ゴルフ倶楽部及びその周辺、川西市満願寺町南側に隣接する住宅

## (2) 川西市

| 応援<br>区分 | 応援出動区域                                                                                    | 第1出動                               |      | 第2出動 |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|------|------|
|          |                                                                                           | 川西市                                | 応援市町 |      |
| 1        | 丸山台、美山台、一庫、笹部、<br>山下町、緑が丘、下財町、山原、<br>大和東、大和西、山下、見野、<br>国崎、黒川、横路、東畦野、石道、<br>清和台、赤松、虫生、けやき坂 | 消火隊3隊<br>救助隊1隊<br>救急隊1隊<br>指揮支援隊1隊 | 猪名川町 |      |
| 2        | 栄町、寺畑、小花、小戸、中央町、<br>花屋敷、火打、美園町、丸の内町、<br>萩原、花屋敷山手町、日高町、<br>絹延町、出在家町、滝山町、<br>霞ヶ丘、松が丘町、満願寺町  | 消火隊3隊<br>救助隊1隊<br>救急隊1隊<br>指揮支援隊1隊 | 宝塚市  | 宝塚市  |
| 3        | (中国道以北)<br>南花屋敷、栄根、<br>加茂、下加茂                                                             | 消火隊3隊<br>救助隊1隊<br>救急隊1隊<br>指揮支援隊1隊 | 宝塚市  | 宝塚市  |
| 4        | (中国道以南)<br>久代、東久代                                                                         | 消火隊3隊<br>救助隊1隊<br>救急隊1隊<br>指揮支援隊1隊 |      | 宝塚市  |

## (3) 猪名川町

| 応援<br>区分 | 応援出動区域                                        | 第1出動           |     | 第2出動 |
|----------|-----------------------------------------------|----------------|-----|------|
|          |                                               | 猪名川町           | 応援市 |      |
| 1        | 松尾台、伏見台、原、内馬場、<br>民田、上阿古谷、下阿古谷、<br>紫合、荘苑      | 消火隊2隊<br>救急隊1隊 | 川西市 | 川西市  |
| 2        | 南田原、北野、北田原、万善、<br>槻並、木津、木間生                   | 消火隊2隊<br>救急隊1隊 | 宝塚市 | 川西市  |
| 3        | 差組、肝川、つつじが丘、<br>猪名川台                          | 消火隊2隊<br>救急隊1隊 | 川西市 | 川西市  |
| 4        | 広根、上野、柏梨田、猪瀬、<br>銀山、若葉、白金                     | 消火隊2隊<br>救急隊1隊 | 川西市 | 川西市  |
| 5        | 朽原、林田、笹尾、清水、<br>清水東、仁頂寺、旭ヶ丘、<br>島、鎌倉、西畑、柏原、杉生 | 消火隊2隊<br>救急隊1隊 | 宝塚市 | 川西市  |

## 宝塚市、川西市及び猪名川町における消防の連携・協力に関する協定に基づく相互応援（救急）に関する覚書

（趣旨）

第1条 この覚書は、宝塚市、川西市及び猪名川町における消防の連携・協力に関する協定書（令和元年8月28日締結。以下「協定書」という。）第6条の規定に基づく消防の連携・協力のうち、救急に係る応援出動について必要な事項を定めるものとする。

（応援体制）

第2条 協定書第2条第2号に規定する応援出動は、別表に定める基準により行うものとする。

（救急活動の指揮）

第3条 応援市町の救急隊（以下「応援隊」という。）は、原則として応援隊の長が指揮を執るものとする。

2 PA出動等において、受援市町から隊が出動した場合には、応援隊及び受援市町の隊の長は、相互に協力して活動するよう指揮を執るものとする。

（応援の困難）

第4条 協定書第2条に規定する業務に重大な支障とは、次の各号に定めるとおりとする。

（1） 応援市町において大規模災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合

（2） その他やむを得ない事情がある場合

（応援の中断）

第5条 応援市町の都合で応援隊を帰署（所）させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援市町の消防長は、受援市町の消防長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

（応援に係る経費）

第6条 応援の実施に要した経費の負担は、次の各号に定めるとおりとする。

（1） 応援市町において負担する経費

ア 公務災害補償に要する経費

イ 旅費及び出動手当

ウ 受援市町への移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費

エ 被服の損料等

オ 車両の燃料費（活動中に調達したものを除く。）

カ 車両及び資機材の修理費

キ 救急処置に使用した消耗品費

ク 救急現場において、救急救命士が行う特定行為に関する医師の指示料

ケ 救急活動中に第三者に与えた損害（医療事故を含む。）の賠償に要する経費等 ただし、応援市町に対して保険会社等から当該損害を対象として支払われる保険金等の額を上限とする。

## (2) 受援市町において負担する経費

ア 車両の燃料費（活動中に調達したものに限る。）

イ 食料費

ウ 賞じゅつ金、見舞金

エ 救急活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等のうち、応援市町に対して保険会社等から当該損害を対象として支払われる保険金等の額を超える部分の額。  
ただし、応援市町の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は、応援市町の負担とする。

オ 特別に必要となった車両及び資機材の修理費

2 前項の規定に疑義が生じた場合又は前項に規定する以外の経費が発生したときは、応援市町と受援市町の消防長が協議して負担割合及び負担額を定めるものとする。

（指令センターへの連絡）

第7条 応援隊の長は、現場に到着したとき、搬送病院が決定したとき及び連絡が必要と認められる事項が発生したときは、遅滞なく車両運用端末装置（A V M）、消防救急無線等により、指令センターに連絡するものとする。

（搬送病院の確保、医師の指示体制）

第8条 傷病者の搬送医療機関の確保、連絡については、原則として応援隊において行うものとする。ただし、傷病者に適切に対応するため必要があると認めるときは、指令センターと緊密に連携して行うものとし、また、特定救急の場合は、各出動隊が協力して行うものとする。

2 救急現場において応援隊の救急救命士が行う特定行為に係る指示は、原則として応援市町が契約する医療機関の医師から受けるものとする。

（活動報告）

第9条 応援市町は、応援隊が所属する消防署所に帰署（所）したときは、速やかに応援活動の概要を受援市町に報告するものとする。

（訓練等の実施）

第10条 協定市町は、この協定書に基づく応援の実施が円滑に行われるよう協定市町管内の地理等の調査について協議して計画を定め、これに基づいて調査を実施するものとする。

2 協定市町は、必要に応じて合同救急訓練を実施するものとする。

（会議の開催）

第11条 協定書に規定する応援の実施が円滑に行われるように、協定市町間において会議を開催するものとする。

（協議）

第12条 この覚書に係る疑義又は改廃については、その都度協定市町の消防長による協議のうえ決定するものとする。

附 則



(効力発生日)

- 1 この覚書は、令和7年4月1日からその効力を生ずるものとする。

(旧覚書の廃止)

- 2 宝塚市、川西市及び猪名川町における消防の連携・協力に関する協定に基づく相互応援(救急)に関する覚書(令和4年2月8日締結)は、廃止する。

(保管)

- 3 本覚書の成立を証するため、本書3通を作成し、協定市町の消防長が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和7年3月4日

宝塚市消防本部

消 防 長                      高 橋 康 宏

川西市消防本部

消 防 長                      石 倉 和 也

猪名川町消防本部

消 防 長                      向 井 文 雄

別表

市町境界における救急応援出動基準

1 出動基準

協定市町の市町境界地域において管轄署所の救急車が出動中、当該地域でさらに救急事案が発生した場合、その市町の救急車が遠隔署所に待機状態であっても、救急車の現場到着時間を短縮するため、当該地域に近接している隣接市町の消防署所から、救急応援出動を実施するものとする。

2 出動指令

原則として、宝塚市・川西市・猪名川町消防指令センターの高機能消防指令システムを活用して、指令センター員が手動で出動指令を行うものとする。

3 応援出動区域表

(1) 宝塚市

| 災害種別 | 災害区分  | 対象区域                                                                                                                                                             | 出動隊                                                | 救急車選別条件                                                                                                           | 選別順位                                                      |
|------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| P A  | C P A | 応援協定に基づく出動区域以外の区域                                                                                                                                                | 救急隊 1 隊<br>消防隊 1 隊<br>(直近：宝塚市、川西市)                 |                                                                                                                   |                                                           |
|      |       | 雲雀丘 1～4 丁目<br>雲雀丘山手 1～2 丁目<br>花屋敷つつじが丘<br>花屋敷荘園 1～4 丁目<br>花屋敷松ガ丘・緑ガ丘<br>長尾台 1～2 丁目<br>ふじが丘<br>切畑字長尾山 5 番地の一部<br>・花屋敷栄光園<br>・愛宕原ゴルフ倶楽部及びその周辺<br>・川西市満願寺町南側に隣接する住宅 | 救急隊 1 隊<br>(応援：川西市南消防署)<br>消防隊 1 隊<br>(直近：宝塚市、川西市) | 雲雀丘出張所及び宝塚市東消防署の救急車が出動中に、雲雀丘地域で救急が発生した際、川西市南消防署から応援出動する。ただし、川西市南消防署の救急車が同署に待機状態のみ選別対象とし、川西市の待機救急車が 1 台の時は応援出動しない。 | 1 雲雀丘出張所救急車<br>2 宝塚市東消防署救急車<br>3 川西市南消防署救急車<br>4 宝塚市直近救急車 |

|           |                      | 香合新田、上佐曾利、<br>下佐曾利、長谷・芝<br>辻新田、大原野、波<br>豆、境野                                                                                                                                             | 救急隊 1 隊<br>(応援：猪名川町北出<br>張所)<br>消防隊 1 隊 | 西谷出張所の<br>救急車が出動<br>中に、境野以北<br>地域で救急が<br>発生した際、猪<br>名川町北出張<br>所から応援出<br>動する。ただ<br>し、猪名川町北<br>出張所の救急<br>車が同出張所<br>に待機状態の<br>み選別対象と<br>し、猪名川町の<br>待機救急車が<br>1 台の時は応<br>援出動しない。          | 1 西谷出<br>張所救急<br>車<br>2 猪名川<br>町北出張<br>所救急車<br>3 宝塚市<br>直近救急<br>車                         |
|-----------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災 害<br>種別 | 災 害 区<br>分           | 対象区域                                                                                                                                                                                     | 出動隊                                     | 救急車選別条<br>件                                                                                                                                                                           | 選別順位                                                                                      |
| 救急        | 火災・高<br>速 SA を<br>除く | 応援協定に基づく出<br>動区域以外の区域                                                                                                                                                                    | 救急隊 1 隊                                 |                                                                                                                                                                                       |                                                                                           |
|           |                      | 雲雀丘 1～4 丁目<br>雲雀丘山手 1～2 丁<br>目<br>花屋敷つつじが丘<br>花屋敷荘園 1～4 丁<br>目<br>花屋敷松ガ丘・緑ガ<br>丘<br>長尾台 1～2 丁目<br>ふじが丘<br>切畑字長尾山 5 番地<br>の一部<br>・花屋敷栄光園<br>・愛宕原ゴルフ倶楽<br>部及びその周辺<br>・川西市満願寺町南<br>側に隣接する住宅 | 救急隊 1 隊<br>(応援：川西市南消防<br>署)             | 雲雀丘出張所<br>及び宝塚市東<br>消防署の救急<br>車が出動中に、<br>雲雀丘地域で<br>救急が発生し<br>た際、川西市南<br>消防署から応<br>援出動する。た<br>だし、川西市南<br>消防署の救急<br>車が同署に待<br>機状態のみ選<br>別対象とし、川<br>西市の待機救<br>急車が 1 台の<br>時は応援出動<br>しない。 | 1 雲雀丘<br>出張所救<br>急車<br>2 宝塚市<br>東消防署<br>救急車<br>3 川西市<br>南消防署<br>救急車<br>4 宝塚市<br>直近救急<br>車 |

|  |  |                                              |                              |                                                                                                                                                                              |                                                                   |
|--|--|----------------------------------------------|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
|  |  | 香合新田、上佐曾利、<br>下佐曾利、長谷・芝<br>辻新田、大原野、波<br>豆、境野 | 救急隊 1 隊<br>(応援：猪名川町北出<br>張所) | 西谷出張所の<br>救急車が出動<br>中に、境野以北<br>地域で救急が<br>発生した際、猪<br>名川町北出張<br>所から応援出<br>動する。ただ<br>し、猪名川町北<br>出張所の救急<br>車が同出張所<br>に待機状態の<br>み選別対象と<br>し、猪名川町の<br>待機救急車が<br>1 台の時は応<br>援出動しない。 | 1 西谷出<br>張所救急<br>車<br>2 猪名川<br>町北出張<br>所救急車<br>3 宝塚市<br>直近救急<br>車 |
|--|--|----------------------------------------------|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|

(2) 川西市

| 災 害<br>種 別 | 災 害 区<br>分 | 対象区域                           | 出動隊                                                                                                       | 救急車選別<br>条件                                                                                                                                                                                   | 選 別 順<br>位                                                                                                       |
|------------|------------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| P A        | C P A      | 応援協定に<br>基づく出動<br>区域以外の<br>区域  | 救急隊 1 隊<br>消防隊 1 隊 (直近：宝塚市、川<br>西市、猪名川町)<br>※直近で宝塚市又は猪名川町の<br>消防隊を選別した場合は、川西<br>市の消防隊も直近 1 隊同時出動<br>する。   |                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                  |
|            |            | 久代 1～6<br>丁目<br>東久代 1～<br>2 丁目 | 救急隊 1 隊 (応援：宝塚市東消<br>防署)<br>消防隊 1 隊 (直近：宝塚市、川<br>西市)<br>※直近で宝塚市の消防隊を選別<br>した場合は、川西市の消防隊も<br>直近 1 隊同時出動する。 | 久代出張所<br>及び川西市<br>南消防署の<br>救急車が出<br>動中に、久<br>代地域で救<br>急が発生し<br>た際、宝塚<br>市東消防署<br>から応援出<br>動する。た<br>だし、宝塚<br>市東消防署<br>の救急車が<br>同署に待機<br>状態のみ選<br>別 対 象 と<br>し、宝塚市<br>の待機救急<br>車が 1 台の<br>時は応援出 | 1 久 代<br>出 張 所<br>救急車<br>2 川 西<br>市 南 消<br>防 署 救<br>急車<br>3 宝 塚<br>市 東 消<br>防 署 救<br>急車<br>4 川 西<br>市 直 近<br>救急車 |

|    |               |                                             |                                                                                           |                                                                                                               |                                            |
|----|---------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
|    |               |                                             |                                                                                           | 動しない。                                                                                                         |                                            |
|    |               | 丸山台 1～3 丁目<br>美山台 1～3 丁目<br>一庫<br>一庫 1～3 丁目 | 救急隊 1 隊（応援：猪名川町消防署）<br>消防隊 1 隊（直近：川西市、猪名川町）<br>※直近で猪名川町の消防隊を選別した場合は、川西市の消防隊も直近 1 隊同時出動する。 | 川西市北消防署の救急車が出動中に、日生及び一庫地域で救急が発生した際、猪名川町消防署から応援出動する。ただし、猪名川町消防署の救急車が同署に待機状態のみ選別対象とし、猪名川町の待機救急車が 1 台の時は応援出動しない。 | 1 川西市北消防署救急車<br>2 猪名川町消防署救急車<br>3 川西市直近救急車 |
| 救急 | 火災・高速 S A を除く | 応援協定に基づく出動区域以外の区域                           | 救急隊 1 隊                                                                                   |                                                                                                               |                                            |

|  |  |                                                        |                     |                                                                                                                 |                                                          |
|--|--|--------------------------------------------------------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
|  |  | 久代 1～6<br>丁目<br>東久代 1～<br>2 丁目                         | 救急隊 1 隊（応援：宝塚市東消防署） | 久代出張所及び川西市南消防署の救急車が出動中に、久代地域で救急が発生した際、宝塚市東消防署から応援出動する。ただし、宝塚市東消防署の救急車が同署に待機状態のみ選別対象とし、宝塚市の待機救急車が 1 台の時は応援出動しない。 | 1 久代出張所救急車<br>2 川西市南消防署救急車<br>3 宝塚市東消防署救急車<br>4 川西市直近救急車 |
|  |  | 丸山台 1～<br>3 丁目<br>美山台 1～<br>3 丁目<br>一庫<br>一庫 1～3<br>丁目 | 救急隊 1 隊（応援：猪名川町消防署） | 川西市北消防署の救急車が出動中に、日生及び一庫地域で救急が発生した際、猪名川町消防署から応援出動する。ただし、猪名川町消防署の救急車が同署に待機状態のみ選別対象とし、猪名川町の待機救急車が 1 台の時は応援出動しない。   | 1 川西市北消防署救急車<br>2 猪名川町消防署救急車<br>3 川西市直近救急車               |

（３） 猪名川町

| 災 害<br>種別 | 災 害 区<br>分              | 対象区域                                                            | 出動隊                                                 | 救急車選別条件                                                                                                                                                                                        | 選別順位                                                                                  |
|-----------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| P A       | C P A                   | 応 援 協 定<br>に 基 づ く<br>出 動 区 域<br>以 外 の 区<br>域                   | 救急隊 1 隊<br>消防隊 1 隊（直近：猪名川<br>町、川西市）                 |                                                                                                                                                                                                |                                                                                       |
|           |                         | 松尾台<br>伏見台<br>内馬場・原<br>紫合<br>荘苑<br>北野<br>柏梨田<br>上野              | 救急隊 1 隊（応援：川西市<br>北消防署）<br>消防隊 1 隊（直近：猪名川<br>町、川西市） | 猪名川町消防<br>署の救急車が<br>出動中に、日<br>生及び紫合周<br>辺地域で救急<br>が 発 生 し た<br>際、川西市北<br>消防署から応<br>援出動する。<br>ただし、川西<br>市北消防署の<br>救急車が同署<br>に待機状態の<br>み選別対象と<br>し、川西市の<br>待機救急車が<br>1 台の時は応<br>援 出 動 し な<br>い。  | 1 猪 名 川<br>町 消 防 署<br>救急車<br>2 川 西 市<br>北 消 防 署<br>救急車<br>3 猪 名 川<br>町 北 出 張<br>所救急車  |
|           |                         | 杉生・鎌倉<br>柏原・西畑<br>仁頂寺・旭<br>ヶ丘<br>島<br>清水・清水<br>東<br>笹尾<br>朽原・林田 | 救急隊 1 隊（応援：宝塚市<br>西谷出張所）<br>消防隊 1 隊                 | 猪名川町北出<br>張所の救急車<br>が出動中に、<br>朽原以北地域<br>で救急が発生<br>した際、宝塚<br>市西谷出張所<br>から応援出動<br>する。ただし、<br>宝塚市西谷出<br>張所の救急車<br>が同出張所に<br>待機状態のみ<br>選 別 対 象 と<br>し、宝塚市の<br>待機救急車が<br>1 台の時は応<br>援 出 動 し な<br>い。 | 1 猪 名 川<br>町 北 出 張<br>所救急車<br>2 宝 塚 市<br>西 谷 出 張<br>所救急車<br>3 猪 名 川<br>町 消 防 署<br>救急車 |
| 救急        | 火 災 ・<br>高 速 S<br>A を 除 | 応 援 協 定<br>に 基 づ く<br>出 動 区 域                                   | 救急隊 1 隊                                             |                                                                                                                                                                                                |                                                                                       |

|  |   |                                                                 |                          |                                                                                                                                                                                                |                                                                                       |
|--|---|-----------------------------------------------------------------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
|  | く | 以 外 の 区<br>域                                                    |                          |                                                                                                                                                                                                |                                                                                       |
|  |   | 松尾台<br>伏見台<br>内馬場・原<br>紫合<br>荘苑<br>北野<br>柏梨田<br>上野              | 救急隊 1 隊（応援：川西市<br>北消防署）  | 猪名川町消防<br>署の救急車が<br>出動中に、日<br>生及び紫合周<br>辺地域で救急<br>が 発 生 し た<br>際、川西市北<br>消防署から応<br>援出動する。<br>ただし、川西<br>市北消防署の<br>救急車が同署<br>に待機状態の<br>み選別対象と<br>し、川西市の<br>待機救急車が<br>1 台の時は応<br>援 出 動 し な<br>い。  | 1 猪 名 川<br>町 消 防 署<br>救急車<br>2 川 西 市<br>北 消 防 署<br>救急車<br>3 猪 名 川<br>町 北 出 張<br>所救急車  |
|  |   | 杉生・鎌倉<br>柏原・西畑<br>仁頂寺・旭<br>ヶ丘<br>島<br>清水・清水<br>東<br>笹尾<br>朽原・林田 | 救急隊 1 隊（応援：宝塚市<br>西谷出張所） | 猪名川町北出<br>張所の救急車<br>が出動中に、<br>朽原以北地域<br>で救急が発生<br>した際、宝塚<br>市西谷出張所<br>から応援出動<br>する。ただし、<br>宝塚市西谷出<br>張所の救急車<br>が同出張所に<br>待機状態のみ<br>選 別 対 象 と<br>し、宝塚市の<br>待機救急車が<br>1 台の時は応<br>援 出 動 し な<br>い。 | 1 猪 名 川<br>町 北 出 張<br>所救急車<br>2 宝 塚 市<br>西 谷 出 張<br>所救急車<br>3 猪 名 川<br>町 消 防 署<br>救急車 |



## 能勢町・猪名川町・豊中市消防相互応援協定

この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条第 2 項の規定に基づき、能勢町（以下「甲」という。）、猪名川町（以下「乙」という。）及び豊中市（以下「丙」という。）は消防相互応援に関し次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第 1 条 この協定は、甲又は、乙の区域内に火災又は救急救助事故及びその他の災害（以下「火災等の災害」という。）が発生した場合、甲、乙及び丙が相互の消防力を活用して応急対策活動の万全を期することを目的とする。

### （応援要請）

第 2 条 甲又は、乙の区域内において火災等の災害が発生し、この協定に基づく応援を受けようとするときは、火災等の災害の発生地を管轄する消防機関の長（以下「消防長等」という。）が相手側の消防長等に応援を要請し、要請を受けた消防長等は、応援隊を派遣するものとする。

ただし、甲又は乙の境界付近で発生した火災等の災害を覚知し、出動した場合は、この応援要請に基づいて行ったものとみなす。

### （災害の種別）

第 3 条 この協定に基づき応援活動を必要とする災害の種別は、次のとおりとする。

- (1) 火災
- (2) 救急、救助
- (3) 地震、風水害その他の災害
- (4) その他応援活動を必要とするもの

### （応援隊の派遣）

第 4 条 応援の要請を受けた消防長等は、応援を行うことが可能と判断した場合は、受援側の消防長等に対してその旨を連絡するものとする。

### （応援隊の指揮）

第 5 条 応援隊は、消防組織法第 47 条の 1 の規定に基づき受援側の消防長等の指揮のもとに行動するものとする。

### （応援の経費）

第 6 条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 応援側において負担する経費
  - ア 公務上の災害補償費
  - イ 旅費及び出動手当
  - ウ 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
  - エ 車両及び機械器具の修理費
  - オ 被服の損料等
  - カ 交通事故における損害賠償費等
- (2) 受援側において負担する経費
  - ア 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものの。）

- イ 宿泊費及び食糧費
- ウ 化学消火薬剤等資器材費
- エ 現場活動中に第三者に与えた損害にかかる損害賠償費等
- オ 賞じゅつ金及び賞慰金

(協議)

第7条 この協定に定めない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(委任)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項については、甲、乙及び丙の消防長等が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第9条 この協定は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

(旧協定の廃止)

- 1 能勢町・猪名川町消防相互応援に関する協定(平成4年3月7日締結)は、廃止する。

(保管)

- 2 この協定締結の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年4月1日

甲 能 勢 町 能 勢 町 長 山 口 禎

乙 猪名川町 猪名川町長 福 田 長 治

丙 豊 中 市 豊 中 市 長 浅 利 敬一郎

## 能勢町・猪名川町・豊中市消防相互応援協定に基づく覚書

平成 27 年 4 月 1 日付で能勢町（以下「甲」という。）、猪名川町（以下「乙」という。）及び豊中市（以下「丙」という。）との間で締結した消防相互応援協定（以下「協定」という。）第 8 条の規定に基づき、消防相互応援協定について必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第 1 条 協定第 2 条の応援の要請は、文書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 応援の要請に際しては、次の各号に掲げる事項を連絡するものとする。

- (1) 災害発生場所及び概要
- (2) 必要とする人員、車両、資器材等
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) その他必要な事項

3 前項の応援要請は、次の事務担当部局を通じて行うものとする。

能勢町総務部

猪名川町消防本部

豊中市消防局指令情報課

（応援の報告）

第 2 条 応援隊の長は、現場に到着したときは、受援側の現場最高指揮者（以下「指揮者」という。）にその旨報告しなければならない。

第 3 条 応援隊の長は、現場を引き揚げるときは、応援活動の概要その他必要な事項を指揮者に報告するものとする。

（応援の通報）

第 4 条 応援側の消防機関の長（以下「消防長等」という。）は、応援隊が帰庁した後速やかに、出動した人員、車両等の概要を様式第 2 号により受援側の消防長等に通知するものとする。

（協議）

第 5 条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じたときには、甲、乙及び丙の消防長等が協議して定めるものとする。

附 則

この覚書は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

この覚書の成立の証として本書 2 通を作成し、甲・乙・丙記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 27 年 4 月 1 日

|   |         |       |
|---|---------|-------|
| 甲 | 能勢町総務部長 | 福原 仁樹 |
| 乙 | 猪名川町消防長 | 野口 優  |
| 丙 | 豊中市消防長  | 井ノ本 学 |

## 消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、篠山市（以下「甲」という。）と猪名川町（以下「乙」という。）とは、消防相互応援に関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第 1 条 この協定は、甲又は乙の区域内に火災・救急事故及びその他の災害（以下「火災等の災害」という。）が発生した場合、甲及び乙が相互に応援し、その応急対策活動に万全を期することを目的とする。

### （応援要請）

第 2 条 甲又は乙の区域内において火災等の災害が発生し、この協定に基づく応援を受けようとするときは、火災等の災害の発生地を管轄する消防長は相手側の消防長に応援を要請し、要請を受けた消防長は、消防職員又は消防団員による応援隊を派遣するものとする。ただし、甲又は乙の境界付近で火災等の災害が発生し若しくは発生するおそれがあると認知若しくは受報した場合、又は災害の規模等により相手側の消防長の要請を待たずに出動した場合は、この応援要請に基づいて行ったものとみなす。

### （災害の種別）

第 3 条 この協定に基づき応援活動を必要とする災害の種別は、次のとおりとする。

- (1) 火災
- (2) 救急、救助
- (3) 地震、風水害その他の災害
- (4) その他応援活動を必要とするもの

### （応援隊の派遣）

第 4 条 応援の要請を受けた消防長は、応援を行うことが可能と判断した場合は、被応援側の消防長に対してその旨を連絡するものとする。

### （応援隊の指揮）

第 5 条 応援隊は、消防組織法第 24 条の 4 の規定に基づき、被応援側の消防長又は消防署長の指揮の下に行動するものとする。

### （応援の経費）

第 6 条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 応援側において負担する経費
  - ア 公務上の災害補償費
  - イ 旅費及び出動手当
  - ウ 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
  - エ 車両及び機械器具の修理費
  - オ 被服の損料費
  - カ 交通事故における損害賠償費
- (2) 被応援側において負担する経費
  - ア 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものの。）

- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 化学消火薬剤等資器材費
- エ 現場活動中に第三者に与えた損害に係る損害賠償費等
- オ 賞じゅつ金及び賞慰金

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲・乙が協議して定めるものとする。

(委任)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項については、甲・乙の消防長が協議し定めるものとする。

附 則

この協定は、平成11年5月1日から実施する。

平成2年8月1日付をもって多紀郡広域行政事務組合・猪名川町間で締結した、消防相互応援協定及びこれに関する覚書は廃止する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成11年5月1日

|   |                        |
|---|------------------------|
| 甲 | 篠 山 市                  |
|   | 篠山市長          瀬 戸 亀 男  |
| 乙 | 猪 名 川 町                |
|   | 猪名川町長          真 田 保 男 |

**近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）のうち  
兵庫県の区域における消防相互応援協定**

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、近畿自動車道名古屋神戸線のうち、兵庫県の区域（以下「新名神高速道路」という。）における消防及び救急業務（以下「消防業務等」という。）の実施とその処理について、川西市、猪名川町、宝塚市、西宮市、三田市及び神戸市（以下「市町」という。）の相互間において、次のとおり消防相互応援協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、新名神高速道路における消防業務等の円滑化を図るため、市町が相互に応援することを目的とする。

（応援の種別及び方法）

第 2 条 応援の種別及び方法は、次のとおりとする。

（1）通常応援

市町が、別表応援市町名の欄の区分に従い、同表応援区域の欄に掲げる区域内で発生した火災又は救急事故等（以下「災害」という。）を覚知した場合（当該災害発生地を管轄する市町からの応援要請があった場合を含む。）に、消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）を出動させる応援

（2）特別応援

市町が、新名神高速道路において前号に規定する通常応援では対処することが出来ない災害が発生した場合に、当該災害発生地を管轄する消防長又は前号の規定により応援出動した市町の消防長の要請により消防隊等を出動させる応援

（応援の出動隊）

第 3 条 前条各号の規定により応援出動する消防隊等は、原則として常備消防機関の消防隊等とする。

（特別応援の要請）

第 4 条 第 2 条第 2 号に規定する特別応援の要請は、市町の消防本部を通じて行うものとする。

（応援隊の指揮）

第 5 条 応援出動した消防隊等の指揮は、災害発生地を管轄する市町の長の委任を受けた消防長があたるものとする。

（災害（救急事故を除く。）の事務処理）

第 6 条 災害（救急事故を除く。）の事務処理は、当該災害が発生した区域を管轄する消防本部が行うものとする。

（救急事故の事務処理）

第7条 救急事故の事務処理は、原則として当該救急事故を取り扱った消防本部が行うものとする。ただし、大規模な多重衝突事故、社会的に影響が大きな事故等については、当該救急事故の発生した区域を管轄する消防本部が行うものとする。

(応援に要する経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援経費の負担は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 消防職員の公務災害補償

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき応援市町が負担する。

(2) 車両及び機械器具等の燃料費等

車両及び機械器具等の燃料費並びに現場活動中における故障又は小破壊の修理費は、応援市町が負担する。

(3) 旅費及び出動手当

消防職員の旅費及び出動手当に要する費用は、応援市町が負担する。

(4) 化学消火薬剤費等

化学消火薬剤費等は受援市町が負担する。

(5) 現場活動中において第三者に与えた損失補償

現場において応援業務従事中に生じた第三者に対する損失の補償は、受援市町が負担する。

(6) 交通事故による損害賠償等

受援市町への往復途上における交通事故により自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の賠償等については、応援市町が負担する。

2 前項に定めるもののほか、必要な経費の負担については、応援市町と受援市町が協議するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町が協議のうえ定めるものとする。

(委任)

第10条 この協定の実施要領その他必要な事項については、市町の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

(実施期日)

1 この協定は、平成30年3月18日から実施する。

(保管)

2 本協定の成立を証するため、この協定書6通を作成し、市町において各1通を保有する。

平成30年3月18日

川西市長 大塩民生

猪名川町長 福田長治

宝塚市長 中川智子

西宮市長職務代理者  
西宮市副市長 松永 博

三田市長 森 哲男

神戸市長 久元喜造



別表（第2条関係）

通常応援出動区分表

| 応援市町名 | 応援区域                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 川西市   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新名神高速道路下り線のうち、川西市と猪名川町の境界から、神戸ジャンクションの新名神高速道路下り線に合流するランプ出口との合流点までの区間</li> <li>・神戸ジャンクションのうち、新名神高速道路下り線との分岐点から、中国自動車道上り線に合流するランプ出口までの区間</li> <li>・神戸ジャンクションのうち、新名神高速道路下り線との分岐点から、中国自動車道下り線に合流するランプ出口までの区間</li> </ul> |
| 西宮市   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸ジャンクションのうち、中国自動車道下り線との分岐点から、新名神高速道路上り線に合流するランプ出口までの区間</li> </ul>                                                                                                                                                  |
| 三田市   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸ジャンクションのうち、中国自動車道上り線との分岐点から、新名神高速道路上り線に合流するランプ出口までの区間</li> <li>・神戸ジャンクションのうち、中国自動車道上り線との分岐点から、山陽自動車道下り線との境界までの区間</li> </ul>                                                                                       |
| 神戸市   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新名神高速道路上り線のうち、神戸市と宝塚市の境界から、川西インターチェンジまでの区間</li> </ul>                                                                                                                                                               |

## 近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）のうち 兵庫県の区域における消防相互応援協定に基づく覚書

近畿自動車道名古屋神戸線のうち兵庫県の区域（以下「新名神高速道路」という。）における消防相互応援協定第 10 条の規定に基づき、川西市、猪名川町、宝塚市、西宮市、三田市及び神戸市（以下「市町」という。）の消防本部相互間において、次のとおり覚書を締結する。

（通常応援の通報）

第 1 条 消防本部は、協定第 2 条第 1 号に規定する通常応援に出動したときは、直ちにその旨の応援を受けた消防本部（以下「受援消防本部」という。）へ通報するものとする。

（特別応援の要請方法）

第 2 条 協定第 4 条に規定する特別応援の要請は、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

- （１）災害の種別、場所及びその概要
- （２）応援に必要な人員、機械器具及び消火薬剤
- （３）誘導員の配置状況
- （４）応援要請連絡担当者の所属及び氏名
- （５）その他応援要請に必要な事項

（特別応援の通報）

第 3 条 消防本部は、協定第 2 条第 2 号に規定する特別応援に出動したときは、直ちにその旨を受援消防本部へ通報するものとする。

（応援活動概要等の通知）

第 4 条 応援を行った消防本部（以下「応援消防本部」という。）は、応援隊が帰署したときは、すみやかに応援活動の概要を別記様式により、電話、ファクシミリ又は電子メール等で受援消防本部に通知するものとする。

2 応援消防本部は、救急事故を取り扱ったときは、必要に応じ関係各機関に連絡するものとする。

（火災の処理結果の通報）

第 5 条 応援消防本部は、火災の処理を行ったときは、火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）に基づく所定の様式によるほか、火災調査上必要な事項について受援消防本部に書面で通報するものとする。

（医療機関）

第 6 条 消防本部は、新名神高速道路における災害時の医療機関をあらかじめ選定しその所在地等関係事項を調査のうえ相互に情報交換するものとする。

2 前項に規定する調査事項について変更がある場合は、その都度連絡するものとする。

(協議)

第7条 この覚書の実施に関し必要な事項は、市町の消防長が協議して定める。

附 則

(実施期日)

1 この覚書は、平成30年3月18日から実施する。

(保管)

2 本覚書の成立を証するため、この覚書6通を作成し、各消防本部において各1通を保有する。

平成30年3月18日

川西市消防長 矢内 光彦

猪名川町消防長 奥田 貢

宝塚市消防長 石橋 豊

西宮市消防長 坂本 健治

三田市消防長 仲田 悟

神戸市消防長 菅原 隆喜

## 別記様式（第4条関係）

## 応援（火災・救急・救助・その他）即時通報

|                               |                         |      |      |                |   |          |    |
|-------------------------------|-------------------------|------|------|----------------|---|----------|----|
| 応援<br>消防本部                    |                         |      |      | 受援<br>消防本部     |   |          |    |
| 発生地                           |                         |      |      |                |   |          |    |
| 発生年月日                         | 年 月 日                   |      |      | 出 動 部 隊        |   |          |    |
| 出火・発生時刻<br>覚知時刻<br>鎮火・救急の搬送時刻 | 時 時 分<br>時 時 分<br>時 時 分 |      |      | 消防吏員           | 名 | 台        |    |
|                               |                         |      |      | 高速会社           | 名 | 台        |    |
|                               |                         |      |      | 警察官            | 名 | 台        |    |
|                               |                         |      |      | その他            | 名 | 台        |    |
| 災害等の概要                        |                         |      |      |                |   |          |    |
| 応 援 隊                         |                         |      |      |                |   |          |    |
| 出動隊名                          | 人員                      | 出動時刻 | 帰署時刻 | 放水時刻<br>開始 終了  |   | 消火<br>薬剤 | 備考 |
|                               |                         |      |      |                |   |          |    |
|                               |                         |      |      |                |   |          |    |
|                               |                         |      |      |                |   |          |    |
|                               |                         |      |      |                |   |          |    |
| 部隊の<br>活動状況                   |                         |      |      |                |   |          |    |
| 特記事項                          |                         |      |      |                |   |          |    |
| 発信取扱者<br>所属・氏名                |                         |      |      | 受信取扱者<br>所属・氏名 |   |          |    |

## 近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）のうち兵庫県 の区域における消防及び救急等の業務に関する覚書

川西市、猪名川町、宝塚市、西宮市、三田市及び神戸市の各消防本部（以下「消防本部」という）兵庫県企画県民部（以下「県」という）並びに西日本高速道路株式会社関西支社（以下「会社」という）は近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）のうち兵庫県の区域における消防及び救急等の業務（以下「消防業務等」という）を迅速かつ適切に実施するため、次の事項について相互に協力するものとする。

### （消防業務等の実施）

第1条 消防本部は、火災又は救急事故等（以下「災害」という）を覚知した場合、原則として上下線方式により消防業務等を実施するものとする。

### （通行方法）

第2条 消防隊及び救急隊（以下「消防隊等」という）が現場に出動する場合は、原則として道路の通行方法に従うものとする。

### （訓練等）

第3条 消防本部は、消防業務等に関する訓練、査察等を実施する場合は、あらかじめ会社に連絡するものとする。

### （会社）

第4条 会社は、消防業務等の遂行について消防本部と協力して対処するとともに、次の事項について消防本部の実施する消防業務等が迅速かつ適切に遂行できるよう努めるものとする。

- （1）消防本部との緊急連絡用に設置された通信施設の維持管理
- （2）消防水利施設等の維持管理及び充実強化
- （3）消防本部に対する災害の的確な通報及び必要な情報の提供
- （4）災害の現場における交通整理並びに消防隊等に対する誘導及び支援
- （5）消防本部の実施する訓練、査察等に対する施設利用等の協力

### （県）

第5条 県は、災害が発生した場合の消防業務等の遂行に伴う諸問題について、関係機関との連絡調整に努めるものとする。

### （情報交換）

第6条 消防本部、県及び会社は、災害が発生した場合の消防業務等の遂行に伴う諸問題について、相互に必要な情報交換を行うものとする。

### （協議）

第7条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度協議のうえ決定するものとする。

附 則

(実施期日)

1 この覚書は、平成30年3月18日から実施する。

(保管)

2 本覚書の成立を証するため、この覚書8通を作成し、各1通を保有する。

平成30年3月18日

川西市消防長 矢内 光彦

猪名川町消防長 奥田 貢

宝塚市消防長 石橋 豊

西宮市消防長 坂本 健治

三田市消防長 仲田 悟

神戸市消防長 菅原 隆喜

兵庫県防災監 大久保 博章

西日本高速道路株式会社

関西支社

保全サービス事業部

道路管制センター長 馬場 敏之

## 兵庫県水道災害相互応援に関する協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水その他の水道災害において、兵庫県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部（以下「日水協県支部」という。）及び兵庫県簡易水道協会（以下「県簡水協」という。）（以下総称して「各団体」という。）が協力して実施する兵庫県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

### (相互応援体制)

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

- 2 この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内を神戸、阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の7ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックにはそれぞれ代表市町を、また神戸ブロックを除く各ブロックには副代表市町を置く。
- 3 前項の代表市町は、兵庫県の各県民局所在市町を充て、副代表市町は、各ブロックで選任する。

### (水道災害対策連絡会議)

第3条 この協定に係る災害対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、水道災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

- 2 連絡会議は、兵庫県、日水協県支部長市、県簡水協会長市町、阪神水道企業団並びに前条の各ブロック代表市町で構成する。
- 3 連絡会議は、前項の構成団体の申し出により、兵庫県が招集する。
- 4 この協定に基づく応援活動のとりまとめ、調整、資料交換等の事務局は、兵庫県企業庁水道課が担当する。

### (水道災害対策本部)

第4条 県内及び他の都道府県において、水道災害が発生し、この協定に基づく相互応援活動を実施する場合は、連絡会議を兵庫県水道災害対策本部（以下「対策本部」という。）に改組し、災害発生に伴う情報収集、応急給水、応急復旧工事に関する連絡調整等必要な活動を行うものとする。

- 2 対策本部は、兵庫県企業庁に設置する。ただし、兵庫県企業庁が被災し、その業務を遂行することができないときは、日水協県支部に設置する。
- 3 被災した市町又は水道事業体（以下「被災団体」という。）に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定による災害対策本部が設置され、水道事業に関する救助救援活動その他必要な事項が円滑に遂行できるようになったときは、その事務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

### (応援内容)

第5条 応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 情報収集及び連絡調整
- (2) 応急給水作業
- (3) 応急復旧工事
- (4) 前各号に必要な資機材、車両等の拠出

(5) 工事業者の斡旋

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 応援活動の調整は、対策本部において行う。この場合において、前項第2号に掲げる事項は兵庫県が、同項第3号に掲げる事項は日水協県支部が中心となって、その調整業務を行うものとする。

#### (応援要請等)

第6条 被災団体が応援を求めようとする場合は、所属するブロックの代表市町又は副代表市町を通じて、兵庫県又は日水協県支部に必要な措置を要請するものとする。

2 前項の要請がない場合であっても、兵庫県、日水協県支部又は所属するブロックの代表市町のいずれかが緊急に応援活動を行う必要があると判断したときは、この協定による要請があったものとみなし、応援活動を行うことができる。

3 対策本部は、被災団体からの要請に基づいて、日水協県支部、県簡水協等と応援の調整を行うとともに、各団体に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた団体は極力これに応じ、応援に努めるものとする。

4 他の都道府県等から応援を受け入れるとき、対策本部は速やかに応援に必要な調整を行い、各団体に協力を求めるものとする。

5 他の都道府県等から応援の要請があった場合についても、この協定に基づき応援協力するものとする。

#### (応援要請の手続)

第7条 被災団体が応援要請しようとするときは、応援要請書により、次の事項を明らかにするものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。また、被災団体の判断により兵庫県又は日水協県支部を通さず、応援要請を行った場合についても、同様に事後報告を行うものとする。

(1) 災害の状況

(2) 必要とする資機材、車両等の品目及び数量

(3) 必要とする職員等の職種別人員

(4) 応援場所及びその経路

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

#### (物資等の携帯)

第8条 応援をする団体（以下「応援団体」という。）は、派遣する職員（以下「応援職員」という。）に、災害の状況に応じ給水用具、作業工具、食料、衣類、資金等のほか、野外で宿泊できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

2 応援職員は、応援団体の名を表示する腕章等を着用するものとする。

#### (資料の交換)

第9条 各団体は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年5月末日までに兵庫県企業庁水道課に提出するものとする。ただし、第4号について変更が生じた場合には、その都度提出するものとする。

(1) 連絡担当部課等



- (2) 応援体制
- (3) 応急備蓄資材保有状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害対応マニュアル、地図等災害対策に必要な資料

2 兵庫県企業庁水道課は、前項の調査事項をとりまとめ、速やかに整理の上、各団体に送付するものとする。

#### (訓練)

第10条 各団体は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

#### (費用負担)

第11条 第6条に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した経費は、原則として、応援要請をした団体が負担する。
- (2) 応援資機材、車両等の調達その他これに関する経費は、応援要請をした団体が負担する。
- (3) 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援団体の負担とする。ただし、被災地において、応援要請をした団体が応急治療をする場合の治療費は、応援要請した団体の負担とする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請した団体が、応援要請をした団体への往復途中に生じたものについては、応援団体が、その賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難しいときは、各団体が協議して定めるものとする。

#### (補則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

#### (適用)

第13条 この協定は、平成10年3月16日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し兵庫県知事、各市町長、各水道企業団企業長、日水協県支部長及び県簡水協会長が記名押印の上、兵庫県知事、日水協県支部長及び簡水協会長がその1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

## 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

### (趣旨)

第 1 条 この協定は、災害の発生時において、兵庫県（以下「県」という。）、各市町及び関係一部事務組合（以下「市町等」という。）が協力して実施する災害廃棄物の処理を円滑に実施するための相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。

2 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害によって発生した廃棄物（ごみ、し尿、がれき等）で市町が、生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

- (1) 災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあつせん
- (2) 災害廃棄物処理に必要な職員の派遣
- (3) 焼却、破碎等の中間処理の実施及び処理業者のあつせん
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理に関し必要な事項

### (相互応援体制)

第 3 条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 災害の発生時に迅速かつ円滑な災害廃棄物処理を実施するため、県内を神戸、阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の 10 ブロック（以下「ブロック」という。）に分ける。

3 各ブロックには、それぞれ幹事市町を置く。

4 相互応援の調整は、県が行う。

### (応援要請)

第 4 条 被災市町が応援を求めようとする場合は、県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は、被災市町における災害の発生状況や応援要請内容を踏まえ、被災市町の属するブロックの幹事市町と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町等へ応援を要請する。なお、被災市町が直接、近隣の市町等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

3 被災市町の属するブロック内での対応が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市町と調整し、他ブロックの市町等へ応援を要請する。

4 県内での応援では対応が困難な場合には、県は他府県に応援を要請し、調整を図る。

5 他府県からの応援を受け入れるとき、県は速やかに被災市町と必要な調整を行うものとする。

### (応援要請の手続)

第 5 条 応援要請は、原則として次の事項を明確に記載した応援要請書（様式第 1 号）により、速やかに行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電

信等、災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に応援要請書を送付するものとする。

(1) 連絡責任者

(2) 災害の種類、発生日時、場所、災害による被災の状況

(3) 応援要請内容（必要とする人員、車輛、資機材等の名称及び数量、処理量の見込み、応援場所及び応援予定期日）

(4) 災害廃棄物の発生状況と仮置場

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

**（応援の実施）**

第6条 応援要請を受けた市町等は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

2 緊急に応援を行う必要があると認められる場合は、市町等の自主的な判断により行うことができるものとする。その場合、その旨を県に連絡するものとする。

3 他府県からの応援要請に基づき、県が応援要請した場合、市町等は、可能な限りこれに応じ、応援に協力するものとする。

**（応援実施内容の報告）**

第7条 応援市町等は、災害廃棄物処理に関する応援を行った場合は、その内容を（様式第2号）により県に報告するものとする。

**（災害廃棄物処理対策連絡会議）**

第8条 この協定に係る災害廃棄物処理対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、災害廃棄物処理対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議は、県、県民局環境課並びに第3条第2項の各ブロック幹事市町で構成する。

3 連絡会議の事務局は、兵庫県健康生活部環境局環境整備課（以下「環境整備課」という。）に置く。

**（関連情報の整備）**

第9条 各市町等は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を（様式第3号）により、毎年5月末日までに環境整備課に提出するものとし、その後に変更が生じた場合には速やかに再提出するものとする。

(1) 連絡担当部課等

(2) ごみの仮置場の確保状況

(3) 応急備蓄資材等の保有状況

(4) 前各号に掲げるもののほか必要な資料

2 環境整備課は、前項の情報をとりまとめ、速やかに整理の上、市町等に送付するものとする。

**（経費負担）**

第10条 第2条第3項に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるも

のを除くほか、原則として、応援要請をした市町が負担するものとし、支払い方法等については要請市町、応援市町等の双方で協議し、決定するものとする。

(補則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町等がその都度協議して定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成17年9月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事、各市町長及び関係一部事務組合管理者が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長市長及び兵庫県町村会会長町長が各1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成17年9月1日

|       |      |           |      |
|-------|------|-----------|------|
| 兵庫県知事 | 井戸敏三 | 篠山市長      | 瀬戸亀男 |
| 神戸市長  | 矢田立郎 | 養父市長      | 梅谷馨  |
| 姫路市長  | 石見利勝 | 丹波市長職務代理者 | 足立元  |
| 尼崎市長  | 白井文  | 南あわじ市長    | 中田勝久 |
| 明石市長  | 北口寛人 | 朝来市長      | 井上英俊 |
| 西宮市長  | 山田知  | 淡路市長      | 門康彦  |
| 洲本市長  | 柳実郎  | 宍粟市長      | 白谷敏明 |
| 芦屋市長  | 山中健  | 猪名川町長     | 真田保男 |
| 伊丹市長  | 藤原保幸 | 吉川町長      | 岩波勉  |
| 相生市長  | 谷口芳紀 | 社町長       | 小東慎介 |
| 豊岡市長  | 中貝宗治 | 滝野町長      | 山本廣一 |
| 加古川市長 | 樽本庄一 | 東条町長      | 小池敏  |
| 龍野市長  | 西田正則 | 中町長       | 清水宏一 |
| 赤穂市長  | 豆田正明 | 加美町長      | 戸田善規 |
| 西脇市長  | 内橋直昭 | 八千代町長     | 森位正己 |
| 宝塚市長  | 渡部完  | 黒田庄町長     | 東野敏弘 |
| 三木市長  | 加古房夫 | 稲美町長      | 赤松達夫 |
| 高砂市長  | 田村広一 | 播磨町長      | 佐伯忠良 |
| 川西市長  | 柴生進  | 家島町長      | 芝原英三 |
| 三田市長  | 岡田義弘 | 夢前町長      | 爲則政好 |
| 加西市長  | 中川暢三 | 神崎町長      | 足立理秋 |

市川町長 尾崎光雄

福崎町長 嶋田正義

香寺町長 橋本良春

大河内町長 上野英一

新宮町長 梅村忠男

揖保川町長 八木捷之

御津町長 松尾和彦

太子町長 首藤正弘

上郡町長 安則眞一

佐用町長 庵逄典章

上月町長 中川孝之

南光町長 山田兼三

三日月町長 山口聖治

安富町長 橋本健造

浜坂町長 陰山毅

温泉町長 馬場雅人

香美町長 藤原久嗣

五色町長 山口一紀

北播衛生事務組合管理者

小東慎介

揖龍保健衛生施設事務組合管理者

西田正則

北播磨清掃事務組合管理者

内橋直昭

中播衛生施設事務組合管理者

嶋田正義

佐用郡広域行政事務組合管理者

庵逄典章

美西衛生施設一部事務組合管理者

陰山毅

氷上多可衛生事務組合管理者職務代理者

清水宏一

津名郡広域事務組合管理者

門康彦

洲本市・南あわじ市衛生事務組合管理者

柳実郎

加古郡衛生事務組合管理者

佐伯忠良

淡路広域行政事務組合管理者

柳実郎

南但広域行政事務組合管理者

井上英俊

宍粟環境事務組合管理者

白谷敏明

中播北部行政事務組合管理者

足立理秋

小野市、社町、東条町環境施設事務組合管理者

蓬萊務

くれさか環境事務組合管理者

爲則政好

北但行政事務組合管理者

中貝宗治

猪名川上流広域ごみ処理施設組合管理者

柴生進

にしはりま環境事務組合管理者

山口聖治

豊中市伊丹市クリーンランド管理者

一色貞輝

**気象予警報関連の解説「兵庫県阪神支援チーム」設置に関する協定書****（設置）**

第1条 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、行政機能を失うほどの深刻な被害を被った宮城県女川町及び南三陸町（以下「被災団体」という。）に対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項による応援を迅速かつ円滑に実施し、速やかな災害復旧を図ることを目的として、「兵庫県阪神支援チーム」（以下「チーム」という。）を設置する。

**（構成）**

第2条 チームは、兵庫県下市町のうち、次に掲げる団体をもって構成する。

- (1) 西宮市
- (2) 宝塚市
- (3) 川西市
- (4) 猪名川町

**（災害応援活動の実施）**

第3条 チームは、第1条に規定する被災団体から災害応援活動の要請を受けたときは、直ちに応援体制を整えるとともに、前条各号に規定する構成団体（以下「構成団体」という。）内において災害応援活動に必要な調整を行った上で、チームとしての活動内容について兵庫県に連絡し、関西広域連合の活動の一部として、チームで連携した災害応援活動を実施するものとする。

- 2 構成団体は、相互に情報連絡を密にするとともに、チームの災害応援活動に協力するものとする。

**（設置期間）**

第4条 チームの設置期間は、締結の日から平成24年3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了1か月前に、構成団体のいずれからこの協定を改訂する意思表示がないときは、さらに1年間設置期間を延長するものとし、以後この例による。

**（事務局）**

第5条 第3条に規定する災害応援活動の円滑な実施を図るため、その事務局を西宮市に置く。

**（その他）**

第6条 この協定に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、その都度、構成団体で協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書4通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年5月21日

兵庫県西宮市六湛寺町10番3号

西宮市

西宮市長 河野 昌弘

兵庫県宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

宝塚市長 中川 智子

兵庫県川西市中央町12番1号

川西市

川西市長 大塩 民生

兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11番地の1

猪名川町

猪名川町長 福田 長治

## 東日本大震災に係る災害応援活動に関する協定書

宮城県女川町及び南三陸町（以下「甲」という。）と同県登米市及び栗原市（以下「乙」という。）及び兵庫県阪神支援チーム（以下「丙」という。）とは、東日本大震災に係る災害応援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 2 条第 1 項に規定する災害が発生し、行政機能を失った甲に対し、乙及び丙が相互に協力して、災対法第 67 条第 1 項による応援を迅速かつ円滑に実施し、速やかな災害復旧を図ることを目的とする。

### （災害応援活動）

第2条 この協定に基づく災害応援活動は、甲の行政機能が正常に機能し、かつ災害復旧を円滑に実施するために必要となる行政事務全般のうち、甲から第 3 条第 1 項に基づく要請があった活動とする。

### （応援の要請及び実施）

第3条 甲は、乙及び丙による災害応援活動が必要と認めるときは、災害応援活動の内容、実施場所その他必要な事項を記載した書面により、乙及び丙に対し、災害応援活動の実施を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

2 乙及び丙は、前項の応援要請を受けたときは、直ちに必要な応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

### （応援経費の負担）

第4条 災害応援活動に係る人的支援及びそれに伴う経費の負担については、「東北地方太平洋沖地震に係る被災地方公共団体に対する人的支援について」（平成 23 年 3 月 22 日付け総行公第 21 号公務員部長通知）により対応することとする。

2 前項に掲げる経費以外の経費の負担については、その都度、甲、乙及び丙の協議により決定するものとする。

### （情報交換）

第5条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

### （協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して決定するものとする。

### （有効期間）



第7条 この協定の有効期間は、締結の日から平成24年3月31日までとする。

2 前項の期間満了1か月前に、甲、乙及び丙のいずれの側からもこの協定を改訂する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲、乙及び丙は、この協定の期間中であっても、相互に協議してこの協定を改訂することができる。

この協定締結の証として、本書8通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年5月21日

|   |                                                                                                                                                                                    |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 甲 | 宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川 136 番地<br>女川町 女川町長 安住 宣住<br>宮城県本吉郡南三陸町志津川字塩入 77 番地<br>南三陸町 南三陸町長 佐藤 仁                                                                                              |
| 乙 | 宮城県登米市迫町佐沼字中江 2 丁目 6 番地 1<br>登米市 登米市長 布施 孝尚<br>宮城県栗原市築館薬師 1 丁目 7 番 1 号<br>栗原市 栗原市長 佐藤 勇                                                                                            |
| 丙 | 兵庫県阪神支援チーム<br>兵庫県西宮市六湛寺町 10 番 3 号<br>西宮市 西宮市長 河野 昌弘<br>兵庫県宝塚市東洋町 1 番 1 号<br>宝塚市 宝塚市長 中川 智子<br>兵庫県川西市中央町 12 番 1 号<br>川西市 川西市長 大塩 民生<br>兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 11 番地の 1<br>猪名川町 猪名川町長 福田 長治 |

## 猪名川町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定

猪名川町（以下「甲」という。）と社会福祉法人猪名川町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、猪名川町災害ボランティアセンターの設置及び運営について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、猪名川町地域防災計画に基づき、猪名川町内に災害が発生した場合における猪名川町災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

### （センターの設置）

第2条 乙は、次のいずれかに該当するときは、災害時の円滑なボランティア活動の推進のためセンターを設置するものとする。

- （1）甲において、災害対策本部が設置され甲から要請したとき。
- （2）乙がセンター設置の必要があると判断したとき。

### （センターの設置要請）

第3条 甲は、乙にセンターの設置を要請するときは、日時、場所、その他センターの設置に関し必要な事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急、その他やむを得ない場合には、口頭、電話等により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

- 2 乙は、センターを設置したときは、文書をもって甲に報告するものとする。ただし、緊急、その他やむを得ない場合には、口頭、電話等により報告し、後日文書をもって処理するものとする。

### （センターの設置場所）

第4条 乙は、センターを猪名川町文化体育館に設置するものとする。ただし、猪名川町文化体育館に設置することが困難な場合は、災害の状況等により甲乙協議の上決定し、センターを設置するものとする。

### （センターの業務）

第5条 乙は、センターにボランティアコーディネーターを設置し、次の業務を行うものとする。

- （1）災害ボランティアの受け入れ及び派遣に関すること。

- (2) 災害ボランティア活動についての情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動に関すること。
- (4) 災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達、提供及び輸送に関すること。
- (5) 簡易な応急及び復旧作業に関すること。
- (6) 災害ボランティア活動を支援するための募金活動に関すること。
- (7) その他の災害ボランティア活動に必要な業務。

(連携及び協力)

第6条 甲及び乙は、センターの設置及び運営に関し、相互に連携し協力するものとする。

(資機材等の確保)

第7条 甲及び乙は、センターの設置及び運営に必要な資機材並びに災害ボランティア活動に必要な物資、活動場所等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第8条 センターの設置及び運営に関する必要な費用は、原則、甲が負担するものとする。

ただし、災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

- 2 乙は、前項に規定する費用の内訳について、甲が説明を求めたときは、これに応じなければならない。

(損害賠償)

第9条 災害時のボランティア活動に関し、ボランティアが被った損害に対する補償はボランティア活動保険により対応するものとする。

- 2 乙は、災害時のボランティア活動中の事故に備え、災害発生時のボランティア活動開始時に、活動参加者をボランティア活動保険に加入させるものとする。
- 3 前項のボランティア活動保険の加入に係る費用は、甲が負担する。

(報告)

第10条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(センターの閉所)

第11条 甲は、災害復旧状況を考慮しセンターの設置の必要がなくなつたと認めた場合に、乙と協議し、センターの閉所を決定することとする。

- 2 センターの閉所を決定した場合、甲乙が共同して閉所することとし、当該活動について残務がある場合は、甲乙がそれぞれ引き継ぐものとする。

(平常時における体制整備)

第12条 乙は、平常時から、第5条各号に規定する業務について備えるとともに、関係機関及び関係団体との間にネットワークを整備しておくものとする。

2 甲は、前項に定める乙の活動に関し、必要な範囲で支援を行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第13条 乙は、本協定に基づき設置するセンターの運営に関して発生する個人情報の取扱いについては、乙の定める個人情報保護規程に基づき、適切に管理するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙それぞれ1通保管する。

令和4年1月4日

甲 猪名川町上野字北畑 11-1  
猪名川町  
猪名川町長 岡 本 信 司

乙 猪名川町北田原字南山 14 - 2  
社会福祉法人 猪名川町社会福祉協議会  
会長 村 山 興 治

## 災害時における避難所の相互利用に関する覚書

川西市（以下、甲）と猪名川町（以下、乙）は、平成 31 年 2 月 7 日付で締結した「川西市と猪名川町の自治体間連携協力に関する基本協定書」に基づき、災害時における避難所の相互利用に関する要件等について、次のとおり覚書を締結する。

## （避難所）

- 1 災害時において相互利用する避難所は、原則として、甲の避難所は、北陵公民館及び北陵小学校、乙の避難所は、松尾台小学校とする。ただし、災害の状況等により、他の避難所を利用することができるものとする。

## （利用要件）

- 2 各避難所が開設している場合において、甲及び乙双方の避難者を受け入れるものとする。

## （開設情報）

- 3 各避難所の開設情報については、甲及び乙の双方が自主的に情報収集を行うものとする。

## （避難者の把握）

- 4 避難所に避難してきた者のうち、市町境を越えて避難してきた避難者については、本人に同意を得たうえで、甲及び乙の双方で情報共有を行うものとする。

## （運営）

- 5 各避難所の運営については、各避難所を所有する市町が行うものとする。

## （費用）

- 6 避難所の相互利用の際に発生した費用については、原則として各避難所を所有する市町が負担するが、災害の状況等によっては、その都度協議により決定する。

## （その他）

- 7 この覚書に記載の無い事項については、その都度、甲及び乙の協議にて決定する。

この覚書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙、各記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和3年12月2日

川西市長

越 田 謙治郎

猪名川町長

岡 本 信 司

## 災害時における相互協力に関する協定

猪名川町長（以下「甲」という。）と猪名川町内郵便局代表者の猪名川郵便局長（以下「乙」という。）は、猪名川町内に発生した地震その他の災害時において相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

### （用語の定義）

第 1 条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）

第 2 条第 1 号の規定による被害をいう。

### （協力要請）

第 2 条 甲及び乙は、猪名川町内に災害が発生し、次に掲げる事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難先及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認め、協力可能な事項

(注) 避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

### （協力の実施）

第 3 条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

### **(経費の負担)**

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令  
その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請し  
た者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協  
議の上、決定するものとする。

### **(連絡体制)**

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議する  
ものとする。

### **(情報交換)**

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行  
う。

### **(連絡責任者)**

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 猪名川町 企画総務部生活安全課長

乙 日本郵便株式会社 猪名川郵便局長

### **(協議)**

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議  
し決定する。

### **(協定の期間)**

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書による協  
定の内容変更又は協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

### **附則**

平成13年7月10日に猪名川町長と猪名川郵便局長間で締結した災害時における相互  
協力に関する協定は本協定締結日に廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保  
有する。

平成27年7月1日



(甲) 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 1 1 番地の 1  
猪名川町長 福田 長 治

(乙) 兵庫県川辺郡猪名川町白金 3 丁目 2 番地 2  
猪名川町内の郵便局 代表  
日本郵便株式会社猪名川郵便局長 原 田 俊 幸

〈猪名川町役場用〉

## 避難者情報確認シート（避難先届）

[役場記入欄]

避難所名：

N o：

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日現在

本シートは猪名川町役場が避難先（避難所）における避難者の方を把握するために、避難者の方にご記入いただく用紙です。ご記入いただいた個人情報は厳正に管理いたします。

ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、郵便配達業務のため郵便局に開示します。

☐ 本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。

（承諾の場合は、□内に「レ」を付してください。）

|                                          |                                                                                                                                        |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 届出者氏名                                  |                                                                                                                                        |
| 2 これまでのご住所                               | 〒 _____                                                                                                                                |
| 3 郵便物配達について<br>(右記①～③いずれかに<br>○をしてください。) | <p>① ご自宅への配達</p> <p>② 現在避難している場所（施設名： _____）</p> <p>〒 _____</p> <p>※施設名が公共施設の場合は住所の記載なしで結構です。</p> <p>③ その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。</p> |

### 〔避難者のお名前〕

|         |      |     |     |
|---------|------|-----|-----|
| 主 世帯    | フリガナ |     |     |
|         | 氏名   | (姓) | (名) |
| ご家族・同居人 | フリガナ |     |     |
|         | 氏名   | (姓) | (名) |
|         | フリガナ |     |     |
|         | 氏名   | (姓) | (名) |
|         | フリガナ |     |     |
|         | 氏名   | (姓) | (名) |
|         | フリガナ |     |     |
|         | 氏名   | (姓) | (名) |

【お問合せ先】猪名川町役場 ☎：072-766-0001

〈郵便局用〉

## 避難者情報確認シート（避難先届）

[郵便局記入欄]

No :

年 月 日現在

本シートは被災者の方が避難先で郵便物を受け取るためにご提出していただく用紙です。ご記入いただいた個人情報、日本郵便において厳正に管理し、配達業務以外の目的には

使用いたしません。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、行政機関からの開示要  
請を

受けて開示します。

- ☐ 本紙に記載した情報の行政機関への開示を承諾します。  
(承諾の場合は、□内に「レ」を付してください。)

|                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 届出者氏名                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                    |
| 2 これまでのご住所                                                                                                                                                   | (〒            -)                                                                                                                                                                                                                   |
| 3 郵便物配達について<br><br><div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">         右記①～③いずれかに<br/>○をしてください。       </div> | ④ ご自宅への配達<br>⑤ 現在避難している場所（施設名：                                  )<br><div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">         〒            -       </div> ⑥ その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。 |

**[避難者のお名前]**

|         |      |     |     |
|---------|------|-----|-----|
| 主 世帯    | フリガナ |     |     |
|         | 氏名   | (姓) | (名) |
| ご家族・同居人 | フリガナ |     |     |
|         | 氏名   | (姓) | (名) |
|         | フリガナ |     |     |
|         | 氏名   | (姓) | (名) |
|         | フリガナ |     |     |
|         | 氏名   | (姓) | (名) |
|         | フリガナ |     |     |
|         | 氏名   | (姓) | (名) |
|         | フリガナ |     |     |
| 氏名      | (姓)  | (名) |     |

【お問合せ先】猪名川郵便局 ☎072-766-8436

## 緊急時におけるプロパンガス等の確保に関する協定

猪名川町（以下「甲」という。）と兵庫県エルピーガス協会北摂支部川西地区会（以下「乙」という。）、兵庫県エルピーガス協会北摂支部川辺地区会（以下「丙」という。）は、緊急時におけるプロパンガス等の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、緊急時に際し、プロパンガス等の確保及び安定供給を行うことによるプロパンガス等の供給体制の充実及び物価の高騰並びにパニックの防止を図り、住民の生活安定に寄与することを目的とする。

### （協力時の認定）

第2条 緊急時の認定は、甲乙丙協議のうえ、甲が行う。

### （燃料類の品目）

第3条 物資の種類は、次のとおりとする。

(1) プロパンガス

(2) 上記器具類

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲乙丙協議のうえ、別途品目を指定できるものとする。

### （緊急時体制）

第4条 乙丙は、災害時における甲のプロパンガス等の供給要請に対し、優先して供給を行い、近隣府県プロパンガス業界の支援体制を整え、甲の災害対策活動に積極的に協力するものとする。

### （プロパンガス等の確保及び供給の要請）

第5条 甲は、緊急時に際し、プロパンガス等を調達する必要があるときは、乙丙に対しプロパンガス等の供給を要請するものとする。

2 乙丙は、前項の要請を受けたときは、直ちに必要な措置を行うものとする。

ただし、乙丙が被災したときはこの限りではない。

3 供給数量は、甲の要請に応じかねるときは、乙丙が決定するものとする。

### （供給の要請方法）

第6条 甲の要請は、プロパンガス等出荷要請書（様式第1号）をもって行うものとする。

ただし、出荷要請書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後すみやかに出荷要請書を提出するものとする。

### （プロパンガス等の価格）

第7条 プロパンガス等の取引価格は、緊急時発生前における適正な価格とする。

### （プロパンガス等の引渡し）

第8条 プロパンガス等の引渡し場所は、甲乙丙協議のうえ定めるものとし、甲は当該場

所において、乙丙が提出するプロパンガス等出荷確認書（様式第2号）を確認のうえこれを引き取るものとする。

**（経費の負担）**

第9条 乙丙が甲に供給したプロパンガス等の代金、その他必要経費については甲が負担するものとする。

**（経費の請求及び支払）**

第10条 プロパンガス等の代金等の請求及び支払いは遅延なく行うものとし、その時期及び方法は甲乙丙協議のうえ定める。

**（情報の交換及び提供）**

第11条 甲乙丙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、適時、情報の交換を行い、緊急時に備えるとともに緊急時に際しては、協力して迅速かつ的確な物価、商品等の情報を住民、報道機関等に提供するものとする。

**（その他）**

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙丙協議のうえ決定するものとする。

**附 則**

この協定は、平成25年5月1日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成25年5月1日

甲 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11番地の1  
猪名川町  
猪名川町長 福田 長治

乙 兵庫県エネルギーガス協会北摂支部川西地区会  
兵庫県川西市久代2丁目2番1号  
株式会社 ミツワ  
代表取締役 船岡 正勝

丙 兵庫県エレクトロニクス協会北摂支部川辺地区会

兵庫県川西市大和西1丁目5番1号

株式会社 トリヤマ

取締役 鳥山 靖久

## プロパンガス等出荷要請書

第 号  
平成 年 月 日

兵庫県エルピーガス協会  
北摂支部川西地区会 様  
北摂支部川辺地区会 様

猪 名 川 町 長

緊急時におけるプロパンガス等の確保に関する協定第6条に基づき、次のプロパンガス等の出荷を要請します。

| 品 目 | 数 量 | 搬 入 場 所 | 備 考 |
|-----|-----|---------|-----|
|     |     |         |     |
|     |     |         |     |
|     |     |         |     |
|     |     |         |     |
|     |     |         |     |
|     |     |         |     |
|     |     |         |     |

様式第2号（第8条関係）

## プロパンガス等出荷確認書

平成 年 月 日付第 号のプロパンガス等出荷要請書により、次の  
物資を出荷したことを確認します。

| 品 名 | 数 量 | 備 考 |
|-----|-----|-----|
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |

平成 年 月 日

（兵庫県エルピーガス協会、北摂支部川西地区会）  
（兵庫県エルピーガス協会、北摂支部川辺地区会）

担当者 \_\_\_\_\_ 印

（猪名川町災害対策本部）

担当者 \_\_\_\_\_ 印



## 災害における応急対策業務に関する協定書

猪名川町（以下「甲」という。）と、猪名川建設協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務の応援に関し、次の通り協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、要請書により、次に掲げる事項を明らかにし要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 応援を必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 現場責任者
- (4) その他必要な事項

### （業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- (1) 災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び破損等に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- (3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

### （協力）

第3条 乙は、甲から第1条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

### （報告）

第4条 乙は前条の規定に基づき応援を行った場合は、報告書により、速やかに文書を提出するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した建設資機材等の事業所名、車種、台数、人員
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他必要な事項

### （経費の負担）

第5条 乙の使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。

料金等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

#### **(損害の負担)**

第6条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

#### **(補償)**

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害賠償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

#### **(防災訓練の参加等)**

第8条 乙及び乙の会員は、業務が円滑に行われるよう甲の行う防災訓練等に参加するとともに、地域の安全なまちづくりの推進に協力するものとする。

#### **(情報の交換及び災害発生時の情報提供)**

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるように必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。また、乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害状況を、積極的に甲に提供するものとする。

#### **(連絡責任者)**

第10条 この協定に関する連絡責任者は、別紙のとおりとする。

甲及び乙は、別紙の連絡責任者に変更が生じたときは、遅滞無く、相手方にその旨を連絡するものとする。

#### **(協議)**

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定は締結の日から効力を生じる。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を所有する。

平成22年9月29日

甲 兵庫県川辺郡猪名川町上野

猪名川町

代表者 猪名川町長 福 田 長 治

乙 兵庫県川辺郡猪名川町広根

猪名川建設協会

代表者 会長 福 田 康 司

## 緊急時における生活物資の供給に関する協定

猪名川町（以下「甲」という。）とイオン株式会社ジャスコ猪名川店（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害時に際し、生活物資の安定供給を行うことにより物価の高騰及びパニックの防止を図り、もって住民の生活安定に寄与することを目的とする。

### （依頼）

第2条 災害等の発生により、生活物資の確保を図る必要が生じた場合、出荷依頼書（第1号様式）をもって、甲から乙に対し、生活物資の調達を依頼するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後、出荷依頼書を提出するものとする。

### （協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の依頼を受けた場合は、生活物資の適切な供給が行えるよう、直ちに必要な措置と確保を行うものとする。ただし、乙が被災した場合はこの限りではない。

2 供給数量について、甲の要請に応じかねるときは、乙が決定するものとする。

### （生活物資の種類）

第4条 物資の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧品
- (2) 衣料品
- (3) 寝具類
- (4) 食器類
- (5) 炊事用具
- (6) 日用品雑貨
- (7) 光熱用品
- (8) その他乙が取り扱う物資の内必要なもの

### （生活物資の価格）

第5条 生活物資の取引価格は、原則として、緊急時発生前における適正な価格とする。

### （生活物資の引渡し）

第6条 生活物資の引渡し場所は、甲乙協議して定めるものとし、甲は当該場所において、乙が提出する生活物資出荷確認書（様式第2号）を確認のうえこれを引き取るものとする。

### （経費の負担）

第7条 乙が甲に供給した生活物資の代金、その他必要経費については、原則として甲が負担するものとする。

**(経費の請求及び支払)**

第8条 生活物資の代金等の請求及び支払いは遅滞なく行うものとし、その時期及び方法は甲乙協議のうえ定める。

**(協議)**

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

**(効力)**

第10条 この協定は、平成18年9月1日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成18年9月1日

甲 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1  
猪 名 川 町 長 真 田 保 男

乙 大阪市福島区海老江1丁目1番23号  
イオン株式会社西日本カンパニー  
執行役西日本カンパニー支社長 都 築 政 雄

様式第 1 号（第 2 条関係）

## 生活物資出荷要請書

第 号  
平成 年 月 日

イオンリテール株式会社ジャスコ猪名川店長 様

猪 名 川 町 長

緊急時における生活物資の供給に関する協定第 2 条に基づき、次の生活物資の出荷を要請します。

| 品 目 | 数 量 | 搬 入 場 所 | 備 考 |
|-----|-----|---------|-----|
|     |     |         |     |
|     |     |         |     |
|     |     |         |     |
|     |     |         |     |
|     |     |         |     |
|     |     |         |     |
|     |     |         |     |
|     |     |         |     |
|     |     |         |     |

様式第2号（第6条関係）

## 生活物資出荷確認書

平成 年 月 日付第 号の生活物資出荷要請書により、次の物資を  
出荷したことを確認します。

| 品 名 | 数 量 | 備 考 |
|-----|-----|-----|
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |

平成 年 月 日

（イオン株式会社ジャスコ猪名川店）

担当者 \_\_\_\_\_ 印

（猪名川町災害対策本部）

担当者 \_\_\_\_\_ 印

## 災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定書

猪名川町（以下「甲」という。）とセツカートン株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時におけるダンボール製品の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある時において、避難所の設営等において必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

### （協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

### （物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) 段ボール製簡易トイレ
- (5) その他乙の取扱商品

### （手続等）

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

### （経費の負担）

第5条 甲は、乙に対し、前条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

### （経費の支払）

第6条 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取った日から起算し、30日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

### （有効期間）



第7条 この協定書の有効期間は締結の日から平成26年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の30日前までに、相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

**(疑義の解決)**

第8条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成25年12月1日

(甲) 猪名川町上野字北畑1-1  
猪名川町長 福田 長 治

(乙) 兵庫県伊丹市東有岡5丁目33番地  
セッツカートン株式会社  
代表取締役 丹 羽 俊 雄

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

セツカートン株式会社 御中

猪名川町長

## 救 援 物 資 供 給 要 請 書

災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

| 物資の種類 | 数量 | 搬送日時 | 搬送場所 | 備考 |
|-------|----|------|------|----|
|       |    |      |      |    |
|       |    |      |      |    |
|       |    |      |      |    |
|       |    |      |      |    |
|       |    |      |      |    |

（猪名川町連絡担当者）

|           |  |
|-----------|--|
| 所 属       |  |
| 職 名 ・ 氏 名 |  |
| 電 話 番 号   |  |

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

セツカートン株式会社

## 救 援 物 資 供 給 完 了 報 告 書

災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり供給したことを報告します。

| 物資の種類 | 数量 | 搬送日時 | 搬送場所 | 備考 |
|-------|----|------|------|----|
|       |    |      |      |    |
|       |    |      |      |    |
|       |    |      |      |    |
|       |    |      |      |    |
|       |    |      |      |    |

（セツカートン株式会社連絡担当者）

|           |  |
|-----------|--|
| 所 属       |  |
| 職 名 ・ 氏 名 |  |
| 電 話 番 号   |  |

## 災害時等の緊急放送における協定

### （協定の主旨）

第 1 条 本協定は災害対策基本法第 57 条及び大規模地震対策特別措置法第 20 条の規定により、大地震、台風などの自然災害またその他の緊急事態発生時に市民に対して緊急情報の伝達の必要がある場合において、猪名川町（以下「甲」という）が株式会社ジェイコムウエスト（以下「乙」という）に緊急放送を要請し、乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム（以下「丙」という）が緊急放送を実施する手続きを定めるものとする。

### （緊急放送要請の手続き）

第 2 条 甲が緊急放送を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面にて乙の委託事業者である丙に要請するものとする。

- （1）緊急放送要請の理由
- （2）依頼する放送の内容
- （3）希望する放送の日時
- （4）その他必要な事項

- 2 要請の際の連絡先は丙が指定する放送拠点とし、別紙のとおり定めるものとする。
- 3 要請の際の連絡先に変更が生じた場合、丙は直ちに甲に申し出るものとする。
- 4 連絡はファックスやメールを用いて行うが、このような手段では間に合わないと判断される場合は電話にて要請することができるものとする。この場合、事後速やかに、甲は丙に書面を提出するものとする。

### （緊急放送の実施）

第 3 条 丙は甲から要請を受けた事項に関し、形式、内容、時刻を自主的に決定して放送するものとする。

### （情報の活用）

第 4 条 甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報および第 2 条で丙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず乙および丙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて発信できるものとする。

### （疑義の発生について）

第 5 条 本協定の記載事項に関して疑義が生じた場合は、甲、乙、丙が協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第6条 本協定は締結の日をもって開始し、期間を1年間とする。なお、期間満了の3ヶ月前までに甲、乙、丙のいずれからも意思表示がなければ、更に1年間延長されるものとする。

この協定の証として本書3通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成26年4月11日

(甲) 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11番地の1

猪名川町長 福田 長治

(乙) 大阪府中央区谷町2丁目3番12号 マルイト谷町ビル  
株式会社ジェイコムウエスト  
代表取締役社長 中井芳紀

(丙) 大阪府中央区城見1丁目2番27号 クリスタルタワー5階  
株式会社ジュピターテレコム  
関西メディアセンター  
メディアセンター長 山下幸之

-----

(別紙)

■放送拠点

<名称>

株式会社ジュピターテレコム 関西メディアセンター O B P 事務所

<住所>

〒540-6005 大阪府中央区城見1 - 2 - 7

<電話番号>

0 6 - 7 8 9 7 - 3 0 0 6 (平日 9 : 30 - 18 : 00)

■緊急時連絡先

<電話番号> (原則 24 時間 365 日)

0 3 - 5 7 5 9 - 6 7 7 5 (レスキュー・ナウ)

<ファックス番号> (原則 24 時間 365 日)

0 6 - 6 9 4 2 - 5 5 8 4

<メールアドレス> (緊急時専用)

ML\_KSMC\_bousai\_inagawa@jupiter.jcom.co.jp

## 災害時における物資供給に関する協定書

猪名川町（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第 1 条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

### （協定事項の発効）

第 2 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

### （供給等の協力要請）

第 3 条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

### （調達物資の範囲）

第 4 条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第 5 条 第 3 条の要請は、救援物資供給要請書（様式第 1 号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （物資の供給の協力）

第 6 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

### （引渡し等）

第 7 条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配

慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年5月30日

甲 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11番地の1

猪名川町長 福田 長 治

新潟県新潟市南区清水4501番地1  
乙 NPO 法人 コメリ災害対策センター  
理事長 捧 雄 一 郎



様式第1号（第5条関係）

年 月 日

NPO法人コメリ災害対策センター 御中

猪名川町長

## 救 援 物 資 供 給 要 請 書

災害発生時における物資供給に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

| 物資の種類 | 数量 | 搬送日時 | 搬送場所 | 備考（規格等） |
|-------|----|------|------|---------|
|       |    |      |      |         |
|       |    |      |      |         |
|       |    |      |      |         |
|       |    |      |      |         |
|       |    |      |      |         |

（猪名川町連絡担当者）

|           |  |
|-----------|--|
| 所 属       |  |
| 職 名 ・ 氏 名 |  |
| 電 話 番 号   |  |

別表

災害時における緊急対応可能な物資

| 大分類    | 主な品種                                                                                      |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 作業関係   | 作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール                      |
| 日用品等   | 毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ |
| 水関係    | 飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク                                                                    |
| 冷暖房機器等 | 大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ                                                                         |
| 電気用品等  | 投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ                                                              |
| トイレ関係等 | 救急ミニトイレ                                                                                   |

## 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

猪名川町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社 兵庫支店（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

### （目的）

第 1 条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

### （用語の定義）

第 2 条 本契約に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本契約に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

### （通信機器の管理）

第 3 条 甲は、本契約にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

### （屋内設備の管理及び破損）

第 4 条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

### （特設公衆電話の設置）

第 5 条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別添に定める情報管理責任者（変更）通知書をもって相互に通知することとする。

### （特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲および乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙に定める接続試験を実施することとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者もしくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

（特設公衆電話の利用）

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（特設公衆電話の利用の終了）

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

（目的外利用の禁止）

第12条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協

議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第 13 条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその 1 通を保有する。

平成 26 年 11 月 27 日

甲 猪名川町  
猪名川町長  
福田 長治

乙 西日本電信電話株式会社  
兵庫支店長  
鈴木 勝男

## 地域防災拠点の利用に関する協定書

猪名川町（以下、「甲」という。）と学校法人大前学園（以下、「乙」という。）は、甲が災害対策における地域防災拠点として、乙が所有する施設の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、猪名川町内における大規模な地震や、大雨による洪水、土砂災害等の発生における被災者及び避難者等への支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （対象施設）

第2条 本協定における地域防災拠点と位置付ける施設は、旧猪名川町立阿古谷小学校（猪名川町上阿古谷字畑ヶ芝56番地の3）とする。

### （設置物件）

第3条 甲は前条に記載した施設内に以下の物件を設置し、災害等に備え適切に管理することとする。

（1）防災備蓄品倉庫（グラウンドに設置）

（2）無線アンテナ及び非常用バッテリー（校舎屋上高架水槽横に設置）

2 甲が設置物件の管理上施設内に立ち入る場合は、予め乙の定める施設管理者に承諾を得ることとする。

3 甲の設置物件に内容変更があった場合は、甲は乙にその内容を報告することとする。

4 甲は設置物件の増設、移動または撤去の必要がある場合には、乙の活動を妨げない範囲で甲乙協議の上決定する。

### （避難所の開設）

第4条 甲は、地域住民に避難の必要があると予想される時は、地域住民の受け入れについて、乙に対し予め連絡を行い、第2条に掲げる施設の避難所としての利用について承諾を得ることとする。ただし、突発的な災害の発生により被災した地域住民が施設に避難してきた場合において、乙の職員がいる時は、直ちにこれを受け入れ、乙から甲に連絡するものとする。

2 使用施設の鍵の開閉は乙が責任をもって行うものとする。

3 突発的な災害等により施設管理者である乙が施設の開錠を行うことができない場合は、甲は乙に連絡の上避難所として利用する施設の鍵の開錠を行うことができることとする。

ただし、災害により甲乙連絡がつかない場合は、甲は避難者の安全を確保するため、乙の承諾なしに施設を開錠することができることとする。

- 4 甲は、災害時に乙が施設を開錠できない場合に備え、施設の鍵の複製を所有し、厳重に保管することとする。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理運営は、甲が行うものとする。

- 2 施設の使用期間は、原則として避難勧告等発表の場合は、その発表の日から解除される日までの間とする。ただし、発生した被害の状況等により期間を延長する等、必要があると認められる時はその期間を甲乙協議して決定する。

(経費の負担)

第6条 甲の設置物件及び避難所の提供に係る費用は無償とする。

- 2 乙は、地域の安全・安心に資する甲の設置物件である無線アンテナ及び非常用バッテリーに係る電気料金及び避難所の運営に係る光熱水費を負担することとする。
- 3 甲は、避難所の運営に関して、やむを得ず乙の所有する消耗品等を使用した場合には、甲はその対価を負担するものとする。
- 4 甲は、避難住民が乙の施設及び設備等を破損または汚損あるいは紛失をしたときはこれに係る経費を負担しなければならない。
- 5 前項の規定による負担額について、疑義が生じた時は甲乙双方が協議の上負担すべき額を決定するものとする。

(避難所の終了)

第7条 甲は、乙の管理する施設の避難所としての使用を終了する際は、乙に報告するとともに施設を原状に復するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、避難所開設によって個人情報を取り扱う場合及び知り得た個人情報は、その保護に努めなければならない。

(連絡責任者)

第9条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては猪名川町危機管理室長、乙においては学校法人大前学園猪名川甲英高等学校校長とする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は、協定書締結の日から平成28年3月31日までとし、有効期間満了日1ヶ月前までに甲または乙から解除の申し入れがない場合には、さらに

1年間継続をするものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し、疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

平成27年1月30日

甲 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11番地の1  
猪名川町  
猪名川町長 福田 長治

乙 兵庫県西宮市津門綾羽町2番3号  
学校法人大前学園  
理事長 大前 繁明



## 非常災害時における医療業務協定書

猪名川町内で発生する非常災害に伴う、被災者の医療救護等に関する業務（以下「医療業務」という。）について、猪名川町（以下「甲」という。）と一般社団法人川西市医師会（以下「乙」という。）との間に、次のとおり協定を締結する。

### （主 記）

第1条 甲は、猪名川町内において非常災害が発生し、災害対策本部を設置した場合において、地域防災計画に基づき、その災害の状況により、医療業務を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

### （医療業務の実施の方法）

第2条 前条の医療業務は、甲の要請に基づき、甲、乙協議して別に定めるところにより実施するものとする。

### （医療業務の実施の範囲）

第3条 前条の要請に基づき乙が実施する医療業務の範囲は、次に掲げる事項とする。

#### （1）医療救護

- ア 傷病者の傷病程度の診断
- イ 傷病者への薬剤又は治療材料の支給
- ウ 傷病者に対する処置、手術その他の治療
- エ 傷病者の病院又は診療所への移送、収容
- オ 助産
- カ 看護

#### （2）死体の処理

- ア 洗浄及び縫合
- イ 死体検案（検案書の発行を含む）

### （協定期間）

第4条 この協定の期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。  
ただし、この期間満了30日前までに、甲、乙いずれからもその相手方に対して文書により異議の申し出がないときには、その期間は、さらに1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、また、同様とする。

### （救護班の編成）

第5条 乙は、甲からの医療業務実施の要請を受けたときは、直ちに救護班を編成するものとする。

2 乙は、前項の規定により救護班を編成したときは、その名簿を作成し、これを甲に提出するものとする。

### （委託料の額）

第6条 医療業務の実施に係る委託料の額は、別表1に定めるところにより算出するものとする。

**(委託料の請求及び支払)**

第7条 乙は、医療業務を実施した場合は、前条の規定により算出した委託料の額を別記様式により甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な請求があったときは、当該請求の日から1月以内に当該請求に係る委託料を乙に支払うものとする。

**(医療業務の実施状況の調査等)**

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し医療業務の実施状況につき報告を求めることができる。

2 乙は、前項の規定により甲から報告を求められたときは、医療業務の実施状況について報告書を提出しなければならない。

3 乙は、別に定める様式により、医療業務の実施状況を記録しておかなければならない。

**(災害補償)**

第9条 医療業務実施中において生じた救護班に属する者の死傷等の災害に対する補償については、甲、乙協議するものとする。

**(損害賠償責任)**

第10条 甲は、乙の医療業務の実施による不測の事故に対し、乙とともに誠意をもってその処理に当たるものとする。ただし、当該事故が、乙又は医療業務を実施した医師の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

**(定めのない事項等の処理)**

第11条 第2条から前条までに定めのない事項については、法令（猪名川町の条例等を含む。）の定めによるもののほか、甲、乙協議して定めるものとする。

**(協定履行の原則)**

第12条 甲及び乙は、信義、誠実をもってこの協定を忠実に履行しなければならない。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙各1通を所持する。

平成27年4月1日

(甲) 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11番地の1  
猪名川町長 福田 長治

(乙) 兵庫県川西市中央町12番2号

一般社団法人川西市医師会  
会長 竹本 博行

別表 1（第 6 条関係）

| 区 分                              | 金 額                                                              |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 医療救護に要した費用                       | 支給した薬剤、治療材料、医療器具破損の実費                                            |
| 死体の処理に要した費用                      | 死体の洗浄、縫合 1 体につき 20,000 円<br>検案（検案書の発行を含む。）1 体につき 5,000 円         |
| 医師、保健師、助産師、運転手<br>その他の者の出務に要した費用 | 乙が川西市との間に締結する「休日応急診療業務委託契約」に定める出務費（別表 2）を基準として、甲、乙双方協議して定める額とする。 |

別表 2

(消費税別)

| 区 分          | 金 額                        |                   |
|--------------|----------------------------|-------------------|
|              | 日曜日及び国民の祝日に<br>関する法律に規定する日 | 12 月 30 日～1 月 3 日 |
| 医師（1 回）      | 84,220 円                   | 168,450 円         |
| 看護師（1 回）     | 22,160 円                   | 44,170 円          |
| 事務員（1 回）     | 12,500 円                   | 24,990 円          |
| 管理者出務料（1 か月） | 60,000 円                   |                   |

請 求 書

平成 年 月 日

猪 名 川 町 長 様

(請求者)

住所

氏名 印

|    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 金額 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----|--|--|--|--|--|--|--|--|

(内 訳)

- 1.
- 2.
- 3.

## 災害時における生活物資等の確保に関する協定

猪名川町（以下「甲」という。）と、生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、猪名川町において地震、風水害、大火災、その他の原因による被害が発生し、一時的に生活物資等の流通に障害が生じた場合（以下「災害時」という。）における生活物資等の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時に際し、猪名川町内の物資等の確保、及び住民生活の早期の安定に寄与することを目的とする。

### （法令の遵守）

第2条 この協定の施行に当たっては、甲及び乙は、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他の関係法令を遵守しなければならない。

### （協力要請）

第3条 災害時、甲は、生活物資等の確保を図るため、乙に対し必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請することができる。

### （要請の手続き）

第4条 前条に掲げる要請は、原則として生活物資出荷要請書（様式第1）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに生活物資出荷要請書（様式第1）にて処理するものとする。

### （要請事項の措置）

第5条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、近隣の拠点事業所の支障がない範囲内において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

### （物資等の範囲）

第6条 生活物資等は、別表第1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて協議の上、指定できるものとする。

### （物資等の費用負担）

第7条 乙が生活物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 生活物資等の供給価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

(費用の請求及び支払い)

第8条 乙は、生活物資等の供給が終了した後、速やかに前条に定める費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ、速やかに支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(物資等の配送)

第9条 生活物資等の納品場所は甲が指定するものとし、納品場所までの配送は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の配送が困難な場合は、別に甲が指定するものを行うものとする。

2 甲は、乙が生活物資等の運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑にするため、平素から情報交換や防災訓練の実施、参加及び災害時における対応策の調査研究に努め、緊急時に備えるものとする。

(改正及び廃止)

第11条 甲又は乙が、この協定を改正し、又は廃止しようとするときは、その3箇月前までに相手方に通知しなければならない。

(疑義)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年12月11日

(甲) 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 1 1 番地の 1  
猪名川町  
猪名川町長 福田 長治

(乙) 兵庫県神戸市東灘区住吉本町 1 丁目 3 番 1 9 号  
生活協同組合コープこうべ  
組合長理事 本田 英一



様式第 1 (第4条関係)

第 号  
年 月 日

生活協同組合コープこうべ 組合長理事 様

猪名川町長

生活物資出荷要請書

災害時における生活物資等の確保に関する協定第 4 条の規定に基づき、次の生活物資の出荷を要請します。

| 品 目 | 数 量 | 搬 入 場 所 | 備 考 |
|-----|-----|---------|-----|
|     |     |         |     |
|     |     |         |     |
|     |     |         |     |
|     |     |         |     |
|     |     |         |     |
|     |     |         |     |
|     |     |         |     |
|     |     |         |     |
|     |     |         |     |
|     |     |         |     |

別表第 1(第6条関係)

| 種 類  | 物 資 名                                                                                                                                                                                                                      | 品 目 |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 食料品  | 飲料水(ミネラルウォーター、お茶、ジュース類)、米、パン、おにぎり、弁当、牛乳、粉ミルク、インスタント食品(カップ麺、即席みそ汁等)、レトルト食品、缶詰(イージーオープン)、ハム・ソーセージ類                                                                                                                           | 11  |
| 生活用品 | 石鹸、洗剤、歯ブラシ、歯磨き粉、タオル、トイレtpーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュペーパー、ゴミ袋、ポリバケツ、紙オムツ(幼児用、大人用)、生理用品、マスク、ガムテープ、ポリタンク、防水シート、使い捨てカイロ(冬季)、蚊取り線香(夏季)、下着類、靴下、軍手、毛布、ジャージ、簡易食器(紙コップ、紙皿、割り箸、スプーン等)、ラップ、ほ乳びん、なべ、簡易ライター、乾電池、懐中電灯、ろうそく、卓上カセットコンロ、カセットボンベ | 33  |

## 災害に係る情報発信等に関する協定

猪名川町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

## 第 1 条（本協定の目的）

本協定は、猪名川町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、猪名川町が猪名川町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ猪名川町の行政機能の低下を軽減させるため、猪名川町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

## 第 2 条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、猪名川町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
  - (1) ヤフーが、猪名川町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、猪名川町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 猪名川町が、猪名川町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 猪名川町が、猪名川町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 猪名川町が、災害発生時の猪名川町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 猪名川町が、猪名川町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて猪名川町が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
  - (7) 猪名川町が、猪名川町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 猪名川町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口とな

る連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3. 第 1 項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、猪名川町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

### 第 3 条（費用）

前条に基づく猪名川町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

### 第 4 条（情報の周知）

ヤフーは、猪名川町から提供を受ける情報について、猪名川町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

### 第 5 条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、猪名川町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

### 第 6 条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

### 第 7 条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、猪名川町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、猪名川町とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

2016 年 1 月 25 日

猪名川町：兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 11 番地の 1  
猪名川町

猪名川町長 福田 長治

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号

ヤフー株式会社

代表取締役 宮 坂 学

## 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

猪名川町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第（1）号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

## 第1条（目 的）

本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- （1）甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- （2）甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、住民生活における防災力の向上に努めること。

## 第2条（定 義）

本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- （1）「住宅地図」とは、猪名川町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- （2）「広域図」とは、猪名川町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- （3）「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- （4）「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
- （5）「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

## 第3条（地図製品等の供給の要請等）

1. 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

2. 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
3. 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
4. 乙は、地図製品等を供給するとき、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
5. 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

#### 第4条（地図製品等の貸与及び保管）

1. 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
2. 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
3. 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

#### 第5条（地図製品等の利用等）

1. 甲は、第1条第（1）号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
  - （1）災害対策本部設置期間中の閲覧
  - （2）災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
2. 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従

前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3. 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

#### 第6条（情報交換）

甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

#### 第7条（有効期間）

本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

#### 第8条（協 議）

甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成28年3月18日

（甲） 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11番地の1  
猪名川町  
猪名川町長 福田 長治



(乙) 兵庫県神戸市中央区御幸通4丁目2番20号  
株式会社ゼンリン  
関西第二エリア統括部  
統括部長 升井 敏雅

【添付別紙】

## ZNET TOWN 利用約款

### 第1条 (定 義)

本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID 等」

本サービスを利用するための認証 ID 及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID 等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内 LAN に接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託する WWW サーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

## 第2条（本約款の適用）

本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

## 第3条（本サービスの内容）

乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

## 第4条（本サービスの中断・中止）

1. 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。
2. 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。
3. 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

## 第5条（本データの使用許諾）

乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

- （1）対象機器上で閲覧すること。
- （2）本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。
- （3）本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

## 第6条（甲の遵守事項）

甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- （1）アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- （2）ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- （3）乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- （4）本条第（1）号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- （5）本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改

変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。

(6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。

(7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。

イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。

ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。

ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。

ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。

ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。

(8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

#### 第7条（不保証及び免責）

1. 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。
2. 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

#### 第8条（権利の帰属）

本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

#### 第9条（その他）

甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

災害時の応急対策業務に関する応援協定  
(一般廃棄物収集運搬)

猪名川町（以下「甲」という。）と、猪名川環境事業推進協議会（以下「乙」という。）は、猪名川町において地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害時の応急対策業務の応援を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害時に発生した廃棄物で、甲が生活環境の保全上、特に対応が必要と判断したものをいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

- (1) 災害廃棄物収集運搬に必要な資機材等の提供及び斡旋
- (2) 災害廃棄物収集運搬に必要な人員の派遣
- (3) 前各号に掲げるものの他、災害廃棄物の処理に関し必要な事項

(応援要請)

第2条 甲は、災害が発生し、応急対策業務のため乙に応援を求める必要があると認めるときは、乙に対し応援を要請するものとする。

(応援要請の手続き)

第3条 応援要請は、原則として次の事項を明確に記載した応援要請書により、速やかに行うものとする。ただし、その暇がない場合には、口頭、電話、電信等、災害時において使用可能な方法で要請を行い、後日速やかに応援要請書を送付するものとする。

- (1) 連絡責任者
- (2) 応援要請内容（必要とする人員、車両・資機材等の名称及び数量、応援場所及び応援予定期日）
- (3) その他必要な事項

(応援の実施)

第4条 乙は、応援要請を受けた場合、可能な範囲でこれに応じ、応援を行うものとする。

2 乙は、町担当者の指示に従い、災害廃棄物処理に関する応援を行うものとする。

(応援実施内容の報告)

第5条 乙は、前条の規定に基づき応援を行ったときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がないときは口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 応援の実施内容(応援に要した人員、車両・資機材等の種類及び数量、応援場所及び応援に従事した期間)

(2) その他必要な事項

(経費負担)

第6条 応援に要した経費は、甲が負担する。

2 経費の算出方法等については、災害発生時における通常の実費等を基準として、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

(補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事したものが、業務において負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害賠償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(定めのない事項等)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、協定締結日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年2月1日

甲 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11番地1

猪名川町長 福田 長治

印

乙 兵庫県川辺郡猪名川町白金1丁目1番18

猪名川環境事業推進協議会

会長 田淵 不二雄

印

## 災害における応急対策業務に関する協定書

猪名川町（以下「甲」という。）と、猪名川造園業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務の応援に関し、次の通り協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、要請書により、次に掲げる事項を明らかにし要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 応援を必要とする建設資機材等の内容、及び人員
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 現場責任者
- (5) その他必要な事項

### （業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- (1) 災害時における倒木等に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 災害時における倒木等に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- (3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

### （協力）

第3条 乙は、甲から第1条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

### （報告）

第4条 乙は前条の規定に基づき応援を行った場合は、報告書により、速やかに文書を提出するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した建設資機材等の事業所名、車種、台数、人員
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他必要な事項

### （経費の負担）

第5条 乙の使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。

2 料金等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を

基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

**(損害の負担)**

第6条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

**(補償)**

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害賠償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

**(防災訓練の参加等)**

第8条 乙及び乙の会員は、業務が円滑に行われるよう甲の行う防災訓練等に参加するとともに、地域の安全なまちづくりの推進に協力するものとする。

**(情報の交換及び災害発生時の情報提供)**

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

2 乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害状況を、積極的に甲に提供するものとする。

**(連絡責任者)**

第10条 この協定に関して、あらかじめ甲、乙により緊急施工業者の連絡担当員を定め、災害が発生した際は速やかに各連絡担当員に連絡をとるものとする。

2 甲及び乙は、別紙の連絡責任者に変更が生じたときは、遅滞無く、相手方にその旨を連絡するものとする。

**(協定期間)**

第11条 この協定の期間は本協定締結日から1年間とし、期間満了30日前までに甲、乙いずれかからの書面による異議の申し出がない限り、さらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

**(協議)**

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定は締結の日から効力を生じる。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を所有する。

平成31年4月1日

甲 兵庫県川辺郡猪名川町上野

猪名川町

町 長 福 田 長 治

乙 兵庫県川辺郡猪名川町清水東

猪名川造園業協会

代 表 眞 田 憲



## 猪名川町産業拠点地区における防災に関する基本協定書

猪名川町（以下「甲」という。）、株式会社プロロジス（以下「乙」という。）及び蔵王特定目的会社（以下「丙」という。）とは、猪名川町産業拠点地区（以下「本地区」という。）における防災に関する連携・協力について、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、本地区において乙及び丙が「地域の防災拠点となる産業団地開発」を地域貢献策として掲げ、消防防災広場の整備等を進めていること、甲においては大規模災害等が発生した場合、応急救助活動や救援物資の物流に関して、民間事業者との連携が不可欠なことから、本地区が物流拠点である強みを活かし、甲乙丙が相互に連携・協力し、本町の安全・安心のまちづくりを推進することを目的とする。

### （連携の内容）

第2条 甲、乙及び丙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

#### （1）消防防災広場の活用

丙から提供を受ける消防防災広場は、災害時の消防防災ヘリ・ドクターヘリの発着、消防の応援派遣要員の活動拠点となる宿営場所、および平常時の消防署・消防団の訓練場所などとして活用する。

#### （2）応援活動拠点場所の利用協力

災害時において、消防をはじめ警察、自衛隊など大部隊の応援派遣要員の円滑な活動を支援するため、乙は管理する施設の利用に協力する。

#### （3）災害を想定した訓練の実施

甲及び乙は大規模災害を想定した、図上訓練などを連携して実施する。

### （防災連絡協議会）

第3条 甲、乙及び丙は、救援物資の物流に関する連携・協力などを実現するために、甲、乙、丙及び本協定に参画を得たテナント事業者により構成する防災連絡協議会を発足し、救援物資にかかる保管、仕分け搬送にかかる連携、その他防災に関する具体的な連携・協力内容について検討・協議を進めていくものとする。なお、防災連絡協議会に関する具体的な内容については別に定めるものとする。

(協議)

第4条 本協定に定めない事項及び本協定に関し疑義に生じた場合は、甲乙丙間で協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日より1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙丙のいずれかからも書面による申し出がないときは、有効期間は、同様の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

本協定の締結の証として、本協定書を3通作成し、記名押印の上、甲、乙及び丙がそれぞれ1通保有する。

令和元年6月18日

甲 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11番地の1  
猪名川町  
猪名川町長 福田長治

乙 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号  
東京ビルディング  
株式会社プロロジス  
代表取締役 山田御酒

丙 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号  
東京ビルディング  
蔵王特定目的会社  
取締役 稲田秀

## 猪名川町大規模災害等における隊友会の協力に関する協定

猪名川町（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会兵庫県隊友会伊丹・宝塚・川西地域支部（以下「乙」という。）は、大規模災害等における災害応急活動に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、猪名川町内において大規模災害、大規模事故、その他町民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急事態が発生した場合において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めることを目的とする。

### （大規模災害等）

第2条 大規模災害等とは、つぎの各号に掲げるとおりとする。

- （1）地震、風水害又は同時多発火災により対策本部が設置された場合等の大規模な災害事案
- （2）航空機事故又は列車事故等の集団救急救助事案
- （3）武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に規定する国民の保護のための措置が必要な事案
- （4）その他甲が乙の協力を必要と認めた事案

### （協力内容）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）避難のための救助・支援活動  
避難指示の徹底、避難者の誘導、避難所の開設運営など
- （2）救援のための補助・支援活動  
食料及び飲料水等の提供、災害時要援護者等の支援など
- （3）帰宅困難者のための補助・支援  
避難所への誘導、一時避難所の設置運営、食料等の提供など
- （4）孤立集落への支援活動  
被害情報の収集、生活情報の伝達、避難所への誘導補助など
- （5）災害関連情報の収集及び伝達
- （6）その他甲が必要と認める災害応急活動

### （協力要請等）

第4条 甲は、町内に災害が発生し、乙の協力を必要と判断するときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにした文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合、その他やむを得ない場合は口頭で要請し、後日、文書を提出するものとする。な

お、必要がなくなったときも、速やかに文書により乙に通知するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する理由
- (2) 協力を必要とする内容
- (3) 協力を必要とする場所
- (4) 協力を必要とする人員
- (5) その他必要な事項

(乙の協力等)

第5条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、可能なかぎり協力するものとする。

2 乙は、甲の指揮のもとに災害応急活動を行うものとする。

3 甲は、災害応急活動を行う乙の会員に対し、安全の確保に配慮するものとする。

(活動経費の負担)

第6条 この協定に基づく活動に要した費用のうち、被災者等に配布する救援物資等は甲の負担とし、その他の費用については甲乙協議するものとする。

(損害補償)

第7条 甲は、その要請により協力した乙の会員が災害応急活動において死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は傷害の状態となった場合であって、災害対策基本法その他関係する法律又は甲の定める条例で定める要件に該当するときは、関係法令によりその損害補償を行うものとする。

(協力のための準備)

第8条 乙は、平時から大規模災害発生時における連絡体制を整備するものとする。

2 乙は、この協定に基づく協力を円滑にするため、甲が実施する訓練に積極的に参加するものとする。

3 乙は、毎年3月31日までに、協力可能人員等を甲に通知するものとする。

4 甲乙は、それぞれ連絡責任者を定め、お互いに連絡先等を通知するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から1年間有効とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれかの文書による申し出がない限り、引き続き1年間有効とし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和元年12月24日

甲 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11番地の1

猪名川町長 福田 長治

乙 兵庫県川西市萩原台東2丁目99

公益社団法人 隊友会

兵庫県隊友会

伊丹・宝塚・川西地域支部

支部長 河田 稔

## 災害時等における消防用水の確保に関する協定書

兵庫県（以下、「甲」という。）と大阪広域生コンクリート協同組合（以下、「乙」という。）は、火災、災害等が発生した場合（以下、「災害時等」という。）に必要な消防用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

## （協力要請）

第1条 甲は、災害時等において、県内の市町又は消防の事務を処理する一部事務組合（以下、「県内市町等」という。）からコンクリートミキサー車等による消防用水供給の応援要請があったときは、乙に対して、要請書（様式1）により、次に掲げる事項を明らかにし要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 火災、災害等の状況及び業務内容
- (2) 応援を必要とする車両、資機材等の台数及び人員数
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 現場責任者及び県内市町等担当者
- (5) その他必要な事項

## （協力）

第2条 乙は、甲から前条の規定により応援要請があったときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して当該要請に対し協力するものとする。

## （報告）

第3条 乙は、前条の規定に基づき応援業務を行った場合は、甲に対し、報告書（様式2）により、速やかに報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

## （費用の負担）

第4条 乙が応援業務に要した費用については、甲に要請を行った県内市町等（以下、「要請市町等」という。）と乙で協議の上、乙が甲に請求し、甲は、要請市町等から相当額を徴収した後に、乙に支払う。

2 料金等の算出方法については、当該災害時等における当該地域での通常の実費用を基準として、要請市町等と乙が協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第5条 第2条の規定による応援業務により生じた損害の負担については、要請市町等と乙が協議して定めるものとする。

2 要請市町等と乙との協議において紛争等が生じた場合、甲は、その紛争の解消に努めるものとする。

(補償)

第6条 2条の規定による応援業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、応援業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(訓練の実施)

第7条 この協定による応援業務が円滑に実施できるよう、甲と乙は協議して訓練を実施するものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては兵庫県の消防担当課長、乙においては大阪広域神戸事務所長とする。

(適用)

第9条 この協定は、令和2年11月16日から適用する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年11月16日

甲 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県  
兵庫県知事 井戸 敏 三

乙 大阪府大阪市中央区瓦町 2 丁目 4 番 7 号  
大阪広域生コンクリート協同組合  
理事長 木 村 貴 洋



## 災害時における物資供給に関する協定

猪名川町（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

## （要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるとき は、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 猪名川町に災害が発生、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 猪名川町以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請がある、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

## （協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

## （調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

## （要請の方法）

第5条 第 2 条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- 2 前項ただし書の場合にあつては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第 6 条の措置を執るものとする。

## （要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第 2 条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

## （価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

## （運搬および引渡し）

第8条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

- 2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

- 3 甲は、前項の職員の派遣を甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

## （車両の通行）

第9条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金(引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。)を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては猪名川町役場企画総務部生活安全課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

(担当者名簿の作成)

第12条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の事務担当者名簿(別紙②)を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和 3年 3月 2日

甲 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 11-1  
猪名川町長 福田 長治 印

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号  
株式会社ナフコ  
代表取締役 石田 卓巳 印

## 猪名川町と猪名川町防災士の会との防災に係る相互協力に関する協定書

猪名川町（以下「甲」という。）と猪名川町防災士の会（以下「乙」という。）は、防災士（防災リーダーも含む。）の有する専門知識、技能及び経験等を活用して甲と乙が協働して行う事業（以下「協働事業」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲と乙がそれぞれの役割に基づき、互いの立場を尊重し、相互に補完しながら地域防災力の向上に取り組むにあたって、必要な事項を定めることを目的とする。

## （協定の有効期間）

第2条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。但し、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、その後もまた同様とする。

## （協働事業の内容）

第3条 乙は、甲の要請により、次の事業を行うものとする。

- （1） 町内自主防災組織等が実施する防災訓練等の指導助言等
- （2） 町内公益活動団体等が開催する防災講演会、研修会等への講師派遣
- （3） 甲が実施する防災訓練等への参加及び指導助言等
- （4） 甲が必要と認める防災対策事業等への活動支援

## （役割分担）

第4条 協働事業の役割分担は、次のとおりとする。

## （1） 甲の役割

- ア 協働事業の内容について、広報誌等による適宜な広報活動の実施
- イ 協働事業の実施に必要な施設・場所の提供
- ウ 協働事業の実施にあたり、人的補助及び資機材等の提供

## （2） 乙の役割

- ア 協働事業の安定した事業運営を行うため、必要な人材の育成と確保
- イ 協働事業の実施にあたり、事業内容の企画指導・運営を担う
- ウ 協働事業に関し、必要な知識・技能の提供
- エ 協働事業の実施後、速やかな実施報告書の作成と提出

(協働事業実施に係る費用負担等)

第5条 協働事業の実施にあたり、費用負担は次のとおりとする。

- (1) 甲は、第3条に掲げる協働事業の実施に対し、予算の範囲内において、謝礼金として1回につき6,000円を乙に支払う。
- (2) 協働事業の実施に要する経費について、この協定に定めがないものは、甲及び乙が協議のうえ決定する。

(個人情報の漏えい等の禁止)

第6条 協働事業の実施過程において、知り得た個人情報等の第三者への漏えい、又は不当な目的による使用を行ってはならない。

(協働事業の変更、中止)

第7条 甲又は乙は、やむを得ず当初の事業計画の内容を変更し、若しくは中止しようとするときは、速やかに相手方に協議を申し入れ、その措置を決定するものとする。

(その他)

第8条 この協定書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年12月10日

甲 川辺郡猪名川町上野字北畑11番地の1  
猪名川町  
猪名川町長 福田 長 治

乙 川辺郡猪名川町伏見台2丁目3番地66  
猪名川町防災士の会  
会 長 北 村 隆 幸

## 災害時における連携協力に関する協定書

猪名川町（以下「甲」という。）と兵庫県弁護士会（以下「乙」という。）は、猪名川町内に暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、感染症のまん延、有害物質の大量放出等の災害又は事故（以下「災害等」という。）が発生した場合における連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、猪名川町内で災害等が発生した場合において、一人ひとりの被災者に対する迅速な生活再建の支援を図り、もって被災地域の円滑な復旧復興を実現するために甲及び乙が連携協力することを目的とする。

## （協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項の実施のために連携協力する。

- (1) 被災者に対する弁護士による相談
- (2) 被災者の生活再建、被災地域の復旧復興その他被災者に有益な情報の提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、被災者の支援に必要な事項

## （連絡責任者）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

## （相談業務従事者の派遣要請）

第4条 甲が乙に対し、災害等が発生した際、相談の実施を要請したときは、乙は、速やかにこれを応諾し、相談業務従事者（以下「従事者」という。）を選定し、必要事項を甲に報告するとともに、甲が指定する場所に該当従事者を派遣するものとする。

## （相談その他の活動内容）

第5条 相談の内容については、災害等に起因して法的知見を要する事項全般を助言の範囲とし、その他の被災者の生活再建等の支援のための活動については、甲乙が別途協議する。

## （相談等の実施方法）

第6条 乙が、第5条に規定する業務を実施するに際し、相談の場所・時間等の方法については、甲乙が別途協議の上、定めるとともに、甲は、その広報及び相談場所の提供に協力するものとする。

## （連絡調整及び情報提供）

第7条 乙が、第5条に規定する業務を実施するに際し、関係機関との連絡調整が必要となった場合、甲乙協議の上、分担するものとする。

2 乙が、第5条に規定する業務を実施するに際し、行政機関等が実施する被災者に対する支援情報等が必要となった場合、甲乙協議の上、甲は、これを乙に提供するものとする。

(報告)

第8条 乙は、第5条に規定する業務を実施した場合は、甲の定める期限までに報告を行うものとする。

(平常時からの連携)

第9条 甲及び乙は、災害時における被災者の生活再建等の支援のための活動を充実させることを目的として、平常時から、情報交換や研鑽、模擬訓練、講演を実施するなど、相互に連携強化に努めるものとする。

(相談料)

第10条 従事者は、相談者からは相談料を受領しない。ただし、日本司法支援センターの法律相談援助等の公的な支援制度を利用することを妨げない。

(日当等)

第11条 第5条及び第9条に基づく活動に関する甲による乙又は従事者に対する日当、費用等の支給の有無及び金額については、他の公的援助制度の有無も踏まえ、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(乙独自の相談活動への協力)

第12条 乙が、災害等の状況に照らし、第4条に定める甲からの要請を受けずに相談業務等を実施する場合であっても、甲は、乙と協議のうえ、可能な限り、第6条及び第7条第2項に定める協力をするものとする。

2 前項に基づき乙が相談業務等を実施した場合であって、後に、甲からの要請があった場合、乙が相談業務等を実施した当初から甲からの要請があったものとみなす。

(車両の通行)

第13条 甲は、乙が第4条(第12条2項により事後に甲から要請があった場合を含む。)に基づき従事者の派遣に供する車両について、必要があるときは、これを緊急通行車両として通行できるよう支援するものとする。

(協定の期間)

第14条 この協定の期間は、協定締結の日から2024年3月31日までとし、その後期間満了の日から1ヶ月前までに甲乙から何らの申し出のないときは、さらに3年間延長し、以後はこの例によるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

上記協定の締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有する。

令和4年3月1日

- 甲 猪名川町上野字北畑 1 1 - 1  
猪名川町長 岡本 信司
- 乙 神戸市中央区橘通 1 - 4 - 3  
兵庫県弁護士会  
会 長 津久井 進

## 災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る 相互連携・協力に関する覚書

猪名川町(以下「甲」という。 )と関西電力送配電株式会社(以下「乙」という。 )は、地震、風雪水害その他の災害が発生した場合における道路啓開や電気設備等の復旧に係る応急措置の支障となる障害物の除去等に関して、次のとおり覚書を締結する。

### (目的)

第1条 本覚書は、道路啓開や電気設備等の復旧に係る応急措置の支障となる障害物の除去等を実施するため、甲乙間における連携・協力の基本的事項を定め、もって、町民生活の早期安定を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本覚書は、甲が管理する道路の啓開を行う際に、乙の電気設備が支障となる場合及び乙が電気設備等の復旧を行う際に道路啓開が必要となる場合に適用する。

### (運用方法)

第3条 支障となる障害物の移動その他必要な措置(以下「移動作業」という。 )は『道路啓開に向けた連携フロー』に基づき実施する。

### (費用負担)

第4条 甲及び乙は、第3条に基づいて実施した事項に要した費用を、それぞれ実施した者が負担する。

### (損失補償)

第5条 甲及び乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、自らの責任において処理解決に当たるものとする。

- 2 第3条に基づいて実施した事項に起因する、障害物等の所有者等との紛争について、明らかに甲又は乙の責に帰するもの以外は、移動作業の実施者が第三者に対する窓口となり、損害賠償等に対する費用負担については、甲乙協議の上、解決を図るものとする。

### (意見交換)

第6条 甲及び乙は、作業の実績等について、積極的に意見交換等を行い、双方合意のうえ必要に応じて本覚書及び『道路啓開に向けた連携フロー』の変更を行うものとする。



(有効期間)

第7条 本覚書の有効期間は覚書締結日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本覚書は、期間満了の日の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降も同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 本覚書に関し、疑義又は定めのない事項が発生したときは、甲乙協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年3月22日

甲 猪名川町上野字北畑 11-1  
猪名川町  
猪名川町長 岡 本 信 司

乙 神戸市中央区加納町 6-2-1  
関西電力送配電株式会社 兵庫支社  
神戸電力本部長 加 用 随 縁

## 大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書

猪名川町（以下「甲」という。）と兵庫県行政書士会（以下「乙」という。）は、兵庫県内に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のため、相互協力の精神に基づき、必要な行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務に関し、混乱する被災地での被災者の支援により大きく貢献するよう必要な事項を定めるものとする。

## （要請）

第2条 甲は、大規模な災害時に猪名川町災害対策本部等を設置し、かつ、兵庫県内において災害救助法が適用された場合で、行政書士業務の必要性が生じたときは、乙に対して協力を要請するものとする。

## （行政書士業務の範囲）

第3条 前条の規定による甲の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に規定する業務及び同業務を実施するために必要な「防災協定に関する提言書」に定める業務並びに次に掲げる業務とする。

- （1）乙による被災支援相談窓口の設置
- （2）被災した市町への乙の会員の派遣
- （3）その他甲が必要と認める業務

## （要請手続き等）

第4条 第2条の要請は、業務の内容、場所及び期間その他必要事項等を明らかにした別紙「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって要請するいとまがないときは電話等の通信手段又は口答により行い、その後速やかに要請書を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

## （災害時の体制整備等）

第5条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

- 2 乙は、前条の要請又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法又及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め業務に支障を来たさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。
- 3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、甲は、乙協議の上、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

(費用負担)

第6条 第3条に規定する行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

(実費手数料の取扱)

第7条 甲の要請に基づく行政書士業務は無料とし、実費が必要な場合には相談者が負担するものとする。

(資料の交換及び協議)

第8条 甲及び乙は、この協議に基づく業務が円滑に行えるよう、必要に応じ協議を行うものとする。

尚、甲及び乙は、毎年度当初に双方の担当者、連絡先等を確認することとする。

(損害の補償)

第9条 甲の要請に基づく行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期限は、協定の成立した日から令和6年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからもなんらかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

令和5年10月11日

甲 猪名川町

町 長           岡 本 信 司

乙           兵庫県行政書士会

会 長           大 口    晋

## 大規模災害時支援協力要請書

兵庫県行政書士会 会長 宛

大規模災害時における被災者支援協力に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

|                          |                                                      |     |
|--------------------------|------------------------------------------------------|-----|
| 要 請 担 当 者<br><br>氏名・電話番号 | 所 属                                                  | 職 名 |
|                          | 氏 名                                                  | 電 話 |
| 電話・FAX 等による要請日時          | 年        月        日 (     ) 午前・午後        時        分頃 |     |
| 要 請 内 容                  |                                                      |     |
| 場                      所 |                                                      |     |
| 期                      間 |                                                      |     |
| 備                      考 |                                                      |     |

## 災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書

猪名川町（以下「甲」という。）と兵庫県司法書士会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者支援のための相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及びこれに類する大規模な被害が猪名川町内で発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が実施する司法書士による被災者支援のための相談業務（以下「被災者相談業務」という。）について必要な事項を定めることにより、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施し、もって災害時における猪名川町民の不安解消と生活の復興を図ることを目的とする。

## （要請）

第2条 甲は、災害時において被災者相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項のほか、乙が災害時において特に必要と認めるときは、乙は甲に対して被災者相談業務の実施を求めることができる。この場合において、甲が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請する。

3 乙は、前2項の要請を受けた場合には、速やかに乙または乙の関係団体の構成員の中から相談員を選出し、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

## （要請手続）

第3条 前条第1項、第2項に規定する要請は、甲が乙に対して、被災者相談業務を実施する日時、場所及び期間その他必要事項を明らかにした書面を交付して行うものとする。ただし、書面交付が困難な場合には、口頭、電話、電子メール等により要請し、追って書面を交付するものとする。

## （被災者相談業務の範囲）

第4条 この協定により、乙が実施する被災者相談業務は、以下のものとする。

- （1）相続に関する相談
- （2）不動産登記及び商業、法人登記に関する相談
- （3）不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- （4）成年後見制度に関する相談
- （5）その他司法書士法に定める業務に関する相談

## （被災者相談業務の実施）

第5条 甲は、被災者相談業務の実施にあたり、以下の業務を行うものとする。

- （1）相談会の広報
- （2）相談会場の確保

(3) 関係機関、派遣先相談窓口、他の専門機関等との連絡調整

2 乙は、被災者相談の実施にあたり、以下の事項についての業務を行うものとする。

(1) 相談員の派遣

(2) 相談の実施

(体制整備)

第6条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認められるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置き、当該連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。

3 甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換を行うものとする。

(費用負担)

第7条 被災者相談業務における会場費及び広報費について、甲の負担とする。

2 被災者相談業務に従事する相談員の人件費その他の費用は、乙の負担とする。

(相談料)

第8条 この協定により実施する被災者相談業務における相談料は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

(損害の補償)

第9条 この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙及び乙が派遣した者に損害が生じた場合であって、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行う。ただし、甲が定める条例等の適用によって損害補償がなされる場合はこの限りではない。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から相手方に対し、文書による異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項又はこの協定の解釈について疑義を生じたときは、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年5月7日

甲 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 11-1  
猪名川町 町長 岡本 信司

乙 兵庫県神戸市中央区楠町2丁目2番3号  
兵庫県司法書士会 会長 野上 英則



## 災害発生時における防災に関する協定書

猪名川町（以下「甲」という。）と株式会社観月荘丘の上のカフェそらりお（以下「乙」という。）とは、災害発生時における防災に関する連携・協力について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、猪名川町内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害が発生した場合（以下「発災時」という。）における要配慮者への避難援護及び甲が実施する災害応急活動について、甲が乙に対し協力を要請することにより、甲及び乙が相互に連携・協力し、本町の安全・安心のまちづくりを推進することを目的とする。

## （連携及び協力の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携及び協力する事項（以下「協力内容」という。）を次のように定める。なお、本内容については、甲が必要と認めたとき、乙とその都度協議をしたうえで実施する事項について決定することとする。

## (1) 食堂施設の活用及び給食支援

発災時における食事の提供について、甲の要請により、乙は乙の食堂施設を使用し要請内容に則した給食支援を実施することとする。また、高齢者、乳幼児等の特別に配慮が必要な食事の提供についても可能な範囲で実施することとする。

## (2) 災害を想定した訓練の実施

甲及び乙は、必要に応じて災害を想定した図上又は実動の訓練を連携して実施することとする。

## （手続）

第3条 甲及び乙は、前条の協力内容を実施するために必要な手続について、次のように定める。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 甲は、前条第1号による協力が必要となった場合、食堂施設の活用及び給食支援要請書（様式第1号）により、乙へ要請するものとする。

(2) 前号の規定に基づく要請を乙が受理したときは、食堂施設の活用及び給食支援決定通知書（様式第4号）により、甲へ通知するものとする。このとき、当該要請に係る書類に記載された目的及び内容の適否を調査し、要請受諾の可否を決定するものとする。

(3) 前条第1項第2号による協力が必要となった場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

## （報告）

第4条 乙は、前条第2項により決定された活動が完了したときは、食堂施設の活用及び

給食支援報告書（様式第5号）により、甲へ報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙は、乙が前条の規定により負担した、費用について、甲に請求することができる。ただし、現物補償が可能なものに関しては、乙が認めた場合に限り、乙が負担した同等の現物を納めることとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

3 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求があった日から起算し、30日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

4 請求書の様式については、任意様式とするが、猪名川町会計管理者の認める内容を記載するものとする。

（守秘義務）

第6条 乙は、この協定に基づく活動を実施した場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協 議）

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効 力）

第8条 この協定は、本協定締結日から効力が発生するものとし、令和7年3月31日とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲または乙から書面による解約の申出がないときは、1年間効力を更新することとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和6年10月2日

（甲）兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 11-1

猪名川町長 岡本 信司

（乙）兵庫県川辺郡猪名川町差組字大平井 131

株式会社 観月荘 丘の上のカフェそらりお

代表取締役 高岡 美津子

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

株式会社 観月荘 丘の上のカフェそらりお 様

猪名川町長

食 堂 施 設 の 活 用 及 び 給 食 支 援 要 請 書

災害発生時における防災に関する協定書第3条第2項第2号の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

|            |   |
|------------|---|
| (1) 提供メニュー |   |
| (2) 期間     | ～ |
| (3) 数量     |   |
| (4) 場所     |   |
| (5) その他    |   |

※食材の調達について、町と協定を締結している先からする場合については、事前に町と協議することとする。

（猪名川町連絡担当者）

|           |  |
|-----------|--|
| 所 属       |  |
| 職 名 ・ 氏 名 |  |
| 電 話 番 号   |  |

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

株式会社 観月荘 丘の上のカフェそらりお

## 食 堂 施 設 の 活 用 及 び 給 食 支 援 決 定 通 知 書

災害発生時における防災に関する協定書第3条第3項第2号の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

|             |     |
|-------------|-----|
| (1) 利用決定の可否 | 可・否 |
| (2) 理由      |     |

(株式会社 観月荘 丘の上のカフェそらりお連絡担当者)

|           |  |
|-----------|--|
| 所 属       |  |
| 職 名 ・ 氏 名 |  |
| 電 話 番 号   |  |

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

株式会社 観月荘 丘の上のカフェそらりお

## 食 堂 施 設 の 活 用 及 び 給 食 支 援 報 告 書

災害発生時における防災に関する協定書第4条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

| 食材の種類 | 数量 | 受渡日時 | 受渡場所 | 備考 |
|-------|----|------|------|----|
|       |    |      |      |    |
|       |    |      |      |    |
|       |    |      |      |    |
|       |    |      |      |    |
|       |    |      |      |    |

※領収書の写し及び食材購入内訳のわかる資料を添付することとする。

（株式会社 観月荘 丘の上のカフェそらりお連絡担当者）

|           |  |
|-----------|--|
| 所 属       |  |
| 職 名 ・ 氏 名 |  |
| 電 話 番 号   |  |

## 災害発生時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

猪名川町(以下「甲」という。)とヤマト運輸株式会社(以下「乙」という。)は、災害発生時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合(以下「発災時」という。)において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲及び乙が協力して行う物資の受入及び配送等について必要な事項を定めるものとする。

(物資集積・搬送拠点)

第2条 発災時において、支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役」という。)並びに配送等の拠点として設置する施設(以下「物資集積・搬送拠点」という。)は、災害時に甲が物資集積・搬送拠点として指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、被災者のために調達する物資及び被災者のために甲に対して提供される物資(以下「支援物資」という。)の供給体制が整備されたときは、状況を勘案しながら乙と協議のうえ、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資受入及び配送の要請)

第3条 甲は、前条第1項の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を物資受入及び配送等要請書(様式第1号。以下、「要請書」という。)により要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭によるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 支援物資の配送先となる猪名川町内の避難所、甲が指定する物資の配送場所(以下「避難所等とする」)への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲が必要と認めた物資の調達及び管理
- (4) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役の実施
- (5) 荷役に必要な人員及び機材の提供
- (6) その他、町長が必要と認めること

(物資受入及び配送の実施)

第4条 乙は、前条の規定に基づく甲の要請を受理したときは、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第5条 乙は、第3条第1項の規定による要請に基づき物資の受入及び配送業務を行ったときは、物資受入及び配送等決定書（様式第2号。以下「決定書」という。）により甲に報告するものとする。

2 甲及び乙は、第3条及び第5条第1項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に要請書若しくは決定書により通知するものとする。

（経費の負担及び請求等）

第6条 乙は第3条の規定に基づき負担した費用について、甲に請求することができる。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

3 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求があった日から起算し、30日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

4 請求書の様式については、任意様式とするが、猪名川町会計管理者が認める内容を記載するものとする。

（事故等）

第7条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議のうえ、適切な措置を講じるものとする。なお、文書の様式は任意様式とする。

（損害の負担）

第8条 荷役等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。

（補償）

第9条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、当該従事者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

（機密の保持及び情報提供）

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後、又は解除された後についても同様とする。

2 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するように努めるものとする。

（防災訓練への参加）

第11条 乙は、可能な限り甲が行う防災訓練に参加し、災害時における対応に万全を期すよう努めるものとする。

（協議）

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(適用)

第13条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和7年1月21日

(甲) 猪名川町上野字北畑11-1  
猪名川町長 岡 本 信 司

(乙) 兵庫県尼崎市中浜町26-4  
ヤマト運輸株式会社  
阪神主管支店  
主管支店長 吉 田 迅 利



様式第1号（第3条関係）

年 月 日

ヤマト運輸株式会社 御中

猪名川町長

## 物資受入及び配送等要請書

災害発生時における支援物資の受入及び配送等に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 期間        | ～                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 物資集積・搬送拠点 |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 要請内容      | <input type="checkbox"/> 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施<br><input type="checkbox"/> 配送時における被災者の物資ニーズの収集<br><input type="checkbox"/> 物資集積・搬送拠点における荷役の実施<br><input type="checkbox"/> 甲が必要と認めた物資の調達及び管理<br><input type="checkbox"/> 荷役作業に必要な人員及び機材の提供<br><input type="checkbox"/> その他、町長が必要と認めること |
| その他       |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

※原則、物資集積・搬送拠点の場所がわかる図面等を要請書に添付することとする。

（猪名川町連絡担当者）

|           |  |
|-----------|--|
| 所 属       |  |
| 職 名 ・ 氏 名 |  |
| 電 話 番 号   |  |

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

ヤマト運輸株式会社

## 物 資 受 入 及 び 配 送 等 決 定 書

災害発生時における支援物資の受入及び配送等に関する協定第5条の規定に基づき、  
下記のとおり決定したことを報告します。

記

|              |         |
|--------------|---------|
| (1) 利用の決定の可否 | 可・一部可・否 |
| (2) 理由       |         |

（ヤマト運輸株式会社連絡担当者）

|           |  |
|-----------|--|
| 所 属       |  |
| 職 名 ・ 氏 名 |  |
| 電 話 番 号   |  |

## 災害発生時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

猪名川町(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)は、災害発生時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な災害が発生した場合(以下「発災時」という。)において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の協力内容に係る必要な事項を定めるものとする。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第2条 発災時において、甲が必要と認めたときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役」という。)若しくは、配送等の拠点として設置する施設(以下「物資集積・搬送拠点」という。)は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、猪名川町内における被災者のために甲が必要に応じて調達する物資、被災者のために甲に対して提供される物資(以下「支援物資」という。)の供給体制が整うなど、荷役、配送等の必要性が低下した場合は、状況を勘案しながら物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資受入及び配送並びに派遣の要請)

第3条 甲は、第2条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を物資受入及び配送等要請書(様式第1号。以下、「要請書」という。)により要請することができる。

ただし、緊急を要する場合は、口頭によるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 支援物資の配達先となる猪名川町内の避難所、甲が指定する物資の供給場所(以下「避難所等とする」)等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲が必要と認めた物資の調達及び管理
- (4) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役の実施
- (5) 荷役に必要な人員及び機材の提供
- (6) その他、町長が必要と認めること

(物資受入及び配送並びに派遣の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。

ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第5条 乙は、第3条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、物資受入及び配送等決定書(様式第2号。以下「決定書」という。)により甲に報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭によるものとし、その後速やかに決定書により報告をするものとする。

2 甲及び乙は、第3条及び第5条第1項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に要請書若しくは決定書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第6条 乙が前条の規定により負担した費用について、甲に請求することができる。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

3 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求があった日から起算し、30日以内にこれを支払うものとする。

ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

4 請求書の様式については、任意様式とするが、猪名川町会計管理者が認める内容の記載があることとする。

(事故等)

第7条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。なお、文書の様式は任意様式とする。

(損害の負担)

第8条 荷役等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。

ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第9条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、当該従事者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後、又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(防災訓練への参加)

第 1 1 条 乙は、可能な限り甲が行う防災訓練に参加し、災害時における対応に万全を期すよう努めるものとする。

(協議)

第 1 2 条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第 1 3 条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

令和 6 年 1 1 月 1 1 日

(甲) 猪名川町上野字北畑 1 1 - 1

猪名川町長 岡 本 信 司

(乙) 佐川急便株式会社

関西支店 支店長 谷 本 信 之

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

佐川急便株式会社 御中

猪名川町長

## 物 資 受 入 及 び 配 送 等 要 請 書

災害発生時における支援物資の受入及び配送等に関する協定第 3 条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 期間        | ～                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 物資集積・搬送拠点 |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 要請内容      | <input type="checkbox"/> 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施<br><input type="checkbox"/> 配送時における被災者の物資ニーズの収集<br><input type="checkbox"/> 物資集積・搬送拠点における荷役の実施<br><input type="checkbox"/> 甲が必要と認めた物資の調達及び管理<br><input type="checkbox"/> 荷役作業に必要な人員及び機材の提供<br><input type="checkbox"/> その他、町長が必要と認めること |
| その他       |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

※原則、物資集積・搬送拠点の場所がわかる図面等を要請書に添付することとする。

（猪名川町連絡担当者）

|           |  |
|-----------|--|
| 所 属       |  |
| 職 名 ・ 氏 名 |  |
| 電 話 番 号   |  |

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

佐川急便株式会社

## 物 資 受 入 及 び 配 送 等 決 定 書

災害発生時における支援物資の受入及び配送等に関する協定第5条の規定に基づき、  
下記のとおり決定したことを報告します。

記

|              |         |
|--------------|---------|
| (1) 利用の決定の可否 | 可・一部可・否 |
| (2) 理由       |         |

(佐川急便株式会社連絡担当者)

|           |  |
|-----------|--|
| 所 属       |  |
| 職 名 ・ 氏 名 |  |
| 電 話 番 号   |  |

## 災害時における歯科医療業務に関する協定書

猪名川町（以下「甲」という。）と一般社団法人 川西市歯科医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における歯科医療業務に関する協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合における歯科医療業務の実施について必要な事項を定めるものとする。

## （歯科医療業務の実施）

第2条 乙は、猪名川町内において災害が発生し、甲が要請したときは、甲が別に定めるところにより、次に掲げる歯科医療業務を実施するものとする。

- （1）診療
- （2）薬剤又は治療材料の支給
- （3）処置、手術その他の治療および施術
- （4）病院又は診療所への収容
- （5）看護

## （救護班の編成）

第3条 乙は、甲から歯科医療業務の実施の要請を受けたときは、直ちに救護班を編成するものとする。

2 乙は、前項の規定により救護班を編成したときは、その名簿を作成し、これを甲に提出するものとする。

## （委託料）

第4条 歯科医療業務の実施に係る委託料の額は、別表に定めるところにより算出するものとする。

## （請求及び支払い）

第5条 乙は、歯科医療業務を実施した場合は、前条の規定により算出した委託料の額を甲に請求するものとする。

2 前項の委託料の請求及び支払いは遅滞なく行うものとし、その時期及び方法は甲乙協議のうえ、定めるものとする。

## （報告等）

第6条 甲は、乙に対し歯科医療業務の実施状況について報告を求めることができるものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から報告を求められたときは、速やかに歯科医療業務の実施状況について報告しなければならない。

## （災害補償）



第7条 歯科医療業務実施中において生じた救護班に属する者の死傷等の災害に対する補償については、甲、乙協議するものとする。

(損害賠償責任)

第8条 甲は、乙の歯科医療業務の実施による不測の事故に対し、乙とともに誠意をもってその処理に当たるものとする。ただし、当該事故が、故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

別表（第4条関係）

| 区分              | 金額                              |
|-----------------|---------------------------------|
| 医療救護に要した費用      | 使用した薬剤及び治療材料並びに医療器具の修繕費等の実費     |
| 従事歯科医師の出務に要した費用 | 災害救助法第7条第5項の規定による実費弁償の例により算定した額 |

令和7年4月1日

甲 猪名川町上野字北畑11の1  
猪名川町長 岡本 信司

乙 川西市火打1丁目12番16号  
一般社団法人 川西市歯科医師会  
会 長 松浦 孝治

## 災害時における支援協力に関する協定書

猪名川町（以下「甲」という。）と一般社団法人 川西市薬剤師会（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、災害応急対策および災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

## （協力要請）

第2条 甲は災害時において応急処置の必要があると認めるときは、乙に対して薬剤師の派遣及び乙の保有する医薬品、衛生材料及び医療機器（以下「医薬品等」という。）の供給を要請できるものとする。

2 甲は、前項の要請の必要がなくなったときは、乙に連絡または通知するものとする。

## （薬剤師の要請及び派遣）

第3条 甲は、医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対し薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき要請を受けたときは、速やかに薬剤師を甲の指定する場所に派遣するものとする。

## （薬剤師の業務）

第4条 薬剤師の業務は、次のとおりとする。

- （1）避難所や救護所等における医師の処方又は指示に基づく調剤及び服薬指導
- （2）医薬品の集積場所における医薬品の仕分け及び管理
- （3）その他医療救護に関し、必要とする事項

## （医薬品等の供給）

第5条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、保有または調達可能な医薬品等について速やかに対応する。

2 供給数量は、甲の要請に応じかねるときは、乙が決定するものとする。

## （要請の方法）

第6条 甲が医薬品等の供給を受けようとするときは、書面をもって乙に要請するものとする。但し、書面をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請を行い、事後に書面を提出するものとする。

## （医薬品等の価格）

第7条 医薬品等の取引価格は、甲乙協議のうえ災害時発生前における適正な価格を基準

として決定するものとする。

(医薬品等の引渡し)

第8条 医薬品等の引渡し場所は、甲乙協議のうえ定めるものとし、甲は当該場所において、要請内容に基づき内容及び数量を確認の上、これを引き取るものとする。

(経費の負担)

第9条 第3条及び第5条に係る経費及びその他必要経費については、甲が負担するものとする。

(経費の請求及び支払)

第10条 前条の代金の請求及び支払いは遅滞なく行うものとし、その時期及び方法は甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(情報の交換)

第11条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、適時、情報の交換を行い、災害時に備えるものとする。

(訓練)

第12条 甲は、この協定に基づく乙の協力が円滑に行われるよう、甲が主催する防災訓練、研修会等に乙の参加を要請することができる。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

令和7年4月1日

甲 川辺郡猪名川町上野字北畑 1 1 - 1

猪名川町長 岡本 信司

乙 川西市出在家町 1 - 8 川西市商工会館

内

一般社団法人 川西市薬剤師会

会長 樋口 淳一

様式第1号（第6条関係）

第 年 月 日 号

## 物資出荷要請書

一般社団法人 川西市薬剤師会 会長 様

猪 名 川 町 長

災害時における物資供給に関する協定第6条に基づき、次の物資等の  
出荷を要請します。

| 品 目 | 数 量 | 搬 入 場 所 | 備 考 |
|-----|-----|---------|-----|
|     |     |         |     |
|     |     |         |     |
|     |     |         |     |
|     |     |         |     |
|     |     |         |     |
|     |     |         |     |
|     |     |         |     |
|     |     |         |     |
|     |     |         |     |
|     |     |         |     |
|     |     |         |     |
|     |     |         |     |

様式第2号（第8条関係）

物資出荷確認書

年 月 日付第 号の物資出荷要請書により、次の物資を出荷したことを確認します。

| 品 名 | 数 量 | 備 考 |
|-----|-----|-----|
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |

年 月 日

(川西市薬剤師会)

担当者 \_\_\_\_\_ 印

(猪名川町)

担当者 \_\_\_\_\_ 印

## 災害時における物資調達に関する協定書

猪名川町（以下「甲」という。）とスギホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の調達、供給等（以下、「発注」という。）について次のとおり締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、猪名川町内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

## （協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資について調達の協力を要請することができる。

## （調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に発注する物資は、次に掲げるもののうち乙が保有する物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

## （発注）

第4条 甲の乙に対する発注は、猪名川町災害対策本部が文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で発注し、事後速やかに、文書を提出するものとする。

## （協力の実施）

第5条 乙は、前条の発注を受けたときは、特別の理由がない限り、その発注事項を速やかに実施するとともに、その実施の状況を甲に連絡するものとする。ただし、乙が被災した場合はこの限りではない。

2 乙は、前条の発注に応じることが困難な場合は、その旨を甲に連絡するとともに、今後の出荷見通しを連絡するものとする。

## （物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲・乙協議して決定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、乙又は乙があつせんする者が物資を運搬する車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

## （物資の価格）

第7条 乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、災害時直前における価格を参考に、甲・乙協議して決定するものとする。

(代金等の請求及び支払い)

第8条 乙は、物資の提供後、前条で決定した価格に基づき、納品書及び請求書により代金等を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容の確認後、速やかにその代金等を支払うものとする。

(連絡責任者の選任及び報告)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び、乙に連絡責任者を選任するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者の変更があった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から1年とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までに、甲、乙いずれからもこの協定の延長に対して異議の申立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(事業所運営)

第11条 この協定に基づく甲の物資調達の要請に関しては、いかなる場合でも乙の事業所運営を阻害するものではない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

令和7年5月17日

甲 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1  
猪名川町長 岡 本 信 司

乙 愛知県大府市横根町新江62番地の1  
スギホールディングス株式会社  
代表取締役社長 杉 浦 克 典

別表（第3条関係）

| 種 類            | 物 資 名                               |
|----------------|-------------------------------------|
| 調剤薬を除く医薬品・医療用品 | 一般用医薬品、医療用品、救急絆創膏 等                 |
| 排泄ケア用品         | 紙おむつ（成人用・乳児用）、紙パンツ、尿とりパット<br>生理用品 等 |
| 日用消耗品          | トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポケットティッシュ等      |
| その他            | 携帯トイレ、使い捨てカイロ、冷却商品 等                |
| （特約事項）         |                                     |

- （１） 物資は概ね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。
- （２） 品目は上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。



## 基本協定書の地位承継に関する覚書

猪名川町（以下「甲」という。）、蔵王特定目的会社及び三井住友信託銀行株式会社間の 2022 年 12 月 5 日付不動産管理处分信託契約書 受益権譲渡制限付（プロロジスパーク猪名川 1）（その後の一切の変更を含み、「本件信託契約（猪名川 1）」という。）の受託者としての三井住友信託銀行株式会社（以下「乙」という。）、蔵王特定目的会社及び三井住友信託銀行株式会社の 2021 年 11 月 29 日付不動産管理处分信託契約書 受益権譲渡制限付（プロロジスパーク猪名川 2）（その後の一切の変更を含み、「本件信託契約（猪名川 2）」という。）の受託者としての三井住友信託銀行株式会社（以下「丙」という。）、株式会社プロロジス（以下「丁」という。）及び蔵王特定目的会社（以下「戊」という。）とは、甲、丁及び戊間で締結した令和元年 6 月 18 日付「猪名川町産業拠点地区における防災に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）の地位承継に関して、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

### 第 1 条（地位承継）

- 1 甲、乙、丙、丁及び戊は、基本協定書締結後、猪名川町産業拠点地区において戊がプロロジスパーク猪名川 1 及びプロロジスパーク猪名川 2 を開発したこと、プロロジスパーク猪名川 1 は本件信託契約（猪名川 1）に基づき 2022 年 12 月 15 日に戊から乙へ所有権が移転し、プロロジスパーク猪名川 2 は本件信託契約（猪名川 2）に基づき 2021 年 12 月 1 日に戊から丙へ所有権が移転していることを確認する。
- 2 甲、乙、丙、丁及び戊は、本覚書の締結をもって、基本協定書から戊が離脱すること、及び、基本協定書の戊の契約上の地位についてプロロジスパーク猪名川 1 に関しては乙が、プロロジスパーク猪名川 2 に関しては丙が承継することを合意する。本覚書締結後、基本協定書の各条文中の「丙」はプロロジスパーク猪名川 1 については乙（本件信託契約（猪名川 1）の受託者としての三井住友銀行株式会社）、プロロジスパーク猪名川 2 については丙（本件信託契約（猪名川 2）の受託者としての三井住友銀行株式会社）と読替えるものとする。

### 第 2 条（不変更）

前条に定めるほか、基本協定書の各条項は変更しないものとする。

### 第 3 条（規定外事項）

本覚書に定めのない事項および本覚書の解釈に関して疑義が生じた事項については、甲、乙、丙、丁及び戊は信義誠実の原則に則り、他の当事者と誠意をもって協議し、解決するものとする。

本覚書の成立を証するため、本覚書を 5 通作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

令和7年5月30日

(甲) 猪名川町上野字北畑11-1

猪名川町長 岡 本 信 司

(乙) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

東京都港区芝三丁目33番1号

支配人 鈴木 雅士

(丙) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

東京都港区芝三丁目33番1号

支配人 鈴木 雅士

(丁) 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング

株式会社プロロジス

代表取締役 山 田 御 酒

(戊) 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング

蔵王特定目的会社

取締役 稲 田 秀

## 猪名川町産業拠点地区における防災に関する覚書

猪名川町（以下「甲」という。）、蔵王特定目的会社及び三井住友信託銀行株式会社間の2022年12月5日付不動産管理処分信託契約書 受益権譲渡制限付（プロロジスパーク猪名川1）（その後の一切の変更を含み、「本件信託契約（猪名川1）」という。）の受託者としての三井住友信託銀行株式会社（以下「乙」という。）、蔵王特定目的会社及び三井住友信託銀行株式会社間の2021年11月29日付不動産管理処分信託契約書 受益権譲渡制限付（プロロジスパーク猪名川2）（その後の一切の変更を含み、「本件信託契約（猪名川2）」という。）の受託者としての三井住友信託銀行株式会社（以下「丙」という。）及び株式会社プロロジス（以下「丁」という。）とは、猪名川町産業拠点地区（以下「本地区」という。）における防災に関する協力について、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

## （趣旨）

第1条 本覚書は、甲、乙及び蔵王特定目的会社間で締結した令和元年6月18日付「猪名川町産業拠点地区における防災に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）を甲乙丙丁間で推進するため、丁が管理する別紙1記載のプロロジスパーク猪名川1及びプロロジスパーク猪名川2（以下併せて「本物件」という。）を、本地区における災害応急活動拠点として利用すること等について必要な事項を定めるものとする。なお、基本協定書の蔵王特定目的会社の契約上の地位については、令和7年5月30日付基本協定書の地位承継に関する覚書により、プロロジスパーク猪名川1に関しては乙が、プロロジスパーク猪名川2に関しては丙が承継している。

## （協力の内容）

第2条 本地区又はその近隣において大規模災害等が発生した場合（以下「発災時」という。）、甲又は周辺自治体が災害応急活動を実施するのに本物件を使用する必要があつて、甲が次条に定める手続に従って以下の各号に掲げる要請したときは、丁は、自ら又は本物件の賃借人、転借人、業務受託者等の利用者（以下「利用者」という。）の事業活動に支障を与えないと判断する限りにおいて、かつ乙および丙の承諾を得た上で、以下の各号に掲げる防災協力を行うものとする。

## (1) 公的機関等の応援部隊収容所としての利用協力及び支援

発災時において、公的機関等による救助・救援を効率的、且つ、速やかに実施するために、応援部隊を収容する場所として本物件の一部を提供するよう努め、その際に本

物件の管理においても可能な範囲で協力するよう努める。

## (2) 救援物資一時保管場所の利用協力及び支援

発災時において、公的機関等から配送される救援物資の搬入及び搬出を支援するため、本物件の一部を提供するよう努め、その際に本物件の管理においても可能な範囲で

協力するよう努める。

(3) 軽油供給の協力

発災時において、可能な範囲で、本物件に貯蔵する軽油の供給を実施するよう努める。

ただし、甲は、発災時の兵庫県と石油連盟との間で締結している災害時の重要施設に係

る情報共有に関する覚書により、緊急対応として軽油の供給が行われる場合は、兵庫県

又は石油連盟と調整し、本物件へ軽油を供給するよう努める。

2 前項に定めるもののほか、甲が発災時に丁の協力を得たい場合は、その都度協議を行った上で実施する事項について決定することとする。

(手続)

第3条 甲が前条第1項各号の協力内容を要請するための手続きは、次の各号に定めるところによる。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 前条第1項第1号による要請

甲は、第2条第1項第1号による協力が必要となった場合、応援部隊収容所に係る場所利用要請書（様式第1号）により、丁へ要請するものとする。

(2) 前第1項第2号による要請

甲は、第2条第1項第2号による協力が必要となった場合、救援物資一時保管場所利用要請書（様式第2号）により、丁へ要請するものとする。

(3) 前条第1項第3号による要請

甲は、第2条第1項第3号による協力が必要となった場合、軽油供給要請書（様式第3号）により、丁へ要請するものとする。

2 前項の規定に基づく甲の要請を丁が受理し、実施を決定する手続きは、次の各号に定めるところによる。このとき、丁は当該要請に係る書類に基づき目的及び内容の適否を調査し、要請受諾の可否を決定するものとする。なお、緊急を要する時は、電話等により通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 第1項第1号による要請に対する決定

丁は、救助・救援等のための部隊収容所に係る場所利用決定通知書（様式第4号）により、甲へ通知するものとする。

(2) 第1項第2号による要請に対する決定

丁は、救援物資一時保管場所利用決定通知書（様式第5号）により、甲へ通知するものとする。

(3) 第1項第3号による要請に対する決定

丁は、軽油供給決定通知書（様式第6号）により、甲へ通知するものとする。

（補償）

第4条 丁は、乙、丙又は丁が第2条の規定により負担した費用（利用者のために乙、丙又は丁が負担した費用を含む。）を、甲に請求することができる。ただし、現物補償が可能なものに関しては、当該負担をした乙、丙又は丁が認めた場合に限り、乙、丙又は丁が負担したものと同等の現物を納めることとする。

2 前項に掲げる費用は、甲乙丙丁協議のうえ定めるものとする。

3 前二項に基づく費用は、丁が甲に対して請求するものとし、丁が負担した費用を請求するときは丁の指定する支払方法により、乙又は丙が負担した費用を請求するときは別途乙又は丙が丁に指示し、丁が指定する支払方法により、甲は請求があった日から起算して30日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

4 請求書の様式については、任意様式とするが、猪名川町会計管理者が認める内容を記載するものとする。

（損害の負担）

第5条 甲は、本覚書に関して、乙、丙、丁若しくは利用者又は本物件に損害が生じた場合、遅滞なく、その事実を書面により乙、丙および丁に報告するものとし、その措置について甲乙丙丁協議の上定めるものとする。ただし、当該損害が甲の責めに帰すべき事由により生じたときは、甲は当該損害を賠償するものとする。

（有効期間）

第6条 この覚書の有効期間は、締結の日から令和7年6月17日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙丙丁のいずれかからも書面による申出がないときは、有効期間は同様の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第7条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙丙丁協議の上、定めるものとする。

（以下余白）

この覚書の成立を証するため、この覚書を4通作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和7年5月30日

(甲) 猪名川町上野字北畑11-1  
猪名川町長 岡 本 信 司

(乙) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社  
東京都港区芝三丁目33番1号  
支配人 鈴木 雅士

(丙) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社  
東京都港区芝三丁目33番1号  
支配人 鈴木 雅士

(丁) 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング  
株式会社プロロジス  
代表取締役 山 田 御 酒

## 別紙 1

## 信託不動産目録 プロロジスパーク猪名川 1

(登記事項証明書の記載による。)

## 土地の表示

| 所 在            | 地 番     | 地 目 | 地 積<br>(登記記録表示面積)            |
|----------------|---------|-----|------------------------------|
| 川辺郡猪名川町肝川字長谷平井 | 1 番 4   | 宅地  | 26,060.46 m <sup>2</sup>     |
| 川辺郡猪名川町肝川字八千谷  | 1 番 7   | 宅地  | 3,414.39 m <sup>2</sup>      |
| 川辺郡猪名川町肝川字庵ノ谷  | 255 番 2 | 宅地  | 256.50 m <sup>2</sup>        |
| 川辺郡猪名川町差組字小谷   | 95 番 1  | 宅地  | 27,846.94 m <sup>2</sup>     |
| 川辺郡猪名川町差組字フカンド | 148 番 1 | 宅地  | 33,798.24 m <sup>2</sup>     |
| 川辺郡猪名川町差組字米山   | 152 番 1 | 宅地  | 15,796.19 m <sup>2</sup>     |
|                |         |     | 合計／107,172.72 m <sup>2</sup> |

## 建物の表示

|                   |    |                                                                                                                                                                                                                            |                   |                       |
|-------------------|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-----------------------|
| 所 在               |    | 川辺郡猪名川町差組字フカンド 148 番地 1<br>川辺郡猪名川町肝川字長谷平井 1 番地 4<br>川辺郡猪名川町差組字小谷 95 番地 1<br>川辺郡猪名川町差組字米山 152 番地 1                                                                                                                          |                   |                       |
| 家屋番号              |    | 148 番 1                                                                                                                                                                                                                    |                   |                       |
| 種 類               |    | 倉庫・事務所                                                                                                                                                                                                                     |                   |                       |
| 構 造               |    | 鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき 6 階建                                                                                                                                                                                                    |                   |                       |
| 床面積<br>(登記記録表示面積) |    | 1 階 34,463.69 m <sup>2</sup> 、 2 階 34,341.43 m <sup>2</sup> 、 3 階 34,341.43 m <sup>2</sup> 、<br>4 階 34,341.43 m <sup>2</sup> 、 5 階 34,341.43 m <sup>2</sup> 、 6 階 34,341.43 m <sup>2</sup><br>合計／206,170.84 m <sup>2</sup> |                   |                       |
| 附<br>属<br>建<br>物  | 符号 | 種類                                                                                                                                                                                                                         | 構造                | 床面積                   |
|                   | 1  | 倉庫                                                                                                                                                                                                                         | 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建   | 298.04 m <sup>2</sup> |
|                   | 2  | 倉庫                                                                                                                                                                                                                         | 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建   | 298.04 m <sup>2</sup> |
|                   | 3  | 守衛所                                                                                                                                                                                                                        | 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 | 2.20 m <sup>2</sup>   |
|                   | 4  | 倉庫                                                                                                                                                                                                                         | 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 | 10.10 m <sup>2</sup>  |

以 上

信託不動産目録 プロロジスパーク猪名川 2

(登記事項証明書の記載による。)

土地の表示

| 所 在            | 地 番      | 地 目 | 地 積<br>(登記記録表示面積)           |
|----------------|----------|-----|-----------------------------|
| 川辺郡猪名川町肝川字八千谷  | 1 番 1    | 宅地  | 31,915.01 m <sup>2</sup>    |
| 川辺郡猪名川町差組字小谷   | 101 番 2  | 宅地  | 17,234.80 m <sup>2</sup>    |
| 川辺郡猪名川町差組字大平井  | 134 番 1  | 宅地  | 1,270.45 m <sup>2</sup>     |
| 川辺郡猪名川町差組字釜ヶ   | 141 番 2  | 宅地  | 639.59 m <sup>2</sup>       |
| 川辺郡猪名川町差組字釜ヶ   | 141 番 13 | 宅地  | 5,264.27 m <sup>2</sup>     |
| 川辺郡猪名川町差組字フカンド | 148 番 2  | 宅地  | 29,056.61 m <sup>2</sup>    |
|                |          |     | 合計／85,380.73 m <sup>2</sup> |

建物の表示

|                   |                                                                                                                                                                                              |     |                   |                       |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------------------|-----------------------|
| 所 在               | 川辺郡猪名川町差組字フカンド 148 番地 2<br>川辺郡猪名川町肝川字八千谷 1 番地 1<br>川辺郡猪名川町差組字小谷 101 番地 2<br>川辺郡猪名川町差組字大平井 134 番地 1<br>川辺郡猪名川町差組字釜ヶ 141 番地 13                                                                 |     |                   |                       |
| 家屋番号              | 148 番 2                                                                                                                                                                                      |     |                   |                       |
| 種 類               | 倉庫・事務所                                                                                                                                                                                       |     |                   |                       |
| 構 造               | 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 5 階建                                                                                                                                                                            |     |                   |                       |
| 床面積<br>(登記記録表示面積) | 1 階 29,912.09 m <sup>2</sup> 、2 階 26,821.65 m <sup>2</sup> 、3 階 26,821.65 m <sup>2</sup> 、<br>4 階 26,857.76 m <sup>2</sup> 、5 階 26,914.21 m <sup>2</sup><br><br>合計／137,327.36 m <sup>2</sup> |     |                   |                       |
| 附<br>属<br>建<br>物  | 符号                                                                                                                                                                                           | 種類  | 構造                | 床面積                   |
|                   | 1                                                                                                                                                                                            | 守衛所 | 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 | 6.10 m <sup>2</sup>   |
|                   | 2                                                                                                                                                                                            | 倉庫  | 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建   | 303.49 m <sup>2</sup> |
|                   | 3                                                                                                                                                                                            | 倉庫  | 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建   | 303.49 m <sup>2</sup> |
|                   | 4                                                                                                                                                                                            | 車庫  | 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 | 20.17 m <sup>2</sup>  |

以 上



様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

株式会社プロロジス 御中

猪名川町長

## 応 援 部 隊 収 容 所 に 係 る 場 所 利 用 要 請 書

猪名川町産業拠点地区における防災に関する覚書第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

記

|          |            |
|----------|------------|
| (1) 利用場所 | 別紙もしくは裏面参照 |
| (2) 期間   |            |
| (3) その他  |            |

※利用場所を図示した図面を要請書に添付すること。ただし、緊急を要する場合は本書裏面に手書きで図示すること。

※期間延長及び短縮の際には、再度本書を提出すること。

（猪名川町連絡担当者）

|           |  |
|-----------|--|
| 所 属       |  |
| 職 名 ・ 氏 名 |  |
| 電 話 番 号   |  |

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

株式会社プロロジス 御中

猪名川町長

## 救 援 物 資 一 時 保 管 場 所 利 用 要 請 書

猪名川町産業拠点地区における防災に関する覚書第3条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

記

|          |            |
|----------|------------|
| (1) 利用場所 | 別紙もしくは裏面参照 |
| (2) 期間   |            |
| (3) その他  |            |

※利用場所を図示した図面を要請書に添付すること。ただし、緊急を要する場合は本書裏面に手書きで図示すること。

※期間延長及び短縮の際には、再度本書を提出すること。

（猪名川町連絡担当者）

|           |  |
|-----------|--|
| 所 属       |  |
| 職 名 ・ 氏 名 |  |
| 電 話 番 号   |  |

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

株式会社プロロジス 御中

猪名川町長

## 軽油供給要請書

猪名川町産業拠点地区における防災に関する覚書第3条第1項第3号の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

| 軽油の種類 | 数量 | 受渡日時 | 受渡場所 | 備考 |
|-------|----|------|------|----|
|       |    |      |      |    |
|       |    |      |      |    |
|       |    |      |      |    |
|       |    |      |      |    |
|       |    |      |      |    |

（猪名川町連絡担当者）

|           |  |
|-----------|--|
| 所 属       |  |
| 職 名 ・ 氏 名 |  |
| 電 話 番 号   |  |

様式第4号（第3条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

株式会社プロロジス

## 応援部隊収容所に係る場所利用決定通知書

猪名川町産業拠点地区における防災に関する覚書第3条第2項第1号の規定に基づき、次のとおり要請の可否について決定したので通知します。

記

|             |     |
|-------------|-----|
| (1) 利用決定の可否 | 可・否 |
| (2) 理由      |     |

（プロロジス連絡担当者）

|           |  |
|-----------|--|
| 所 属       |  |
| 職 名 ・ 氏 名 |  |
| 電 話 番 号   |  |

様式第 5 号（第 3 条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

株式会社プロロジス

## 救 援 物 資 一 時 保 管 場 所 利 用 決 定 通 知 書

猪名川町産業拠点地区における防災に関する覚書第 3 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、次のとおり要請の可否について決定したので通知します。

記

|             |     |
|-------------|-----|
| (1) 利用決定の可否 | 可・否 |
| (2) 理由      |     |

（プロロジス連絡担当者）

|           |  |
|-----------|--|
| 所 属       |  |
| 職 名 ・ 氏 名 |  |
| 電 話 番 号   |  |

様式第 6 号（第 3 条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

株式会社プロロジス

## 軽 油 供 給 決 定 通 知 書

猪名川町産業拠点地区における防災に関する覚書第 3 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、次のとおり要請の可否について決定したので通知します。

記

|             |     |
|-------------|-----|
| (1) 利用決定の可否 | 可・否 |
| (2) 理由      |     |

（プロロジス連絡担当者）

|           |  |
|-----------|--|
| 所 属       |  |
| 職 名 ・ 氏 名 |  |
| 電 話 番 号   |  |

## 災害時における医薬品等の供給の応援に関する協定書

猪名川町（以下(甲)という。）と株式会社メディセオ（以下(乙)という。）とは、猪名川町地域防災計画に基づき、次のとおり医薬品の供給の応援に関する協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災その他による災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、災害応急対策および災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

## （協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に医薬品の確保を図る必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭でもって要請し、事後、速やかに当該要請に係る文書を乙に提出するものとする。

## （協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について可能な限り協力し速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

## （医薬品等の種類）

第4条 医薬品等の種類は次のとおりとし、乙が取り扱っているもののうち、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生資材
- (3) 医療器具
- (4) その他必要なもの

## （医薬品等の搬送）

第5条 医薬品等の搬送については、甲が指定する場所に乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して搬送の協力を求めることができる。

2 前項の規定により乙が医薬品を搬送場所に搬送した時は、甲は、医薬品の品目及び数量等を確認のうえ、これを受領するものとする。

## （経費の負担）

第6条 乙が供給した商品の代金及びその他必要経費については、甲が負担するものとし、甲は請求書受領後、遅滞なくその支払を行うものとする。

## （医薬品の価格）

第7条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時の直前における適正な価格とする。

(改正又は廃止)

第8条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が、3カ月前に相手方に通告して行うことができる。

(協議)

第9条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議するものとする。

(実施期日) この協定は、2025年7月14日から実施する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2025年7月14日

(甲) 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11の1  
猪名川町  
猪名川町長 岡本 信司

(乙) 兵庫県西宮市津門大塚町11番15号  
株式会社 メディセオ  
関西支社長 内海 修



## 災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定書

猪名川町（以下「甲」という。）と一般社団法人日本キッチンカー経営審議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等（以下「炊き出し等」という。）の実施に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、甲の町域内において災害やその他大規模な事故が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、住民生活の早期安定を図る事を目的として、乙が甲の要請に基づき実施する炊き出し等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- (2) 避難所等 甲が災害時等に開設する避難所（福祉避難所を含む。）及びその他甲が指定する場所

## （協力要請）

第3条 甲は、災害時等において、避難所等における炊き出し等の支援が必要となった場合、乙に対し協力を要請するものとする。

- 2 甲は、前項に定める炊き出し等の協力を要請する場合、口頭又は電話により実施するものとし、要請後速やかに別紙様式（第3条関係）を交付するものとする。
- 3 乙は、甲から要請を受けた場合、炊き出し等の協力可否について直ちに回答するものとする。
- 4 飲食の提供のほか、災害の推移等に応じて乙が支援可能な事項がある場合は、甲及び乙で協議し対応するものとする。

## （要請への協力）

第4条 乙は、前条の規定に基づく支援要請を受けた場合は、可能な限り炊き出し等の優先提供に協力するものとする。

- 2 乙は、甲の要請に基づき派遣する事業者が決定次第、提供可能な食事の内容及び事前準備が必要となる機材等について、甲へ報告するものとする。

## （炊き出し等の実施に係る留意事項）

第5条 乙は、炊き出し等を行う場合、以下の事項について各事業者へ周知し、徹底を図るものとする。

- (1) 食品表示法に定める加工食品のアレルギーマーク表示対象品目である「特定原材料7品目」及び「特定原材料に準ずるもの21品目」について、表示又は利用者に通知するなど、

食物アレルギー対策に配慮すること。

(2) 炊き出し等で使用する食材について、各事業者が衛生的に取り扱える範囲内での管理を行うほか、提供する食事を加熱するなど、食中毒が発生しないよう配慮すること。

(3) 炊き出し等は無償であり、「通常営業」とは異なることが容易に区別できるよう明示すること。

2 甲は、町域内における炊き出し等の実施に際し、乙に対し適宜連絡及び情報共有し、混乱を生じさせないようにするものとする。

(活動拠点の確保)

第6条 甲は、乙による炊き出し等の支援が円滑に行われるよう、乙の活動拠点を確保するものとする。

2 甲及び乙は、活動拠点が決定次第、使用上の留意事項等について協議、調整するものとする。

(優先通行への配慮)

第7条 甲は、乙が第3条の要請に基づき使用する車両について、優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(実施報告及び費用負担)

第8条 乙は、第3条の規定に基づく支援を行ったときは、甲に対し、実施内容及び支援に際し要した費用（原材料費、移動費、燃料費、労務費等）を、別紙様式（第8条関係）により報告し、甲に請求することができるものとする。

2 甲は、乙から前項の費用請求を受けた場合、速やかに支払うものとする。

3 第1項の費用は、災害発生直前における適正価格等を基準とし、双方協議の上決定するものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく相互協力のため、それぞれ連絡責任者及び担当者を選任し、別紙様式（第9条関係）にて、相手方に報告するものとする。

2 連絡責任者及び担当者の選任、報告は、協定締結後速やかに行うとともに、記載内容に変更が生じた場合は、同様式にて、遅滞なく相手方に報告するものとする。

(平時における情報交換等)

第10条 甲及び乙は、災害時における炊き出し等による支援が円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制を構築するとともに、甲が行うイベントや防災訓練等についての情報交換を行い、キッチンカーの派遣に関し可能な範囲で調整を行う等により、災害時に備えるものとする。

(秘密保持)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく活動に関して、協定終了後も含めて、活動上知り得た個人情報を外部に漏らしてはならない。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙からの書面による解約の申出がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の即時解消)

第13条 甲は、乙が暴力団を含む反社会的勢力に属するものに関与したと認められたときは、前条の規定によらず、この協定を直ちに終了することができる。

2 甲は、前項の規定により、この協定を終了するときは、乙に対し口頭や電話等で直ちに通知するとともに、その後速やかに文書で通知するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和7年7月22日

兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑1-1-1

甲 猪名川町

猪名川町長 岡本 信司

東京都千代田区平河町一丁目7番5号

乙 ヴィラロイヤル平河802

一般社団法人日本キッチンカー経営審議会  
理事長 山口 純司

別紙様式（第3条関係）

令和 年 月 日

一般社団法人日本キッチンカー経営審議会  
理事長 殿

猪名川町長

協力要請書

「災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定書」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 要請する内容

| 実施日又は実施期間 | 実施場所 | 実施内容 | 数量 | 備考 |
|-----------|------|------|----|----|
|           |      |      | 食  |    |
|           |      |      | 食  |    |
|           |      |      | 食  |    |

2 連絡責任者

担当者名：

電話番号：

3 その他

別紙様式（第8条関係）

令和 年 月 日

猪名川町長

殿

一般社団法人日本キッチンカー経営審議会  
理事長

実施報告書

令和 年 月 日付の協力要請について、下記のとおり協力を実施しましたので報告します。

1 実施した内容

| 実施日時 | 実施場所 | 実施内容 | 数量 | 備考 |
|------|------|------|----|----|
|      |      |      | 食  |    |
|      |      |      | 食  |    |
|      |      |      | 食  |    |

2 担当者連絡先

担当者名：

電話番号：

別紙様式（第8条関係）

令和 年 月 日

猪名川町長 殿

一般社団法人日本キッチンカー経営審議会  
理事長

実施報告書兼請求書

令和 年 月 日付の協力要請に伴い実施した支援の内容及び支援に要した費用について、下記のとおり報告し請求します。

記

1 実施内容及び費用内訳  
別紙のとおり

2 請求金額合計  
円（提供数量 食）

3 振込先

|         |  |
|---------|--|
| 金融機関名   |  |
| 支 店 名   |  |
| 口 座 番 号 |  |
| 口 座 名   |  |

4 担当者連絡先  
担当者名：  
電話番号：

別紙 費用内訳表

| 実施日時 | 実施場所 | 実施内容 | 数量 | 単価(1食) | 小計(数量×単価) |
|------|------|------|----|--------|-----------|
|      |      |      | 食  | 円      | 円         |
|      |      |      | 食  | 円      | 円         |
|      |      |      | 食  | 円      | 円         |
|      |      |      | 食  | 円      | 円         |
|      |      |      | 食  | 円      | 円         |
|      |      |      | 食  | 円      | 円         |
|      |      |      | 食  | 円      | 円         |
|      |      |      | 食  | 円      | 円         |
|      |      |      | 食  | 円      | 円         |
|      |      |      | 食  | 円      | 円         |
|      |      |      | 食  | 円      | 円         |
|      |      |      | 食  | 円      | 円         |
|      |      |      | 食  | 円      | 円         |
|      |      |      | 食  | 円      | 円         |
|      |      |      | 食  | 円      | 円         |
|      |      |      | 食  | 円      | 円         |
|      |      | 合計   | 食  | 円      | 円         |

注) 必要により行を追加して記載すること。

連絡責任者選任報告書

【猪名川町】

1 平日勤務時間内の連絡先

責 任 者 名： ○○部○○課 ○○ ○○

電 話 番 号： （ ） — —

メールアドレス：

担 当 者 名： ○○部○○課 ○○ ○○

電 話 番 号： （ ） — —

メールアドレス：

2 平日勤務時間外及び休日の連絡先

責 任 者 名： ○○部○○課 ○○ ○○

電 話 番 号： （ ） — —

メールアドレス：

担 当 者 名： ○○部○○課 ○○ ○○

電 話 番 号： （ ） — —

メールアドレス：

3 勤務時間及び休日

（１）勤務時間： 平日８時４５分から１７時３０分まで

（２）休 日： 土・日・祝

【一般社団法人日本キッチンカー経営審議会】

平日、休日 同様

担 当 者 名：

電 話 番 号： （ ） — —

メールアドレス：



## キッチントレーラーの利用に関する協定書

猪名川町（以下「甲」という。）と株式会社いながわフレッシュパーク（以下「乙」という。）とは、平常時及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する災害が発生した場合（以下「発災時」という。）におけるキッチントレーラー（以下、「本物件」という。）の利用について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第 1 条 この協定は、甲が所有する本物件を乙が利用することにより、平常時には住民への普及啓発、地域活性化の取組の一助となり、発災時には甲の要請により発災した町内外の地域に対して温かい食事の提供を可能とすることで、本町の防災体制の向上に寄与することを目的とする。

## （内容）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、協力する事項を次のように定める。ただし、甲が所有する本物件について、乙は新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）の要綱に基づき利用することとし、本要綱に記載のない利用は原則してはならない。また、甲乙どちらかが本物件の利用を必要と判断した場合については、甲乙協議をしたうえで実施する事項について決定することとする。

## (1) 地域で実施する防災訓練での普及啓発

乙は、発災時での本物件の利用を地域住民に啓発するため、甲の要請により本町や地域が実施する防災訓練に参加し、普及啓発に協力することとする。

## (2) 温かい食事の提供

乙は、甲の要請により 24 時間以内での調理体制の確保、48 時間以内での温かい食事の提供ができるような体制の構築に努めることとする。

## (3) 被災地域への応援

乙は、平常時から被災地域へ応援に行くための体制を構築することとし、甲の要請により乙は指定された地域へ応援に行くよう努めることとする。

## (4) 協定締結事業者の確保

乙は、前項の内容を実施するために、複数事業者と協定を締結し人材の確保に努めることとする。

## (5) 緊急通行車両の登録

甲は、乙が災害応急対策に従事するため、いち早く緊急交通路を利用して被災地に向かうことができるよう、事前に緊急通行車両確認証明書の交付を受けることとし、以降甲が更新をすることとする。

## (6) その他

乙は、前号に掲げる場合のほか、甲が本物件利用の必要があると判断した事項について、甲乙協議のうえ実施が可能であれば当該事項について実施しなければならない。

## （手続）

第 3 条 甲及び乙は、前条の協力内容を実施するために必要な手続きについて、次のように定める。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 甲は、前条第1号から第6号による協力が必要となった場合、支援要請書（様式第1号）により、乙へ要請するものとする。

(2) 前号の規定に基づく要請を乙が受理したときは、支援決定通知書（様式第2号）により、甲へ通知するものとする。このとき、当該要請に係る書類に記載された目的及び内容の適否を調査し、要請受諾の可否を決定するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条第2項により決定された活動が完了したときは、支援報告書（様式第3号）により、甲へ報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙は、乙が第2条第3号による甲の要請により負担した費用について、甲に請求することができる。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

3 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求があった日から起算し、30日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

4 請求書の様式については、任意様式とするが、猪名川町会計管理者の認める内容を記載するものとする。

（転借）

第6条 甲乙以外の団体が本物件の利用をする場合は、乙が利用の調整をして貸し付けることとする。ただし、利用可能な団体については、甲乙が本物件の利用について必要と認めた事項を記載した協定を締結した団体に限る。

（維持管理）

第7条 乙は、本物件が常に利用できる状態にするため、日常的な点検及び保守整備等を実施することとし、車両の継続検査及び自動車保険の加入等についても乙が実施する。ただし、自動車税及び自動車重量税の納税については甲が実施する。

2 前項により、修繕が必要になった箇所が明らかになった場合、甲乙協議のうえ実施することとする。ただし、軽微な修繕については乙が実施する。

（守秘義務）

第8条 乙は、この協定に基づく活動を実施した場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（期間）

第10条 この協定期間は、本協定締結日から効力が発生するものとし、令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、1年間効力を更新することとし、以降も同様とする。

2 道の駅いながわの指定管理者が、株式会社いながわフレッシュパークでなくなった場合、本協定書の効力も同時に失効する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 1 0 月 1 6 日

(甲) 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 11-1  
猪名川町長 岡本 信司

(乙) 兵庫県川辺郡猪名川町  
株式会社いながわフレッシュパーク  
代表取締役 森 昌弘

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

株式会社いながわフレッシュパーク 御中

猪名川町長

## 支 援 要 請 書

平常時及び災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する災害が発生した場合におけるキッチントレーラーの利用に関する協定書第 3 条第 1 項第 1 号に基づき、次のとおり協力を要請します。

|          |   |
|----------|---|
| (1) 期間   | ～ |
| (2) 場所   |   |
| (3) 活動内容 |   |
| (4) その他  |   |

※利用場所を図示した図面を要請書に添付すること。ただし、緊急を要する場合は本書裏面に手書きで図示すること。

（猪名川町連絡担当者）

|           |  |
|-----------|--|
| 所 属       |  |
| 職 名 ・ 氏 名 |  |
| 電 話 番 号   |  |

様式第 2 号（第 3 条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

株式会社いながわフレッシュパーク

## 支 援 決 定 通 知 書

平常時及び災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する災害が発生した場合におけるキッチントレーラーの利用に関する協定書第 3 条第 1 項第 2 号に基づき、次のとおり要請の可否について決定したので通知します。

記

|             |     |
|-------------|-----|
| (1) 利用決定の可否 | 可・否 |
| (2) 理由      |     |

（株式会社いながわフレッシュパーク連絡担当者）

|           |  |
|-----------|--|
| 所 属       |  |
| 職 名 ・ 氏 名 |  |
| 電 話 番 号   |  |

様式第 3 号（第 4 条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

株式会社いながわフレッシュパーク

## 支 援 報 告 書

平常時及び災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する災害が発生した場合におけるキッチントレーラーの利用に関する協定書第 4 条第 1 項に基づき、次のとおり報告します。

| 活動内容 | 日<br>数 | 利用人数<br>（概算） | 備考 |
|------|--------|--------------|----|
|      |        |              |    |
|      |        |              |    |
|      |        |              |    |
|      |        |              |    |
|      |        |              |    |

※領収書の写し及び日報（活動内容の詳細がわかる資料）を添付すること。

（株式会社いながわフレッシュパーク連絡担当者）

|           |  |
|-----------|--|
| 所 属       |  |
| 職 名 ・ 氏 名 |  |
| 電 話 番 号   |  |

## 災害時におけるレンタル資機材の供給に関する協定

猪名川町(以下、「甲」という。)と一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション(以下、「乙」という。)とは、猪名川町内に震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下、「災害時」という。)において、応急対策業務に必要な資機材(以下、「資機材」という。)の供給に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は猪名川町地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における資機材の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力業務の内容)

第2条 甲が乙に対して協力を要請する業務(以下、「協力業務」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 資機材の調達
- (2) 資機材の搬入・設置
- (3) 資機材の撤去・搬出

(協力要請)

第3条 甲は、災害時において、資機材の調達が必要であると認めたときは、場所、品名、数量、その他必要事項を記載した書面により、乙に対し、資機材の供給を要請することができる。

2 緊急で、書面により要請することが出来ない場合は、電話等による口頭での方法で協力を要請したうえで、後日速やかに書面を提供する。

3 乙は、甲から要請を受けたときは、資機材の優先的な供給について積極的に協力するよう努めるものとする。

(引き渡し)

第4条 資機材の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引渡場所に職員を派遣し、品名、数量等を確認の上受領する。

2 乙は前項の業務が終了したときは、書面により甲へ報告する。

(保管)

第5条 甲は、乙より資機材の供給を受けた時は、善良な管理者の注意をもって保管する。

(返却)

第6条 甲は、資機材を用いた災害時対応が終了した場合は、返却する品名、数量、その他必要事項を記載した書面により、乙に対し、資機材の撤去、搬出を依頼する。

(費用負担)

第7条 乙が第2条の規定による協力業務に要した費用(原則、人件費を除く)は、原則として甲が負担する。その場合、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の請求)

第8条 乙は、資機材の引渡し後、費用の明細書を作成し、甲に費用を請求する。

(費用の支払い)

第9条 甲は、乙から前条の請求があった時は、その内容を確認の上、乙に支払う。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び資機材の供給等について、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(防災訓練等への参加)

第11条 甲は、この協定が円滑に機能させるため、甲が実施する防災訓練等に、乙の参加を求めることができるものとする。

(損害の負担)

第12条 甲が乙による供給を受けた後、撤去されるまでに資機材に損害が生じた場合は、その賠償の責について甲乙協議の上、決定するものとする。

2 乙による協力業務中に資機材に損害が生じた場合は、その賠償の責について乙が負担するものとする。

(損害補償)

第13条 甲の要請に基づき、乙が当該業務に従事したことにより乙の業務従事者が負傷、疾病又は死亡したときの責任の所在については、甲乙協議の上決定するものとする。乙が供給した資器材により、第三者に発生した損害の費用負担については、甲乙協議のうえ決定する。

(協定期間)

第14条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、双方から申し出のない場合には、更に1年間延長され、以降この例によるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に記載がない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し双方記名押印の上各自1通を保有する。

令和7年10月30日

甲 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1

猪名川町長 岡本 信司

乙 東京都港区芝五丁目 29 番 20 号

一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション

代表理事 梅木 孝治



## 災害廃棄物等の処理に関する基本協定書

猪名川町（以下「甲」という。）と大栄環境株式会社（以下「乙」という。）は、地震又は風水害、その他特殊な災害時等（以下「地震等災害」という。）の不測の事態において、甲および甲の関連する処理施設において処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互支援について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定書は、猪名川町内において不測の事態が発生した場合における災害廃棄物等の処理に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるとともに、不測の事態に備えて日ごろから甲乙間で情報共有を図っていくことを目的とする。

### （定義）

第2条 本協定書において「災害廃棄物等」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物、並びに甲および甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害または不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

### （協力要請）

第3条 甲は、次の各号の事業（以下「災害廃棄物等の処理」という。）について、乙に協力を要請できるものとする。

- （1） 災害廃棄物等の撤去、積込作業
- （2） 災害廃棄物等の収集運搬
- （3） 災害廃棄物等の処分
- （4） 災害廃棄物処理計画等の作成支援
- （5） 前各号に伴う必要な事業

### （災害廃棄物等の処理の実施）

第4条 乙は、甲からの要請があったとき、必要な人員、車両、重機、資材等を調達し、甲が実施する災害廃棄物等の処理に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の処理に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- （1） 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- （2） 再利用及び資源化に配慮し、その分別に努めること。

### （連絡協議会）

第5条 甲乙は、本協定の内容確認並びに情報交換を目的として、毎年度1回以上の連絡協議会を開催し、次の各号について協議し、情報共有を図るものとする。

- （1） 想定される災害および不測の事態について
- （2） 協力要請の手続き、手順について
- （3） 想定される災害廃棄物等の具体的な内容（種類）及び数量について
- （4） 災害廃棄物等の撤去、積込作業について
- （5） 災害廃棄物等の収集運搬について

(6) 災害廃棄物等の処分について

(7) その他必要な事項

(個別契約書の締結)

第6条 本協定書に基づき、甲が災害廃棄物等の処理を乙に委託する場合、その内容に基づき別途個別契約書を締結するものとする。

(費用の負担)

第7条 第3条に規定する要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物等の処理に要した費用については、甲と乙で協議の上決定するものとする。

(他被災市町村（都道府県）への応援)

第8条 甲が、被災した他の市町村（都道府県）に対して災害廃棄物等の処理についての応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、本協定書に準じて、可能な限り協力するものとする。

(甲の解除権)

第9条 乙が甲の協力要請を正当な理由が無く協力しなかった場合又は甲の規定する要件を満たせなくなった場合は、本協定書を解除できるものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定書を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを

知りながら、これを利用するなどしていると認められたとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により本協定書を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定により本協定書を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(有効期間)

第11条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも書面による解約の申し出がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(規定のない事項の取扱い)

第12条 本協定書に定めのない事項及び各項に疑義が生じた場合は、必要に応じ、甲乙協議の上解決するものとする。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年3月24日

甲 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 11-1

猪名川町長 岡 本 信 司

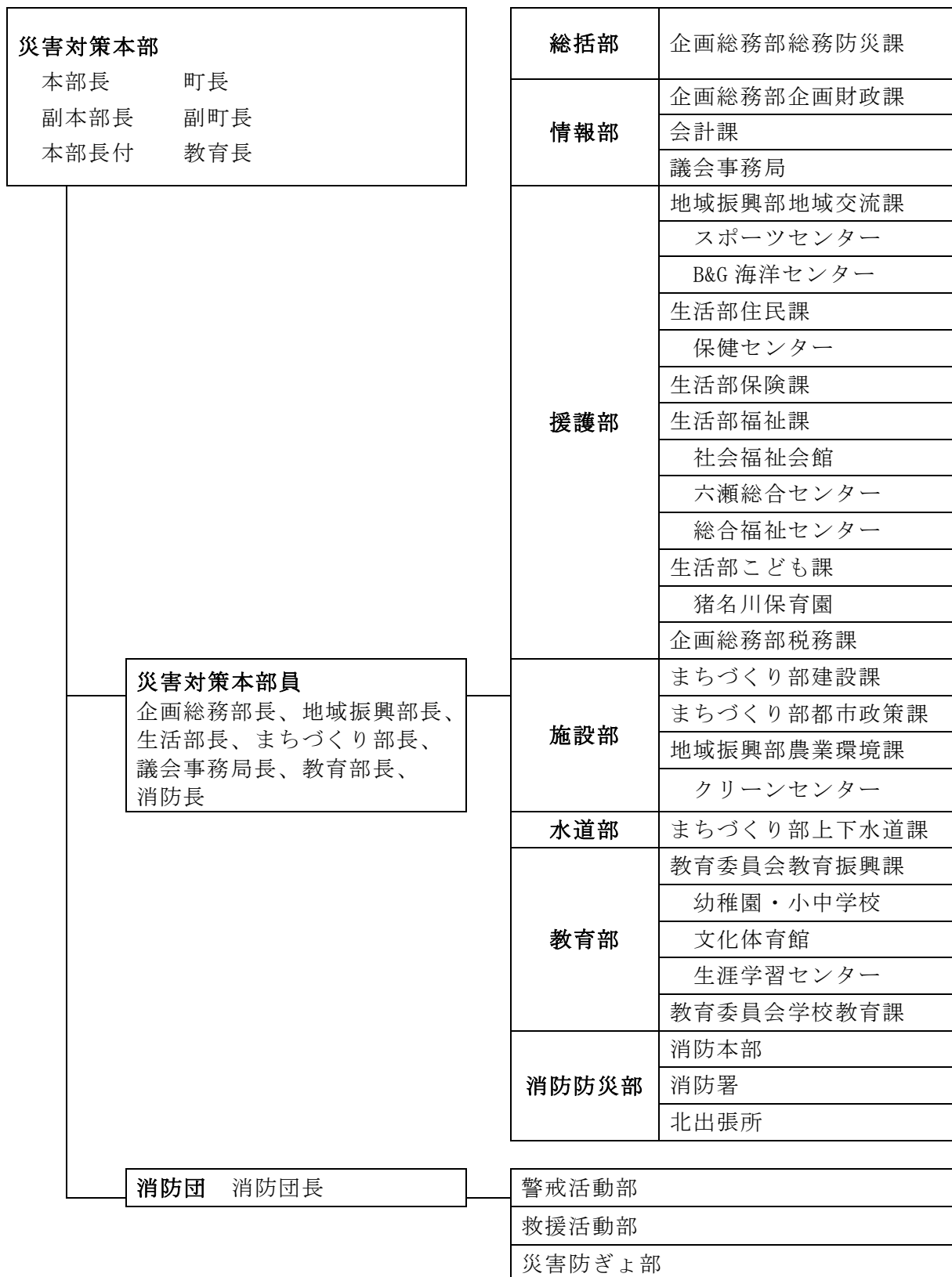
乙 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号  
大栄環境株式会社  
代表取締役 金 子 文 雄

## 猪名川町防災会議委員名簿

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

|     | 職 名                                   | 氏 名     |
|-----|---------------------------------------|---------|
| 会 長 | 猪名川町長                                 | 岡 本 信 司 |
| 委 員 | 近畿地方整備局猪名川河川事務所 所長                    | 嶋 本 好 晴 |
| 〃   | 自衛隊第 3 6 普通科連隊 第一中隊長                  | 高 橋 裕 介 |
| 〃   | 兵庫県阪神北県民局 県民局長                        | 小 野 山 正 |
| 〃   | 川西警察署 署長                              | 岩 田 克 之 |
| 〃   | 川西市医師会 会長                             | 織 田 行 雄 |
| 〃   | N T T 西日本株式会社 兵庫支店 設備部<br>災害対策室 次長    | 小 林 則 仁 |
| 〃   | 関西電力送配電株式会社 神戸本部 阪神配電営業所<br>所長        | 西 廣 雄 介 |
| 〃   | 大阪ガスネットワーク株式会社<br>兵庫事業部 導管計画チーム マネジャー | 米 野 広 二 |
| 〃   | 猪名川町社会福祉協議会 会長                        | 村 山 興 治 |
| 〃   | 猪名川町消防団 団長                            | 奥 中 章 生 |
| 〃   | 猪名川町副町長                               | 森 昌 弘   |
| 〃   | 猪名川町教育長                               | 大 橋 昭 博 |
| 〃   | 猪名川町企画総務部長                            | 大 嶋 武   |
| 〃   | 猪名川町まちづくり部長                           | 平 井 秀 明 |
| 〃   | 猪名川町消防長                               | 向 井 文 雄 |
| 〃   | 猪名川町企画総務部企画財政課長                       | 平 尾 麻 子 |
| 〃   | 猪名川町こども課長                             | 東 山 尚 子 |
| 〃   | 川西市歯科医師会                              | 加 藤 典 子 |
| 〃   | 川西市薬剤師会                               | 荻 田 育 雄 |
| 〃   | 学識経験者（民生委員）                           | 堀 口 初 恵 |
| 〃   | 学識経験者（防災士）                            | 今 井 絢 美 |

## 災害対策本部機構



## 災害対策本部の本部員会議・関係本部員会議構成

| 本部員会議及び関係本部員会議の構成 |                        |                                                                                    |
|-------------------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 組 織               | 構 成                    | 業 務                                                                                |
| 本部員会議             | (本部長)<br>町 長           | 災害応急対策実施上の重要な事項について協議し、その基本方針を決定する。<br><u>協議及び決定事項</u>                             |
|                   | (副本部長)<br>副 町 長        |                                                                                    |
| 関係本部員<br>会 議      | (本部長付)<br>教 育 長        | 1 職員の防災体制に関すること。                                                                   |
|                   | (本部員)<br>企 画 総 務 部 長   | 2 災害応急対策活動の総合調整に関すること。                                                             |
|                   | 地 域 振 興 部 長            | 3 住民への情報発信、提供等に関すること。                                                              |
|                   | 生 活 部 長                | 4 避難勧告又は指示等に関すること。                                                                 |
|                   | まちづくり部長                | 5 避難所の設置、閉鎖に関すること。                                                                 |
|                   | 議 会 事 務 局 長            | 6 関係機関への協力要請等に関すること。<br>(自衛隊、県、協定市町、民間団体等)                                         |
|                   | 教 育 部 長                | 7 災害救助法の適用申請及び救助業務の運用に関すること。                                                       |
|                   | 消 防 長                  | 8 激甚災害の指定の要請に関すること。                                                                |
|                   | 消 防 団 長                | 9 応急対策に要する予算及び資金に関すること。                                                            |
|                   |                        | 10 応急公用負担に関すること。(災対法 64 条関係)                                                       |
|                   |                        | 11 義援金品の募集及び配分に関すること。                                                              |
|                   |                        | 12 避難者及び職員の給食等に関すること。                                                              |
|                   |                        | 13 その他、各本部員から特に申し出のあった事項。                                                          |
|                   | (副本部長)<br>副 町 長        | ※ 本部員会議は、本部長が必要に応じて招集する。                                                           |
|                   | (関係本部員)<br>企 画 総 務 部 長 | 関係本部員会議は、副本部長が必要に応じて招集し本部員会議を開催するに至らない事項、又は開催する時間的余裕がない事項、及び準備態勢時における災害対策を協議し決定する。 |
|                   | 地 域 振 興 部 長            |                                                                                    |
|                   | 生 活 部 長                |                                                                                    |
|                   | まちづくり部長                |                                                                                    |
|                   | 教 育 部 長                |                                                                                    |
|                   | 消 防 長                  |                                                                                    |

## 災害対策本部・消防団本部事務分掌

## (1) 災害対策本部の事務分掌

| 部 名  | 部長                       | 所属部署                                      | 事務分掌                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------|--------------------------|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本部長  | 町長                       |                                           | ○防災全般を指揮、監督する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 副本部長 |                          |                                           | ○本部長を補佐し防災事務の円滑な実施を図る。<br>○本部の開〔閉〕設に関する事。                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 本部長付 | 教育長                      |                                           | ○本部長の補佐及び教育部の対応の監督を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 総括部  | 企画総務部長                   | 総務防災課                                     | ○本部要員の召集に関する事。<br>○気象情報並びに雨量、水量等の情報収集整理に関する事。<br>○情報部が収集した被害状況に伴う各部への指示。<br>○各部並びに各機関との連絡調整に関する事。<br>○県本部、関係機関、警察署、隣接市町との連絡調整に関する事。<br>○相互応援に関する事。<br>○いなぼうネットや防災情報配信システム兼自治会電子回覧板システム等による災害情報の周知。<br>○車及び要員、資材の輸送に関する事。<br>○庁舎及び物品の保護管理に関する事。<br>○本部要員の庶務、給食に関する事。<br>○各部への応援。<br>○その他、各部に属さない事。<br>○予算に関する事。 |
| 情報部  | 企画総務部長<br>議会事務局長         | 企画財政課<br>会計課<br>議会事務局                     | ○住民からの電話対応による被害情報の収集、記録。<br>○電話対応による被害情報の総括部への伝達。<br>○広報活動に関する事。<br>○マスコミ対応に関する事。<br>○職員の対応状況等の記録。<br>○指定公共機関との連絡調整。<br>○各部への応援。                                                                                                                                                                               |
| 援護部  | 地域振興部長<br>生活部長<br>企画総務部長 | 地域交流課<br>住民課<br>保険課<br>福祉課<br>こども課<br>税務課 | ○避難所の開設、維持管理に関する事。<br>○衛生資材の調達に関する事。<br>○防疫業務に関する事。<br>○罹災者の生活、援護に関する事。<br>○罹災者物資の輸送に関する事。<br>○罹災証明に関する事。<br>○医療、救護に関する事。<br>○救護所の開設、維持管理に関する事。<br>○災害見舞金に関する事。<br>○各部への応援。<br>○遺体の処理に関する事。                                                                                                                    |

| 部 名         | 部長担当職             | 担当課                                                                                                                                                                                                                                         | 事務分掌                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設部         | まちづくり部長<br>地域振興部長 | 建 設 課<br>都市政策課<br>農業環境課                                                                                                                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○公共土木施設の応急処置に関すること。</li> <li>○農地、農業用地施設の応急処置に関すること。</li> <li>○治山治水の応急処置に関すること。</li> <li>○ため池の危険防止に関すること。</li> <li>○現地での専門技術指導に関すること。</li> <li>○災害応急住宅に関すること。</li> <li>○農林物産の応急処置に関すること。</li> <li>○住宅造成及びその他の開発の防災対策に関すること。</li> <li>○砂防及び地すべり対策の応急処置に関すること。</li> <li>○被害農家の金融等応急処置に関すること。</li> <li>○各部への応援。</li> </ul> |
| 水道部         | まちづくり部長           | 上下水道課                                                                                                                                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○浄水場、各配水施設及び下水道施設の情報収集に関すること。</li> <li>○上下水道施設の危険防止、応急処置及び各部への協力に関すること。</li> <li>○本部との連絡調整に関すること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                           |
| 教育部         | 教育部長              | 教育振興課<br>学校教育課                                                                                                                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員、生徒、児童、園児の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>○罹災生徒、児童の学用品の給付に関すること。</li> <li>○教育施設の災害応急対策に関すること。</li> <li>○教育施設の使用に関すること。</li> <li>○学校内の情報収集に関すること。</li> <li>○本部との連絡調整に関すること。</li> <li>○各部への応援。</li> </ul>                                                                                                                 |
| 消防防災部       | 消防長               | 消防本部<br>消防署<br>北出張所                                                                                                                                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難誘導に関すること。</li> <li>○気象情報の受信及び通報に関すること。</li> <li>○災害情報及び被害報告に関すること。</li> <li>○水火災の警戒、防御に関すること。</li> <li>○救急、救助、救出に関すること。</li> <li>○情報部への支援に関すること。</li> <li>○消防資機材の整備に関すること。</li> <li>○消防団統括部長への連絡調整に関すること。</li> </ul>                                                                                                |
| 各 部 共 通 事 項 |                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○各部署配属職員の被災状況調査に関すること。</li> <li>○各部所管の関係施設についての維持管理及び防護に関すること。</li> <li>○各部所管の関係施設の被害調査及び応急処置に関すること</li> <li>○状況により各部の応援に関すること。</li> <li>○水防計画の実施に関すること</li> <li>○本部長の特命事項、その他必要事項に関すること。</li> </ul> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |



(2) 消防団本部の事務分掌

| 部 名   | 事 務 分 掌                                                       |
|-------|---------------------------------------------------------------|
| 警戒活動部 | 1 災害情報の収集活動に関する事。<br>2 危険地区の警備警戒活動に関する事。                      |
| 救援活動部 | 1 避難誘導活動に関する事。<br>2 救出、救助活動に関する事。                             |
| 災害防御部 | 1 水火災防御活動に関する事。<br>2 危険地区の危険排除活動に関する事。<br>3 消防防災部との連絡調整に関する事。 |

※部長・部員については、災害の位置及び規模を考慮し、消防団長が指定する。

## 災害対策関係機関一覧表

| 機 関 名            |                          | 所 在 地                               | 電話番号                                            |
|------------------|--------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 兵<br>庫<br>県      | 兵庫県危機管理部<br>災害対策課        | 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10-1<br>兵庫県災害対策センター | 防災係<br>TEL (078) 362-9988<br>FAX (078) 362-9911 |
|                  | 阪神北県民局<br>総務企画室企画防災課     | 宝塚市旭町 2 丁目 4-15                     | TEL (0797) 83-3124<br>FAX (0797) 86-4379        |
|                  | 宝塚土木事務所                  | 宝塚市旭町 2 丁目 4-15                     | TEL (0797) 83-3101<br>FAX (0797) 86-4329        |
|                  | 阪神農林振興事務所<br>農村整備課       | 三田市天神 1 丁目 10-14                    | TEL (079) 562-8912<br>FAX (079) 562-8805        |
|                  | 伊丹健康福祉事務所                | 伊丹市千僧 1 丁目 51                       | TEL (072) 785-9437<br>FAX (072) 777-4091        |
|                  | 伊丹県税事務所                  | 伊丹市千僧 1 丁目 51                       | TEL (072) 785-7458<br>FAX (072) 777-8073        |
|                  | 兵庫県教育委員会<br>教育企画課        | 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10-1                | TEL (078) 362-3214<br>FAX (078) 362-4283        |
| 警<br>察           | 兵庫県警察本部                  | 神戸市中央区下山手通 5 丁目 4-1                 | TEL (078) 341-7441<br>FAX (078) 304-1000        |
|                  | 兵庫県川西警察署                 | 川西市丸の内町 1-1                         | TEL (072) 755-0110<br>FAX (072) 759-9781        |
| 自<br>衛<br>隊      | 陸上自衛隊<br>第 36 普通科連帯      | 伊丹市緑ヶ丘 7 丁目 1-1                     | TEL (072) 782-0001<br>(内線 4031)                 |
| 行<br>政<br>機<br>関 | 近畿地方整備局<br>猪名川河川事務所      | 池田市上池田町 2 丁目 2-39                   | TEL (072) 751-1111<br>FAX (072) 754-4469        |
|                  | 宝塚市・川西市・猪名川町<br>消防指令センター | 宝塚市伊子志 3 丁目 14-61<br>宝塚市消防本部庁舎内     | TEL (0797) 77-0119<br>FAX (0797) 73-0199        |
|                  | 神戸地方気象台                  | 神戸市中央区脇浜海岸通 1 丁目 4-3<br>神戸防災合同庁舎内   | 防災管理官室<br>TEL (078) 222-8907                    |

| 機 関 名  |             | 所 在 地           | 電話番号                                     |
|--------|-------------|-----------------|------------------------------------------|
| 公<br>共 | 猪名川町社会福祉協議会 | 猪名川町北田原字南山 14-2 | TEL (072) 766-1200<br>FAX (072) 766-8511 |

|                                           |                                         |                     |                                          |
|-------------------------------------------|-----------------------------------------|---------------------|------------------------------------------|
| 機<br>関<br>等                               | 猪名川郵便局                                  | 猪名川町白金 3 丁目 2-2     | TEL (072) 766-0169<br>FAX (072) 766-8405 |
|                                           | 川西市医師会                                  | 川西市中央町 12-2         | TEL (072) 759-6950<br>FAX (072) 757-5301 |
|                                           | 日本赤十字社兵庫県支部                             | 神戸市中央区海岸通 1 丁目 4-5  | TEL (078) 241-9889<br>FAX (078) 241-6990 |
|                                           | 関西電力送配電(株)神戸本部<br>阪神配電営業所<br>(地域：北田原以南) | 尼崎市西長洲町 2 丁目 33-60  | TEL 0800-777-3081                        |
|                                           | 関西電力送配電(株)神戸本部<br>三田配電営業所<br>(地域：万善以北)  | 三田市福島字宮野前 501-26    | TEL 0800-777-3081                        |
|                                           | 西日本電信電話(株)<br>兵庫支店                      | 神戸市中央区海岸通 11        | TEL (078) 393-9440<br>FAX (078) 326-7363 |
|                                           | 大阪ガス<br>ネットワーク株式会社<br>兵庫事業部             | 神戸市中央区港島中町 4 丁目 5-3 | TEL (078) 303-7725<br>FAX (078) 303-7701 |
|                                           | (株)ミツワ本社営業所                             | 川西市久代 2 丁目 2-1      | TEL (072) 756-1774<br>FAX (072) 756-0795 |
| 市<br>町<br>災<br>害<br>対<br>策<br>主<br>管<br>課 | 尼崎市危機管理安全局<br>危機管理安全部災害対策課              | 尼崎市東七松町 1 丁目 23-1   | TEL (06) 6489-6165<br>FAX (06) 6489-6166 |
|                                           | 西宮市総務局<br>危機管理室災害対策課                    | 西宮市六湛寺町 10-3        | TEL (0798) 35-3988<br>FAX (0798) 36-1990 |
|                                           | 芦屋市都市政策部<br>都市基盤室防災安全課                  | 芦屋市精道町 7-6          | TEL (0797) 38-2093<br>FAX (0797) 38-2157 |
|                                           | 伊丹市総務部危機管理室                             | 伊丹市千僧 1 丁目 1        | TEL (072) 784-8166<br>FAX (072) 784-8172 |
|                                           | 宝塚市都市安全部<br>危機管理室総合防災課                  | 宝塚市東洋町 1-1          | TEL (0797) 77-2078<br>FAX (0797) 77-2102 |
|                                           | 川西市総務部危機管理課                             | 川西市中央町 12-1         | TEL (072) 740-1145<br>FAX (072) 740-1320 |
|                                           | 三田市危機管理課                                | 三田市三輪 2 丁目 1-1      | TEL (079) 559-5057<br>FAX (079) 559-1254 |

## 防災関係機関の業務の大綱

## (1) 指定地方行政機関

| 機 関 名                | 災 害 予 防                                                                                      | 災 害 応 急 対 策                                                                                  | 災 害 復 旧                                                                                    | 災 害 復 興           |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 近畿管区警察<br>局          |                                                                                              | 1 管区内各府県警察<br>の指導・調整<br>2 他管区警察局との<br>連携<br>3 関係機関との協力<br>4 情報の収集及び連<br>絡<br>5 警察通信の運用       |                                                                                            |                   |
| 近畿総合通<br>信局          | 1 非常時の重要通<br>信確保体制の整備<br>2 非常通信協議会<br>の指導育成                                                  | 災害時における通信手<br>段の確保                                                                           |                                                                                            |                   |
| 近畿財務局<br>神戸財務事<br>務所 |                                                                                              | 1 仮設住宅設置可能<br>地の提示<br>2 金融機関に対する<br>緊急措置の指示                                                  | 1 災害復旧事業費<br>査定の立会<br>2 地方公共団体に<br>対する単独災害復<br>旧事業（起債分）<br>の査定及び災害融<br>資                   | 復興住宅建設等候補<br>地の提示 |
| 近畿厚生局                |                                                                                              | 救援等に係る情報の収<br>集及び提供                                                                          |                                                                                            |                   |
| 兵庫労働局                | 工場、事業場におけ<br>る労働災害防止の監<br>督指導                                                                |                                                                                              |                                                                                            |                   |
| 近畿農政局                | 1 農地農業用施設<br>等の災害防止事業<br>の指導・助成<br>2 農作物等の防災<br>管理指導<br>3 地すべり区域<br>(直轄)の整備                  | 1 土地改良機械の緊<br>急貸付け<br>2 農業関係被害情報<br>の収集報告<br>3 農作物等の病虫害<br>防除の指導<br>4 食料品、飼料、種も<br>み等の供給あつせん | 1 各種現地調査団<br>の派遣<br>2 農地、農業用施<br>設等の災害復旧事<br>業の指導及び助成<br>3 被害農林漁業者<br>等に対する災害融<br>資の指導及び助成 |                   |
| (兵庫農政<br>事務所)        | 災害救助用米穀の備<br>蓄                                                                               | 災害救助用米穀及び災<br>害対策用乾パンの供給<br>(売却)                                                             |                                                                                            |                   |
| 近畿中国森<br>林管理局        | 1 国有林における<br>治山施設、落石防<br>止施設等の整備<br>2 国有林における<br>災害予防及び治山<br>施設による災害予<br>防<br>3 林野火災予防対<br>策 | 災害対策用復旧用材の<br>供給                                                                             | 国有林における荒廃<br>地の復旧                                                                          |                   |

|                 |                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                      |                                                                                                                       |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 近畿経済産業局         |                                                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策用物資の適正な価格による円滑な供給の確保</li> <li>2 事業者(商工業等)の業務の正常な運営の確保</li> </ul>                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 生活必需品、復旧資機材の円滑な供給の確保</li> <li>2 被災中小企業の振興</li> <li>3 ライフライン(電力、ガス、工業用水道)の復旧対策</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 被災地の復興支援</li> <li>2 ライフライン施設等の本格復興</li> <li>3 被災中小企業の復興その他経済復興の支援</li> </ul> |
| 中部近畿産業保安監督部近畿支部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進</li> <li>2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進</li> </ul>                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導</li> <li>2 鉱山における災害時の応急対策</li> </ul>                                                                                                   |                                                                                                                                      |                                                                                                                       |
| 近畿地方整備局         | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 直轄公共土木施設の整備と防災管理</li> <li>2 応急機材の整備及び備蓄</li> <li>3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達</li> <li>4 港湾施設(直轄)の整備と防災管理</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備</li> <li>2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保</li> <li>3 直轄公共土木施設の二次災害の防止</li> <li>4 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害応急対策の技術指導</li> </ul>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 直轄公共土木施設の復旧</li> <li>2 被災港湾施設(直轄)の復旧</li> <li>3 被災空港施設(直轄)の復旧</li> </ul>                    |                                                                                                                       |
| 神戸運輸監理部         |                                                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 所管事業に関する情報の収集及び伝達</li> <li>2 緊急海上輸送確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請</li> <li>3 特に必要があると認める場合の輸送命令</li> </ul>                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導</li> <li>2 交通機関利用者への情報提供</li> <li>3 被災地方公共団体の復興計画策定に対する協力</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 被災地方公共団体の復興計画策定に対する支援</li> <li>2 被災関係事業者等に対する支援</li> </ul>                   |
| (兵庫陸運部)         | 所管する交通施設及び設備の整備についての指導                                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 所管事業に関する情報の収集及び伝達</li> <li>2 交通機関利用者への情報の提供</li> <li>3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整</li> <li>4 貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請</li> <li>5 道路運送にかかる緊急輸送命令に関する情報収集</li> </ul> |                                                                                                                                      |                                                                                                                       |

|                                           |                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                       |                                                                                    |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 大阪航空局<br>(大阪空港<br>事務所)                    |                                                                                                                                                                  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における航空機による輸送の安全の確保</li> <li>2 遭難航空機の捜索及び救助</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 被災空港施設(直轄)の復旧                                                                                                                                         |                                                                                    |
| 大阪管区気象台<br>(神戸地方気象台)                      |                                                                                                                                                                  | 気象・地象・水象に関する観測、予報、警報等(地象のうち地震にあつては発生した断層運動による地震動に限る)及び情報の発表並びに伝達                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供                                                                                                       | 被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供                                    |
| 第五管区海上保安本部<br><br>第八管区海上保安本部<br>(舞鶴海上保安部) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓蒙</li> <li>2 災害応急資機材の整備・保管及び排出油防除協議会の指導・育成</li> <li>3 大型タンカー及び大型タンカーバースの安全防災対策指導</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒</li> <li>2 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査</li> <li>3 事故情報の提供</li> <li>4 海上における人命救助</li> <li>5 海上における消火活動</li> <li>6 避難者、救援物資等の緊急輸送</li> <li>7 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査</li> <li>8 海上における流出油等事故に関する防除措置</li> <li>9 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導</li> <li>10 危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限・禁止及び荷役の中止</li> <li>11 海上治安の維持</li> <li>12 海上における特異事象の調査</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止</li> <li>2 海上交通安全の確保</li> </ol> <p>(1)必要に応じて船舶交通の整理、指導</p> <p>(2)工事関係者に対する事故防止に必要な指導</p> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 海洋環境の汚染防止</li> <li>2 海上交通安全の確保</li> </ol> |
| 近畿地方環境事務所                                 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地盤沈下防災対策</li> <li>2 廃棄物処理に係る防災体制の整備</li> <li>3 飼育動物の保護等に係る支援</li> </ol>                                                 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設等の避難場所等としての利用</li> <li>2 緊急環境モニタリングの実施</li> <li>3 地盤沈下地域状況の把握</li> <li>4 災害廃棄物等の処理対策</li> <li>5 危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提供及び支援</li> </ol>                                                                                                                                                                                     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境監視体制に関する支援措置</li> <li>2 災害廃棄物等の処理</li> </ol>                                                               | 1 環境配慮の確保                                                                          |

(2) 自衛隊

| 機 関 名                                                                  | 災 害 予 防 | 災 害 応 急 対 策           | 災 害 復 旧 | 災 害 復 興 |
|------------------------------------------------------------------------|---------|-----------------------|---------|---------|
| 陸上自衛隊<br>第3師団<br>(第3特科隊)<br>(第36普通科連隊)<br><br>海上自衛隊<br>呉地方隊<br>(阪神基地隊) |         | 人命救助又は財産保護のための応急対策の実施 |         |         |

(3) 兵庫県

| 機 関 名        | 災 害 予 防                                                                                                                                                                                                                       | 災 害 応 急 対 策                                                                                                                                                                                                        | 災 害 復 旧                                                                                                                                   | 災 害 復 興                                                                                                                                           |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育委員会        | 教育委員会に属する施設の整備と防災管理                                                                                                                                                                                                           | 1 教育施設（所管）の応急対策の実施<br>2 被災児童生徒の応急教育対策の実施                                                                                                                                                                           | 被災教育施設（所管）の復旧                                                                                                                             | 1 学校教育充実のための対策の実施<br>2 体験を通じての生きる力を育む教育の推進<br>3 児童生徒のこころのケアの実施                                                                                    |
| 警 察 本 部      |                                                                                                                                                                                                                               | 1 情報の収集<br>2 救出救助、避難誘導等<br>3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等                                                                                                                                                                     | 治安維持対策の推進                                                                                                                                 | 仮設住宅等における民心の安定                                                                                                                                    |
| 知事部局・企業庁・病院局 | 1 県、市町、防災関係機関の災害予防に関する事務又は業務の総合調整<br>2 市町等の災害予防に関する事務又は業務の支援<br>3 県土の保全、都市の防災構造の強化など地域防災基盤の整備<br>4 防災に関する組織体制の整備<br>5 防災施設・設備等の整備<br>6 医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備<br>7 防災に関する学習の実施<br>8 防災訓練の実施<br>9 防災に関する調査研究の実施<br>10 県所管施設の整備と防災管理 | 1 県、市町、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整<br>2 市町等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援<br>3 災害応急対策に係る組織の設置運営<br>4 災害情報の収集・伝達<br>5 災害情報の提供と相談活動の実施<br>6 水防活動の指導<br>7 被災者の救援・救護活動等の実施<br>8 廃棄物・環境対策の実施<br>9 交通・輸送対策の実施<br>10 県所管施設の応急対策の実施 | 1 県、市町、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整<br>2 市町等の災害復旧に関する事務又は業務の支援<br>3 県所管施設の復旧<br>4 災害復興計画の策定及び都市・都市基盤、住宅、保健・医療、福祉、環境、生活、教育・文化、産業・雇用等、復興事業の実施 | 1 県、市町、防災関係機関の災害復興に関する事務又は業務の総合調整<br>2 市町等の災害復興に関する事務又は業務の支援<br>3 災害復興対策に係る組織の設置運営<br>4 災害復興計画の策定及び都市・都市基盤、住宅、保健・医療、福祉、環境、生活、教育・文化、産業・雇用等、復興事業の実施 |

(4) 指定公共機関

| 機 関 名                                                                              | 災 害 予 防               | 災 害 応 急 対 策                                                           | 災 害 復 旧                                                         | 災 害 復 興 |
|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|---------|
| 独立行政法人<br>国立病院機構<br>(近畿ブロッ<br>ク事務所)                                                | 防災訓練の実施<br>(トリアージ訓練等) | 災害時における医療救<br>護                                                       |                                                                 |         |
| 独立行政法人<br>水資源機構<br>(関西支社)                                                          | ダム施設(所管)等<br>の整備と防災管理 | ダム施設(所管)等の<br>応急対策の実施                                                 | 被災ダム施設(所管)<br>等の復旧                                              |         |
| 日本郵政公社<br>(神戸中央<br>郵便局)                                                            |                       | 1 災害時における郵<br>政事業運営の確保<br>2 災害時における郵<br>政事業に係る災害特<br>別事務取扱い及び援<br>護対策 | 1 被災郵政事業施<br>設の復旧<br>2 被災地域地方公<br>共団体に対する簡<br>易保険積立金によ<br>る長期融資 |         |
| 日 本 銀 行<br>(神戸支店)                                                                  |                       |                                                                       | 金融機関に対する緊<br>急措置の指導                                             |         |
| 日本赤十字社<br>(兵庫県支部)                                                                  |                       | 1 災害時における医<br>療救護<br>2 救援物資の配分                                        |                                                                 |         |
| 日本放送協会<br>(神戸放送局)                                                                  | 放送施設の整備と<br>防災管理      | 1 災害情報の放送<br>2 放送施設の応急対<br>策の実施                                       | 被災放送施設の復旧                                                       |         |
| 西日本高速<br>道路株式会<br>社<br>(関西支社)                                                      | 有料道路(所管)の<br>整備と防災管理  | 有料道路(所管)の応<br>急対策の実施                                                  | 被災有料道路(所管)<br>の復旧                                               |         |
| 阪神高速道<br>路株式会社<br>(神戸管理部)                                                          | 有料道路(所管)の<br>整備と防災管理  | 有料道路(所管)の応<br>急対策の実施                                                  | 被災有料道路(所管)<br>の復旧                                               |         |
| 本州四国連<br>絡高速道路<br>株式会社<br>(神戸管理セ<br>ンター)                                           | 有料道路(所管)の<br>整備と防災管理  | 有料道路(所管)の応<br>急対策の実施                                                  | 被災有料道路(所管)<br>の復旧                                               |         |
| 西日本旅客<br>鉄道株式会<br>社<br>(大阪支社)<br>(神戸支社)                                            | 鉄道施設の整備と<br>防災管理      | 1 災害時における緊<br>急鉄道輸送<br>2 鉄道施設の応急対<br>策の実施                             | 被災鉄道施設の復旧                                                       |         |
| 西日本電信電話株式会<br>社(兵庫支店)<br>株式会社エヌ・ティ・<br>ティ・ドコモ関西<br>エヌ・ティ・ティ・コ<br>ミュニケーションズ株<br>式会社 | 電気通信設備の整<br>備と防災管理    | 1 電気通信の疎通確<br>保と設備の応急対策<br>の実施<br>2 災害時における非<br>常緊急通信                 | 被災電気通信設備の<br>災害復旧                                               |         |



|                       |                |                      |               |  |
|-----------------------|----------------|----------------------|---------------|--|
| 大阪ガスネットワーク株式会社 兵庫事業部  | ガス供給施設の整備と防災管理 | ガス供給施設の応急対策の実施       | 被災ガス供給施設の復旧   |  |
| 日本通運株式会社<br>(各支店)     |                | 災害時における緊急陸上輸送        |               |  |
| 関西電力送配電株式会社<br>(神戸本部) | 電力供給施設の整備と防災管理 | 電力供給施設の応急対策の実施       | 被災電力供給施設の復旧   |  |
| KDDI株式会社<br>(関西総社)    | 電気通信設備の整備と防災管理 | 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 | 被災電気通信設備の災害復旧 |  |

(5) 指定地方公共機関

| 機 関 名                                                                                                | 災 害 予 防                     | 災 害 応 急 対 策                                | 災 害 復 旧                  | 災 害 復 興                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|--------------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 鉄道等輸送機関<br>山陽電気鉄道株式会社<br>阪急電鉄株式会社<br>阪神電気鉄道株式会社<br>神戸電鉄株式会社<br>神戸高速鉄道株式会社<br>六甲摩耶鉄道株式会社<br>神戸市都市整備公社 | 鉄道施設等の整備と防災管理               | 1 災害時における緊急鉄道等輸送<br>2 鉄道施設等の応急対策の実施        | 被災鉄道施設等の復旧               |                          |
| 道路輸送機関<br>神姫バス株式会社<br>淡路交通株式会社<br>全但バス株式会社<br>阪急バス株式会社<br>社団法人兵庫県トラック協会                              | 1 道路状況の把握<br>2 災害時における対応の指導 | 災害時における緊急陸上輸送                              |                          |                          |
| 道路管理者<br>兵庫県道路公社<br>芦有開発株式会社                                                                         | 有料道路(所管)の整備と防災管理            | 有料道路(所管)の応急対策の実施                           | 被災有料道路(所管)の復旧            |                          |
| 放送機関<br>株式会社ラジオ関西<br>株式会社サンテレビジョン<br>株式会社Kiss-FM KOBE                                                | 放送施設の整備と防災管理                | 1 災害情報の放送<br>2 放送施設の応急対策の実施                | 被災放送施設の復旧                |                          |
| 社団法人<br>兵庫県医師会                                                                                       |                             | 災害時における医療救護                                | 外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援 | 外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援 |
| 社団法人<br>兵庫県エルピーガス防災協会                                                                                | エルピーガス供給設備の防災管理             | 1 エルピーガス供給設備の応急対策の実施<br>2 災害時におけるエルピーガスの供給 | 被災エルピーガス供給設備の復旧          |                          |

(6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

| 機 関 名             | 災害予防                                                             | 災害応急対策                                                                  | 災害復旧                                     | 災害復興                                     |
|-------------------|------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| 社会福祉協議会           | 1 地域における災害時要援護者の把握等への協力<br>2 防災訓練、防災に関する知識の普及への協力                | 1 町が行う避難及び応急対策への協力<br>2 被災者の保護及び救護物資の支給                                 | 被災者に対する町支援への協力                           | 被災者に対する町支援への協力                           |
| 農業協同組合            | 1 防災訓練、防災に関する知識の普及への協力<br>2 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導<br>3 農作物等の防災管理指導 | 1 県、町が行う被害応急対策への協力<br>2 農作物の災害応急対策の指導<br>3 農業生産資機材、生活用品、食料品等の確保及び供給(売却) | 1 県、市が行う被害状況調査への協力<br>2 被害農家に対する融資の斡旋・指導 | 1 県、市が行う被害状況調査への協力<br>2 被害農家に対する融資の斡旋・指導 |
| 商工会               | 防災訓練、事業に対する防災知識の普及への協力                                           | 1 町が行う被害応急対策への協力<br>2 救助用物資の確保についての協力                                   | 1 町が行う商工業関係被害調査への協力<br>2 復旧資機材の確保についての協力 | 1 町が行う商工業関係被害調査への協力<br>2 復旧資機材の確保についての協力 |
| 病院等医療施設の管理者       | 避難施設の整備と避難訓練の実施                                                  | 1 災害時における収容者の保護及び誘導<br>2 災害時における病人等の収容保護<br>3 災害時における被災負傷者の治療及び助産       |                                          |                                          |
| 金融機関              |                                                                  |                                                                         | 被災事業者に対する資金融資                            | 被災事業者に対する資金融資                            |
| 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者 | 1 安全管理の徹底<br>2 防護施設の整備                                           | 関係機関への被害状況及び応急対策の実施状況の報告                                                |                                          |                                          |

## 町内医療機関一覧

| 名 称              | 所在地                          | 電 話      | 診療科目等                                                                                                 |
|------------------|------------------------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| せいふうクリニック        | 北田原字屏風岳 3 番地                 | 766-0030 | リハビリテーション科・内科                                                                                         |
| 生駒病院             | 広根字九十九 8                     | 766-0172 | 放射線科・循環器内科・<br>消化器内科<br>内科・呼吸器内科・整形<br>外科・皮膚科・リハビリ<br>テーション・外科・小児<br>外科(入院 198 床、介護<br>96 床、合計 294 床) |
| 貴田医院             | 若葉 1-4-7                     | 766-0003 | 内科・小児科・外科                                                                                             |
| 船田医院             | 松尾台 3-2-2                    | 766-1300 | 内科                                                                                                    |
| 森内科小児科医院         | 伏見台 1-2-3                    | 766-0727 | 内科・小児科                                                                                                |
| クリニック<br>ヤマガミ    | 伏見台 4-4-21                   | 766-6368 | 内科                                                                                                    |
| 植田循環器内科<br>クリニック | 白金 3-9-8                     | 767-2100 | 内科・循環器科                                                                                               |
| たのうえこども<br>クリニック | 白金 2-1 イオンモール<br>猪名川店 3 階    | 765-1186 | 小児科                                                                                                   |
| 坂田診療所            | 紫合字古津ヶ平 157 - 3              | 766-5200 | 消化器科・外科・リハビ<br>リテーション科                                                                                |
| 杉生診療所            | 鎌倉字横大道 10-1                  | 769-0015 | 内科・小児科                                                                                                |
| 森田内科医院           | 若葉 1-39-1                    | 767-2811 | 内科                                                                                                    |
| 前田クリニック<br>耳鼻咽喉科 | 松尾台 1-2-20<br>日生中央センタービル 3 階 | 766-7133 | 耳鼻咽喉科                                                                                                 |
| 井之上眼科            | 松尾台 1-2-20<br>日生中央センタービル 3 階 | 766-7667 | 眼科                                                                                                    |
| みどりの眼科<br>クリニック  | 紫合字東垣内 400                   | 744-0360 | 眼科                                                                                                    |
| 安達歯科医院(若葉)       | 若葉 1-30-7                    | 766-0291 | 歯科一般・小児歯科・矯<br>正歯科                                                                                    |
| 安達歯科医院(伏見台)      | 伏見台 1-666-1                  | 766-1206 | 歯科一般・小児歯科・矯<br>正歯科                                                                                    |
| あだち歯科            | 笹尾字加門田 31-4                  | 768-2600 | 歯科一般・小児歯科・矯<br>正歯科                                                                                    |
| 北村耳鼻咽喉科          | 若葉 1 - 3 9 - 1               | 766-8751 | 耳鼻咽喉科                                                                                                 |
| ソノ歯科クリニック        | 白金 3-16-4                    | 767-4180 | 歯科一般・小児歯科・矯<br>正歯科                                                                                    |
| 米村歯科医院           | 白金 2-1 イオンモール<br>猪名川店 3 階    | 765-1184 | 歯科                                                                                                    |

|                       |                                 |          |                                     |
|-----------------------|---------------------------------|----------|-------------------------------------|
| こたけ整形外科<br>クリニック      | 広根字中突田 17-1                     | 767-2221 | 整形外科・リハビリテーション科・リウマチ科               |
| 生駒クリニック               | 松尾台 1-2-20<br>日生中央センタービル 2 階    | 767-2555 | 内科・呼吸器内科                            |
| やの歯科                  | 若葉 2-173-70                     | 766-4182 | 歯科一般・小児歯科・矯正歯科                      |
| 整形外科ひぐち<br>クリニック      | 伏見台 1-1-56                      | 766-2800 | 整形外科・外科<br>リウマチ科                    |
| 西岡内科在宅<br>クリニック       | 伏見台 1-1-56                      | 766-9919 | 内科・救急科・皮膚科                          |
| ふるさと透析診療所             | 広根字北后久 2                        | 765-3324 | 腎臓内科（人工透析）・内科・循環器内科・肛門外科・リハビリテーション科 |
| やながわ整形外科<br>リハビリクリニック | 白金 3-2-3                        | 765-2020 | 整形外科・リハビリテーション科・リウマチ科               |
| はやし皮フ科クリニック           | 松尾台 1-2-20<br>日生中央センタービル<br>1 階 | 767-2336 | 皮フ科・小児皮フ科                           |
| くがい歯科                 | 若葉 1-2-6                        | 766-7575 | 歯科一般・小児歯科・口腔外科                      |

## 関西電力送配電株式会社事務所一覧

| 名 称     | 所在地                    | 連絡電話番号        |
|---------|------------------------|---------------|
| 阪神配電営業所 | 尼崎市西長洲町 2 丁目 33 番 60 号 | 0800-777-3081 |
| 三田配電営業所 | 三田市福島字宮野前 501-26       | 0800-777-3081 |

## 地域別避難所等一覧

| 自治会名     | 人口    | 一時避難地                           | 緊急避難所      | 第 1 避難所                                                 | 第 2 避難所                                                                                                                                                                                                            |
|----------|-------|---------------------------------|------------|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 紫 合      | 268   |                                 | 紫合公会堂      | 猪名川小学校<br>松尾台小学校<br>つつじが丘小学校<br>白金小学校<br>楊津小学校<br>大島小学校 | 猪名川幼稚園<br>猪名川中学校<br>猪名川甲英<br>高等学院<br>(旧阿古谷小学校)<br>社会福祉会館<br>清陵中学校<br>猪名川町 B & G<br>海洋センター<br>スポーツセンター<br>六瀬ほしのさと小学校<br>(旧六瀬中学校)<br>猪名川高等学校<br>猪名川保育園<br>文化体育館<br>生涯学習センター<br>六瀬総合センター<br>六瀬幼稚園<br>奥猪名健康の郷<br>柏原公民館 |
| 柏梨田      | 189   |                                 | 柏梨田公会堂     |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 上 野      | 120   |                                 | 上野公会堂      |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 広 根      | 241   |                                 | 広根公会堂      |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 広根ニューハイツ | 157   |                                 |            |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 若 葉      | 3,423 | さんさん公園<br>大原公園                  |            |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| パークタウン東  | 1,072 | せせらぎ公園                          |            |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 民 田      | 43    |                                 | 民田自治会館・善久寺 |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 上阿古谷     | 116   |                                 | 阿古谷まち協会館   |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 下阿古谷     | 68    |                                 | 下阿古谷集落センター |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 猪名川荘苑    | 600   | なかよし公園                          | 猪名川荘苑自治会館  |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 原        | 313   |                                 | 原公会堂       |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 松尾台      | 3,196 | うぐいす池公園<br>松尾台公園                | 松尾台集会所     |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 内馬場      | 77    |                                 | 正林寺        |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 伏見台      | 3,628 | 伏見台北公園<br>伏見台南公園                |            |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 猪 渕      | 73    |                                 | 猪渕自治会館     |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 肝 川      | 62    |                                 | 肝川自治会館     |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 差 組      | 81    |                                 | 差組自治会館     |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 猪名川台     | 352   | 猪名川台北公園<br>猪名川台南公園              | 猪名川台自治会館   |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| つつじが丘    | 5,285 | 向山公園<br>のびのび公園                  | つつじが丘自治会館  |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 北田原      | 154   |                                 |            |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 南田原      | 78    |                                 | 南田原公会堂     |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 北 野      | 105   |                                 | 北野集会所      |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 銀 山      | 25    |                                 | 銀山公会堂      |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 白 金      | 6,343 | みはらし公園<br>網の塔公園<br>光の公園<br>風の公園 |            |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |

| 自治会名           | 人口     | 一時避難地            | 緊急避難所             | 第 1 避難所                                                 | 第 2 避難所                                                                                                                                                                                                            |
|----------------|--------|------------------|-------------------|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 万 善            | 74     |                  | 天乳寺               |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 万善荘            | 23     | 道の駅いながわ          | 天乳寺               |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| ハウズィ猪名川        | 62     |                  |                   |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 木 津            | 89     |                  | 木津集会所             |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 槻 並            | 179    |                  | 槻並自治会館            |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 木津上            | 139    |                  | 木津上会館             |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 東 山            | 262    | 東山公園             | 東山自治会館            |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 朽 原            | 94     |                  | 朽原自治会館            |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 木間生            | 30     |                  | 木間生自治会館           |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 林 田            | 38     |                  | 林田公会堂、<br>メープル猪名川 |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 猪名川<br>グリーンランド | 120    |                  | メープル猪名川           | 猪名川小学校<br>松尾台小学校<br>つつじが丘小学校<br>白金小学校<br>楊津小学校<br>大島小学校 | 猪名川幼稚園<br>猪名川中学校<br>猪名川甲英<br>高等学院<br>(旧阿古谷小学校)<br>社会福祉会館<br>清陵中学校<br>猪名川町 B & G<br>海洋センター<br>スポーツセンター<br>六瀬ほしのさと小学校<br>(旧六瀬中学校)<br>猪名川高等学校<br>猪名川保育園<br>文化体育館<br>生涯学習センター<br>六瀬総合センター<br>六瀬幼稚園<br>奥猪名健康の郷<br>柏原公民館 |
| 笹 尾            | 246    | 児童公園             | 春日神社              |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| アイティン笹尾        | 119    |                  |                   |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 清 水            | 309    |                  | 清水公民館             |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 清水東            | 72     | 児童公園             | 清水東会館             |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 仁頂寺            | 66     |                  | ※大島小学校            |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 島              | 238    |                  | ※大島小学校            |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 鎌 倉            | 95     |                  | 鎌倉自治会館            |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 杉 生            | 281    |                  | 杉生自治会館            |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 西 畑            | 87     |                  | 西畑公会堂             |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 旭ヶ丘            | 766    | たんぼぼ公園<br>すいせん公園 | 旭ヶ丘自治会館           |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 尾 花            | 29     |                  | ※大島小学校            |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 川 向            | 33     |                  | ※大島小学校            |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 柏 原            | 183    |                  | 柏原公民館             |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
| 計 (人口)         | 29,317 |                  |                   |                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |

※大島小学校区まちづくり協議会(大島まち協)、大島小学校、猪名川町の三者協定に基づき、大島まち協会長の申し出により、大島小学校の総合学習室、体育館、及び大島小学校の指定する区域を緊急避難所として開設する

- 注
- 1 一時避難地は、コミュニティ防災拠点又は避難所に至るまでに一時的に避難できる概ね 500 m<sup>2</sup>以上の公園、広場とする。
  - 2 住民は、第 1 避難所に避難するものとし、第 1 避難所の収容人員を超えたときは、第 2 避難所に移動するものとする。
  - 3 第 1 避難所及び第 2 避難所の収容人員を超えたときは、特別教室等を使用し、収容人員の増員を図るとともに、他の地区の収容人員に余裕のある避難所に移

動する。

- 4 緊急避難所は指定避難所（公共施設の避難所）が開設できない状況で避難する場合に地域住民等が開設する避難所。
- 5 人口は令和 5 年 5 月末現在。



## 指定避難所・指定福祉避難所

## (1) 指定避難所一覧

| No. | 名 称           | 電話<br>番号 | 使用室  |                 | 面積<br>(㎡) | 収容人員<br>(人) |     |
|-----|---------------|----------|------|-----------------|-----------|-------------|-----|
|     |               |          | 用途   | 開放区域            |           |             |     |
| ①   | 猪名川小学校        | 766-0014 | 一 般  | 体育館             | 672       | 192         | 704 |
|     |               |          | 要援護者 | 留守家庭児童育成室       | 65        | 19          |     |
|     |               |          | 救護所  | 保健室             | 65        | 19          |     |
|     |               |          | 運営本部 | 相談室             | 65        | 19          |     |
|     |               |          | その他  | 普通教室 27         | 1,728     | 494         |     |
| ②   | 猪名川甲英<br>高等学院 | 767-2266 | 一 般  | アリーナ            | 530       | 151         | 172 |
|     |               |          | 要援護者 | 更衣室             | 72        | 21          |     |
|     |               |          | 救護所  | 保健室             | 56        | 16          |     |
|     |               |          | 運営本部 | 図工室             | 72        | 21          |     |
| ③   | 楊津小学校         | 768-0010 | 一 般  | 体育館             | 456       | 130         | 301 |
|     |               |          | 要援護者 | PTA ルーム         | 84        | 24          |     |
|     |               |          | 救護所  | 保健室             | 53        | 15          |     |
|     |               |          | 運営本部 | 新学習室            | 55        | 16          |     |
|     |               |          | その他  | 普通教室 8          | 512       | 146         |     |
| ④   | 大島小学校         | 769-0025 | 一 般  | 体育館             | 475       | 136         | 269 |
|     |               |          | 要援護者 | 総合教室            | 83        | 24          |     |
|     |               |          | 救護所  | 保健室             | 60        | 17          |     |
|     |               |          | 運営本部 | 児童会室            | 66        | 19          |     |
|     |               |          | その他  | 普通教室 6          | 384       | 110         |     |
| ⑤   | 松尾台小学校        | 766-1766 | 一 般  | 体育館             | 784       | 224         | 809 |
|     |               |          | 要援護者 | 1 年生学年教室        | 64        | 18          |     |
|     |               |          | 救護所  | 保健室             | 64        | 18          |     |
|     |               |          | 運営本部 | PTA ルーム         | 67        | 19          |     |
|     |               |          | その他  | 普通教室 31         | 1,984     | 567         |     |
| ⑥   | 白金小学校         | 766-7188 | 一 般  | 体育館             | 651       | 186         | 700 |
|     |               |          | 要援護者 | 多目的ホール          | 200       | 57          |     |
|     |               |          | 救護所  | 保健室             | 64        | 18          |     |
|     |               |          | 運営本部 | 図工室             | 96        | 27          |     |
|     |               |          | その他  | 普通教室 25         | 1,600     | 457         |     |
| ⑦   | つつじが丘<br>小学校  | 766-6667 | 一 般  | 体育館             | 632       | 181         | 674 |
|     |               |          | 要援護者 | 1 年 1 組・2 年 1 組 | 128       | 37          |     |
|     |               |          | 救護所  | 保健室             | 64        | 18          |     |
|     |               |          | 運営本部 | チャレンジルーム        | 32        | 9           |     |
|     |               |          | その他  | 普通教室 25         | 1,600     | 457         |     |

| No. | 名 称            | 電話<br>番号 | 使用室  |                | 面積<br>(㎡) | 収容人員<br>(人) |     |
|-----|----------------|----------|------|----------------|-----------|-------------|-----|
|     |                |          | 用途   | 開放区域           |           |             |     |
| ⑧   | 清陵中学校          | 766-0016 | 一 般  | 体育館            | 719       | 205         | 672 |
|     |                |          |      | 武道館            | 300       | 86          |     |
|     |                |          | 要援護者 | 校務員室           | 36        | 10          |     |
|     |                |          | 救護所  | 保健室            | 72        | 21          |     |
|     |                |          | 運営本部 | 会議室            | 72        | 21          |     |
|     |                |          | その他  | 普通教室 18        | 1,296     | 370         |     |
| ⑨   | 六瀬ほしのさと<br>小学校 | 768-0024 | 一 般  | 体育館            | 610       | 174         | 579 |
|     |                |          |      | 六義館            | 403       | 115         |     |
|     |                |          |      | 多目的ホール         | 151       | 43          |     |
|     |                |          | 要援護者 | 第1・第2学習室       | 144       | 41          |     |
|     |                |          | 救護所  | 保健室            | 43        | 12          |     |
|     |                |          | 運営本部 | 武道場・PTA室       | 51        | 15          |     |
|     |                |          | その他  | 普通教室 10        | 720       | 206         |     |
| ⑩   | 猪名川中学校         | 766-4000 | 一 般  | 体育館            | 810       | 231         | 931 |
|     |                |          |      | 北棟1階・2階ワークスペース | 292       | 83          |     |
|     |                |          |      | 北棟1階多目的ホール     | 331       | 95          |     |
|     |                |          | 要援護者 | ひだまり学級・ふれあい教室  | 96        | 27          |     |
|     |                |          | 救護所  | 保健室            | 55        | 16          |     |
|     |                |          | 運営本部 | 会議室            | 36        | 10          |     |
|     |                |          | その他  | 普通教室 24        | 1,728     | 494         |     |
| ⑪   | 猪名川幼稚園         | 766-3899 | 一 般  | 体育館            | 120       | 34          | 103 |
|     |                |          | 要援護者 | 該当なし           | -         | -           |     |
|     |                |          | 救護所  | 保健室            | 28        | 8           |     |
|     |                |          | 運営本部 | 1階会議室          | 32        | 9           |     |
|     |                |          | その他  | 保育室 4          | 240       | 69          |     |
| ⑫   | 六瀬幼稚園<br>※1    | 768-0369 | 一 般  | 遊戯室            | 144       | 41          | 110 |
|     |                |          |      | PTA室           | 60        | 17          |     |
|     |                |          |      | 子育て支援ルーム       | 60        | 17          |     |
|     |                |          | 要援護者 | うさぎ組教室         | 60        | 17          |     |
|     |                |          | 救護所  | 保健室            | 24        | 7           |     |
|     |                |          | 運営本部 | 会議室            | 40        | 11          |     |
|     |                |          | その他  | 保育室 1          | 60        | 17          |     |
| ⑬   | 猪名川保育園         | 766-0292 |      | 保育室 6          | 217       | 62          | 62  |
| ⑭   | 猪名川<br>高等学校    | 766-0101 |      | 普通教室 21        | 1,323     | 378         | 883 |
|     |                |          |      | 屋内運動場          | 1,015     | 290         |     |
|     |                |          |      | 柔剣道場           | 385       | 110         |     |
|     |                |          |      | トレーニング室        | 135       | 39          |     |
|     |                |          |      | 生徒集会室          | 232       | 66          |     |

| No. | 名 称                | 電話<br>番号 | 使用室 |            | 面積<br>(㎡) | 収容人員<br>(人) |     |
|-----|--------------------|----------|-----|------------|-----------|-------------|-----|
|     |                    |          | 用途  | 開放区域       |           |             |     |
| ⑮   | 社会福社会館<br>※ 2      | 766-0239 |     | 大会議室       | 325       | 92          | 158 |
|     |                    |          |     | 講義室        | 75        | 21          |     |
|     |                    |          |     | 講習室        | 63        | 18          |     |
|     |                    |          |     | 2 階会議室     | 78        | 22          |     |
|     |                    |          |     | 2 和室       | 19        | 5           |     |
| ⑯   | 生涯学習<br>センター       | 766-8432 |     | 大会議室       | 84        | 24          | 116 |
|     |                    |          |     | ミーティングルーム  | 56        | 16          |     |
|     |                    |          |     | 工作室        | 75        | 21          |     |
|     |                    |          |     | 講座室        | 60        | 17          |     |
|     |                    |          |     | 視聴覚ホール     | 130       | 37          |     |
| ⑰   | スポーツ<br>センター       | 768-2277 |     | アリーナ       | 891       | 255         | 349 |
|     |                    |          |     | 多目的室       | 225       | 64          |     |
|     |                    |          |     | トレーニングルーム  | 105       | 30          |     |
| ⑱   | 文化体育館<br>(イナホール)   | 766-7400 |     | 大ホール       | 1,009     | 288         | 384 |
|     |                    |          |     | 小ホール       | 201       | 57          |     |
|     |                    |          |     | 会議室        | 134       | 38          |     |
| ⑲   | 六瀬総合<br>センター       | 768-0001 |     | 多目的室 A     | 117       | 33          | 53  |
|     |                    |          |     | コミュニティスペース | 69        | 20          |     |
| ⑳   | 猪名川町<br>B&G 海洋センター | 767-4100 |     | トレーニング室    | 134       | 38          | 38  |
| ㉑   | 柏原公民館              | 769-0252 |     | 大会議室       | 113       | 32          | 32  |
|     |                    |          |     | 小会議室       | 21        | 6           |     |
| ㉒   | 兵庫県立<br>奥猪名健康の郷    | 769-0485 |     | 体育館        | 636       | -           | -   |

(2) 指定福祉避難所一覧

| No. | 名 称                   | 電話<br>番号 | 使用室 |        | 面積<br>(㎡) | 収容人員<br>(人) |     |
|-----|-----------------------|----------|-----|--------|-----------|-------------|-----|
|     |                       |          | 用途  | 開放区域   |           |             |     |
| ㉓   | 総合福祉センタ<br>(ゆうあいセンター) | 766-1200 |     | 教養娯楽室  | 264       | 75          | 135 |
|     |                       |          |     | 食堂     | 213       | 60          |     |
| ㉔   | ソーシャルフ<br>ァームかがや<br>き | 764-7454 |     | 2 階集会場 | 95        | 27          | 27  |

注：1 普通教室は 1 室を小学校 64 ㎡(8m×8m)、中学校 72 ㎡(8m×9m)、高等学校 63 ㎡(7m×9m)、保育室は 1 室を 60 ㎡(7.5m×8m)として算定した。

また、普通教室の数は、現行の使用状況ではなく生徒の増員によって普通教室として使用できる最大の数とした。

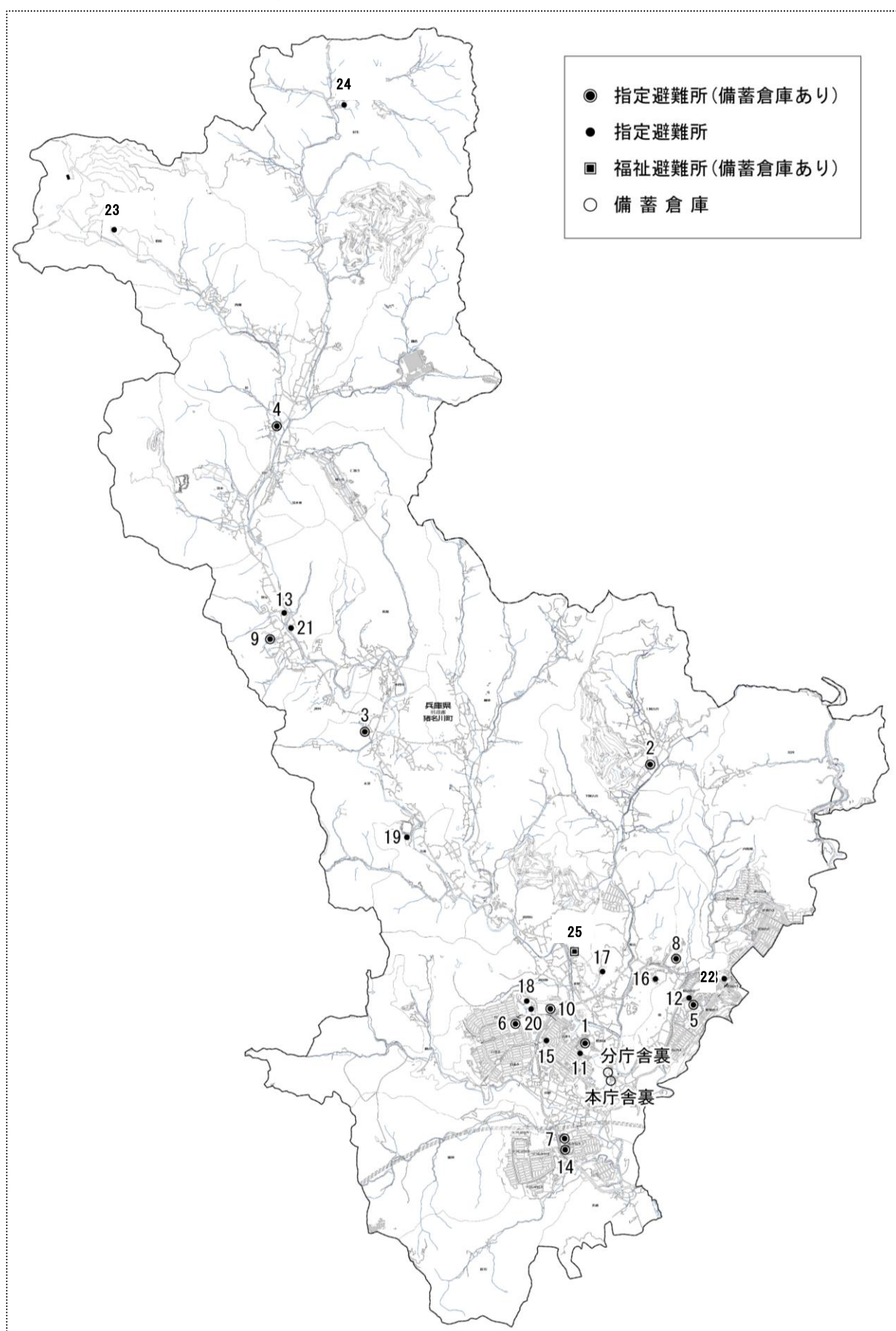
2 収容人員は 1 人当たり 3.5 ㎡として算定した。

3 特別教室等は、利用形態が様々であり、場合によっては備品等の移動をしな

ければならないため、初期段階の避難所としては使用しないこととした。

- 4 ※1 水害時は、浸水想定区域に該当するため避難所適用外
- 5 ※2 地震時は、現在の耐震基準を満たしていないため避難所適用外
- 6 避難所 No に○がついている避難所は、避難者用特設公衆電話回線を敷設している避難所

(3) 避難所・食糧備蓄倉庫位置図



## 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

### (1) 要配慮者利用施設の範囲

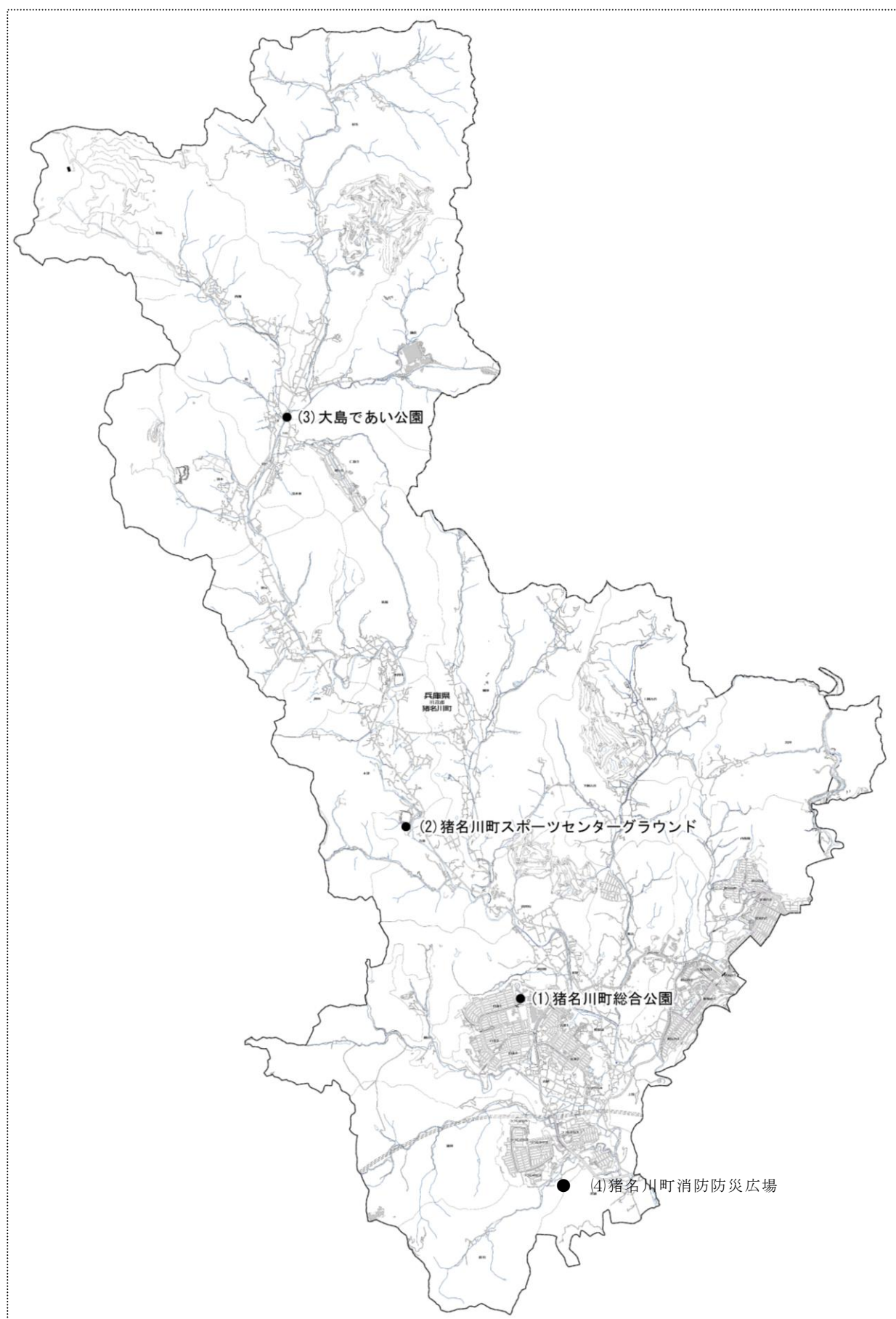
水防法に基づく浸水想定区域内及び土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に所在する次の施設とする。

|        |                            |
|--------|----------------------------|
| 社会福祉施設 | 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障害児・者施設等 |
| 学校     | 幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）         |
| 医療施設   | 病院、診療所（有床に限る）              |

### (2) 浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

| 名称             | 住所                | 電話番号     | 施設の区分  | 浸水 | 土砂災害 |
|----------------|-------------------|----------|--------|----|------|
| 六瀬幼稚園          | 笹尾字加門田 6          | 768-0369 | 学校     | ○  | ○    |
| 子育て支援センター      | 柏梨田字イクシ 124-1     | 766-7800 | 社会福祉施設 | ○  |      |
| 一本松            | 万善字一本松 12-13      | 768-1055 | 社会福祉施設 |    | ○    |
| オアシス猪名川        | 上野字北畑 43          | 766-8001 | 社会福祉施設 |    | ○    |
| デイサービスなごみ      | 島字川向 2-4          | 769-1753 | 社会福祉施設 | ○  |      |
| 放課後等デイサービス 空   | 柏梨田字ハザマ 175 番地の 1 | 702-7220 | 社会福祉施設 |    | ○    |
| 天河草子           | 伏見台 1-1-70        | 765-2225 | 社会福祉施設 |    | ○    |
| ふれあい大島         | 鎌倉字大道 20-2        | 769-0021 | 社会福祉施設 | ○  |      |
| グループホームせいふう北田原 | 北田原字内田 230 番地     | 767-2310 | 社会福祉施設 | ○  |      |
| そらりおファーム       | 差組字大平井 131        | 766-0057 | 社会福祉施設 | ○  |      |
| ソーシャルファームかがやき  | 柏梨田前ヶ谷 167-2      | 744-6811 | 社会福祉施設 |    | ○    |

## 災害対策用ヘリコプター臨時離着陸場適地



## 応急仮設住宅建設候補地

### (1) 応急仮設住宅建設候補地一覧

| No. | 候補地               | 所在地             | 町管理課  | 有効面積                  | 戸 数   |
|-----|-------------------|-----------------|-------|-----------------------|-------|
| 1   | 伏見池公園             | 伏見台 4-4-37      | 建設課   | 2,800 m <sup>2</sup>  | 28 戸  |
| 2   | 大原公園              | 若葉 1-183        | 建設課   | 5,660 m <sup>2</sup>  | 56 戸  |
| 3   | 向山公園              | つつじが丘<br>2-36-2 | 建設課   | 5,088 m <sup>2</sup>  | 50 戸  |
| 4   | 登り尾公園             | 白金 2-113-49     | 建設課   | 3,515 m <sup>2</sup>  | 35 戸  |
| 5   | つつじが丘多目的広場        | つつじが丘 2-40      | 地域交流課 | 8,448 m <sup>2</sup>  | 84 戸  |
| 6   | スポーツセンター<br>グラウンド | 木津字向井山<br>20-1  | 地域交流課 | 15,445 m <sup>2</sup> | 154 戸 |

※建設可能戸数は有効面積を応急仮設住宅一戸当たり 100 m<sup>2</sup>で割った場合の計算

### (2) 応急仮設住宅建設候補地位置図





## 消防・水利施設一覧

## (1) 消防ポンプ等の保有数

| 種 類         | 台 数 | 配置場所   |
|-------------|-----|--------|
| 消防ポンプ自動車    | 2   | 消防署    |
| 救急車         | 1   | 〃      |
| 救助工作車       | 1   | 〃      |
| はしご車        | 1   | 〃      |
| 資機材搬送車      | 1   | 〃      |
| 指揮車         | 1   | 〃      |
| 広報車         | 1   | 〃      |
| 防災車         | 1   | 〃      |
| 小型動力ポンプ     | 2   | 〃      |
| 消防ポンプ自動車    | 2※  | 北出張所   |
| 救急自動車       | 2※  | 〃      |
| 小型動力ポンプ     | 1   | 〃      |
| 資機材搬送車      | 1   | 〃      |
| 小型動力ポンプ付積載車 | 30  | 各消防分団庫 |

※各 1 台は予備車輛

## (2) 消防水利の概要

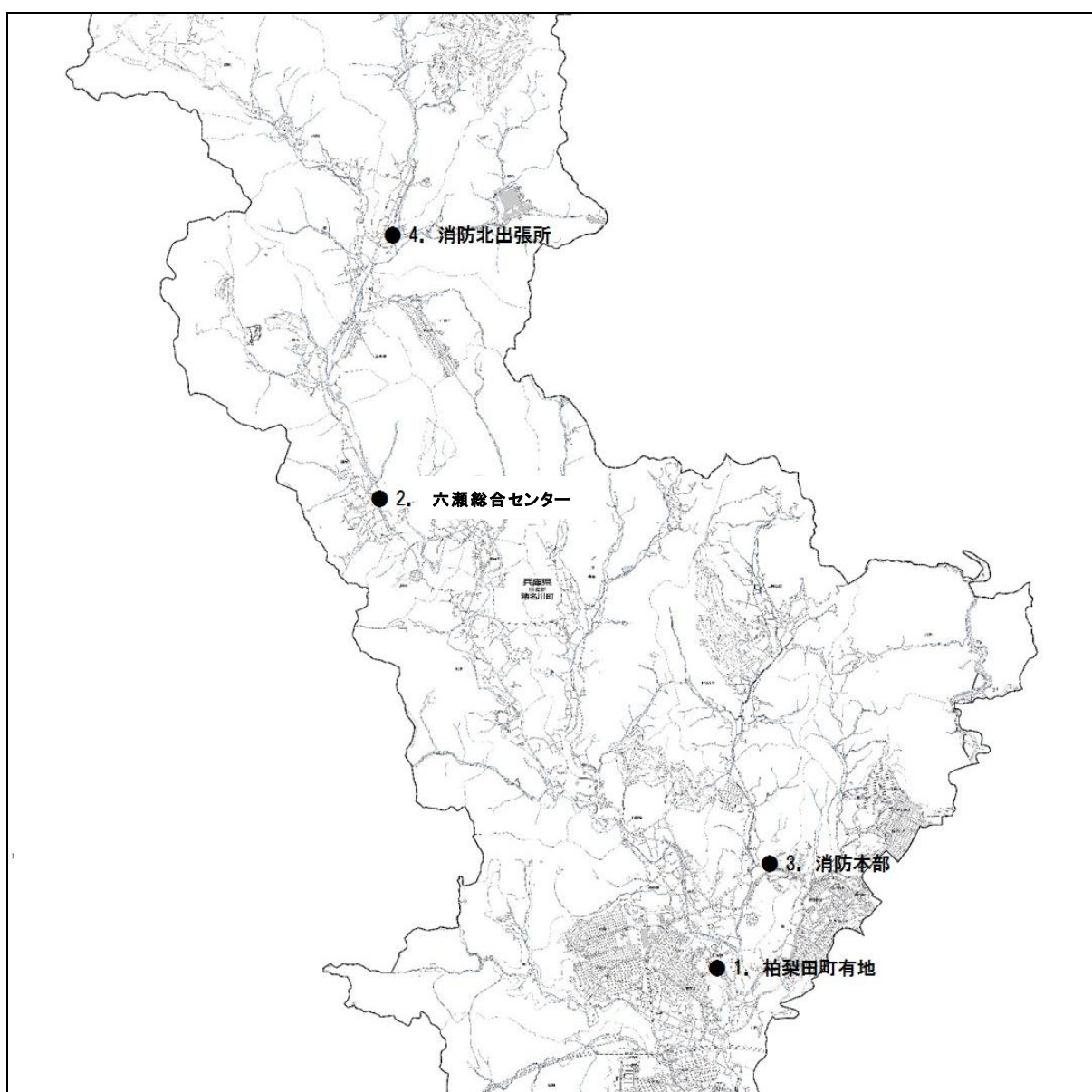
| 種 別  | 数 量                                               |       |
|------|---------------------------------------------------|-------|
| 消火栓  | 603 基（内基準適合 430 基）                                |       |
| 防火水槽 | 40 立方 <sup>メートル</sup> ～100 立方 <sup>メートル</sup> 級未満 | 191 基 |
|      | 100 立方 <sup>メートル</sup> 以上                         | 5 基   |
| プール  | 12 箇所                                             |       |

## 土のう備蓄箇所

## (1) 土のう備蓄箇所一覧

| No. | 土のう設置箇所      | 所在地          | 備蓄数   |
|-----|--------------|--------------|-------|
| 1   | 柏梨田町有地       | 柏梨田字塩井 222-1 | 500   |
| 2   | 猪名川町クリーンセンター | 槻並字姫ヶ尾 2-4   | 250   |
| 3   | 六瀬総合センター     | 笹尾字黒添エ 22-1  | 100   |
| 4   | 消防本部         | 紫合字古津側山 4-10 | 2,600 |
| 5   | 消防北出張所       | 鎌倉字横大道 20-1  | 1,000 |

## (2) 土のう備蓄箇所位置図



## 雨量・水位計設置箇所

## (1) 雨量・水位計設置箇所一覧

| No. | 観測所  | 設置箇所                       | 観測内容  | 設置者  |
|-----|------|----------------------------|-------|------|
| 1   | 柏梨田  | 柏梨田字高関地内（柏梨田橋付近）           | 雨量・水位 | 猪名川町 |
| 2   | 笹尾   | 笹尾字大作地内（六瀬ほしのさと小学校屋上）      | 雨量    | 猪名川町 |
| 3   | 笹尾   | 笹尾字ヘイソヘ地内                  | 水位    | 猪名川町 |
| 4   | 島    | 島字柘鳴美地内<br>（大島小学校グラウンド横河川） | 雨量・水位 | 猪名川町 |
| 5   | 差組   | 差組向イ地内                     | 雨量・水位 | 猪名川町 |
| 6   | 原    | 松尾台 4 丁目地内                 | 雨量・水位 | 猪名川町 |
| 7   | 槻並   | 槻並字田畑地内                    | 雨量・水位 | 猪名川町 |
| 8   | 下阿古谷 | 下阿古谷字明神前地内                 | 雨量・水位 | 猪名川町 |
| 9   | 南田原  | 紫合字溝口地内（南田原橋付近）            | 雨量・水位 | 国    |
| 1 0 | 大島   | 島字西尾山<br>（大島小学校から西へ約 600m） | 雨量    | 国    |
| 1 1 | 伏見台  | 伏見台 1 丁目地内（伏見台配水池内）        | 雨量    | 兵庫県  |
| 1 2 | 楊津   | 木津字東山地内（三宝院付近）             | 雨量    | 兵庫県  |
| 1 3 | 清水   | 清水字馬場地内（薬師橋付近）             | 雨量    | 兵庫県  |

町有車両一覧表

| 番号 | 車名          | メーカー | ナンバー             | 種別   | 用途   | 特殊 | 管理担当課      |
|----|-------------|------|------------------|------|------|----|------------|
| 0  | 日野リエッセⅡ     | 日野   | 神戸 200<br>さ 3316 | 1 普通 | 3 乗合 |    | 総務防災課※     |
| 2  | クラウン HV     | トヨタ  | 神戸 302<br>む 9506 | 1 普通 | 1 乗用 |    | 総務防災課      |
| 3  | クラウン        | トヨタ  | 神戸 331<br>つ 1758 | 1 普通 | 1 乗用 |    | 総務防災課      |
| 5  | エブリィ        | スズキ  | 神戸 480<br>て 5029 | 3 軽  | 2 貨物 |    | 総務防災課※     |
| 7  | ハイゼット       | ダイハツ | 神戸 480<br>む 4161 | 3 軽  | 2 貨物 |    | クリーンセンター※  |
| 8  | スペーシア       | スズキ  | 神戸 58A<br>け 1274 | 3 軽  | 1 乗用 |    | 保健センター※    |
| 9  | エブリィ        | スズキ  | 神戸 480<br>の 7369 | 3 軽  | 2 貨物 |    | 総務防災課※     |
| 10 | ハイゼット清掃ダンプ  | ダイハツ | 神戸 480<br>め 8215 | 3 軽  | 2 貨物 |    | 総務防災課※     |
| 11 | ヴィッツ HV     | トヨタ  | 神戸 504<br>ぬ 4505 | 2 小型 | 1 乗用 |    | 総務防災課※     |
| 12 | ミニキャブ<br>バン | 三菱   | 神戸 480<br>ち 5247 | 3 軽  | 2 貨物 |    | 総務防災課      |
| 13 | アルト         | スズキ  | 神戸 580<br>け・905  | 3 軽  | 1 乗用 |    | 文化体育館※     |
| 14 | エブリィ        | スズキ  | 神戸 480<br>ひ 5958 | 3 軽  | 2 貨物 |    | 保育園※       |
| 15 | ハイゼット       | ダイハツ | 神戸 480<br>ま 2707 | 3 軽  | 2 貨物 |    | 総務防災課※     |
| 16 | ハイゼット       | ダイハツ | 神戸 480<br>め 7237 | 3 軽  | 2 貨物 |    | 総務防災課※     |
| 17 | ハイゼット       | ダイハツ | 神戸 480<br>め 3321 | 3 軽  | 2 貨物 |    | 総務防災課※     |
| 18 | タウンエースバン    | トヨタ  | 神戸 400<br>ほ 5785 | 2 小型 | 2 貨物 |    | 総務防災課※     |
| 19 | ハイゼット       | ダイハツ | 神戸 480<br>も 794  | 3 軽  | 2 貨物 |    | 総務防災課※     |
| 20 | キャリー        | スズキ  | 神戸 480<br>の 7368 | 3 軽  | 2 貨物 |    | 総務防災課※     |
| 28 | アルト         | スズキ  | 神戸 58A<br>け 1275 | 3 軽  | 1 乗用 |    | 子育て支援センター※ |
| 29 | エブリィ        | スズキ  | 神戸 480<br>ま 3018 | 3 軽  | 1 乗用 |    | 総務防災課※     |
| 45 | ハイエースバン     | トヨタ  | 神戸 400<br>ぬ 6518 | 2 小型 | 2 貨物 |    | 総務防災課※     |
| 70 | キャリー        | スズキ  | 神戸 480<br>ね 4165 | 3 軽  | 2 貨物 |    | 総務防災課※     |
| 71 | アルト         | スズキ  | 神戸 580<br>け 6360 | 3 軽  | 1 乗用 |    | 保健センター※    |

|     |            |         |                       |      |      |       |           |
|-----|------------|---------|-----------------------|------|------|-------|-----------|
| 72  | プリウス       | トヨタ     | 神戸 3 0 2<br>て 9 3 5 0 | 1 普通 | 1 乗用 |       | 総務防災課※    |
| 73  | カローラフィールダー | トヨタ     | 神戸 5 0 3<br>せ 6 6 1 0 | 2 小型 | 1 乗用 |       | 図書館※      |
| 75  | ムーヴ        | ダイハツ    | 神戸 5 8 2<br>む 2 6 3 2 | 3 軽  | 1 乗用 |       | 総務防災課※    |
| 76  | R A V 4    | トヨタ     | 神戸 3 0 4<br>や 2 8 7 0 | 1 普通 | 1 乗用 |       | 総務防災課     |
| 77  | サクラ        | 日産      | 神戸 5 8 2<br>ゆ 3 1 7 2 | 3 軽  | 1 乗用 |       | 総務防災課※    |
| 78  | e K ワゴン    | 三菱      | 神戸 5 8 0<br>ゆ 2 6 0 5 | 3 軽  | 1 乗用 |       | 日生連絡所     |
| 79  | マーチ        | 日産      | 神戸 5 0 2<br>と 8 1 9 7 | 2 小型 | 1 乗用 |       | 保健センター    |
| 83  | ルークス       | 日産      | 神戸 5 8 A<br>う 5 3 5 2 | 3 軽  | 1 乗用 |       | 総務防災課※    |
| 86  | ムーヴ        | ダイハツ    | 神戸 5 8 2<br>ひ 4 5 0 2 | 3 軽  | 1 乗用 |       | 六瀬総合センター※ |
| 91  | エクストレイル    | 日産      | 神戸 8 0 0<br>ち 4 2 0   | 1 普通 | 4 特殊 | 4 その他 | 総務防災課※    |
| 92  | ハイエース      | トヨタ     | 神戸 3 0 1<br>に 8 5 0 4 | 1 普通 | 1 乗用 |       | 六瀬幼稚園     |
| 93  | ヴェルファイア    | トヨタ     | 神戸 3 0 2<br>ゆ 9 0 1 8 | 1 普通 | 1 乗用 |       | 総務防災課     |
| 95  | プリウス       | トヨタ     | 神戸 3 0 3<br>そ 4 9 1 4 | 1 普通 | 1 乗用 |       | 総務防災課     |
| 200 | キャンター      | 三菱      | 神戸 1 0 0<br>ち 8 4 8 1 | 1 普通 | 2 貨物 |       | 総務防災課     |
| 999 | スマートD i o  | ホンダ     | 猪名川町<br>た 2 8 8       | 5 原付 | 50CC |       | 総務防災課     |
| *** | エルフミオ      | いすゞ     | 神戸 1 0 0<br>ち 9 6 5 1 | 1 普通 | 2 貨物 |       | 道の駅いながわ   |
| *** | 加工フルトレーラ   | T K K X | 神戸 8 0 0<br>る 1 6 2 7 | 1 普通 | 4 特殊 | 4 その他 | 道の駅いながわ   |
| *** | パワーショベル    | ヤンマー    | 未登録<br>(vi025-6c)     | 4 大型 | 4 特殊 | 4 その他 | クリーンセンター  |
| *** | エルフ        | いすゞ     | 神戸 4 0 0<br>む 4 7 6 7 | 2 小型 | 2 貨物 |       | クリーンセンター  |
| 30  | ハイゼット      | ダイハツ    | 神戸 4 8 0<br>の 2 2 3 1 | 3 軽  | 2 貨物 |       | 上下水道課     |
| 31  | ハイゼット      | ダイハツ    | 神戸 4 8 0<br>は 9 2 8 2 | 3 軽  | 2 貨物 |       | 上下水道課     |
| 32  | ハイゼット      | ダイハツ    | 神戸 4 8 0<br>ふ 4 9 6 4 | 3 軽  | 2 貨物 |       | 上下水道課     |
| 33  | ミニキャブ      | 三菱      | 神戸 4 8 0<br>す・1 6 8   | 3 軽  | 2 貨物 |       | 上下水道課     |
| 34  | カローラランクス   | トヨタ     | 神戸 5 0 1<br>の 9 2 2 4 | 2 小型 | 1 乗用 |       | 上下水道課     |
| 38  | デュトロ       | 日野      | 神戸 8 0 0<br>せ・5 1 8   | 1 普通 | 4 特殊 | 4 その他 | 上下水道課     |

|       |            |       |                |      |      |       |          |
|-------|------------|-------|----------------|------|------|-------|----------|
| 99    | NV100クリッパー | 日産    | 神戸880<br>あ3996 | 3 軽  | 2 貨物 |       | 消防本部     |
| 112   | ヴォクシー      | トヨタ   | 神戸304<br>ひ1936 | 1 普通 | 1 乗用 |       | 消防本部     |
| 猪消 11 | キャラバン      | 日産    | 神戸800<br>そ3575 | 1 普通 | 4 特殊 | 1 消防車 | 消防本部     |
| 猪消 12 | デュトロ       | 日野    | 神戸800<br>す6347 | 1 普通 | 4 特殊 | 1 消防車 | 消防本部     |
| 猪消 13 | デュトロ       | 日野    | 神戸831<br>ほ13   | 1 普通 | 4 特殊 | 1 消防車 | 消防本部     |
| 猪消 18 | キャンター      | 三菱フソウ | 神戸88<br>そ1461  | 1 普通 | 4 特殊 | 1 消防車 | 消防本部     |
| 猪消 19 | ハイエース      | トヨタ   | 神戸831<br>な9    | 1 普通 | 4 特殊 | 2 救急車 | 消防本部     |
| 猪消 45 | ハイゼット      | ダイハツ  | 神戸880<br>あ4334 | 3 軽  | 4 特殊 | 1 消防車 | 消防本部     |
| 猪消 5  | 日野プロフィア    | 日野    | 神戸802<br>の5    | 1 普通 | 4 特殊 | 1 消防車 | 消防本部     |
| 猪消 6  | レンジャー      | 日野    | 神戸831<br>む6    | 1 普通 | 4 特殊 | 1 消防車 | 消防本部     |
| 猪消 7  | カローラ       | トヨタ   | 神戸802<br>そ7    | 2 小型 | 4 特殊 | 1 消防車 | 消防本部     |
| 猪消 8  | ダイナ        | トヨタ   | 神戸804<br>む8    | 1 普通 | 4 特殊 | 1 消防車 | 消防本部     |
| 猪消 9  | ハイエース      | トヨタ   | 神戸830<br>め9    | 1 普通 | 4 特殊 | 2 救急車 | 消防本部     |
| 猪消北 3 | デュトロ       | 日野    | 神戸801<br>や3    | 1 普通 | 4 特殊 | 1 消防車 | 消防本部     |
| 猪消北 9 | ハイエース      | トヨタ   | 神戸831<br>と9    | 1 普通 | 4 特殊 | 2 救急車 | 消防本部     |
| 猪消 2  | レンジャー      | 日野    | 神戸801<br>ね2    | 1 普通 | 4 特殊 | 1 消防車 | 消防本部     |
| 50    | エルフ        | イズズ   | 神戸11<br>ね5146  | 1 普通 | 2 貨物 |       | クリーンセンター |
| 51    | フォワード      | イズズ   | 神戸800<br>せ4318 | 1 普通 | 4 特殊 | 4 その他 | クリーンセンター |
| 52    | フォワード      | イズズ   | 神戸800<br>は3266 | 1 普通 | 4 特殊 | 4 その他 | クリーンセンター |
| 54    | フォワード      | イズズ   | 神戸800<br>は5179 | 1 普通 | 4 特殊 | 4 その他 | クリーンセンター |
| 55    | ファイター      | 三菱    | 神戸88<br>せ1891  | 1 普通 | 4 特殊 | 4 その他 | クリーンセンター |
| 56    | キャンター      | 三菱    | 神戸11<br>の8412  | 1 普通 | 2 貨物 |       | クリーンセンター |
| 57    | ハイゼット清掃ダンプ | ダイハツ  | 神戸480<br>よ・347 | 3 軽  | 2 貨物 |       | クリーンセンター |
| 58    | キャンター      | 三菱    | 神戸11<br>は2546  | 1 普通 | 2 貨物 |       | クリーンセンター |
| 61    | フォワード      | イズズ   | 神戸800<br>せ2521 | 1 普通 | 4 特殊 | 4 その他 | クリーンセンター |

|     |           |          |                           |      |      |       |          |
|-----|-----------|----------|---------------------------|------|------|-------|----------|
| 62  | デュトロ      | 日野       | 神戸400<br>ま9993            | 2 小型 | 2 貨物 |       | クリーンセンター |
| 63  | コンドル      | 日産       | 神戸11<br>ぬ2756             | 1 普通 | 2 貨物 |       | クリーンセンター |
| 65  | エルフ       | イズ       | 神戸100<br>た5404            | 1 普通 | 2 貨物 |       | クリーンセンター |
| 66  | エルフ       | イズ       | 神戸11<br>の3552             | 1 普通 | 2 貨物 |       | クリーンセンター |
| 67  | ハイゼット     | ダイハツ     | 神戸480<br>す2488            | 3 軽  | 2 貨物 |       | クリーンセンター |
| *** | フォークリフト   |          | 未登録                       | 2 小型 | 4 特殊 | 4 その他 | クリーンセンター |
| *** | フォークリフト   | トヨタ      | 猪名川町<br>(特)・27            | 2 小型 | 4 特殊 | 4 その他 | クリーンセンター |
| *** | パワーショベル   | 小松       | 未登録(PC<br>120-8)<br>83197 | 4 大型 | 4 特殊 | 4 その他 | クリーンセンター |
| *** | ホイローダー    | 日本キャタプラー | 神戸000<br>る 910            | 4 大型 | 4 特殊 | 4 その他 | クリーンセンター |
| 21  | トッポ       | 三菱       | 神戸50<br>を1647             | 3 軽  | 1 乗用 |       | 給食センター   |
| 22  | デルタ       | ダイハツ     | 神戸46<br>た5051             | 2 小型 | 2 貨物 |       | 給食センター   |
| 24  | エルフ       | イズ       | 神戸100<br>ち7076            | 1 普通 | 2 貨物 |       | 給食センター   |
| 25  | キャンター     | 三菱       | 神戸100<br>さ516             | 1 普通 | 2 貨物 |       | 給食センター   |
| 27  | デュトロ      | 日野       | 神戸100<br>ち3992            | 1 普通 | 2 貨物 |       | 給食センター   |
| *** | ダイナハイブリッド | トヨタ      | 神戸100<br>す5986            | 1 普通 | 2 貨物 |       | 給食センター※  |
| *** | ダイナハイブリッド | トヨタ      | 神戸100<br>す5989            | 1 普通 | 2 貨物 |       | 給食センター※  |

※管理担当欄、課名後の※はリース車両等

## 猪名川町防災情報システム（IP 無線機）

## （1）システム概要

猪名川町防災情報システムは、町内各所に設置されてあるソフトバンク基地局を無線 LAN で中継することによって、町内全体を通信範囲とする防災行政無線の移動系無線（IP 無線機）として利用するシステム。個別呼出通話、グループ呼出通話や一斉呼出通話が可能であり、録音機能や GPS 機能における位置情報サービスを有しており、ネットワーク環境が整備されている状況であれば、PC 等の端末から動態管理が可能。また、動画や画像の撮影が可能であるので、位置情報サービスと併せることにより、端末上で災害対応現場の位置情報と画像や動画から得られる情報を同時に取得することができる。

## （2）IP 無線機端末種別

| No. | 設置場所   | 端末名    |
|-----|--------|--------|
| 1   | 総務防災課内 | 本部 1   |
| 2   | 総務防災課内 | 本部 2   |
| 3   | 総務防災課内 | 本部 3   |
| 4   | 総務防災課内 | 施設 1   |
| 5   | 総務防災課内 | 施設 2   |
| 6   | 総務防災課内 | 施設 3   |
| 7   | 総務防災課内 | 施設 4   |
| 8   | 総務防災課内 | 援護 1   |
| 9   | 総務防災課内 | 援護 2   |
| 10  | 総務防災課内 | 援護 3   |
| 11  | 総務防災課内 | 援護 4   |
| 12  | 総務防災課内 | 援護 5   |
| 13  | 総務防災課内 | 援護 6   |
| 14  | 総務防災課内 | 援護 7   |
| 15  | 総務防災課内 | 援護 8   |
| 16  | 総務防災課内 | 援護 9   |
| 17  | 総務防災課内 | 援護 1 0 |
| 18  | 総務防災課内 | 援護 1 1 |
| 19  | 総務防災課内 | 援護 1 2 |
| 20  | 総務防災課内 | 援護 1 3 |
| 21  | 総務防災課内 | 援護 1 4 |
| 22  | 総務防災課内 | 援護 1 5 |
| 23  | 総務防災課内 | 援護 1 6 |
| 24  | 総務防災課内 | 援護 1 7 |
| 25  | 総務防災課内 | 援護 1 8 |
| 26  | 総務防災課内 | 援護 1 9 |
| 27  | 総務防災課内 | 援護 2 0 |



|    |        |        |
|----|--------|--------|
| 28 | 総務防災課内 | 援護 2 1 |
| 29 | 総務防災課内 | 援護 2 2 |
| 30 | 総務防災課内 | 援護 2 3 |
| 31 | 総務防災課内 | 援護 2 4 |
| 32 | 消防本部内  | 消防団 1  |
| 33 | 消防本部内  | 消防団 2  |
| 34 | 消防本部内  | 消防団 3  |
| 35 | 消防本部内  | 消防団 4  |
| 36 | 消防本部内  | 消防団 5  |
| 37 | 消防本部内  | 消防団 6  |
| 38 | 消防本部内  | 消防団 7  |
| 39 | 消防本部内  | 消防団 8  |
| 40 | 消防本部内  | 消防団 9  |

※通信方式・周波数は以下のとおり

- ・ W-CDMA : 900MHz 帯、2.1GHz 帯
- ・ 4-LTE : 700MHz 帯、900MHz 帯、1.7GHz 帯、2.1GHz 帯
- ・ 4G : 2.5GHz 帯

## 防災情報配信システム兼自治会電子回覧板システム

### (1) システム概要

本システムは、Jアラート情報や町が発信する防災情報等をホームページや緊急速報メールに加え、ひょうご防災ネットや職員参集メール、固定電話やFAXに事前に登録している方へ同時に一括して配信するシステムである。

また、同システムで地域の回覧板を電子化して活用しており、全自治会員に対して防災情報を発信することができるので、多くの住民へ迅速な防災情報を配信することができる。

さらに、登録者へ安否を確認する内容を一斉送信することができ、回答結果を自動集計する機能を持っているため、災害発生時の地域の支援団体、自主防災組織や自治会等による安否確認が円滑に実施することができる。

## 各 倉 庫 内 備 蓄 一 覧

## 本庁舎裏防災倉庫備蓄一覧

| 品 名              | 数 量     | 品 名                              | 数 量                |
|------------------|---------|----------------------------------|--------------------|
| 安心米              | 1,000 食 | 真空パッタオル                          | 200 枚              |
| 保存用ビスコ           | 600 袋   | パッタ毛布                            | 200 枚              |
| ペットボトル保存水(500mL) | 2,640 本 | スリーピングバッグ                        | 35 個               |
| 哺乳ビン (ガラス製)      | 5 本     | LED ライト                          | 10 個               |
| 災害組織用救急箱         | 10 箱    | LED ヘッドライト                       | 19 個               |
| トランジスタメガホン       | 8 台     | 合図灯                              | 30 本               |
| キャンドル            | 50 個    | メッシュベスト                          | 赤 20、緑 40、<br>橙 40 |
| 簡易トイレ(100 回分)    | 2 箱     | 避難所用アルミ敷マット<br>(1,000×1,800×8mm) | 100 枚              |
| サークルライト (スタンド付)  | 1 基     | カセットコンロ                          | 11 台               |
| 発電機              | 1 基     | カセットボンベ                          | 36 本               |

## 本庁舎裏水防倉庫備蓄一覧

| 品 名    | 数 量    | 品 名     | 数 量    |
|--------|--------|---------|--------|
| 誘導棒    | 10 本   | ゴーグル    | 9 個    |
| 水土のう袋  | 300 袋  | 防塵マスク   | 1320 枚 |
| 土のう袋   | 1200 袋 | トラロープ   | 2 巻    |
| 麻土のう袋  | 200 袋  | バケツ     | 13 個   |
| ヘルメット  | 19 個   | 投光器     | 1 基    |
| シャベル   | 9 本    | 発電機     | 2 基    |
| ブルーシート | 25 枚   | 懐中電灯    | 10 個   |
| 雨具(M)  | 19 着   | ライトスタンド | 2 脚    |
| 雨具(L)  | 20 着   | ハンマー    | 9 本    |

|         |       |          |      |
|---------|-------|----------|------|
| 雨具(LL)  | 7 着   | パール      | 5 本  |
| 軍手      | 120 組 | バチツル     | 4 本  |
| 延長リール   | 1 基   | チェーンニッパー | 2 個  |
| しっくい(小) | 2 パック | テント骨くみ   | 1 個  |
| しっくい(大) | 1 パック | 反射ベスト    | 12 着 |
| ほうき     | 4 本   |          |      |

#### 分庁舎裏倉庫備蓄一覧

| 品 名           | 数 量     | 品 名      | 数 量 |
|---------------|---------|----------|-----|
| アルコール消毒液(50%) | 450     | 温度計      | 36  |
| マスク           | 166,000 | テント型間仕切り | 130 |
| 簡易ベッド         | 20      |          |     |

#### 伏見台低区配水池備蓄一覧

| 品 名          | 数 量 | 品 名 | 数 量 |
|--------------|-----|-----|-----|
| 給水タンク(2000L) | 1   |     |     |

#### 六瀬総合センター裏倉庫備蓄一覧

| 品 名   | 数 量 | 品 名   | 数 量    |
|-------|-----|-------|--------|
| 簡易トイレ | 100 | 携帯トイレ | 13,100 |

#### 消防本部北出張所裏倉庫備蓄一覧

| 品 名 | 数 量 | 品 名 | 数 量 |
|-----|-----|-----|-----|
| -   | -   | -   | -   |

#### プロロジスパーク猪名川2倉庫備蓄一覧

| 品 名 | 数 量 | 品 名 | 数 量 |
|-----|-----|-----|-----|
| -   | -   | -   | -   |

## 食糧備蓄倉庫備蓄品一覧

| 備蓄場所                    | 品名 1        | 品名 2       | 数量      | 購入年度   |
|-------------------------|-------------|------------|---------|--------|
| 本庁舎裏                    | 安心米         | 五目ご飯、山菜おこわ | 各 250   | 2023 年 |
|                         | 安心米         | わかめ、野菜ピラフ  | 各 250   |        |
|                         | 保存用ビスコ      | 60 袋入×10 箱 | 600     |        |
|                         | 保存水 (500mL) | 10 年保存水    | 3,000   | 2024 年 |
| 猪名川小学校<br>[避難所No.1]     | 安心米         | 五目ご飯、山菜おこわ | 各 250   | 2023 年 |
|                         | 安心米         | わかめ、野菜ピラフ  | 各 250   |        |
|                         | 保存用ビスコ      | 60 袋入×10 箱 | 600     |        |
|                         | 保存水 (500mL) | 10 年保存水    | 3,000   | 2024 年 |
| 楊津小学校<br>[避難所No.3]      | 安心米         | 五目ご飯、山菜おこわ | 各 250   | 2023 年 |
|                         | 安心米         | わかめ、野菜ピラフ  | 各 250   |        |
|                         | 保存用ビスコ      | 60 袋入×10 箱 | 600     |        |
|                         | 保存水 (500mL) | 10 年保存水    | 3,000   | 2024 年 |
| 大島小学校<br>[避難所No.4]      | 安心米         | 五目ご飯、山菜おこわ | 150,100 | 2024 年 |
|                         | 安心米         | わかめ、野菜ピラフ  | 各 150   |        |
|                         | 保存用ビスコ      | 60 袋入×4 箱  | 240     |        |
|                         | ソフトパン       | 36 袋入×5 箱  | 180     |        |
|                         | 保存水 (500mL) | 10 年保存水    | 1,920   |        |
| 猪名川中学校<br>[避難所No.10]    | 安心米         | 五目ご飯、山菜おこわ | 各 200   | 2024 年 |
|                         | 安心米         | わかめ、野菜ピラフ  | 各 200   |        |
|                         | 保存用ビスコ      | 60 袋入×6 箱  | 360     |        |
|                         | ソフトパン       | 36 袋入×9 箱  | 324     |        |
|                         | 保存水 (500mL) | 10 年保存水    | 3,000   |        |
| 六瀬ほしのさと小学校<br>[避難所No.9] | 安心米         | 五目ご飯、山菜おこわ | 150,100 | 2024 年 |
|                         | 安心米         | わかめ、野菜ピラフ  | 各 100   |        |
|                         | 保存用ビスコ      | 60 袋入×6 箱  | 360     |        |
|                         | ソフトパン       | 36 袋入×4 箱  | 144     |        |
|                         | 保存水 (500mL) | 10 年保存水    | 1,920   |        |

| 備蓄場所                   | 品名 1         | 品名 2       | 数量    | 購入年度   |
|------------------------|--------------|------------|-------|--------|
| 六瀬総合センター<br>〔避難所No.21〕 | 安心米          | 五目ご飯、山菜おこわ | 各 200 | 2024 年 |
|                        | 安心米          | わかめ、野菜ピラフ  | 各 200 |        |
|                        | 保存用ビスコ       | 60 袋入×6 箱  | 360   |        |
|                        | ソフトパン        | 36 袋入×9 箱  | 324   |        |
|                        | 保存水（500mL）   | 10 年保存水    | 2,160 |        |
| 松尾台小学校<br>〔避難所No.5〕    | 安心米          | 五目ご飯、山菜    | 各 250 | 2022 年 |
|                        | 安心米          | わかめ、海鮮おこわ  | 各 250 |        |
|                        | 保存用ビスコ       | 60 袋入×10 箱 | 600   |        |
|                        | 保存水（500mL）   | 10 年保存水    | 3,000 |        |
| 猪名川甲英高等学院<br>〔避難所No.2〕 | 安心米          | 五目ご飯、山菜    | 各 250 | 2022 年 |
|                        | 安心米          | わかめ、海鮮おこわ  | 各 250 |        |
|                        | 保存用ビスコ       | 60 袋入×10 箱 | 600   |        |
|                        | 保存水（500mL）   | 10 年保存水    | 3,000 |        |
| つつじが丘小学校<br>〔避難所No.7〕  | 安心米          | 五目ご飯、山菜    | 各 250 | 2022 年 |
|                        | 安心米          | わかめ、海鮮おこわ  | 各 250 |        |
|                        | 保存用ビスコ       | 60 袋入×10 箱 | 600   |        |
|                        | 保存水（500mL）   | 10 年保存水    | 3,000 |        |
| 猪名川保育園                 | 液体ミルク（240mL） | 明治ほほえみ     | 48    | 2023 年 |
| プロロジスパーク<br>猪名川 2      | 安心米          | 五目ご飯、山菜    | 各 600 | 2025 年 |
|                        | 安心米          | わかめ、野菜ピラフ  | 各 600 |        |
|                        | 保存用ビスコ       | 60 袋入×18 箱 | 1,080 |        |
|                        | ソフトパン        | 36 袋入×27 箱 | 972   |        |
|                        | 保存水（500mL）   | 15 年保存水    | 4,488 |        |

| 備蓄場所 | 品名 1         | 品名 2   | 数量     | 購入年度 |
|------|--------------|--------|--------|------|
| 合計   | 安心米          |        | 11,000 |      |
|      | 保存用ビスコ       |        | 6,000  |      |
|      | ソフトパン        |        | 1,944  |      |
|      | 保存水（500mL）   |        | 31,488 |      |
|      | 液体ミルク（240mL） | 明治ほほえみ | 48     |      |
|      |              |        |        |      |
|      |              |        |        |      |

## 食料物資等調達事業者一覧

## (1) 食料調達町内事業者

| 種 別 | 業 者 名                  | 所在地   | 電話番号     |
|-----|------------------------|-------|----------|
| 米 穀 | JA 兵庫六甲猪名川支店           | 柏梨田   | 766-0012 |
|     | イオンモール猪名川              | 白 金   | 765-1111 |
| 副食物 | ローソン猪名川差組店             | 差 組   | 766-1877 |
|     | ローソン猪名川町笹尾店            | 笹 尾   | 768-0204 |
|     | ローソン日生中央店              | 松尾台   | 766-5873 |
|     | セブンイレブン猪名川つつじが丘店       | つつじが丘 | 765-3277 |
|     | セブンイレブン<br>猪名川パークタウン店  | 若 葉   | 765-2220 |
|     | セブンイレブン伏見台 1 丁目店       | 伏見台   | 766-5871 |
|     | ファミリーマート<br>猪名川パークタウン店 | 紫 合   | 767-2280 |
|     | スーパーマルハチ日生中央店          | 伏見台   | 765-0881 |
|     | イオンモール猪名川              | 白 金   | 765-1111 |

## (2) 物資等調達町内事業者

| 調達品目      | 調達先       |     | 電話番号     |
|-----------|-----------|-----|----------|
|           | 商店会       | 所在地 |          |
| 肌着、ふとん、毛布 | イオンモール猪名川 | 白 金 | 765-1111 |
| 生活用品一式    | 阪急オアシス(株) | 松尾台 | 766-1931 |
|           | コープ猪名川南   | 若 葉 | 766-3805 |
|           | イオンモール猪名川 | 白 金 | 765-1111 |



## 各避難所に備蓄している資材一覧(令和 8 年 4 月末時点)

| 備蓄場所            | 品名       | 数量  | 購入年度    |
|-----------------|----------|-----|---------|
| 猪名川小学校          | テント型間仕切り | 14  | 2020 年度 |
|                 | 簡易ベッド    | 7   | 2020 年度 |
| 楊津小学校           | テント型間仕切り | 2   | 2020 年度 |
|                 | 簡易ベッド    | 1   | 2020 年度 |
| 大島小学校           | テント型間仕切り | 14  | 2020 年度 |
|                 | 簡易ベッド    | 7   | 2020 年度 |
| 松尾台小学校          | テント型間仕切り | 14  | 2020 年度 |
|                 | 簡易ベッド    | 7   | 2020 年度 |
| 白金小学校           | テント型間仕切り | 4   | 2020 年度 |
|                 | 簡易ベッド    | 1   | 2020 年度 |
| つつじが丘小学校        | テント型間仕切り | 4   | 2020 年度 |
|                 | 簡易ベッド    | 1   | 2020 年度 |
| 清陵中学校           | テント型間仕切り | 2   | 2020 年度 |
|                 | 簡易ベッド    | 1   | 2020 年度 |
| 六瀬ほしのさと小学校      | テント型間仕切り | 2   | 2020 年度 |
|                 | 簡易ベッド    | 1   | 2020 年度 |
| 猪名川中学校          | テント型間仕切り | 2   | 2020 年度 |
|                 | 簡易ベッド    | 1   | 2020 年度 |
| 猪名川甲英高等学院       | テント型間仕切り | 14  | 2020 年度 |
|                 | 簡易ベッド    | 7   | 2020 年度 |
| スポーツセンター        | テント型間仕切り | 4   | 2020 年度 |
|                 | 簡易ベッド    | 1   | 2020 年度 |
| 文化体育館           | テント型間仕切り | 4   | 2020 年度 |
|                 | 簡易ベッド    | 1   | 2020 年度 |
| 猪名川町 B&G 海洋センター | テント型間仕切り | 4   | 2020 年度 |
|                 | 簡易ベッド    | 1   | 2020 年度 |
| 柏原公民館           | テント型間仕切り | 2   | 2020 年度 |
|                 | 簡易ベッド    | 1   | 2020 年度 |
| 六瀬総合センター        | テント型間仕切り | 14  | 2020 年度 |
|                 | 簡易ベッド    | 7   | 2020 年度 |
| ゆうあいセンター        | テント型間仕切り | 10  | 2020 年度 |
|                 | 簡易ベッド    | 5   | 2020 年度 |
| プロロジスパーク猪名川 2   | 簡易ベッド    | 290 | 2025 年度 |
|                 | テント型間仕切り | 100 | 2025 年度 |

## 化学消火器資機材・防護資機材一覧

## 消防本部資機材一覧

## 化学消火資機材

| 品名                    | 内容         | 数量                        |
|-----------------------|------------|---------------------------|
| ピックアップ付<br>エヤーフォームノズル | 3～6%、200 型 | 2 本                       |
| ラインプロポーショナー           | 〃          | 1 本                       |
| エヤーフォーム消火原液           | 界面活性剤系     | 1,200 <small>リットル</small> |

## 毒物・劇薬防護資機材

| 名称    | 数量 |
|-------|----|
| 化学防護服 | 15 |

## 放射線防護資機材

| 名称                      | 型番等                                     | 数量   | 使用用途等                                |
|-------------------------|-----------------------------------------|------|--------------------------------------|
| 放射線防護服<br>(頭巾、上下衣、靴、手袋) | 谷沢製作所製                                  | 2 式  | 放射線の被曝による人体への被害を軽減するために着用する。         |
| 全面形マスク                  | 重松社製<br>TW099                           | 5 個  | 放射線の被曝による人体への被害を軽減するために着用する。         |
| 直結式小型吸収缶                | 重松社製<br>TL3+/RI                         | 30 個 | 放射性ヨウ素の吸入防護を目的として、全面型マスクに取り付けて使用する。  |
| 個人用線量計                  | 富士電機製<br>DOSEi- $\gamma$                | 5 台  | 個人が外部被曝によって受けた放射線量を計測する。             |
| 放射線測定器<br>(空間線量計)       | ミリオン社製<br>RDS-30                        | 1 台  | 一定時間内の空気中の放射線量を計測する。GM 管式。           |
| 放射線測定器<br>(表面汚染検査計)     | サーモフィッシャー<br>サイエンティフィック社製<br>RadEye B20 | 1 台  | 物品や食物等の放射線による汚染度の測定を実施する際に用いる。GM 管式。 |

## 人命救出活動用資機材一覧

## 救助用活動資機材

| 品 名             |                 | 数 量 |      |
|-----------------|-----------------|-----|------|
|                 |                 | 本 署 | 北出張所 |
| 一般救助用用具         | かぎ付はしご          | 3   | 1    |
|                 | 三連はしご           | 2   | 1    |
|                 | 平担架             | 1   | 0    |
|                 | 金属折たたみはしご       | 1   | 0    |
|                 | 空気式救助マット        | 1   | 0    |
|                 | バスケット担架         | 4   | 0    |
| 切断用・重量物<br>排除用器 | 可搬ウインチ          | 3   | 1    |
|                 | ペダルカッター         | 1   | 0    |
|                 | 鉄線カッター          | 3   | 3    |
|                 | レシプロソー          | 2   | 0    |
|                 | エンジンカッター        | 3   | 1    |
|                 | 大型油圧切断器         | 2   | 0    |
|                 | チェーンソー          | 4   | 1    |
|                 | 大型油圧スプレッター      | 2   | 0    |
|                 | マットジャッキ         | 1   | 0    |
|                 | ボルトクリッパー        | 3   | 0    |
|                 | 万能斧             | 8   | 1    |
| 破壊用器具           | ハンマー            | 3   | 1    |
|                 | 削岩機             | 1   | 0    |
|                 | ハンマードリル         | 1   | 0    |
|                 | ハリガンツール         | 1   | 1    |
|                 | ガンマ線及びエックス線線量率計 | 1   | 0    |
| 測定用機器           | 表面汚染検査計         | 1   | 0    |
|                 | ガス測定器           | 4   | 0    |
|                 | 電子式個人線量計        | 5   | 0    |
|                 | 空気呼吸器           | 1 7 | 6    |
| 呼吸保護用器具         | 直結式全面形マスク       | 5   | 0    |
|                 | 送排風器            | 1   | 0    |
|                 | 耐電手袋            | 4   | 0    |
| 隊員保護用器具         | 耐電衣             | 4   | 0    |
|                 | 耐電ズボン           | 4   | 0    |
|                 | 耐電長靴            | 4   | 0    |
|                 | 耐電ヘルメット         | 4   | 0    |
|                 | 耐熱服             | 2   | 0    |
|                 | 放射線保護服          | 2   | 0    |
|                 | 化学防護服（陽圧式）      | 2   | 0    |
|                 | 化学防護服（使い捨て式）    | 1 3 | 0    |
|                 | 水中投光器           | 4   | 0    |
|                 | 浮標              | 1   | 0    |

|         |           |     |     |
|---------|-----------|-----|-----|
| 水難救助用器具 | 救命ボート     | 1   | 1   |
|         | 救命胴衣      | 3 1 | 1 2 |
|         | 潜水器具〔1 式〕 | 4   | 0   |
|         | 発電機       | 6   | 2   |
|         | 緩降器       | 2   | 0   |
| その他器具   | 救命索発射銃    | 1   | 0   |
|         | 熱画像直視装置   | 1   | 1   |
|         | 画像探索機     | 1   | 0   |
|         | 投光器       | 5   | 3   |
|         | インパルス     | 0   | 1   |
|         | 非常用災害テント  | 1   | 1   |

救急活動用機器

| 品 名            | 数 量 |      |
|----------------|-----|------|
|                | 本 署 | 北出張所 |
| 患者監視装置         | 1   | 2    |
| 血圧計            | 2   | 4    |
| 電動式吸引器         | 3   | 4    |
| 携帯型酸素吸入器       | 3   | 2    |
| 酸素ボンベ（10 リットル） | 2 2 | 5    |
| 酸素ボンベ（2 リットル）  | 2 0 | 3    |
| 携帯用人工呼吸器       | 1   | 2    |
| 自動式心マッサージ器     | 1   | 1    |
| スクープストレッチャー    | 2   | 2    |
| バックボード         | 3   | 3    |
| 自動式体外除細動器      | 3   | 2    |
| アイソレーター        | 1   | 0    |

## 医療用資機材・助産用資機材一覧

## 保健センター資機材一覧

## 医療助産用資機材

| 品名       | 数量          | 品名                       | 数量        |
|----------|-------------|--------------------------|-----------|
| 聴診器      | 5           | 輸血点滴セット                  | 2         |
| 懐中電灯     | 1           | ソルコーテフ 100mg             | 5         |
| 綿棒       | 100         | ボスミン 1mL                 | 15        |
| 舌圧子      | 100         | ペンタジン 15mg               | 5         |
| シリンジ     |             | セルシン 5mg                 | 10        |
| 10mL22G  | 50          | ソルデム 200mL               | 30        |
| 2.5mL23G | 50          | ラクテック 250mL              | 20        |
| 5mL22G   | 50          | アドレナリン注 0.1%<br>シリンジ 1mL | 10        |
| アンビューバック | 1           | マスキン R500mL              | 20        |
| 消毒ガーゼ    | SML 各 200 枚 | 手指消毒用アルコール 500mL         | 60        |
| 滅菌ゴム手袋   | SML 各 5 箱   | 滅菌精製水 500mL              | 5         |
| コールドパック  | 7           | 生理食塩水 100mL              | 10        |
| ボールペン    | 2           | イソジン 500mL               | 3         |
| 体温計      | 1           | 0.5%ヒビテン液 500mL          | 3         |
| 止血帯エスマルヒ | 1           | 塩化ベンザルコニウム 500mL         | 5         |
| ベースン     | 4           | 筆記用具                     | 適宜        |
| 駆血帯井の内式  |             | 血圧計                      | 2         |
| 小児用      | 1           | 外科摂子                     | 3         |
| 普通       | 1           | 綿球 50g                   | 10        |
| 注射針      |             | 救急絆                      | SML 各 300 |
| 翼状針 22G  | 50          | サージカルテープ                 | 12        |
| 翼状針 23G  | 50          | ソフトシーネ                   | 5         |
| 手術用ゴム手袋  |             | カット綿                     | 1 箱       |
| No. 6.5  | 25 双        |                          |           |
| No. 7    | 25 双        |                          |           |
| No. 7.5  | 25 双        |                          |           |

助産用資機材

| 品名      | 数量 | 品名               | 数量 |
|---------|----|------------------|----|
| ビニール    | 2  | コッヘル             | 2  |
| 毛布      | 2  | 氷枕               | 2  |
| 脱脂綿     | 2  | 臍帯クリップ           | 50 |
| タオル     | 10 | 臍帯剪刀             | 1  |
| バスタオル   | 3  | 産褥パット<br>(L サイズ) | 1  |
| ディスポシート | 1  |                  |    |

インフルエンザ等対策資機材

| 品名                                              | 数量 | 品名       | 数量    |
|-------------------------------------------------|----|----------|-------|
| ディスポセット<br>(ゴーグル、マスク、ガウン、シューズカバー、<br>キャップ、グローブ) | 30 | ビニールエプロン | 150   |
| N95 マスク                                         | 20 | 不織布マスク   | 4,350 |

## ごみ処理用資機材・し尿処理用資機材一覧

## クリーンセンター資機材一覧

## ごみ収集用資機材

| 種 類         | 積載量     | 台 数 | 備 考  |
|-------------|---------|-----|------|
| 塵芥収集車       | 4 t 超   | 2   | 町 有  |
| 〃           | 〃       | 4   | 委託業者 |
| 〃           | 3 t 超   | 3   | 〃    |
| 〃           | 2 t 超   | 2   | 町 有  |
| 〃           | 〃       | 3   | 委託業者 |
| 平積みトラック     | 2.0 t   | 4   | 町 有  |
| 〃           | 〃       | 1   | 委託業者 |
| ダンプトラック     | 3.0 t 超 | 1   | 町 有  |
| 〃           | 2.0 t   | 2   | 〃    |
| 〃           | 〃       | 4   | 委託業者 |
| 〃           | 1.5 t 超 | 2   | 〃    |
| 重機（ホイロローダー） |         | 1   | 町 有  |

## し尿収集用資機材

| 種 類     | 積載量                  | 台 数 | 備 考  |
|---------|----------------------|-----|------|
| バキュームカー | 1.8k <sup>リットル</sup> | 2   | 委託業者 |

## 総務防災課資機材一覧

## 仮設便所

| 収納場所        | 型式                | 数量    |
|-------------|-------------------|-------|
| 消防署北出張所防災倉庫 | 和式・洋式             | 各 1 基 |
| 若葉地内水道施設    | マンホール接続型<br>和式・洋式 | 各 3 基 |

※簡易組立トイレを各小中学校内の防災倉庫にて 600 回分備蓄

## 水道無線・消防系無線一覧

## ○水道無線

I P 無線機（W-CDMA、900MHz／2.1GHz 帯：ソフトバンク）使用台数

いながわすいどう（携帯） 4 台

## ○消防系無線

## デジタル無線使用台数

| 基地局                  |       |           |      |
|----------------------|-------|-----------|------|
| いなしょうほんぶ・<br>いなしょうきた | 活動波 1 | いなしょう（車載） | 12 台 |
|                      | 活動波 2 | いなしょう（可搬） | 1 台  |
|                      | 主運用波  | いなしょう（卓上） | 1 台  |
|                      | 統制波 1 | いなしょう（携帯） | 15 台 |
|                      | 統制波 2 | 受令機（車載）   | 31 台 |
|                      | 統制波 3 |           |      |

## アナログ無線（400MHz 帯）使用台数

|       |           |      |
|-------|-----------|------|
| 猪名川 1 | いなしょう（携帯） | 16 台 |
| 猪名川 2 |           |      |
| 兵庫統一波 |           |      |
| 防相波   |           |      |



## 土石流危険渓流一覧

(1) 土石流危険渓流Ⅰ（人家５戸以上等の渓流）

渓流番号 淀一猪名川一 水系名 淀川 河川名 猪名川（※印のある渓流を除く。）

| 渓流番号 | 渓流名      | 所在地<br>(字名) | 流域概要         |                             | 土石流氾濫区域       |                             | 計画流<br>出土砂<br>量<br>(立方<br>メートル) |
|------|----------|-------------|--------------|-----------------------------|---------------|-----------------------------|---------------------------------|
|      |          |             | 渓流長<br>(k m) | 流域面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 氾濫区域延長<br>(m) | 氾濫区域面積<br>(m <sup>2</sup> ) |                                 |
| I-1  | 大谷川      | 杉生新田        | 0.67         | 0.32                        | 632           | 31,863                      | 16,100                          |
| I-2  | 杉生新田谷 1  | 杉生新田        | 0.28         | 0.05                        | 612           | 28,135                      | 2,200                           |
| I-3  | 杉生新田谷 2  | 杉生新田        | 0.16         | 0.03                        | 810           | 32,344                      | 1,500                           |
| I-4  | 杉生新田谷 3  | 杉生新田        | 0.85         | 0.36                        | 546           | 25,894                      | 20,800                          |
| I-5  | 杉生新田谷 4  | 杉生新田        | 0.15         | 0.02                        | 163           | 7,781                       | 1,800                           |
| I-6  | 杉生谷 1    | 杉生          | 0.14         | 0.02                        | 262           | 16,111                      | 1,600                           |
| I-7  | 大野谷川     | 西軽井沢        | 0.76         | 0.47                        | 590           | 17,835                      | 17,600                          |
| I-8  | 西軽井沢谷 1  | 西軽井沢        | 0.28         | 0.2                         | 555           | 24,126                      | 5,800                           |
| I-9  | 西軽井沢谷 2  | 西軽井沢        | 0.20         | 0.06                        | 846           | 23,041                      | 2,600                           |
| I-10 | 九重谷川     | 西軽井沢        | 0.34         | 0.07                        | 206           | 12,775                      | 3,200                           |
| I-11 | 靴掛谷      | 靴掛          | 0.23         | 0.1                         | 196           | 16,674                      | 4,000                           |
| I-12 | 広瀬川      | 靴掛          | 2.38         | 0.92                        | 508           | 31,174                      | 44,800                          |
| I-13 | 栗園橋谷 1   | 杉生          | 0.12         | 0.07                        | 213           | 14,702                      | 2,300                           |
| I-14 | 渡橋谷      | 杉生          | 0.30         | 0.09                        | 125           | 9,337                       | 2,500                           |
| I-15 | 新八郎橋谷    | 杉生          | 0.22         | 0.12                        | 572           | 14,982                      | 3,400                           |
| I-16 | 岩神谷      | 杉生          | 0.17         | 0.02                        | 317           | 36,806                      | 1,400                           |
| I-17 | 岩神谷西谷    | 杉生          | 0.25         | 0.03                        | 381           | 25,335                      | 1,500                           |
| I-18 | 南山谷 1    | 南山          | 0.28         | 0.03                        | 199           | 12,590                      | 1,900                           |
| I-19 | 南山谷 2    | 南山          | 0.52         | 0.05                        | 214           | 12,867                      | 1,900                           |
| I-20 | 変電所下谷    | 南山          | 0.26         | 0.04                        | 203           | 11,886                      | 1,600                           |
| I-21 | 鎌倉川      | 南山          | 1.52         | 0.99                        | 710           | 87,576                      | 78,800                          |
| I-22 | 南山谷 3    | 南山          | 0.63         | 0.15                        | 294           | 28,129                      | 7,900                           |
| I-23 | 栖ノ子谷     | 鎌倉          | 0.65         | 0.21                        | 324           | 36,381                      | 10,100                          |
| I-24 | 小北川      | 柏原          | 0.26         | 0.08                        | 592           | 89,333                      | 2,100                           |
| I-25 | 奥の谷川     | 柏原          | 0.65         | 0.41                        | 542           | 88,209                      | 12,900                          |
| I-26 | 奥の谷東谷    | 柏原          | 0.18         | 0.1                         | 555           | 78,470                      | 2,900                           |
| I-27 | 永源寺谷     | 柏原          | 0.57         | 0.17                        | 426           | 65,530                      | 6,500                           |
| I-28 | 永泰寺東谷川 ※ | 柏原          | 0.84         | 0.31                        | 430           | 71,591                      | 19,300                          |
| I-29 | 権現谷      | 柏原          | 0.72         | 0.45                        | 682           | 114,76                      | 9,200                           |
| I-30 | 柏原東谷 ※ 1 | 柏原          | 0.36         | 0.05                        | 595           | 108,81                      | 2,100                           |
| I-31 | 柏原新田橋谷   | 柏原          | 1.00         | 0.47                        | 215           | 19,337                      | 12,400                          |
| I-32 | 西畑谷川 ※ 1 | 長尾          | 0.10         | 0.12                        | 276           | 20,630                      | 3,200                           |
| I-33 | 長尾       | 西畑          | 0.48         | 0.08                        | 194           | 18,931                      | 3,500                           |
| I-34 | 西畑西谷     | 西畑          | 0.72         | 0.17                        | 307           | 24,540                      | 7,000                           |

|       |          |      |      |      |     |        |        |
|-------|----------|------|------|------|-----|--------|--------|
| I -35 | 西畑東谷     | 西畑   | 0.12 | 0.02 | 282 | 14,022 | 700    |
| I -36 | 鳥谷       | 鳥    | 0.18 | 0.02 | 218 | 18,575 | 1,100  |
| I -37 | 北谷川      | 鳥    | 1.13 | 0.55 | 456 | 40,462 | 43,100 |
| I -38 | 鳥川       | 鳥    | 0.14 | 0.04 | 281 | 29,512 | 1,500  |
| I -39 | 西尾山東谷    | 鳥    | 0.18 | 0.05 | 172 | 12,019 | 1,500  |
| I -40 | 旭ヶ丘谷     | 旭ヶ丘  | 0.26 | 0.05 | 128 | 9,793  | 2,600  |
| I -41 | 仁頂寺川     | 仁頂寺  | 1.55 | 0.81 | 285 | 19,692 | 46,300 |
| I -42 | 古谷川      | 清水東  | 0.60 | 0.21 | 294 | 23,664 | 9,900  |
| I -43 | 尾花谷※1    | 長田   | 0.26 | 0.05 | 109 | 6,805  | 1,600  |
| I -44 | 下北谷川     | 清水   | 0.97 | 0.4  | 546 | 55,845 | 25,500 |
| I -45 | 前谷川支川1   | 清水   | 0.19 | 0.06 | 554 | 20,152 | 2,100  |
| I -46 | 前谷川支川2   | 清水   | 0.29 | 0.08 | 454 | 18,959 | 2,700  |
| I -47 | 前谷川支川4   | 清水   | 0.16 | 0.04 | 217 | 20,101 | 1,000  |
| I -48 | 奥谷乙      | 笹尾   | 1.10 | 0.67 | 242 | 13,276 | 32,900 |
| I -49 | 笹尾谷      | 笹尾   | 0.25 | 0.21 | 542 | 74,260 | 11,800 |
| I -50 | 平井川      | 笹尾   | 0.78 | 0.27 | 610 | 88,068 | 15,300 |
| I -51 | 平井小谷     | 西平井  | 0.15 | 0.03 | 389 | 49,828 | 2,000  |
| I -52 | 安楽寺谷     | 堂谷   | 0.24 | 0.07 | 305 | 44,619 | 3,900  |
| I -53 | 天理上谷川    | 尼岡ノ下 | 0.23 | 0.15 | 179 | 16,714 | 6,200  |
| I -54 | 堂谷谷      | 堂谷   | 0.44 | 0.2  | 480 | 61,846 | 10,900 |
| I -55 | 高尾川      | 林田   | 0.32 | 0.05 | 315 | 28,531 | 2,400  |
| I -56 | 南山谷      | 林田   | 0.40 | 0.09 | 356 | 39,537 | 3,100  |
| I -57 | 林田谷      | 林田   | 0.15 | 0.02 | 214 | 24,588 | 800    |
| I -58 | 朽原谷      | 朽原   | 1.04 | 0.31 | 495 | 45,373 | 16,100 |
| I -59 | 自牧寺谷川    | 朽原   | 0.48 | 0.19 | 370 | 58,906 | 7,200  |
| I -60 | 西山川      | 木津   | 0.12 | 0.02 | 271 | 25,481 | 1,500  |
| I -61 | 上山谷川     | 木津   | 0.06 | 0.04 | 158 | 11,350 | 1,300  |
| I -62 | 木津谷      | 木津   | 0.36 | 0.12 | 182 | 14,915 | 4,100  |
| I -63 | 万善谷      | 万善   | 0.50 | 0.14 | 135 | 7,016  | 7,400  |
| I -64 | 仁部川 ※2   | 槻並   | 0.64 | 0.11 | 480 | 50,849 | 7,100  |
| I -65 | 槻並川支川1   | 槻並   | 0.31 | 0.12 | 140 | 8,480  | 2,800  |
| I -66 | 槻並川支川2   | 槻並   | 0.20 | 0.03 | 142 | 9,626  | 1,500  |
| I -67 | 白金南谷     | 白金   | 0.08 | 0.02 | 178 | 9,299  | 900    |
| I -68 | 上阿古谷川 ※3 | 上阿古谷 | 0.30 | 0.13 | 376 | 44,437 | 4,000  |
| I -69 | 普賢寺谷川 ※3 | 上阿古谷 | 0.58 | 0.19 | 796 | 79,973 | 7,000  |
| I -70 | 上阿古谷南谷   | 上阿古谷 | 0.22 | 0.04 | 237 | 19,500 | 900    |
| I -71 | 柏梨田北谷    | 柏梨田  | 0.11 | 0.01 | 133 | 7,559  | 400    |
| I -72 | 柏梨田中谷    | 柏梨田  | 0.08 | 0.03 | 118 | 8,273  | 500    |
| I -73 | 柏梨田南谷    | 柏梨田  | 0.07 | 0.03 | 156 | 8,883  | 800    |
| I -74 | 原谷       | 原    | 0.18 | 0.01 | 296 | 12,833 | 1,200  |
| I -75 | 伏見台東谷川   | 伏見台3 | 0.17 | 0.04 | 248 | 10,774 | 1,300  |
| I -76 | 伏見台北谷川※4 | 伏見台3 | 0.56 | 0.17 | 345 | 22,442 | 7,600  |
| I -77 | 伏見台谷     | 伏見台3 | 0.16 | 0.03 | 198 | 21,082 | 1,300  |
| I -78 | 雨森山南谷川※4 | 伏見台4 | 0.35 | 0.14 | 270 | 16,944 | 5,100  |

|      |          |      |      |      |     |        |       |
|------|----------|------|------|------|-----|--------|-------|
| I-79 | 雨森山西谷川※4 | 伏見台5 | 0.52 | 0.1  | 471 | 21,781 | 4,900 |
| I-80 | 内馬場川 ※5  | 内馬場  | 0.10 | 0.02 | 207 | 9,616  | 700   |
| I-81 | 松尾台谷     | 松尾台  | 0.17 | 0.01 | 235 | 7,336  | 700   |
| I-82 | 松尾台南谷    | 松尾台  | 0.03 | 0.02 | 90  | 4,265  | 400   |
| I-83 | 差組西谷川 ※6 | 差組   | 0.51 | 0.13 | 389 | 14,888 | 3,500 |
| I-84 | 北浦山谷川 ※7 | 民田   | 0.11 | 0.01 | 144 | 9,481  | 400   |
| I-85 | 北浦山向谷 ※7 | 民田   | 0.29 | 0.07 | 219 | 16,710 | 1,500 |

注 河川名については、※1は柏原川、※2は槻並川、※3は阿古谷川、※4は内馬場川、※5は原川、※6は肝川、※7は一庫大路次川とする。

## (2) 土石流危険渓流Ⅱ（人家1～4戸の渓流）

渓流番号 淀一猪名川一 水系名 淀川 河川名 猪名川（※印のある渓流を除く。）

| 渓流番号 | 渓流名     | 所在地<br>(字名) | 流域概要        |                            | 土石流氾濫区域           |                                 | 計画流<br>出土砂<br>量<br>(立方<br>メートル) |
|------|---------|-------------|-------------|----------------------------|-------------------|---------------------------------|---------------------------------|
|      |         |             | 渓流長<br>(km) | 流域面積<br>(km <sup>2</sup> ) | 氾濫区<br>域延長<br>(m) | 氾濫区<br>域面積<br>(m <sup>2</sup> ) |                                 |
| Ⅱ-1  | 杉生新田谷5  | 杉生新田        | 0.16        | 0.04                       | 63                | 2,669                           | 1,100                           |
| Ⅱ-2  | 杉生新田谷6  | 杉生新田        | 0.36        | 0.13                       | 114               | 6,043                           | 4,300                           |
| Ⅱ-3  | 杉生新田谷7  | 杉生新田        | 0.41        | 0.07                       | 125               | 7,089                           | 2,000                           |
| Ⅱ-4  | 杉生谷2    | 杉生          | 0.14        | 0.02                       | 140               | 6,654                           | 1,500                           |
| Ⅱ-5  | 杉生谷3    | 杉生          | 0.25        | 0.03                       | 198               | 10,453                          | 1,800                           |
| Ⅱ-6  | 杉生新田北谷川 | 杉生          | 0.66        | 0.29                       | 770               | 29,810                          | 20,900                          |
| Ⅱ-7  | 西川      | 西峠          | 0.40        | 0.1                        | 330               | 13,588                          | 9,800                           |
| Ⅱ-8  | 西峠谷1    | 西峠          | 0.22        | 0.05                       | 210               | 9,004                           | 3,300                           |
| Ⅱ-9  | 西峠谷2    | 西峠          | 0.32        | 0.04                       | 95                | 3,296                           | 2,600                           |
| Ⅱ-10 | 杉生谷4    | 杉生          | 0.27        | 0.05                       | 112               | 6,023                           | 1,800                           |
| Ⅱ-11 | 杉生谷5    | 杉生          | 0.20        | 0.09                       | 116               | 5,797                           | 2,800                           |
| Ⅱ-12 | 杉生谷6    | 杉生          | 0.07        | 0.01                       | 74                | 2,873                           | 900                             |
| Ⅱ-13 | 杉生谷7    | 杉生          | 0.08        | 0.01                       | 98                | 3,940                           | 600                             |
| Ⅱ-14 | 塩坪谷     | 杉生          | 0.19        | 0.04                       | 146               | 7,029                           | 2,200                           |
| Ⅱ-15 | 岩掛川     | 杉生          | 1.85        | 1.09                       | 180               | 9,906                           | 24,800                          |
| Ⅱ-16 | 栗園橋谷2   | 杉生          | 0.81        | 0.27                       | 104               | 5,221                           | 8,800                           |
| Ⅱ-17 | 栗園橋谷3   | 杉生          | 0.48        | 0.11                       | 153               | 8,720                           | 4,600                           |
| Ⅱ-18 | 岩神谷東谷   | 杉生          | 0.35        | 0.05                       | 121               | 9,378                           | 2,600                           |
| Ⅱ-19 | 鎌倉北谷    | 鎌倉          | 0.16        | 0.04                       | 70                | 3,274                           | 1,800                           |
| Ⅱ-20 | 鎌倉南谷    | 鎌倉          | 0.40        | 0.14                       | 201               | 15,493                          | 6,100                           |
| Ⅱ-21 | 前谷川支川3  | 清水          | 0.42        | 0.2                        | 360               | 21,742                          | 12,200                          |
| Ⅱ-22 | 前谷川支川5  | 清水          | 0.22        | 0.11                       | 470               | 24,782                          | 3,000                           |
| Ⅱ-23 | 前谷川支川6  | 清水          | 0.27        | 0.06                       | 91                | 5,002                           | 3,500                           |
| Ⅱ-24 | 前谷川支川7  | 清水          | 0.86        | 0.28                       | 101               | 3,803                           | 16,000                          |
| Ⅱ-25 | 清水谷1    | 清水          | 0.28        | 0.1                        | 183               | 19,229                          | 4,500                           |
| Ⅱ-26 | 清水谷2    | 清水          | 0.46        | 0.13                       | 175               | 15,457                          | 5,700                           |
| Ⅱ-27 | 仁部川支川1  | 槻並          | 0.29        | 0.13                       | 236               | 14,532                          | 7,000                           |

|      |         |      |      |      |     |        |        |
|------|---------|------|------|------|-----|--------|--------|
| Ⅱ-28 | 仁部川支川 2 | 槻並   | 0.18 | 0.04 | 98  | 5,693  | 1,100  |
| Ⅱ-29 | 槻並川支川 3 | 槻並   | 0.30 | 0.09 | 170 | 13,279 | 3,100  |
| Ⅱ-30 | 槻並川支川 4 | 槻並   | 0.15 | 0.03 | 146 | 14,439 | 1,400  |
| Ⅱ-31 | 北田原谷    | 北田原  | 0.21 | 0.04 | 163 | 4,840  | 1,400  |
| Ⅱ-32 | 上阿古谷北谷  | 上阿古谷 | 0.19 | 0.05 | 190 | 12,310 | 1,300  |
| Ⅱ-33 | 下阿古谷 1  | 下阿古谷 | 0.25 | 0.06 | 202 | 16,971 | 1,700  |
| Ⅱ-34 | 下阿古谷 2  | 下阿古谷 | 0.29 | 0.05 | 135 | 7,202  | 2,800  |
| Ⅱ-35 | 下阿古谷 3  | 下阿古谷 | 0.75 | 0.18 | 634 | 46,290 | 16,100 |
| Ⅱ-36 | 下阿古谷 4  | 下阿古谷 | 0.25 | 0.07 | 343 | 17,826 | 3,500  |
| Ⅱ-37 | 下阿古谷 5  | 下阿古谷 | 0.36 | 0.1  | 237 | 17,893 | 4,500  |
| Ⅱ-38 | 下阿古谷 6  | 下阿古谷 | 0.16 | 0.04 | 95  | 3,299  | 1,200  |
| Ⅱ-39 | 山田谷 1   | 山田   | 0.28 | 0.03 | 243 | 12,937 | 1,400  |
| Ⅱ-40 | 山田谷 2   | 山田   | 0.03 | 0.03 | 172 | 4,429  | 1,000  |
| Ⅱ-41 | 山田谷 3   | 山田   | 0.15 | 0.05 | 220 | 14,311 | 1,800  |
| Ⅱ-42 | 高塚山西谷   | 北野   | 0.28 | 0.03 | 106 | 4,080  | 1,800  |
| Ⅱ-43 | 上野谷     | 上野   | 0.08 | 0.02 | 205 | 8,423  | 800    |
| Ⅱ-44 | 高塚山東谷   | 北野   | 0.05 | 0.02 | 135 | 7,262  | 700    |
| Ⅱ-45 | 銀山谷 1   | 銀山   | 0.26 | 0.02 | 810 | 18,310 | 1,300  |
| Ⅱ-46 | 銀山谷 2   | 銀山   | 0.36 | 0.01 | 921 | 19,461 | 2,300  |
| Ⅱ-47 | 銀山谷 3   | 銀山   | 0.08 | 0.02 | 594 | 13,663 | 1,000  |
| Ⅱ-48 | 銀山谷 4   | 銀山   | 0.34 | 0.06 | 360 | 10,676 | 4,100  |
| Ⅱ-49 | 銀山谷 5   | 銀山   | 0.30 | 0.06 | 126 | 3,093  | 3,200  |
| Ⅱ-50 | 銀山谷 6   | 銀山   | 0.11 | 0.05 | 138 | 2,559  | 1,600  |
| Ⅱ-51 | 銀山川支川   | 銀山   | 0.44 | 0.09 | 275 | 6,723  | 6,700  |
| Ⅱ-52 | 篠原谷西谷   | 銀山   | 0.32 | 0.06 | 157 | 9,737  | 2,500  |
| Ⅱ-53 | 篠原谷 ※   | 銀山   | 0.17 | 0.03 | 116 | 4,844  | 600    |
| Ⅱ-54 | 天神公園谷   | 差組   | 0.20 | 0.52 | 267 | 11,130 | 18,700 |
| Ⅱ-55 | 岩根山東谷   | 差組   | 0.10 | 0.01 | 168 | 5,571  | 400    |
| Ⅱ-56 | 岩根山西谷   | 差組   | 0.39 | 0.15 | 293 | 11,794 | 4,900  |
| Ⅱ-57 | 肝川支川    | 肝川   | 0.81 | 0.03 | 186 | 8,887  | 1,000  |
| Ⅱ-58 | 民田谷 1   | 民田   | 0.15 | 0.03 | 210 | 16,762 | 1,200  |
| Ⅱ-59 | 民田谷 2   | 民田   | 0.51 | 0.12 | 262 | 13,383 | 5,200  |
| Ⅱ-60 | 民田谷 3   | 民田   | 0.30 | 0.12 | 84  | 6,059  | 3,500  |

注 ※印の河川名は野尻川とする。

(3) 土石流危険溪流Ⅲ（人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる溪流）

溪流番号 淀一猪名川― 水系名 淀川 河川名 猪名川

| 溪流番号 | 溪流名  | 所在地<br>(字名) | 流域概要         |                             | 土石流危険区域       |                             | 計画流出土砂量<br>(立方メートル) |
|------|------|-------------|--------------|-----------------------------|---------------|-----------------------------|---------------------|
|      |      |             | 溪流長<br>(k m) | 流域面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 氾濫区域延長<br>(m) | 氾濫区域面積<br>(m <sup>2</sup> ) |                     |
| Ⅲ-1  | 白金北谷 | 白金          | 0.06         | 0.03                        | 125           | 4,842                       | 1,000               |

※位置図については、建設課で保管。

## 砂防指定地一覧

## (1) 砂防指定地 (河川)

| 河川名 |      |      | 溪流名  | 位 置   |                 | 指定年月日       |
|-----|------|------|------|-------|-----------------|-------------|
| 幹 流 | 支 流  | 小支流  |      | 大 字   | 字               |             |
| 猪名川 | 前谷川  |      | 前谷川  | 清 水   | 東畑他 1           | S31. 2. 11  |
| 〃   | 北の谷川 |      | 北の谷川 | 島     | 西尾山             | S25. 10. 16 |
| 〃   | 〃    |      | 〃    | 〃     | 中ノ町<br>北谷       | R3. 12. 22  |
| 〃   |      | 西 川  | 西 川  | 杉 生   | 西               | S38. 9. 14  |
| 〃   |      | 柏原川  | 柏原川  | 柏 原   | 駒ヶ本             | S38. 9. 14  |
| 〃   |      |      | 鳥ヶ平川 | 柏原他 1 | 傘松他             | S41. 6. 8   |
| 〃   |      | 鎌倉川  | 鎌倉川  | 鎌 倉   | 野 口             | S38. 9. 14  |
| 〃   |      | 下北谷川 | 下北谷川 | 清 水   | 北 谷             | S38. 9. 14  |
| 〃   |      | 猪名川  | 猪名川  | 杉 生   | 東               | S38. 9. 14  |
| 〃   | 鎌倉川  | 栖の子川 | 栖の子川 | 鎌 倉   | 野 口             | S42. 3. 22  |
| 〃   |      |      | 阿古谷川 | 上阿古谷  | 大久保口            | S44. 3. 31  |
| 〃   | 原 川  |      | 内馬場川 | 内馬場   | 広 谷             | S45. 6. 19  |
| 〃   | 槻並川  |      | 大谷川  | 槻 並   | 洞ヶ谷             | S45. 6. 19  |
| 〃   |      |      | 前ヶ谷川 | 柏梨田   | 三ツ原             | S45. 6. 19  |
| 〃   | 野尻川  |      | 肝 川  | 肝 川   | ナメラ谷<br>間谷      | S46. 8. 25  |
| 〃   | 〃    |      | 登り尾川 | 〃     | 登り尾<br>畑        | S46. 8. 25  |
| 〃   | 〃    |      | 吉細川  | 〃     | 吉 細             | S46. 8. 25  |
| 〃   | 柏原川  |      | 権現川  | 柏 原   | 傘 松<br>柳        | S46. 8. 25  |
| 〃   | 槻並川  |      | 前久保川 | 槻 並   | 久保奥<br>新 林      | S47. 5. 9   |
| 〃   | 〃    |      | 仁部川  | 〃     | 西ノ脇             | S48. 2. 19  |
| 〃   | 〃    |      | 松尾川  | 〃     | アヲリ掛<br>他       | S53. 9. 9   |
| 〃   | 野尻川  |      | 銀山川  | 広 根   | 塩瀬山<br>西 山      | S57. 12. 2  |
| 〃   | 柏原川  |      | 奥ノ谷川 | 柏 原   | 上ノ山<br>小北<br>石般 | S58. 1. 27  |
| 〃   |      |      | 西山川  | 木 津   | 茶垣内<br>西山       | H1. 10. 21  |
| 〃   | 柏原川  | 小北川  | 小北川  | 柏 原   | 小北              | H7. 2. 23   |
| 〃   | 〃    | 〃    | 〃    | 〃     | 上ノ山             | 〃           |

|   |     |   |            |            |                               |             |
|---|-----|---|------------|------------|-------------------------------|-------------|
| 〃 | 〃   | 〃 | 〃          | 〃          | 峰ヶ岡                           | 〃           |
| 〃 | 〃   | 〃 | 〃          | 〃          | 北山                            | 〃           |
| 〃 | 〃   | 〃 | 〃          | 〃          | 石船                            | H8. 3. 4    |
| 〃 | 〃   | 〃 | 〃          | 〃          | 小北                            | 〃           |
| 〃 | 〃   | 〃 | 〃          | 〃          | 田井                            | H8. 3. 4    |
| 〃 |     |   | 笹尾谷川       | 笹 尾        | 材ノ前                           | H20. 8. 26  |
| 〃 |     |   | 〃          | 〃          | 〃                             | H20. 12. 25 |
| 〃 |     |   | 〃          | 〃          | 西平井                           | 〃           |
| 〃 |     |   | 永泰寺東<br>谷川 | 柏 原        | 藪ノ上                           | H24. 4. 4   |
| 〃 |     |   | 〃          | 〃          | 尾谷                            | 〃           |
| 〃 |     |   | 〃          | 〃          | 割石                            | 〃           |
| 〃 | 平井川 | 〃 | 〃          | 笹 尾        | 家門田                           | H27. 11. 18 |
| 〃 |     |   | 上山谷川       | 木 津        | 上垣内                           | H29. 7. 19  |
| 〃 |     |   | 南山谷川       | 林 田        | 車瀬                            | H29. 9. 27  |
| 〃 |     |   | 〃          | 〃          | 下川                            | 〃           |
| 〃 | 柏原川 |   | 柏 原<br>東谷川 | 柏 原        | 小谷<br>経ヶ尾<br>傘松               | R2. 3. 11   |
| 〃 |     |   | 雨森山<br>南谷川 | 内馬場        | 眞疎漏場<br>瓢箪ヶ尾                  | R2. 3. 11   |
| 〃 |     |   | 伏見台北<br>谷川 | 伏見台<br>内馬場 | 伏見台 3 丁目<br>内馬場字嶮尾<br>内馬場字細胡桃 | R2. 3. 11   |
| 〃 |     |   | 北の谷川       | 島          | 中ノ町                           | R3. 12. 22  |
| 〃 |     |   | 〃          | 〃          | 北谷                            | 〃           |

(2) 砂防指定地（山腹）

| 町村  | 大字 | 字   | 編入地域 | 町村  | 大字 | 字    | 編入地域 |
|-----|----|-----|------|-----|----|------|------|
| 猪名川 | 万善 | 坊主山 | 全地域  | 猪名川 | 林田 | 南山   | 全地域  |
| 〃   | 〃  | 権現  | 〃    | 〃   | 槻並 | 堂谷   | 〃    |
| 〃   | 〃  | 十貫  | 〃    | 〃   | 〃  | 馬瀬   | 〃    |
| 〃   | 木津 | 奥山  | 〃    | 〃   | 鎌倉 | 南山   | 〃    |
| 〃   | 〃  | 向井山 | 〃    | 〃   | 杉生 | 奥山   | 〃    |
| 〃   | 〃  | 樋谷  | 〃    | 〃   | 〃  | カラト谷 | 〃    |
| 〃   | 〃  | 三蔵山 | 〃    | 〃   | 笹尾 | 向山   | 〃    |
| 〃   | 〃  | 笠領  | 〃    | 〃   | 〃  | 大作り  | 〃    |
| 〃   | 〃  | 東山  | 〃    | 〃   | 〃  | 鍛冶山  | 〃    |
| 〃   | 〃  | 上山  | 〃    | 〃   | 〃  | 掛谷   | 〃    |
| 〃   | 林田 | 高尾  | 〃    |     |    |      |      |

## 地すべり危険箇所一覧

宝塚土木事務所

| 整理<br>番号  | 箇所名 | 河 川 名 |     |     | 位 置 |      |     | 面<br>積<br>(h a) | 地すべ<br>り防止<br>区域の<br>指定 |
|-----------|-----|-------|-----|-----|-----|------|-----|-----------------|-------------------------|
|           |     | 水系名   | 幹川名 | 溪流名 | 郡市  | 町    | 大字  |                 |                         |
| 301<br>-1 | 上肝川 | 猪名川   | 野尻川 | 肝川  | 川辺郡 | 猪名川町 | 上肝川 | 11.4            |                         |
| 2         | 古 岩 | 猪名川   | 柏原川 | 権現川 | 川辺郡 | 猪名川町 | 柏原  | 88.1            |                         |
| 3         | 柏原東 | 猪名川   | 柏原川 | 柏原川 | 川辺郡 | 猪名川町 | 柏原  | 9.43            | S 52.<br>10.13          |
| 4         | 柏 原 | 猪名川   | 柏原川 | 柏原川 | 川辺郡 | 猪名川町 | 柏原  | 8.85            | S 41.<br>8.11           |

## 急傾斜地崩壊危険区域・急傾斜地崩壊危険箇所一覧

## (1) 急傾斜地崩壊危険区域

| 区域名      | 所在地              | 面積     | 告示年月日   | 告示番号         |
|----------|------------------|--------|---------|--------------|
| 広根       | 猪名川町広根字東山        | 0.77ha | H5.4.13 | 兵庫県告示第 698 号 |
| 伏見台 3 丁目 | 猪名川町伏見台 3 丁目、内馬場 | 0.66ha | R3.2.9  | 兵庫県告示第 135 号 |

## (2) 急傾斜地崩壊危険箇所 I (人家 5 戸以上等の箇所)

| 番号 | 箇所名     | 大字小字名  | 崩壊危険<br>箇所の延長 (m) | 傾斜度<br>(度) | 斜面高さ<br>(m) |
|----|---------|--------|-------------------|------------|-------------|
| 1  | 杉生 (1)  | 杉生奥山   | 120               | 40         | 50          |
| 2  | 杉生靴掛    | 杉生靴掛   | 180               | 39         | 64          |
| 3  | 杉生岩神    | 杉生岩神   | 225               | 38         | 36          |
| 4  | 山ノ子     | 西畑山ノ子  | 100               | 34         | 42          |
| 5  | 前田奥山    | 杉生前田奥山 | 200               | 35         | 64          |
| 6  | 鎌倉 (1)  | 鎌倉     | 320               | 37         | 215         |
| 7  | 島垣内     | 島垣内    | 125               | 32         | 56          |
| 8  | 清水 (1)  | 清水柘鳴美  | 220               | 38         | 80          |
| 9  | 小平井     | 清水小平井  | 165               | 30         | 80          |
| 10 | 仁頂寺垣内   | 仁頂寺垣内  | 255               | 38         | 28          |
| 11 | 旭ヶ丘 (1) | 旭ヶ丘    | 110               | 32         | 55          |
| 12 | 旭ヶ丘 (2) | 旭ヶ丘    | 90                | 32         | 38          |
| 13 | 旭ヶ丘 (5) | 旭ヶ丘    | 45                | 40         | 30          |
| 14 | 旭ヶ丘 (3) | 旭ヶ丘    | 85                | 41         | 130         |
| 15 | 旭ヶ丘 (4) | 旭ヶ丘    | 320               | 34         | 215         |
| 16 | 清水東     | 清水東東後田 | 200               | 32         | 90          |
| 17 | 清水東平田   | 清水東平田  | 200               | 34         | 100         |
| 18 | 清水前谷    | 清水前谷   | 210               | 34         | 50          |
| 19 | 清水 (2)  | 清水山添   | 105               | 37         | 46          |
| 20 | 掛谷      | 笹尾掛谷   | 120               | 30         | 30          |
| 21 | 笹尾      | 笹尾東田   | 180               | 30         | 30          |
| 22 | ヘイソヘ    | 笹尾ヘイソヘ | 220               | 37         | 60          |
| 23 | 尼岡ノ下    | 笹尾尼岡下  | 150               | 39         | 50          |
| 24 | 林田家廻    | 林田家廻   | 195               | 30         | 42          |
| 25 | 林田下川    | 林田下川   | 150               | 30         | 14          |
| 26 | 林田南山    | 林田南山   | 110               | 34         | 26          |
| 27 | 木津 (2)  | 木津茶垣内  | 135               | 36         | 100         |
| 28 | 木津 (3)  | 木津東山   | 165               | 31         | 40          |
| 29 | 木津 (1)  | 木津細ヶ平井 | 220               | 35         | 24          |
| 30 | 神前      | 万善神前   | 140               | 30         | 20          |
| 31 | 万善北殿    | 万善北殿   | 160               | 30         | 30          |



|    |        |          |     |    |     |
|----|--------|----------|-----|----|-----|
| 32 | 屏風浦    | 北田原屏風浦   | 155 | 82 | 26  |
| 33 | 北野道東   | 北野道東     | 180 | 34 | 30  |
| 34 | 中島垣内   | 中島垣内     | 115 | 58 | 44  |
| 35 | 槻並田畑   | 槻並田畑     | 215 | 32 | 90  |
| 36 | 寺下     | 民田寺下     | 175 | 32 | 28  |
| 37 | 下阿古谷向山 | 下阿古谷向山   | 195 | 34 | 110 |
| 38 | 伏見台Ⅰ   | 伏見台４丁目   | 180 | 34 | 50  |
| 39 | 内馬場東垣内 | 内馬場東垣内   | 180 | 32 | 14  |
| 40 | 銀山三丁目  | 銀山三丁目    | 160 | 35 | 52  |
| 41 | 白金（１）  | 白金２丁目    | 170 | 40 | 36  |
| 42 | 白金（２）  | 白金２丁目    | 145 | 35 | 44  |
| 43 | 猪渕     | 猪渕岩屋     | 315 | 30 | 36  |
| 44 | 若葉（１）  | 若葉２丁目    | 140 | 35 | 20  |
| 45 | 若葉（２）  | 若葉２丁目    | 120 | 35 | 20  |
| 46 | つつじが丘  | つつじが丘１丁目 | 175 | 35 | 32  |
| 47 | 上野     | 上野町廻     | 100 | 46 | 20  |
| 48 | 広根     | 広根東山     | 260 | 43 | 20  |
| 49 | 人石     | 肝川人石     | 290 | 55 | 24  |
| 50 | 肝川西ノ前  | 肝川西ノ前    | 110 | 52 | 32  |

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ（人家１～４戸の箇所）

| 番号 | 箇所名      | 大字小字名  | 崩壊危険<br>箇所の延<br>長（m） | 傾斜度<br>（度） | 斜面高さ<br>（m） |
|----|----------|--------|----------------------|------------|-------------|
| 1  | 柏原宮ノ上    | 柏原宮ノ上  | 95                   | 30         | 40          |
| 2  | 柏原小北     | 柏原小北   | 60                   | 32         | 40          |
| 3  | 柏原下西     | 柏原下西   | 75                   | 68         | 12          |
| 4  | 柏原宮ノ脇    | 柏原宮ノ脇  | 100                  | 36         | 18          |
| 5  | 柏原中尾     | 柏原中尾   | 175                  | 55         | 24          |
| 6  | 柏原中林     | 柏原中林   | 10                   | 40         | 26          |
| 7  | 鍛冶屋      | 柏原鍛冶屋  | 110                  | 36         | 26          |
| 8  | 木戸ノ口     | 柏原木戸ノ口 | 65                   | 36         | 160         |
| 9  | 柏原小谷     | 柏原小谷   | 150                  | 36         | 80          |
| 10 | 柏原南      | 柏原南    | 95                   | 32         | 60          |
| 11 | 柏原鳥ヶ平    | 柏原鳥ヶ平  | 205                  | 55         | 90          |
| 12 | 杉生奥山台（１） | 杉生奥山台  | 45                   | 39         | 30          |
| 13 | 杉生奥山台（２） | 杉生奥山台  | 95                   | 37         | 30          |
| 14 | 杉生東（１）   | 杉生東    | 40                   | 30         | 22          |
| 15 | 杉生東（２）   | 杉生東    | 55                   | 30         | 30          |
| 16 | 杉生西      | 杉生西    | 245                  | 35         | 26          |
| 17 | 新田平井     | 杉生新田平井 | 60                   | 33         | 34          |
| 18 | 杉生奥山     | 杉生奥山   | 100                  | 34         | 76          |
| 19 | 杉生北谷（１）  | 杉生北谷   | 120                  | 33         | 60          |
| 20 | 杉生北谷（２）  | 杉生北谷   | 120                  | 38         | 60          |
| 21 | 杉生（２）    | 杉生大野   | 155                  | 30         | 70          |

|    |          |         |     |    |     |
|----|----------|---------|-----|----|-----|
| 22 | 杉生一岩     | 杉生一岩    | 75  | 31 | 24  |
| 23 | 杉生丸畑     | 杉生丸畑    | 120 | 32 | 110 |
| 24 | 杉生岩神     | 杉生岩神    | 155 | 37 | 70  |
| 25 | 栖ノ子      | 杉生栖ノ子   | 180 | 53 | 60  |
| 26 | 畑ヶ田      | 西畑畑ヶ田   | 70  | 32 | 18  |
| 27 | 島柿瀬（１）   | 島柿瀬     | 35  | 37 | 40  |
| 28 | 島柿瀬（２）   | 島柿瀬     | 85  | 38 | 50  |
| 29 | 島柿瀬（３）   | 島柿瀬     | 35  | 50 | 32  |
| 30 | 島若城      | 島若城     | 205 | 37 | 40  |
| 31 | 永正庵      | 杉生永正庵   | 80  | 32 | 48  |
| 32 | 長谷森      | 杉生長谷森   | 140 | 30 | 44  |
| 33 | 鎌倉（２）    | 鎌倉出口    | 110 | 32 | 90  |
| 34 | 清水広瀬（１）  | 清水広瀬    | 45  | 34 | 32  |
| 35 | 島西山（１）   | 島西山     | 38  | 37 | 32  |
| 36 | 島西山（２）   | 島西山     | 105 | 36 | 72  |
| 37 | 島井上（１）   | 島井上     | 70  | 68 | 120 |
| 38 | 島井上（２）   | 島井上     | 25  | 43 | 40  |
| 39 | 清水広瀬（２）  | 清水広瀬    | 25  | 33 | 40  |
| 40 | 清水広瀬（３）  | 清水広瀬    | 55  | 30 | 54  |
| 41 | 清水北谷     | 清水北谷    | 40  | 30 | 10  |
| 42 | 仁頂寺後谷（１） | 仁頂寺後谷   | 85  | 36 | 34  |
| 43 | 仁頂寺後谷（２） | 仁頂寺後谷   | 50  | 32 | 46  |
| 44 | 清水前谷（１）  | 清水前谷    | 70  | 37 | 46  |
| 45 | 清水前谷（２）  | 清水前谷    | 70  | 30 | 100 |
| 46 | 清水前谷（３）  | 清水前谷    | 40  | 34 | 20  |
| 47 | 寺ノ前      | 清水寺ノ前   | 70  | 34 | 100 |
| 48 | 清水笹尾     | 清水笹尾    | 40  | 32 | 100 |
| 49 | 笹尾宮ノ前    | 笹尾宮ノ前   | 40  | 72 | 100 |
| 50 | 西平井      | 笹尾西平井   | 75  | 34 | 10  |
| 51 | 笹尾東田     | 笹尾東田    | 125 | 36 | 56  |
| 52 | 林田池尻     | 林田池尻    | 85  | 32 | 34  |
| 53 | 林田東良     | 林田東良    | 40  | 30 | 16  |
| 54 | 田中廻      | 朽原田中廻   | 90  | 57 | 64  |
| 55 | 朽原       | 朽原柏ノ木   | 135 | 32 | 120 |
| 56 | 風呂尻      | 木津風呂尻   | 80  | 30 | 16  |
| 57 | 鳴海       | 木津鳴海    | 100 | 31 | 20  |
| 58 | 木津川向     | 木津川向    | 50  | 37 | 30  |
| 59 | 対津       | 万善対津    | 125 | 30 | 20  |
| 60 | 加味垣内     | 槻並加味垣内  | 70  | 48 | 16  |
| 61 | 南アジヤリ    | 万善南アジヤリ | 45  | 34 | 74  |
| 62 | 北田原岩屋    | 北田原岩屋   | 155 | 82 | 10  |
| 63 | 掛ヶ坂      | 北田原掛ヶ坂  | 180 | 38 | 72  |
| 64 | 北田原宮ノ西   | 北田原宮ノ西  | 80  | 34 | 16  |
| 65 | 北田原東畑    | 北田原東畑   | 120 | 34 | 78  |

|     |         |           |     |    |     |
|-----|---------|-----------|-----|----|-----|
| 66  | 北田原谷口   | 北田原谷口     | 185 | 30 | 80  |
| 67  | 寺前      | 南田原寺前     | 70  | 30 | 22  |
| 68  | 北野南垣内   | 北野南垣内     | 60  | 38 | 6   |
| 69  | 清沢      | 槻並清沢      | 75  | 33 | 54  |
| 70  | 間明田（１）  | 槻並間明田     | 70  | 34 | 52  |
| 71  | 大仁部     | 槻並大仁部     | 45  | 34 | 66  |
| 72  | 間明田（２）  | 槻並間明田     | 100 | 32 | 100 |
| 73  | 広代      | 槻並広代      | 40  | 32 | 40  |
| 74  | 槻並北垣内   | 槻並北垣内     | 60  | 33 | 60  |
| 75  | 大海      | 槻並大海      | 50  | 45 | 50  |
| 76  | 久保ノ奥    | 槻並久保ノ奥    | 150 | 31 | 30  |
| 77  | 前久保     | 槻並前久保     | 80  | 34 | 26  |
| 78  | 田中垣内（１） | 槻並田中垣内    | 90  | 50 | 34  |
| 79  | 田中垣内（２） | 槻並田中垣内    | 75  | 36 | 24  |
| 80  | 槻並宮ノ前   | 槻並宮ノ前     | 95  | 35 | 50  |
| 81  | 槻並宮ノ森   | 槻並宮ノ森     | 50  | 37 | 58  |
| 82  | 槻並横尾    | 槻並横尾      | 115 | 30 | 20  |
| 83  | 上阿古谷奥西  | 上阿古谷奥西    | 125 | 30 | 30  |
| 84  | 庵ノ下     | 上阿古谷庵ノ下   | 80  | 37 | 38  |
| 85  | 越中垣内    | 上阿古谷越中垣内  | 100 | 38 | 40  |
| 86  | 田ヶ谷     | 上阿古谷田ヶ谷   | 90  | 35 | 84  |
| 87  | 畑ヶ芝     | 上阿古谷畑ヶ芝   | 50  | 32 | 24  |
| 88  | 能勢谷     | 上阿古谷能勢谷   | 45  | 34 | 28  |
| 89  | 畑ヶ前     | 上阿古谷畑ヶ前   | 65  | 35 | 45  |
| 90  | 一反田（１）  | 民田一反田     | 115 | 32 | 56  |
| 91  | 一反田（２）  | 民田一反田     | 90  | 36 | 62  |
| 92  | 松ヶ谷     | 民田松ヶ谷     | 60  | 34 | 92  |
| 93  | 南前田（１）  | 下阿古谷南前田   | 50  | 30 | 30  |
| 94  | 南前田（２）  | 下阿古谷南前田   | 135 | 30 | 70  |
| 95  | 南前田（３）  | 下阿古谷南前田   | 80  | 34 | 36  |
| 96  | 黒末      | 下阿古谷黒末    | 90  | 36 | 32  |
| 97  | 岩鼻      | 下阿古谷岩鼻    | 90  | 30 | 80  |
| 98  | 明神ヶ谷口   | 下阿古谷明神ヶ谷口 | 80  | 33 | 50  |
| 99  | 内馬場東垣内  | 内馬場東垣内    | 125 | 32 | 66  |
| 100 | 銀山新町（１） | 銀山新町      | 40  | 30 | 24  |
| 101 | 銀山新町（２） | 銀山新町      | 55  | 38 | 60  |
| 102 | 銀山新町（３） | 銀山新町      | 60  | 39 | 26  |
| 103 | 銀山新町（４） | 銀山新町      | 85  | 42 | 60  |
| 104 | 銀山本町（１） | 銀山本町      | 65  | 36 | 34  |
| 105 | 銀山本町（２） | 銀山本町      | 180 | 40 | 86  |
| 106 | 銀山笹原（１） | 銀山笹原      | 60  | 40 | 8   |
| 107 | 銀山笹原（２） | 銀山笹原      | 120 | 35 | 40  |
| 108 | 飛詰      | 広根飛詰      | 65  | 32 | 24  |
| 109 | 火打山     | 広根火打山     | 55  | 40 | 10  |

|     |       |        |     |    |    |
|-----|-------|--------|-----|----|----|
| 110 | 下天田   | 肝川下天田  | 190 | 36 | 32 |
| 111 | 下堀曾   | 広根下堀曾  | 80  | 56 | 16 |
| 112 | 柏梨田高関 | 柏梨田高関  | 140 | 30 | 12 |
| 113 | 釜床    | 上野釜床   | 60  | 38 | 28 |
| 114 | 才ノ本   | 差組才ノ本  | 40  | 30 | 24 |
| 115 | 六石山   | 差組六石山  | 45  | 33 | 30 |
| 116 | 人石    | 肝川人石   | 30  | 34 | 20 |
| 117 | 畦田    | 肝川畦田   | 100 | 31 | 20 |
| 118 | 堂ノ向井  | 肝川堂ノ向井 | 75  | 35 | 20 |
| 119 | 川端    | 肝川川端   | 145 | 36 | 20 |

(4) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ（人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所）

| 番号 | 箇所名     | 大字小字名   | 崩壊危険<br>箇所の延<br>長（m） | 傾斜度<br>（度） | 斜面高さ<br>（m） |
|----|---------|---------|----------------------|------------|-------------|
| 1  | 木戸ノ口（1） | 柏原木戸ノ戸口 | 255                  | 40         | 180         |
| 2  | 木戸ノ口（2） | 柏原木戸ノ戸口 | 120                  | 35         | 160         |
| 3  | 柏原栗林    | 柏原栗林    | 530                  | 40         | 70          |
| 4  | 松ヶ本     | 西畑松ヶ本   | 390                  | 40         | 130         |
| 5  | 堀切      | 西畑堀切    | 120                  | 40         | 130         |
| 6  | 杉生北谷    | 杉生北谷    | 280                  | 35         | 84          |
| 7  | 杉生靴掛（1） | 杉生靴掛    | 45                   | 35         | 40          |
| 8  | 杉生靴掛（2） | 杉生靴掛    | 240                  | 40         | 70          |
| 9  | 杉生一岩    | 杉生一岩    | 142                  | 35         | 86          |
| 10 | 杉生一ノ谷   | 杉生一ノ谷   | 225                  | 45         | 110         |
| 11 | 杉生大野    | 杉生大野    | 65                   | 45         | 14          |
| 12 | 唾ヶ平井    | 杉生唾ヶ平井  | 370                  | 35         | 130         |
| 13 | 山ノ子     | 西畑山ノ子   | 160                  | 35         | 88          |
| 14 | 島若城     | 島若城     | 58                   | 45         | 40          |
| 15 | 前田奥山    | 杉生前田奥山  | 53                   | 35         | 48          |
| 16 | 鎌倉出口（1） | 鎌倉出口    | 265                  | 40         | 140         |
| 17 | 鎌倉出口（2） | 鎌倉出口    | 540                  | 40         | 116         |
| 18 | 鎌倉深田    | 鎌倉深田    | 280                  | 45         | 100         |
| 19 | 鎌倉向所（1） | 鎌倉向所    | 230                  | 45         | 120         |
| 20 | 鎌倉向所（2） | 鎌倉向所    | 290                  | 35         | 140         |
| 21 | 島井上     | 島井上     | 120                  | 40         | 150         |
| 22 | 清水広瀬    | 清水広瀬    | 75                   | 30         | 56          |
| 23 | 小平井     | 清水東小平井  | 150                  | 35         | 90          |
| 24 | 鎌倉森ノ本   | 鎌倉森ノ本   | 267                  | 45         | 80          |
| 25 | 東吉谷     | 清水東東吉谷  | 280                  | 40         | 150         |
| 26 | 清水馬場    | 清水馬場    | 300                  | 45         | 114         |
| 27 | 清水東畑（1） | 清水東畑    | 850                  | 40         | 190         |
| 28 | 清水東畑（2） | 清水東畑    | 135                  | 30         | 96          |
| 29 | 清水東畑（3） | 清水東畑    | 115                  | 35         | 80          |
| 30 | 笹尾黒添エ   | 笹尾黒添エ   | 145                  | 40         | 66          |

|    |          |          |     |    |     |
|----|----------|----------|-----|----|-----|
| 31 | 朽原東山     | 朽原東山     | 255 | 40 | 194 |
| 32 | 島向       | 木津島向     | 205 | 35 | 84  |
| 33 | 南アジヤリ（２） | 万善南アジヤリ  | 230 | 35 | 104 |
| 34 | 南アジヤリ（１） | 万善南アジヤリ  | 100 | 40 | 72  |
| 35 | 掛ヶ坂      | 北田原掛ヶ坂   | 395 | 40 | 26  |
| 36 | 間明田      | 槻並間明田    | 205 | 45 | 64  |
| 37 | 広代（１）    | 槻並広代     | 460 | 40 | 116 |
| 38 | 広代（２）    | 槻並広代     | 220 | 45 | 80  |
| 39 | 槻並北垣内（１） | 槻並北垣内    | 220 | 30 | 66  |
| 40 | 槻並北垣内（２） | 槻並北垣内    | 215 | 35 | 80  |
| 41 | 槻並宮ノ前    | 槻並宮ノ前    | 65  | 40 | 90  |
| 42 | 槻並宮ノ森（１） | 槻並宮ノ森    | 130 | 40 | 58  |
| 43 | 槻並宮ノ森（２） | 槻並宮ノ森    | 140 | 40 | 54  |
| 44 | 清水垣内     | 上阿古谷清水垣内 | 245 | 35 | 70  |
| 45 | 寺垣内      | 上阿古谷寺垣内  | 95  | 45 | 36  |
| 46 | 田ヶ谷      | 上阿古谷田ヶ谷  | 110 | 35 | 60  |
| 47 | 畑ヶ前（１）   | 上阿古谷畑ヶ前  | 130 | 35 | 60  |
| 48 | 畑ヶ前（２）   | 上阿古谷畑ヶ前  | 110 | 35 | 50  |
| 49 | 一反田      | 民田一反田    | 105 | 35 | 46  |
| 50 | 松ヶ谷      | 民田松ヶ谷    | 140 | 40 | 60  |
| 51 | 畑ヶ芝      | 上阿古谷畑ヶ芝  | 380 | 30 | 100 |
| 52 | 南前田      | 下阿古谷南前田  | 125 | 30 | 80  |
| 53 | 伏見台Ⅲ     | 伏見台４丁目   | 190 | 35 | 82  |
| 54 | 蔭ヶ谷      | 内馬場蔭ヶ谷   | 430 | 40 | 66  |
| 55 | 銀山三丁目    | 銀山三丁目    | 130 | 35 | 68  |
| 56 | 銀山本町     | 銀山本町     | 240 | 40 | 40  |
| 57 | 銀山大口（１）  | 銀山大口     | 150 | 35 | 80  |
| 58 | 銀山大口（２）  | 銀山大口     | 130 | 35 | 80  |
| 59 | 銀山大口（３）  | 銀山大口     | 240 | 30 | 44  |
| 60 | 神ノ子辻（１）  | 広根神ノ子辻   | 260 | 45 | 50  |
| 61 | 神ノ子辻（２）  | 広根神ノ子辻   | 235 | 35 | 42  |
| 62 | 神ノ子辻（３）  | 広根神ノ子辻   | 220 | 45 | 50  |
| 63 | 猪渕隠岩（１）  | 猪渕隠岩     | 70  | 40 | 30  |
| 64 | 猪渕隠岩（２）  | 猪渕隠岩     | 345 | 30 | 80  |
| 65 | 猪渕隠岩（３）  | 猪渕隠岩     | 330 | 40 | 66  |
| 66 | 猪渕南ヶ一    | 猪渕南ヶ一    | 560 | 45 | 70  |
| 67 | つつじが丘    | つつじが丘５丁目 | 260 | 40 | 66  |
| 68 | 奥ノ谷捨     | 広根奥ノ谷捨   | 155 | 40 | 40  |
| 69 | 堂ノ本      | 上野堂ノ本    | 480 | 40 | 34  |
| 70 | 才ノ本（１）   | 差組才ノ本    | 110 | 45 | 84  |
| 71 | 才ノ本（２）   | 差組才ノ本    | 360 | 45 | 104 |

※位置図は総務防災課、建設課で保管

## 山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流出危険区域一覧

## (1) 山腹崩壊危険地区 19 箇所 27ha

| 番号 | 箇所名   | 大字小字名  | 人家・公共施設等       |
|----|-------|--------|----------------|
| 1  | 円明寺   | 差組     | 5 戸・道路         |
| 2  | 上肝川   | 肝川     | 1 戸            |
| 3  | 肝川橋   | 肝川     | 1 戸・道路         |
| 4  | 神子ノ辻橋 | 上野     | 13 戸           |
| 5  | 安養寺   | 上野     | 5 戸            |
| 6  | 御手洗橋  | 銀山     | 4 戸            |
| 7  | 川床橋   | 万善     | 道路             |
| 8  | 楊津小学校 | 木津     | 公共施設 1         |
| 9  | 永泰寺   | 柏原     | 1 戸            |
| 10 | 鎌倉    | 鎌倉     | 13 戸・公共施設 1・道路 |
| 11 | 朽原    | 朽原     | 4 戸・道路         |
| 12 | 木津東山  | 木津     | 3 戸・公共施設 1     |
| 13 | 北中橋   | 槻並     | 1 戸・道路         |
| 14 | 薬師    | 槻並     | 6 戸・道路         |
| 15 | 北野    | 北野     | 20 戸・公共施設 1    |
| 16 | 和本寺   | 上阿古谷   | 1 戸            |
| 17 | 下山橋下  | 民田     | 道路             |
| 18 | 南山    | 北田原字南山 | 15 戸・公共施設 2    |
| 19 | 屏風岩   | 屏風岩    | 10 戸・公共施設 1    |

## (2) 崩壊土砂流出危険地区 23 箇所 10.4ha

| 番号 | 箇所名   | 大字小字名 | 人家・公共施設等 |
|----|-------|-------|----------|
| 1  | 差組    | 差組    | 6 戸・道路   |
| 2  | 上肝川   | 肝川    | 3 戸      |
| 3  | 一の谷   | 銀山    | 道路       |
| 4  | 川床川 1 | 万善    | 道路       |
| 5  | 川床川 2 | 万善    | 道路       |
| 6  | 林川    | 木津    | 4 戸・道路   |
| 7  | 前谷川   | 清水    | 15 戸・道路  |
| 8  | 尾花橋   | 清水東   | 5 戸・道路   |
| 9  | 松山寺   | 島     | 4 戸・道路   |

|    |        |      |        |
|----|--------|------|--------|
| 10 | 島川     | 島    | 4 戸・道路 |
| 11 | 西軽井沢   | 西軽井沢 | 3 戸    |
| 12 | 不動橋下   | 西軽井沢 | 道路     |
| 13 | 杉生新田 1 | 杉生新田 | 道路     |
| 14 | 杉生新田 2 | 杉生新田 | 2 戸    |
| 15 | 杉生新田 3 | 杉生新田 | 道路     |
| 16 | 西方寺    | 清水東  | 10 戸   |
| 17 | 笹尾     | 笹尾   | 6 戸・道路 |
| 18 | 朽原     | 朽原   | 2 戸・道路 |
| 19 | 仁部     | 槻並   | 5 戸・道路 |
| 20 | 普賢寺    | 上阿古谷 | 7 戸・道路 |
| 21 | 民田 1   | 民田   | 1 戸・道路 |
| 22 | 民田 2   | 民田   | 道路     |
| 23 | 千軒橋    | 民田   | 道路     |

※位置図は建設課で保管。

## 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧

| NO. | 名称      | 箇所番号      | 所在地 | 自然現象の種類 | 警戒区域 | 特別警戒区域 |
|-----|---------|-----------|-----|---------|------|--------|
| 1   | 杉生(1)Ⅰ  | 130000001 | 杉生  | 急傾斜地の崩壊 | ○    | ○      |
| 2   | 杉生靴掛Ⅰ   | 130000002 | 杉生  | 急傾斜地の崩壊 | ○    | ○      |
| 3   | 杉生岩神Ⅰ   | 130000003 | 杉生  | 急傾斜地の崩壊 | ○    | ○      |
| 4   | 山ノ子Ⅰ    | 130000004 | 西畑  | 急傾斜地の崩壊 | ○    | ○      |
| 5   | 前田奥山Ⅰ   | 130000005 | 杉生  | 急傾斜地の崩壊 | ○    | ○      |
| 6   | 鎌倉(1)Ⅰ  | 130000006 | 鎌倉  | 急傾斜地の崩壊 | ○    | ○      |
| 7   | 島垣内Ⅰ    | 130000007 | 島   | 急傾斜地の崩壊 | ○    | ○      |
| 8   | 清水(1)Ⅰ  | 130000008 | 島   | 急傾斜地の崩壊 | ○    | ○      |
| 9   | 小平井Ⅰ    | 130000009 | 清水  | 急傾斜地の崩壊 | ○    |        |
| 10  | 仁頂寺垣内Ⅰ  | 130000010 | 仁頂寺 | 急傾斜地の崩壊 | ○    | ○      |
| 11  | 旭ヶ丘(1)Ⅰ | 130000011 | 旭ヶ丘 | 急傾斜地の崩壊 | ○    | ○      |
| 12  | 旭ヶ丘(2)Ⅰ | 130000012 | 旭ヶ丘 | 急傾斜地の崩壊 | ○    | ○      |
| 13  | 旭ヶ丘(5)Ⅰ | 130000013 | 旭ヶ丘 | 急傾斜地の崩壊 | ○    | ○      |
| 14  | 旭ヶ丘(3)Ⅰ | 130000014 | 旭ヶ丘 | 急傾斜地の崩壊 | ○    | ○      |
| 15  | 旭ヶ丘(4)Ⅰ | 130000015 | 旭ヶ丘 | 急傾斜地の崩壊 | ○    | ○      |
| 16  | 清水東平田Ⅰ  | 130000016 | 清水東 | 急傾斜地の崩壊 | ○    | ○      |
| 17  | 清水前谷Ⅰ   | 130000017 | 清水  | 急傾斜地の崩壊 | ○    | ○      |
| 18  | 清水(2)Ⅰ  | 130000018 | 清水  | 急傾斜地の崩壊 | ○    | ○      |
| 19  | 柏原宮ノ上Ⅱ  | 130000019 | 柏原  | 急傾斜地の崩壊 | ○    | ○      |
| 20  | 柏原小北Ⅱ   | 130000020 | 柏原  | 急傾斜地の崩壊 | ○    | ○      |
| 21  | 柏原下西Ⅱ   | 130000021 | 柏原  | 急傾斜地の崩壊 | ○    | ○      |
| 22  | 柏原宮ノ脇Ⅱ  | 130000022 | 柏原  | 急傾斜地の崩壊 | ○    | ○      |



|    |          |           |    |         |   |   |
|----|----------|-----------|----|---------|---|---|
| 23 | 柏原中尾Ⅱ    | 130000023 | 柏原 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 24 | 柏原中林Ⅱ    | 130000024 | 柏原 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 25 | 鍛冶屋Ⅱ     | 130000025 | 柏原 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 26 | 木戸ノ口Ⅱ    | 130000026 | 柏原 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 27 | 柏原小谷Ⅱ    | 130000027 | 柏原 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 28 | 柏原南Ⅱ     | 130000028 | 柏原 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 29 | 柏原鳥ヶ平Ⅱ   | 130000029 | 柏原 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 30 | 杉生東(1)Ⅱ  | 130000030 | 杉生 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 31 | 杉生西Ⅱ     | 130000031 | 杉生 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 32 | 新田平井Ⅱ    | 130000032 | 杉生 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 33 | 杉生奥山Ⅱ    | 130000033 | 杉生 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 34 | 杉生北谷(1)Ⅱ | 130000034 | 杉生 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 35 | 杉生北谷(2)Ⅱ | 130000035 | 杉生 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 36 | 杉生(2)Ⅱ   | 130000036 | 杉生 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 37 | 杉生丸畑Ⅱ    | 130000037 | 杉生 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 38 | 杉生岩神Ⅱ    | 130000038 | 杉生 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 39 | 栖ノ子Ⅱ     | 130000039 | 杉生 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 40 | 畑ヶ田Ⅱ     | 130000040 | 西畑 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 41 | 島若城Ⅱ     | 130000041 | 島  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 42 | 永正庵Ⅱ     | 130000042 | 杉生 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 43 | 長谷森Ⅱ     | 130000043 | 杉生 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 44 | 鎌倉(2)Ⅱ   | 130000044 | 鎌倉 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 45 | 清水広瀬(1)Ⅱ | 130000045 | 島  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 46 | 島西山(1)Ⅱ  | 130000046 | 島  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |

|    |           |           |     |         |   |   |
|----|-----------|-----------|-----|---------|---|---|
| 47 | 島西山(2)Ⅱ   | 130000047 | 島   | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 48 | 島井上(1)Ⅱ   | 130000048 | 島   | 急傾斜地の崩壊 | ○ |   |
| 49 | 島井上(2)Ⅱ   | 130000049 | 島   | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 50 | 清水広瀬(2)Ⅱ  | 130000050 | 清水  | 急傾斜地の崩壊 | ○ |   |
| 51 | 清水広瀬(3)Ⅱ  | 130000051 | 清水  | 急傾斜地の崩壊 | ○ |   |
| 52 | 仁頂寺後谷(1)Ⅱ | 130000052 | 仁頂寺 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 53 | 仁頂寺後谷(2)Ⅱ | 130000053 | 仁頂寺 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 54 | 清水前谷(1)Ⅱ  | 130000054 | 清水  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 55 | 清水前谷(2)Ⅱ  | 130000055 | 清水  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 56 | 清水前谷(3)Ⅱ  | 130000056 | 清水  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 57 | 寺ノ前Ⅱ      | 130000057 | 清水  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 58 | 清水笹尾Ⅱ     | 130000058 | 清水  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 59 | 木戸ノ口(1)Ⅲ  | 130000059 | 柏原  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 60 | 木戸ノ口(2)Ⅲ  | 130000060 | 柏原  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 61 | 柏原栗林Ⅲ     | 130000061 | 柏原  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 62 | 松ヶ本Ⅲ      | 130000062 | 西畑  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 63 | 堀切Ⅲ       | 130000063 | 西畑  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 64 | 杉生北谷Ⅲ     | 130000064 | 杉生  | 急傾斜地の崩壊 | ○ |   |
| 65 | 杉生靴掛(1)Ⅲ  | 130000065 | 杉生  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 66 | 杉生靴掛(2)Ⅲ  | 130000066 | 杉生  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 67 | 杉生一岩Ⅲ     | 130000067 | 杉生  | 急傾斜地の崩壊 | ○ |   |
| 68 | 杉生一ノ谷Ⅲ    | 130000068 | 杉生  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 69 | 杉生大野Ⅲ     | 130000069 | 杉生  | 急傾斜地の崩壊 | ○ |   |
| 70 | 唾ヶ平井Ⅲ     | 130000070 | 杉生  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |

|    |          |           |     |         |   |   |
|----|----------|-----------|-----|---------|---|---|
| 71 | 山ノ子Ⅲ     | 130000071 | 西畑  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 72 | 島若城Ⅲ     | 130000072 | 島   | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 73 | 前田奥山Ⅲ    | 130000073 | 杉生  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 74 | 鎌倉出口(1)Ⅲ | 130000074 | 鎌倉  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 75 | 鎌倉出口(2)Ⅲ | 130000075 | 鎌倉  | 急傾斜地の崩壊 | ○ |   |
| 76 | 鎌倉深田Ⅲ    | 130000076 | 鎌倉  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 77 | 鎌倉向所(1)Ⅲ | 130000077 | 鎌倉  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 78 | 鎌倉向所(2)Ⅲ | 130000078 | 鎌倉  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 79 | 島井上Ⅲ     | 130000079 | 島   | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 80 | 清水広瀬Ⅲ    | 130000080 | 清水  | 急傾斜地の崩壊 | ○ |   |
| 81 | 小平井Ⅲ     | 130000081 | 清水  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 82 | 鎌倉森ノ本Ⅲ   | 130000082 | 鎌倉  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 83 | 東吉谷Ⅲ     | 130000083 | 清水東 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 84 | 清水馬場Ⅲ    | 130000084 | 清水  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 85 | 清水東畑(1)Ⅲ | 130000085 | 清水  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 86 | 清水東畑(2)Ⅲ | 130000086 | 清水  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 87 | 清水東畑(3)Ⅲ | 130000087 | 清水  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 88 | 大谷川Ⅰ     | 230000001 | 杉生  | 土石流     | ○ | ○ |
| 89 | 杉生新田谷Ⅰ   | 230000002 | 杉生  | 土石流     | ○ | ○ |
| 90 | 杉生新田谷Ⅱ   | 230000003 | 杉生  | 土石流     | ○ | ○ |
| 91 | 杉生新田谷Ⅲ   | 230000004 | 杉生  | 土石流     | ○ |   |
| 92 | 杉生新田谷Ⅳ   | 230000005 | 杉生  | 土石流     | ○ |   |
| 93 | 杉生谷Ⅰ     | 230000006 | 杉生  | 土石流     | ○ |   |
| 94 | 大野谷川Ⅰ    | 230000007 | 杉生  | 土石流     | ○ | ○ |

|     |           |           |    |     |   |   |
|-----|-----------|-----------|----|-----|---|---|
| 95  | 西軽井沢谷 1 I | 230000008 | 杉生 | 土石流 | ○ | ○ |
| 96  | 西軽井沢谷 2 I | 230000009 | 杉生 | 土石流 | ○ |   |
| 97  | 九重谷川 I    | 230000010 | 杉生 | 土石流 | ○ | ○ |
| 98  | 靴掛谷 I     | 230000011 | 杉生 | 土石流 | ○ |   |
| 99  | 広瀬川 I     | 230000012 | 杉生 | 土石流 | ○ |   |
| 100 | 栗園橋谷 1 I  | 230000013 | 杉生 | 土石流 | ○ |   |
| 101 | 渡橋谷 I     | 230000014 | 杉生 | 土石流 | ○ |   |
| 102 | 新八郎橋谷 I   | 230000015 | 杉生 | 土石流 | ○ | ○ |
| 103 | 岩神谷 I     | 230000016 | 杉生 | 土石流 | ○ |   |
| 104 | 岩神谷西谷 I   | 230000017 | 杉生 | 土石流 | ○ | ○ |
| 105 | 南山谷 1 I   | 230000018 | 鎌倉 | 土石流 | ○ |   |
| 106 | 南山谷 2 I   | 230000019 | 鎌倉 | 土石流 | ○ | ○ |
| 107 | 変電所下谷 I   | 230000020 | 鎌倉 | 土石流 | ○ | ○ |
| 108 | 鎌倉川 I     | 230000021 | 鎌倉 | 土石流 | ○ |   |
| 109 | 南山谷 3 I   | 230000022 | 鎌倉 | 土石流 | ○ |   |
| 110 | 栖ノ子谷 I    | 230000023 | 鎌倉 | 土石流 | ○ |   |
| 111 | 小北川 I     | 230000024 | 柏原 | 土石流 | ○ |   |
| 112 | 奥の谷川 I    | 230000025 | 柏原 | 土石流 | ○ |   |
| 113 | 奥の谷東谷 I   | 230000026 | 柏原 | 土石流 | ○ |   |
| 114 | 永源寺谷 I    | 230000027 | 柏原 | 土石流 | ○ |   |
| 115 | 永泰寺東谷川 I  | 230000028 | 柏原 | 土石流 | ○ |   |
| 116 | 権現谷 I     | 230000029 | 柏原 | 土石流 | ○ |   |
| 117 | 柏原東谷 I    | 230000030 | 柏原 | 土石流 | ○ | ○ |
| 118 | 柏原新田橋谷 I  | 230000031 | 柏原 | 土石流 | ○ |   |

|     |          |           |     |     |   |   |
|-----|----------|-----------|-----|-----|---|---|
| 119 | 西畑谷川Ⅰ    | 230000032 | 西畑  | 土石流 | ○ | ○ |
| 120 | 長尾Ⅰ      | 230000033 | 西畑  | 土石流 | ○ | ○ |
| 121 | 西畑西谷Ⅰ    | 230000034 | 西畑  | 土石流 | ○ | ○ |
| 122 | 西畑東谷Ⅰ    | 230000035 | 西畑  | 土石流 | ○ | ○ |
| 123 | 島谷Ⅰ      | 230000036 | 島   | 土石流 | ○ |   |
| 124 | 北谷川Ⅰ     | 230000037 | 島   | 土石流 | ○ |   |
| 125 | 島川Ⅰ      | 230000038 | 島   | 土石流 | ○ |   |
| 126 | 西尾山東谷Ⅰ   | 230000039 | 島   | 土石流 | ○ |   |
| 127 | 旭ヶ丘谷Ⅰ    | 230000040 | 旭ヶ丘 | 土石流 | ○ |   |
| 128 | 仁頂寺川Ⅰ    | 230000041 | 仁頂寺 | 土石流 | ○ | ○ |
| 129 | 古谷川Ⅰ     | 230000042 | 清水東 | 土石流 | ○ |   |
| 130 | 尾花谷Ⅰ     | 230000043 | 清水  | 土石流 | ○ | ○ |
| 131 | 下北谷川Ⅰ    | 230000044 | 清水  | 土石流 | ○ |   |
| 132 | 前谷川支川ⅠⅠ  | 230000045 | 清水  | 土石流 | ○ |   |
| 133 | 前谷川支川ⅡⅠ  | 230000046 | 清水  | 土石流 | ○ |   |
| 134 | 前谷川支川ⅣⅠ  | 230000047 | 清水  | 土石流 | ○ | ○ |
| 135 | 杉生新田谷ⅤⅡ  | 230000048 | 杉生  | 土石流 | ○ | ○ |
| 136 | 杉生新田谷ⅥⅡ  | 230000049 | 杉生  | 土石流 | ○ |   |
| 137 | 杉生新田谷ⅦⅡ  | 230000050 | 杉生  | 土石流 | ○ |   |
| 138 | 杉生谷ⅡⅡ    | 230000051 | 杉生  | 土石流 | ○ |   |
| 139 | 杉生谷ⅢⅡ    | 230000052 | 杉生  | 土石流 | ○ | ○ |
| 140 | 杉生新田北谷川Ⅱ | 230000053 | 杉生  | 土石流 | ○ | ○ |
| 141 | 西川Ⅱ      | 230000054 | 杉生  | 土石流 | ○ | ○ |
| 142 | 西峠谷ⅠⅡ    | 230000055 | 杉生  | 土石流 | ○ | ○ |

|     |          |           |    |         |   |   |
|-----|----------|-----------|----|---------|---|---|
| 143 | 西峠谷 2Ⅱ   | 230000056 | 杉生 | 土石流     | ○ |   |
| 144 | 杉生谷 4Ⅱ   | 230000057 | 杉生 | 土石流     | ○ |   |
| 145 | 杉生谷 5Ⅱ   | 230000058 | 杉生 | 土石流     | ○ | ○ |
| 146 | 杉生谷 6Ⅱ   | 230000059 | 杉生 | 土石流     | ○ |   |
| 147 | 杉生谷 7Ⅱ   | 230000060 | 杉生 | 土石流     | ○ | ○ |
| 148 | 塩坪谷Ⅱ     | 230000061 | 杉生 | 土石流     | ○ |   |
| 149 | 岩掛川Ⅱ     | 230000062 | 杉生 | 土石流     | ○ |   |
| 150 | 栗園橋谷 2Ⅱ  | 230000063 | 杉生 | 土石流     | ○ | ○ |
| 151 | 栗園橋谷 3Ⅱ  | 230000064 | 杉生 | 土石流     | ○ | ○ |
| 152 | 岩神谷東谷Ⅱ   | 230000065 | 杉生 | 土石流     | ○ |   |
| 153 | 鎌倉北谷Ⅱ    | 230000066 | 杉生 | 土石流     | ○ | ○ |
| 154 | 鎌倉南谷Ⅱ    | 230000067 | 鎌倉 | 土石流     | ○ | ○ |
| 155 | 前谷川支川 3Ⅱ | 230000068 | 清水 | 土石流     | ○ | ○ |
| 156 | 前谷川支川 5Ⅱ | 230000069 | 清水 | 土石流     | ○ | ○ |
| 157 | 前谷川支川 6Ⅱ | 230000070 | 清水 | 土石流     | ○ |   |
| 158 | 前谷川支川 7Ⅱ | 230000071 | 清水 | 土石流     | ○ |   |
| 159 | 清水谷 1Ⅱ   | 230000072 | 清水 | 土石流     | ○ | ○ |
| 160 | 清水谷 2Ⅱ   | 230000073 | 清水 | 土石流     | ○ |   |
| 161 | 掛谷Ⅰ      | 130000088 | 笹尾 | 急傾斜地の崩壊 | ○ |   |
| 162 | 笹尾Ⅰ      | 130000089 | 笹尾 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 163 | ヘイソヘⅠ    | 130000090 | 笹尾 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 164 | 尼岡ノ下Ⅰ    | 130000091 | 笹尾 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 165 | 林田家廻Ⅰ    | 130000092 | 林田 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 166 | 林田下川Ⅰ    | 130000093 | 林田 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |

|     |        |           |    |         |   |   |
|-----|--------|-----------|----|---------|---|---|
| 167 | 林田南山Ⅰ  | 130000094 | 林田 | 急傾斜地の崩壊 | ○ |   |
| 168 | 木津(2)Ⅰ | 130000095 | 木津 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 169 | 木津(3)Ⅰ | 130000096 | 木津 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 170 | 木津(1)Ⅰ | 130000097 | 木津 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 171 | 神前Ⅰ    | 130000098 | 万善 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 172 | 万善北殿Ⅰ  | 130000099 | 万善 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 173 | 万善一本松  | 130000230 | 万善 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 174 | 中島垣内Ⅰ  | 130000100 | 槻並 | 急傾斜地の崩壊 | ○ |   |
| 175 | 槻並田畑Ⅰ  | 130000101 | 槻並 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 176 | 笹尾宮ノ前Ⅱ | 130000102 | 笹尾 | 急傾斜地の崩壊 | ○ |   |
| 177 | 西平井Ⅱ   | 130000103 | 笹尾 | 急傾斜地の崩壊 | ○ |   |
| 178 | 笹尾東田Ⅱ  | 130000104 | 笹尾 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 179 | 林田池尻Ⅱ  | 130000105 | 林田 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 180 | 林田東良Ⅱ  | 130000106 | 朽原 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 181 | 田中廻Ⅱ   | 130000107 | 朽原 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 182 | 朽原Ⅱ    | 130000108 | 朽原 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 183 | 風呂尻Ⅱ   | 130000109 | 木津 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 184 | 鳴海Ⅱ    | 130000110 | 木津 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 185 | 木津川向Ⅱ  | 130000111 | 木津 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 186 | 対津Ⅱ    | 130000112 | 万善 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 187 | 加味垣内Ⅱ  | 130000113 | 槻並 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 188 | 南アジャリⅡ | 130000114 | 万善 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 189 | 北田原岩屋Ⅱ | 130000115 | 万善 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 190 | 清沢Ⅱ    | 130000116 | 槻並 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |

|     |           |           |    |         |   |   |
|-----|-----------|-----------|----|---------|---|---|
| 191 | 大仁部Ⅱ      | 130000117 | 槻並 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 192 | 間明田(2)Ⅱ   | 130000118 | 槻並 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 193 | 広代Ⅱ       | 130000119 | 槻並 | 急傾斜地の崩壊 | ○ |   |
| 194 | 槻並北垣内Ⅱ    | 130000120 | 槻並 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 195 | 大海Ⅱ       | 130000121 | 槻並 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 196 | 久保ノ奥Ⅱ     | 130000122 | 槻並 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 197 | 前久保Ⅱ      | 130000123 | 槻並 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 198 | 田中垣内(1)Ⅱ  | 130000124 | 槻並 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 199 | 田中垣内(2)Ⅱ  | 130000125 | 槻並 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 200 | 槻並宮ノ前Ⅱ    | 130000126 | 槻並 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 201 | 槻並宮ノ森Ⅱ    | 130000127 | 槻並 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 202 | 槻並横尾Ⅱ     | 130000128 | 槻並 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 203 | 笹尾黒添エⅢ    | 130000129 | 笹尾 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 204 | 朽原東山Ⅲ     | 130000130 | 朽原 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 205 | 島向Ⅲ       | 130000131 | 木津 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 206 | 南アジャリ(2)Ⅲ | 130000132 | 万善 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 207 | 南アジャリ(1)Ⅲ | 130000133 | 万善 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 208 | 間明田Ⅲ      | 130000134 | 槻並 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 209 | 広代(1)Ⅲ    | 130000135 | 槻並 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 210 | 広代(2)Ⅲ    | 130000136 | 槻並 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 211 | 槻並北垣内(1)Ⅲ | 130000137 | 槻並 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 212 | 槻並北垣内(2)Ⅲ | 130000138 | 槻並 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 213 | 槻並宮ノ前Ⅲ    | 130000139 | 槻並 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 214 | 槻並宮ノ森(1)Ⅲ | 130000140 | 槻並 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |



|     |           |           |    |         |   |   |
|-----|-----------|-----------|----|---------|---|---|
| 215 | 槻並宮ノ森(2)Ⅲ | 130000141 | 槻並 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 216 | 奥谷乙Ⅰ      | 230000074 | 笹尾 | 土石流     | ○ |   |
| 217 | 笹尾谷Ⅰ      | 230000075 | 笹尾 | 土石流     | ○ |   |
| 218 | 平井川Ⅰ      | 230000076 | 笹尾 | 土石流     | ○ |   |
| 219 | 平井小谷Ⅰ     | 230000077 | 笹尾 | 土石流     | ○ |   |
| 220 | 安楽寺谷Ⅰ     | 230000078 | 笹尾 | 土石流     | ○ |   |
| 221 | 天理上谷川Ⅰ    | 230000079 | 笹尾 | 土石流     | ○ | ○ |
| 222 | 堂谷谷Ⅰ      | 230000080 | 笹尾 | 土石流     | ○ |   |
| 223 | 高尾川Ⅰ      | 230000081 | 林田 | 土石流     | ○ |   |
| 224 | 南山谷Ⅰ      | 230000082 | 林田 | 土石流     | ○ |   |
| 225 | 林田谷Ⅰ      | 230000083 | 林田 | 土石流     | ○ |   |
| 226 | 朽原谷Ⅰ      | 230000084 | 朽原 | 土石流     | ○ | ○ |
| 227 | 自牧寺谷川Ⅰ    | 230000085 | 朽原 | 土石流     | ○ |   |
| 228 | 西山川Ⅰ      | 230000086 | 木津 | 土石流     | ○ |   |
| 229 | 上山谷川Ⅰ     | 230000087 | 木津 | 土石流     | ○ |   |
| 230 | 木津谷Ⅰ      | 230000088 | 万善 | 土石流     | ○ |   |
| 231 | 万善谷Ⅰ      | 230000089 | 万善 | 土石流     | ○ | ○ |
| 232 | 仁辺川Ⅰ      | 230000090 | 槻並 | 土石流     | ○ |   |
| 233 | 槻並川支川 1Ⅰ  | 230000091 | 槻並 | 土石流     | ○ | ○ |
| 234 | 槻並川支川 2Ⅰ  | 230000092 | 槻並 | 土石流     | ○ |   |
| 235 | 仁辺川支川 1Ⅱ  | 230000093 | 槻並 | 土石流     | ○ |   |
| 236 | 仁辺川支川 2Ⅱ  | 230000094 | 槻並 | 土石流     | ○ |   |
| 237 | 槻並川支川 3Ⅱ  | 230000095 | 槻並 | 土石流     | ○ |   |
| 238 | 槻並川支川 4Ⅱ  | 230000096 | 槻並 | 土石流     | ○ |   |

|     |          |           |       |         |   |   |
|-----|----------|-----------|-------|---------|---|---|
| 239 | 屏風浦Ⅰ     | 130000142 | 北田原   | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 240 | 北野道東Ⅰ    | 130000143 | 北野    | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 241 | 銀山三丁目Ⅰ   | 130000144 | 銀山    | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 242 | 白金(1)Ⅰ   | 130000145 | 白金二丁目 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 243 | 白金(2)Ⅰ   | 130000146 | 白金二丁目 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 244 | 掛ヶ坂Ⅱ     | 130000147 | 北田原   | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 245 | 北田原宮ノ西Ⅱ  | 130000148 | 北田原   | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 246 | 北田原東畑Ⅱ   | 130000149 | 北田原   | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 247 | 北田原谷口Ⅱ   | 130000150 | 北田原   | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 248 | 寺前Ⅱ      | 130000151 | 南田原   | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 249 | 北野南垣内Ⅱ   | 130000152 | 北野    | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 250 | 銀山新町(1)Ⅱ | 130000153 | 銀山    | 急傾斜地の崩壊 | ○ |   |
| 251 | 銀山新町(2)Ⅱ | 130000154 | 銀山    | 急傾斜地の崩壊 | ○ |   |
| 252 | 銀山新町(3)Ⅱ | 130000155 | 銀山    | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 253 | 銀山新町(4)Ⅱ | 130000156 | 銀山    | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 254 | 銀山本町(1)Ⅱ | 130000157 | 銀山    | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 255 | 銀山本町(2)Ⅱ | 130000158 | 銀山    | 急傾斜地の崩壊 | ○ |   |
| 256 | 銀山笹原(1)Ⅱ | 130000159 | 銀山    | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 257 | 銀山笹原(2)Ⅱ | 130000160 | 銀山    | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 258 | 掛ヶ坂Ⅲ     | 130000161 | 北田原   | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 259 | 銀山三丁目Ⅲ   | 130000162 | 銀山    | 急傾斜地の崩壊 | ○ |   |
| 260 | 銀山本町Ⅲ    | 130000163 | 銀山    | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 261 | 銀山大口(1)Ⅲ | 130000164 | 銀山    | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 262 | 銀山大口(2)Ⅲ | 130000165 | 銀山    | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |

|     |          |           |       |         |   |   |
|-----|----------|-----------|-------|---------|---|---|
| 263 | 銀山大口(3)Ⅲ | 130000166 | 銀山    | 急傾斜地の崩壊 | ○ |   |
| 264 | 神ノ子辻(2)Ⅲ | 130000167 | 広根    | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 265 | 神ノ子辻(3)Ⅲ | 130000168 | 広根    | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 266 | 白金南谷Ⅰ    | 230000097 | 白金二丁目 | 土石流     | ○ |   |
| 267 | 北田原谷Ⅱ    | 230000098 | 北田原   | 土石流     | ○ | ○ |
| 268 | 銀山谷ⅠⅡ    | 230000099 | 銀山    | 土石流     | ○ | ○ |
| 269 | 銀山谷ⅡⅡ    | 230000100 | 銀山    | 土石流     | ○ | ○ |
| 270 | 銀山谷ⅢⅡ    | 230000101 | 銀山    | 土石流     | ○ |   |
| 271 | 銀山谷ⅣⅡ    | 230000102 | 銀山    | 土石流     | ○ | ○ |
| 272 | 銀山谷ⅤⅡ    | 230000103 | 銀山    | 土石流     | ○ | ○ |
| 273 | 銀山谷ⅥⅡ    | 230000104 | 銀山    | 土石流     | ○ |   |
| 274 | 銀山川支川Ⅱ   | 230000105 | 銀山    | 土石流     | ○ | ○ |
| 275 | 篠原谷西谷Ⅱ   | 230000106 | 銀山    | 土石流     | ○ |   |
| 276 | 篠原谷Ⅱ     | 230000107 | 銀山    | 土石流     | ○ |   |
| 277 | 白金北谷Ⅲ    | 230000108 | 白金一丁目 | 土石流     | ○ |   |
| 278 | 寺下Ⅰ      | 130000169 | 民田    | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 279 | 下阿古谷向山Ⅰ  | 130000170 | 下阿古谷  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 280 | 上阿古谷奥西Ⅱ  | 130000171 | 上阿古谷  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 281 | 庵ノ下Ⅱ     | 130000172 | 上阿古谷  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 282 | 越中垣内Ⅱ    | 130000173 | 上阿古谷  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 283 | 田ヶ谷Ⅱ     | 130000174 | 上阿古谷  | 急傾斜地の崩壊 | ○ |   |
| 284 | 畑ヶ芝Ⅱ     | 130000175 | 上阿古谷  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 285 | 能勢谷Ⅱ     | 130000176 | 上阿古谷  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 286 | 畑ヶ前Ⅱ     | 130000177 | 上阿古谷  | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |

|     |         |           |      |         |   |   |
|-----|---------|-----------|------|---------|---|---|
| 287 | 一反田(1)Ⅱ | 130000178 | 民田   | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 288 | 一反田(2)Ⅱ | 130000179 | 民田   | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 289 | 松ヶ谷Ⅱ    | 130000180 | 民田   | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 290 | 南前田(1)Ⅱ | 130000181 | 下阿古谷 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 291 | 南前田(2)Ⅱ | 130000182 | 下阿古谷 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 292 | 南前田(3)Ⅱ | 130000183 | 下阿古谷 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 293 | 黒末Ⅱ     | 130000184 | 下阿古谷 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 294 | 岩鼻Ⅱ     | 130000185 | 下阿古谷 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 295 | 明神ヶ谷口Ⅱ  | 130000186 | 下阿古谷 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 296 | 清水垣内Ⅲ   | 130000187 | 上阿古谷 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 297 | 寺垣内Ⅲ    | 130000188 | 上阿古谷 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 298 | 田ヶ谷Ⅲ    | 130000189 | 上阿古谷 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 299 | 畑ヶ前(1)Ⅲ | 130000190 | 上阿古谷 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 300 | 畑ヶ前(2)Ⅲ | 130000191 | 上阿古谷 | 急傾斜地の崩壊 | ○ |   |
| 301 | 一反田Ⅲ    | 130000192 | 民田   | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 302 | 松ヶ谷Ⅲ    | 130000193 | 民田   | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 303 | 畑ヶ芝Ⅲ    | 130000194 | 上阿古谷 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 304 | 南前田Ⅲ    | 130000195 | 下阿古谷 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 305 | 上阿古谷川Ⅰ  | 230000109 | 上阿古谷 | 土石流     | ○ |   |
| 306 | 普賢寺谷川Ⅰ  | 230000110 | 上阿古谷 | 土石流     | ○ |   |
| 307 | 上阿古谷南谷Ⅰ | 230000111 | 上阿古谷 | 土石流     | ○ |   |
| 308 | 北浦山谷川Ⅰ  | 230000112 | 民田   | 土石流     | ○ |   |
| 309 | 北浦山向谷Ⅰ  | 230000113 | 民田   | 土石流     | ○ |   |
| 310 | 上阿古谷北谷Ⅱ | 230000114 | 上阿古谷 | 土石流     | ○ |   |

|     |         |           |        |         |   |   |
|-----|---------|-----------|--------|---------|---|---|
| 311 | 下阿古谷 1Ⅱ | 230000115 | 下阿古谷   | 土石流     | ○ |   |
| 312 | 下阿古谷 2Ⅱ | 230000116 | 下阿古谷   | 土石流     | ○ | ○ |
| 313 | 下阿古谷 3Ⅱ | 230000117 | 下阿古谷   | 土石流     | ○ | ○ |
| 314 | 下阿古谷 4Ⅱ | 230000118 | 下阿古谷   | 土石流     | ○ |   |
| 315 | 下阿古谷 5Ⅱ | 230000119 | 下阿古谷   | 土石流     | ○ |   |
| 316 | 下阿古谷 6Ⅱ | 230000120 | 紫合     | 土石流     | ○ | ○ |
| 317 | 山田谷 1Ⅱ  | 230000121 | 紫合     | 土石流     | ○ | ○ |
| 318 | 山田谷 2Ⅱ  | 230000122 | 紫合     | 土石流     | ○ |   |
| 319 | 山田谷 3Ⅱ  | 230000123 | 紫合     | 土石流     | ○ |   |
| 320 | 民田谷 1Ⅱ  | 230000124 | 民田     | 土石流     | ○ | ○ |
| 321 | 民田谷 2Ⅱ  | 230000125 | 民田     | 土石流     | ○ |   |
| 322 | 民田谷 3Ⅱ  | 230000126 | 民田     | 土石流     | ○ |   |
| 323 | 伏見台(2)Ⅰ | 130000196 | 伏見台四丁目 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 324 | 伏見台(1)Ⅰ | 130000197 | 伏見台三丁目 | 急傾斜地の崩壊 | ○ |   |
| 325 | 内馬場東垣内Ⅰ | 130000198 | 内馬場    | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 326 | 内馬場東垣内Ⅱ | 130000199 | 内馬場    | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 327 | 伏見台Ⅲ    | 130000200 | 伏見台四丁目 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 328 | 薮ヶ谷Ⅲ    | 130000201 | 内馬場    | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 329 | 原谷Ⅰ     | 230000127 | 原      | 土石流     | ○ |   |
| 330 | 伏見台東谷川Ⅰ | 230000128 | 伏見台三丁目 | 土石流     | ○ |   |
| 331 | 伏見台北谷川Ⅰ | 230000129 | 伏見台三丁目 | 土石流     | ○ |   |
| 332 | 伏見台谷Ⅰ   | 230000130 | 伏見台三丁目 | 土石流     | ○ |   |
| 333 | 雨森山南谷川Ⅰ | 230000131 | 伏見台四丁目 | 土石流     | ○ |   |
| 334 | 雨森山西谷川Ⅰ | 230000132 | 伏見台五丁目 | 土石流     | ○ |   |

|     |        |           |          |         |   |   |
|-----|--------|-----------|----------|---------|---|---|
| 335 | 内馬場川Ⅰ  | 230000133 | 内馬場      | 土石流     | ○ |   |
| 336 | 松尾台谷Ⅰ  | 230000134 | 伏見台一丁目   | 土石流     | ○ |   |
| 337 | 松尾台南谷Ⅰ | 230000135 | 松尾台      | 土石流     | ○ |   |
| 338 | 高塚山東谷Ⅱ | 230000136 | 原        | 土石流     | ○ |   |
| 339 | 若葉(1)Ⅰ | 130000202 | 広根       | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 340 | 若葉(2)Ⅰ | 130000203 | 広根       | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 341 | 上野Ⅰ    | 130000204 | 上野       | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 342 | 広根Ⅰ    | 130000205 | 広根       | 急傾斜地の崩壊 | ○ |   |
| 343 | 飛詰Ⅱ    | 130000206 | 広根       | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 344 | 火打山Ⅱ   | 130000207 | 広根       | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 345 | 下堀曾Ⅱ   | 130000208 | 広根       | 急傾斜地の崩壊 | ○ |   |
| 346 | 柏梨田高関Ⅱ | 130000209 | 柏梨田      | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 347 | 釜床Ⅱ    | 130000210 | 上野       | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 348 | 奥ノ谷捨Ⅲ  | 130000211 | 広根       | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 349 | 堂ノ本Ⅲ   | 130000212 | 上野       | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 350 | 柏梨田北谷Ⅰ | 230000137 | 柏梨田      | 土石流     | ○ |   |
| 351 | 柏梨田中谷Ⅰ | 230000138 | 上野       | 土石流     | ○ |   |
| 352 | 柏梨田南谷Ⅰ | 230000139 | 上野       | 土石流     | ○ | ○ |
| 353 | 高塚山西谷Ⅱ | 230000140 | 紫合       | 土石流     | ○ | ○ |
| 354 | 上野谷Ⅱ   | 230000141 | 上野       | 土石流     | ○ | ○ |
| 355 | 猪渕Ⅰ    | 130000213 | 猪渕       | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 356 | つつじが丘Ⅰ | 130000214 | つつじが丘一丁目 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 357 | 人石Ⅰ    | 130000215 | 猪名川台二丁目  | 急傾斜地の崩壊 | ○ |   |
| 358 | 肝川西ノ前Ⅰ | 130000216 | 肝川       | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |

|     |          |           |          |         |   |   |
|-----|----------|-----------|----------|---------|---|---|
| 359 | 下天田Ⅱ     | 130000217 | 肝川       | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 360 | オノ本Ⅱ     | 130000218 | 差組       | 急傾斜地の崩壊 | ○ |   |
| 361 | 六石山Ⅱ     | 130000219 | 差組       | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 362 | 人石Ⅱ      | 130000220 | 肝川       | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 363 | 畔田Ⅱ      | 130000221 | 肝川       | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 364 | 堂ノ向井Ⅱ    | 130000222 | 肝川       | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 365 | 川端Ⅱ      | 130000223 | 肝川       | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ |
| 366 | 猪渕隠岩(1)Ⅲ | 130000224 | 猪渕       | 急傾斜地の崩壊 | ○ |   |
| 367 | 猪渕隠岩(2)Ⅲ | 130000225 | 猪渕       | 急傾斜地の崩壊 | ○ |   |
| 368 | 猪渕隠岩(3)Ⅲ | 130000226 | 猪渕       | 急傾斜地の崩壊 | ○ |   |
| 369 | 猪渕南ヶ一Ⅲ   | 130000227 | 猪渕       | 急傾斜地の崩壊 | ○ |   |
| 370 | つつじが丘Ⅲ   | 130000228 | つつじが丘五丁目 | 急傾斜地の崩壊 | ○ |   |
| 371 | オノ本(1)Ⅲ  | 130000229 | 差組       | 急傾斜地の崩壊 | ○ |   |
| 372 | 肝川支川Ⅱ    | 230000142 | 肝川       | 土石流     | ○ | ○ |
| 373 | 岩根山東谷Ⅱ   | 230000143 | 差組       | 土石流     | ○ |   |
| 374 | 岩根山西谷Ⅱ   | 230000144 | 差組       | 土石流     | ○ | ○ |
| 375 | 天神公園谷Ⅱ   | 230000145 | 差組       | 土石流     | ○ |   |
| 376 | 上肝川      | 330000001 | 上肝川      | 地滑り     | ○ |   |
| 377 | 古岩       | 330000002 | 柏原       | 地滑り     | ○ |   |
| 378 | 柏原東      | 330000003 | 柏原       | 地滑り     | ○ |   |
| 379 | 柏原       | 330000004 | 柏原       | 地滑り     | ○ |   |

|         | 警戒区域 | 特別警戒区域 |
|---------|------|--------|
| 急傾斜地の崩壊 | 230  | 197    |
| 土石流     | 145  | 52     |
| 地滑り     | 4    | 0      |
| 総計      | 379  | 249    |

## 風水害等災害履歴

| 災 害                                | 概 要                                                                                                                                                                                                                                                                  | 被 害                                                                                                                                  |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 笹尾流れ<br>(M29. 8. 30)               | 8 月 30 日夜から 31 日未明にかけて、近畿地方を直撃した台風により、町北部（当時六瀬村）を暴風・集中豪雨による洪水が襲った。六瀬村役場や多数の人家流出と死者が発生した。                                                                                                                                                                             | 死者 29 名<br>家屋流出 17 戸<br><br>笹尾村で多くの宅地、田畑、堤防が流され、南部でも川西・伊丹方面への道路が寸断した。                                                                |
| 魔の二十八水<br>(S28. 9. 1)              | 近畿地方に温暖前線が停滞したことにより、同日 12 時過ぎから町北部（当時六瀬村）に降りだした雨は、当時の大島小学校の雨量計で 16 時から 17 時までで 78mm、17 時から 18 時までに 59.8mm、降りはじめから 21 時までに 213mm の降雨が観測された。<br>豪雨は北部に集中し、町北部で甚大な被害が発生したが、豪雨ではなかった町南部でも上流の濁流が押し寄せたため大きな被害が発生した。同年 9 月 7 日に六瀬村は激甚災害地の指定を受けた。甚大な被害が発生したにも関わらず死者は発生しなかった。 | 家屋流出 5 戸<br>家屋全壊 22 戸<br>家屋半壊 16 戸<br>床上浸水 89 戸<br>床下浸水 185 戸<br>田畑流出埋没 122ha<br>田畑冠水 397ha<br>ため池決壊 3 箇所<br>橋梁流出 24 箇所<br>山崩れ 50 箇所 |
| 台風 13 号<br>(S28. 9. 25)            | 同月 1 日に発生した大雨に引続き、台風による大雨水害で猪名川流域に大きな被害が発生した。<br>流出した橋梁の仮橋は流出し、町北部は交通不能となった。<br>なお、町北部（六瀬村）では降雨量 163.5mm が観測されている。                                                                                                                                                   | 大島小学校校舎倒壊<br>仮橋多数流出<br>県道川西篠山線の交通途絶                                                                                                  |
| 台風 15 号<br>(伊勢湾台風)<br>(S34. 9. 26) | 同日 18 時、潮岬西方に上陸（930hpa）し、奈良県、三重県、岐阜県を通過した。<br>暴風雨半径 300km                                                                                                                                                                                                            | 田畑流水冠水 360ha<br>橋梁流失 13 箇所<br>堤防決壊 96 箇所<br>道路決壊 17 箇所<br>山崩れ 75 箇所<br>家屋浸水 99 戸<br>損害額 1 億 6,000 万円                                 |
| 台風 16 号<br>(S35. 8. 29)            | 同日 14 時頃、四国に上陸し、高知市、岡山市を経て 19 時ごろ、鳥取市から日本海へ。<br>瞬間最大風速 27.5m/s、総雨量 142mm で浸水により神戸市、西宮市、川西市に災害救助法が適用された。                                                                                                                                                              | 橋梁流失 18 箇所<br>道路損壊 30 箇所<br>河川決壊 69 箇所<br>農業用施設倒壊 92 箇所<br>田畑損壊 52 件<br>農林産物損害 多数<br>被害総額 約 2 億円                                     |



| 災 害                                                                | 概 要                                                                                                                                                                                                                    | 被 害                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 台風 23 号<br>(S40. 9. 10)<br>秋雨前線<br>集中豪雨<br>台風 24 号<br>(S40. 9. 17) | 昭和 40 年 9 月 10 日に台風 23 号、17 日に台風 24 号の来襲とこれに伴う秋雨前線による豪雨により、被害が発生し、同月 14 日から町北部の柏原字小北、石舟付近で 2 ha におよぶ「地すべり」が発生し民家 9 戸に避難命令が発表され、中心部の 2 戸は土地建物を失った。その後、建設省から「地すべり防止地区」に指定された。                                            | 軽傷者 6 名<br>家屋全壊 6 戸<br>半壊 40 戸<br>非住家建造物全半壊 194 棟<br>道路決壊 24 箇所<br>山林倒木 270 本<br>地すべりにより 2 戸倒壊<br>農産物被害 4,800 万円<br>被害総額 1 億 8,000 万円                                 |
| 梅雨前線<br>集中豪雨<br>(S47. 6. 8)                                        | 町北部の杉生の一ノ谷が崩れ、大量の土砂が流失、山津波となり、近くの民家の 2 人の生命を奪う大惨事となり、県道川西篠山線も流出土砂により交通が途絶した。                                                                                                                                           | 死者 2 名<br>負傷者 2 名<br>家屋流失 1 戸<br>家屋床下浸水 18 戸<br>田畑冠水流失埋没 3ha<br>橋梁流失 4 箇所<br>道路決壊 5 箇所                                                                                |
| 台風 23 号<br>集中豪雨<br>(H16. 10. 19～21)                                | 台風接近に伴い風雨が強まり、19 日 0 時からの連続雨量は 200mm を超え、最大瞬間風速も 25.5m を記録した。6 地区 85 世帯に対して避難勧告が発表され、51 世帯・161 人が町内 7 箇所の避難所に一時避難した。人的被害はなかったが、住宅の損壊や浸水等の被害が発生した。                                                                      | 住家一部損壊 1 棟<br>住家床上浸水 3 棟<br>住家床下浸水 20 棟                                                                                                                               |
| 台風 18 号<br>集中豪雨<br>(H25. 9. 15～16)                                 | 台風接近に伴い風雨が強まり、15 日 2 時から翌 16 日 10 時までの連続雨量は 200mm を超え（笹尾地点では 233.0mm を観測）、河川の推移が上昇し氾濫した。避難勧告等は発表しなかったが、4 地区で 9 世帯・19 人が自主避難をした。人的被害はなかったが、農地や道路等への被害が発生した。時間最大雨量は 20mm 程度であったが、長時間の降雨がもたらした風水害であった。                    | 住家床下浸水 1 棟<br>道路（町道）被害 3 件<br>河川被害 6 件<br>農地被害 36 件<br>水路被害 11 件<br>農道被害 2 件<br>堰（いせき）被害 2 件<br>土木施設被害 4,785 万円<br>（河川護岸・町道）<br>農業施設被害 1,405 万円<br>（農地・水路）            |
| 台風 11 号<br>豪雨災害<br>(H26. 8. 9～10)                                  | 台風 11 号の接近に伴い、9 日未明から昼過ぎまで合計 130mm 以上の降雨が発生し、各地で浸水被害が生じた。さらに台風上陸に伴い 10 日 10～13 時までの 3 時間雨量は 100mm 以上を記録し、ピーク時には柏梨田地点の雨量計で 1 時間 53mm、降り始めからの連続雨量は 48 時間 288mm（柏梨田）で、近年で最も多い降雨が観測され、道路冠水や住家浸水被害に加え、河川や農地など町内に大きな被害が発生した。 | 住家床上浸水 2 棟<br>住家床下浸水 17 棟<br>道路（町道）被害 3 件<br>河川被害 13 件<br>農地被害 11 件<br>水路被害 2 件<br>堰（いせき）被害 6 件<br>土木施設被害 1 億 86 万円<br>（河川護岸・町道）<br>農業施設被害 3,820 万円<br>（農地・水路・堰・農村公園） |

| 災 害                                 | 概 要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 被 害                                                                                                                                    |
|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 前線に伴う<br>集中豪雨<br>(H26. 8. 16)       | <p>台風 11 号から 1 週間後に、丹波市を中心に集中豪雨が発生した。猪名川町でも 1 週間前の台風を上回る 1 時間あたり 62mm の雨量が柏梨田地点で観測された。町南部の 3 時間降水量は 100mm 超となり、雨水による浸水被害が多数発生した。</p> <p>また、この一週間後の 8 月 24 日も北部を中心に集中豪雨が発生し、島地点で 1 時間 45mm の降雨が観測された。</p> <p>平成 26 年夏は日本各地で大雨が頻発しており、広島市、福知山市をはじめ池田市、伊丹市でも時間雨量 100mm を超す記録的な大雨が観測された。</p>                                                                   | <p>住家床上浸水 3 棟<br/>住家床下浸水 18 棟<br/>道路（町道）被害 16 件<br/>河川被害 33 件</p> <p>土木施設被害 5,174 万円<br/>（河川護岸・町道）</p>                                 |
| 台風 21 号<br>暴風災害<br>(H29. 10. 22～23) | <p>台風接近に伴い、風雨が強まり、笹尾地点における 22 日 1 時からの連続雨量は 130mm を観測し、柏梨田地点の河川水位は 3m を超えた。</p> <p>特に 22 日深夜から 23 日未明にかけて、風が強まり、最大瞬間風速は 22.9m/s を記録。暴風の影響で多数の倒木、落石等による、道路通行止めや、停電被害などが発生した。さらに住家被害が発生し、風災害による家屋被害調査及び罹災証明書の発行を行った。</p>                                                                                                                                     | <p>負傷者 1 名<br/>住家被害 半壊 1 棟<br/>一部損壊 1 棟<br/>河川被害 1 件<br/>町道路被害 10 件<br/>公園緑地被害 5 件<br/>農地被害 25 件<br/>堰(いせき)被害 6 件<br/>停電 約 5,670 件</p> |
| 平成 30 年<br>7 月豪雨<br>(H30. 7. 5～8)   | <p>前線や台風 7 号の影響により、西日本を中心に広い範囲で時間雨量 100mm を超えるを超える記録的な大雨が発生した。柏梨田地点の 1 時間最大雨量は 6 日の 11 時からで 42mm、総雨量は 4 日 1 時から 120 時間で 477mm、最高水位は 5 日の 22 時に 433cm を記録している。また、大規模造成工事の現場では、工事作業員が 1 名死亡、2 名重症の人的被害が発生している。</p> <p>長く続く雨により、道路通行止め、土砂崩れなどが多数発生した。町内に土砂災害警戒情報が発表され、危険性の高い地域に避難勧告を発表した。</p> <p>岡山県真備町では、障がいを抱えた親と子が亡くなるなど、災害情報、避難情報の発信のあり方に課題が残る災害となった。</p> | <p>死者 1 名<br/>負傷者 2 名<br/>家屋床下浸水 9 棟<br/>道路通行止め 17 件<br/>河川被害 38 件<br/>道路被害 58 箇所<br/>農地被害 90 箇所</p>                                   |

|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 台風 21 号<br>(H30. 9. 4)      | 平成 30 年台風第 21 号の接近に伴い、近畿地方と中国地方を中心に高潮が発生した。町内では最大瞬間風速は 32.6m/s を記録しており、民田地区では風による住家への被害が多数発生し、全壊判定の被害もあった。近年勢力を増し、大型化する台風災害では特に停電による被害が顕著であり、南部のマンションでは、一晩中停電が続いた。近隣の自治体では、長時間に渡る停電により在宅の人工呼吸器をつけた方などの生命維持に大きな課題が確認された。また暴風により関西国際空港の連絡橋にタンカーが衝突するなど、人と物の流れが寸断するなどの爪痕を残した。          | 住家被害      全壊      1 棟<br>一部損壊      6 棟<br>河川被害                      5 件<br>道路被害                      18 箇所<br>農地被害                      11 箇所<br>停電                      約 3,800 件 |
| 秋雨前線<br>集中豪雨<br>(H30. 9. 8) | 秋雨前線の影響により 9 月 7 日の夜遅くから翌 8 日未明にかけ集中豪雨が発生し、町内に記録的短時間大雨情報（110mm）が発表された。伏見台観測地点では最大時間雨量は 9 月 8 日の 1 時～2 時にかけてで 68mm となっており、6 日の 23 時から 8 日の 22 時までにかけて、総雨量として 169mm を記録している。しかし大島地点の 1 時間最大雨量は 13mm であったため、極めて局所的な集中豪雨、いわゆるゲリラ豪雨であったといえる。<br>この災害により、阿古谷民田線にて大規模な土砂崩れが発生し、全面通行止めとなった。 | 河川被害                      12 件<br>道路被害                      15 箇所<br>農地被害                      23 箇所                                                                               |

### [大雨災害の様子]

平成 16 年 10 月 20 日撮影 台風 23 号 笹尾 平成 26 年 8 月 10 日撮影 台風 11 号 柏梨田



## 兵庫県地震災害履歴

(1) 兵庫県内のいずれかに震度 6 以上を与えたと推定される地震

| 発生年月日                          | 推定規模 (M) | 備考            |
|--------------------------------|----------|---------------|
| 868. 8. 3 (貞観 10. 7. 8)        | 7.0 以上   | 播磨国地震         |
| 887. 8. 26 (仁和 3. 7. 30)       | 8.0～8.5  |               |
| 1864. 3. 6 (文久 4(元治 1). 1. 28) | 6 1/4    |               |
| 1916. 11. 26 (大正 5)            | 6.1      |               |
| 1925. 5. 23 (大正 14)            | 6.8      | 北但馬地震         |
| 1927. 3. 7 (昭和 2)              | 7.3      | 北丹後地震         |
| 1943. 9. 10 (昭和 18)            | 7.2      | 鳥取地震          |
| 1949. 1. 20 (昭和 24)            | 6.3      |               |
| 1995. 1. 17 (平成 7)             | 7.3      | 兵庫県南部地震       |
| 2013. 4. 13 (平成 25)            | 6.3      | 淡路島付近を震源とする地震 |

資料：「兵庫県地域防災計画・地震災害対策編（平成 25 年修正）」

(2) 災害の概要と被害状況

| 災 害                   | 概 要                                                                                                       | 被 害                                                                                                  |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 北但馬地震<br>(T14. 5. 23) | M6.8<br>震源地は、豊岡付近。<br>円山川の河口付近に長さ1.6 k mの小断層が2つできた。<br>被害は、円山川の流域で大きかった。                                  | (全体)<br>死 者 428 名<br>全壊家屋 1,295 戸<br>焼失家屋 2,180 戸<br>※猪名川町は被害なし                                      |
| 北丹後地震<br>(S2. 3. 7)   | M7.3<br>震源地は、大江山付近。<br>長さ18 k mの郷村断層とそれに直交する長さ7 k mの山田断層が生じた。<br>被害は、丹後半島の付け根地方が最も大きく、淡路・大阪・岡山・徳島方面にも及んだ。 | (全体)<br>死 者 2,925 名<br>全壊家屋 12,584 戸<br>焼失家屋 3,711 戸<br>※猪名川町は被害なし                                   |
| 南海地震<br>(S21. 12. 21) | M8.0<br>震源地は、潮岬の南南西約50 k mの海底。<br>被害は、東海以西の西日本太平洋岸で大きく、津波も発生した。                                           | (全体)<br>死 者 1,330 名<br>全半壊家屋 35,000 戸<br>焼失家屋 2,598 戸<br>流失家屋 1,451 戸<br>浸水家屋 33,000 戸<br>※猪名川町は被害なし |

|                                    |                                                                                                                                                                          |                                                                                          |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>兵庫県南部地震</p> <p>(H7. 1. 17)</p>  | <p>M7. 3</p> <p>震源地は、淡路島北部。</p> <p>戦後最大の都市直下型地震。</p> <p>死者の半数は60 才以上の高齢者で、死因は家屋の倒壊による圧死が 9 割だった。</p> <p>住宅の倒壊や火災が発生し、多くの犠牲者を出した。</p>                                     | <p>(全体)</p> <p>死者行方不明者 6, 394 名</p> <p>全半壊家屋 257, 127 戸</p> <p>(猪名川町)</p> <p>軽 傷 3 名</p> |
| <p>大阪府北部地震</p> <p>(H30. 6. 18)</p> | <p>M6. 1</p> <p>震源地は、大阪府北部。</p> <p>深さ13km、地殻内で発生した。</p> <p>最大震度 6 弱を大阪府高槻市にて記録し、猪名川町では震度 4 を記録。</p> <p>高槻市内でブロック塀の崩壊により、通学中の女子児童が亡くなるという痛ましい事故を機に、町内の危険ブロック塀の調査を行った。</p> | <p>(全体)</p> <p>死者行方不明者 6 名</p> <p>住家被害 61, 776 戸</p> <p>※猪名川町は被害なし</p>                   |

## 猪名川町における地震被害想定

## (1) 物的・人的な被害

| 対象地震                |             |               | 南海トラフ  | 上町<br>断層帯     | 六甲・淡路島<br>断層帯 | 有馬-高槻<br>断層帯  | 三峠-京都西山<br>断層帯 | 猪名川町<br>直下    |
|---------------------|-------------|---------------|--------|---------------|---------------|---------------|----------------|---------------|
| 種 類                 |             |               | 海溝型    | 内陸型<br>(県外断層) | 内陸型<br>(県内断層) | 内陸型<br>(県内断層) | 内陸型<br>(県外断層)  | 内陸型<br>(県内断層) |
| 地震の大きさ              |             |               | M9.0   | M7.5          | M7.9          | M7.7          | M7.6           | M6.9          |
| 震 度                 |             |               | 震度 5 強 | 震度 6 弱        | 震度 6 強        | 震度 6 弱        | 震度 5 強         | 震度 6 強        |
| 発生確率(30年以内)         |             |               | 70%程度  | 3%以上          | 0.1～3%        | 0.1%未満        | 0.1～3%         | －             |
| 物的被害<br>(棟)         | 全 壊         | 揺 れ           | 3      | 16            | 88            | 110           | 2              | 198           |
|                     |             | 液 状 化         | 0      | 4             | 5             | 5             | 2              | 6             |
|                     |             | 崖 崩 れ         | 0      | 6             | －             | －             | －              | －             |
|                     |             | 合 計           | 3      | 26            | 93            | 115           | 4              | 204           |
|                     | 半 壊         | 揺 れ           | 94     | 303           | 705           | 866           | 84             | 1,097         |
|                     |             | 崖 崩 れ         | 1      | 15            | －             | －             | －              | －             |
|                     |             | 合 計           | 95     | 318           | 705           | 866           | 84             | 1,097         |
|                     | 焼 失         | 火 災           | 0      | 1             | 2             | 2             | 1              | 3             |
| 人的被害<br>(人)         | 死 者         | 建物倒壊          | 0      | 1             | 6             | 7             | 0              | 13            |
|                     |             | 火 災           | 0      | 1             | 1             | 1             | 1              | 1             |
|                     |             | 崖 崩 れ         | 0      | 0             | －             | －             | －              | －             |
|                     |             | 道路被災          | 0      | 0             | －             | －             | －              | －             |
|                     |             | 鉄道被災          | 0      | 0             | －             | －             | －              | －             |
|                     |             | 合 計           | 0      | 2             | 7             | 8             | 1              | 14            |
|                     | 負傷者         | 建物倒壊          | 24     | 34            | 88            | 110           | 9              | 151           |
|                     |             | 崖 崩 れ         | 0      | 1             | －             | －             | －              | －             |
|                     |             | 道路被災          | 0      | 0             | －             | －             | －              | －             |
|                     |             | 鉄道被災          | 0      | 0             | －             | －             | －              | －             |
|                     |             | 合 計           | 24     | 35            | 88            | 110           | 9              | 151           |
|                     | 重傷者         | 建物倒壊          | 1      | 1             | 4             | 6             | 0              | 10            |
|                     |             | 道路被災          | 0      | 0             | －             | －             | －              | －             |
|                     |             | 鉄道被災          | 0      | 0             | －             | －             | －              | －             |
|                     |             | 合 計           | 1      | 1             | 4             | 6             | 0              | 10            |
|                     | 避難者等<br>(人) | 発災直後(建物被害)    |        | 23            | 379           | 1,004         | 1,239          | 101           |
| 1 日後<br>(建物被害・断水)   |             | 23            | 597    | －             | －             | －             | －              |               |
| 4 日後<br>(断水・避難所生活)  |             | 22<br>(1 週間後) | 326    | －             | －             | －             | －              |               |
| 1 ヶ月後<br>(断水・避難所生活) |             | 12            | 134    | －             | －             | －             | －              |               |
| 帰宅困難者数              |             | 2,090         | 771    | －             | －             | －             | －              |               |
| 震災廃棄物発生量(千トン)       |             |               | 0.66   | 29            | －             | －             | －              | －             |
| 経済被害額(億円)           |             |               | －      | 63            | －             | －             | －              | －             |

注：建物倒壊による死者・負傷者・重傷者は、冬早朝 5 時に地震が発生した場合の値  
火災による死者は、冬夕方 18 時に風速 6 m/s 以上で地震が発生した場合の値

資料：南海トラフ地震：「兵庫県 南海トラフ巨大地震津波被害想定」（平成 26 年 6 月兵庫県発表）

その他の地震：「兵庫県の地震被害想定」（平成 21～22 年兵庫県実施）

(2) ライフラインの被害・物資の需要量（猪名川町への影響）

|              |      |           |       |            |
|--------------|------|-----------|-------|------------|
| 対象地震         |      |           |       | 南海トラフ地震    |
| 種 類          |      |           |       | 海溝型        |
| 地震の大きさ       |      |           |       | M9.0       |
| 震 度          |      |           |       | 震度 5 強     |
| 発生確率（30 年以内） |      |           |       | 70%程度      |
| ライフライン       | 上水道  | 管被害箇所数    |       | 3 ヶ所       |
|              |      | 断水人口      | 1 日目  | 969 人      |
|              |      |           | 2 日目  | 697 人      |
|              |      |           | 1 週間後 | 106 人      |
|              |      |           | 1 ヶ月後 | 6 人        |
|              | 下水道  | 管被害延長     |       | 2km        |
|              |      | 支障人口      | 1 日目  | ※1 算出不可    |
|              |      |           | 2 日目  | 286 人      |
|              |      |           | 1 週間後 | 286 人      |
|              |      |           | 1 ヶ月後 | 0 人        |
|              | 電力   | 停電軒数      | 2 日目  | 0 軒        |
|              |      |           | 1 週間後 | 0 軒        |
|              |      |           | 1 ヶ月後 | 0 軒        |
|              | 通信   | 固定電話      |       | 不通回線数 0 回線 |
|              |      | 携帯電話      |       | つながりにくい    |
|              | 都市ガス | 供給停止戸数    |       | 停止戸数 0 戸   |
| 物資需要         | 食糧   | 1 日目・2 日目 |       | 79 食       |
|              |      | 1 週間後     |       | 83 リットル    |
|              |      | 1 日目・2 日目 |       | 76 食       |
|              |      | 1 週間後     |       | 79 リットル    |
|              | 毛布   | 合計需要      |       | 46 枚       |
|              | トイレ  | 合計需要      |       | 1 基        |

※1 発災 1 日目は自治体単位での電力被害が不明のため算出不可となっています。

資料：南海トラフ地震：「兵庫県 南海トラフ巨大地震津波被害想定」（平成 26 年 6 月兵庫県発表）

# 放射性物質事故発生時の応急対策

資料 11－ 1

## (1) 事業所外運搬災害等の場合

### ①核燃料物質等の事業所外運搬及び放射性同位元素取扱事業所災害の場合

| 事 項                | 原子力事業者・発見者<br>(通報のみ)                                                                                                                                                                                                             | 国                                                                                                                   | 県                                                                                | 猪名川町                                   |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 事故等<br>の発生         | ・ 事故等の発生の通報                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                     |                                                                                  |                                        |
|                    |                                                                                                                                                                                                                                  | ・ 事故等の発生の通報の受領<br>放射性物質輸送事故対策会議の開催                                                                                  | ・ 事故等の発生の通報の受領（警察）                                                               | ・ 事故等の発生の通報の受領（消防）<br>・ 県、町長部局への連絡（消防） |
|                    |                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                     | ・ 事故等発生の連絡の受領                                                                    |                                        |
| 危険時<br>の措置         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立入制限区域の設定</li> <li>・ 汚染、漏えいの拡大防止対策</li> <li>・ 遮へい対策</li> <li>・ モニタリング</li> <li>・ 消火・延焼の防止</li> <li>・ 救出</li> <li>・ 避難</li> <li>・ 必要な要員の派遣</li> <li>・ 他の原子力事業者に対する要員・資機材の派遣要請</li> </ul> |                                                                                                                     |                                                                                  |                                        |
| 特定事象<br>の発生        | ・ 特定事象発生の通報                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                     |                                                                                  |                                        |
|                    |                                                                                                                                                                                                                                  | ・ 特定事象発生の通報の受領                                                                                                      | ・ 特定事象発生の通報の受領                                                                   | ・ 特定事象発生の通報の受領                         |
|                    |                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隣接市町への通報</li> <li>・ 関係機関への連絡</li> </ul> | ・ 関係機関への連絡                             |
|                    |                                                                                                                                                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁事故対策連絡会議の開催</li> <li>・ 職員及び関係機関の専門家の派遣</li> <li>・ 必要な資機材の動員</li> </ul> | ・ 災害警戒本部の設置                                                                      | ・ 災害警戒本部の設置                            |
| 原子力<br>緊急事態<br>の発生 | ・ モニタリング結果等の継続的連絡                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                     |                                                                                  |                                        |
|                    |                                                                                                                                                                                                                                  | ・ 原子力緊急事態宣言の発出                                                                                                      |                                                                                  |                                        |
|                    |                                                                                                                                                                                                                                  | ・ 原子力災害対策本部及び現地対策本部の設置                                                                                              | ・ 災害対策本部の設置                                                                      | ・ 災害対策本部の設                             |
|                    | ・ 原子力災害合同対策協議会への参画                                                                                                                                                                                                               | ・ 原子力災害合同対策協議会の設置                                                                                                   | ・ 原子力災害合同対策協議会への参画                                                               | ・ 原子力災害合同対策協議会への参画                     |



| 事 項                           | 原子力事業者・発見者<br>(通報のみ)                                                                                                                                                                                                                                  | 国                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 県                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 猪名川町                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 応急対策<br>(緊急事態<br>応急対策)<br>の実施 | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 緊急事態応急対策の実施</li> <li>・モニタリングの継続的实施</li> <li>・地方公共団体が行うモニタリング活動の支援</li> <li>・通信手段の確保</li> <li>・周辺住民等への情報伝達活動</li> <li>・国民への的確な情報の伝達</li> <li>・救助・救急活動の実施</li> <li>・消火活動の実施</li> <li>・放射性物質による汚染の除去</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 緊急事態応急対策の実施</li> <li>・必要な情報収集</li> <li>・地方公共団体が行うモニタリング活動の支援</li> <li>・通信手段の確保</li> <li>・周辺住民等への情報伝達活動</li> <li>・国民への的確な情報の伝達</li> <li>・避難勧告等の実施の指示</li> <li>・防衛庁長官に対する自衛隊の部隊の派遣要請</li> <li>・広域緊急援助隊の必要的派遣</li> <li>・広域消防援助隊の必要的派遣</li> <li>・緊急被ばく医療派遣チームの派遣</li> <li>・除染・障害治療</li> <li>・地方公共団体への助言</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの結果の収集</li> <li>・公的研究機関等への緊急時モニタリング実施要請</li> <li>・災害広報の実施</li> <li>・各種相談の実施</li> <li>・救助・救急活動に係る関係機関への協力（出動）要請等</li> <li>・緊急時医療対策の実施</li> <li>・飲料水、飲食物の摂取制限等</li> <li>・汚染の除去に係る協力</li> <li>・災害時要援護者対策の実施</li> <li>・社会秩序の維持対策の実施</li> <li>・交通の確保対策の実施（県管轄道路）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングを実施した場合の結果の連絡（消防）</li> <li>・緊急時モニタリング結果の収集</li> <li>・災害広報の実施</li> <li>・各種相談の実施</li> <li>・避難対策の実施</li> <li>・救助・救急活動の実施（消防）</li> <li>・救助・救急活動に係る関係機関への協力（出動）要請等</li> <li>・緊急時医療対策の実施</li> <li>・消火活動の実施（消防）</li> <li>・飲料水、飲食物の摂取制限等</li> <li>・汚染の除去に係る協力</li> <li>・災害時要援護者対策の実施</li> <li>・社会秩序の維持対策の実施</li> </ul> |

② 放射性同位元素等の事業所外運搬の場合

| 事 項        | 放射性同位元素取扱事業者・発見者<br>(通報のみ) | 国                                                                                          | 県                                                                  | 猪名川町                                                                                         |
|------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事故等<br>の発生 | ・事故等の発生の通報                 |                                                                                            |                                                                    |                                                                                              |
|            |                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故等の発生の通報の受領</li> <li>・放射性物質輸送事故対策会議の開催</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故等発生の通報の受領（警察）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故等の発生の通報の受領（消防）</li> <li>・県、町長部局への連絡（消防）</li> </ul> |
|            |                            |                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故等発生の連絡の受領</li> </ul>     |                                                                                              |

| 事 項     | 放射性同位元素取扱事業者・発見者<br>(通報のみ)                                                                                                                                                        | 国                     | 県                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 猪名川町                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 危険時の措置  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火・延焼の防止</li> <li>・避難の警告</li> <li>・救出</li> <li>・汚染の拡大防止・除去</li> <li>・放射性同位元素の移動、立入禁止</li> <li>・その他放射線障害を防止するために必要な措置（放射線量の測定等）</li> </ul> | ・放射性同位元素取扱事業者に対する措置命令 | ・災害警戒本部の設置                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | ・災害警戒本部の設置                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 災害の発生   | * 危険時の措置の継続的实施                                                                                                                                                                    | ・必要な対策の実施             | ・災害対策本部の設置                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | ・災害対策本部の設置                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 応急対策の実施 |                                                                                                                                                                                   |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの結果の収集</li> <li>・公的研究機関等への緊急時モニタリング実施要請</li> <li>・災害広報の実施</li> <li>・各種相談の実施</li> <li>・救助・救急活動に係る関係機関への協力（出動）要請等</li> <li>・緊急時医療対策の実施</li> <li>・飲料水、飲食物の摂取制限等</li> <li>・汚染の除去に係る協力</li> <li>・災害時要援護者対策の実施</li> <li>・社会秩序の維持対策の実施</li> <li>・交通の確保対策の実施（県管轄道路）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングを実施した場合の結果の連絡（消防）</li> <li>・緊急時モニタリングの結果の収集</li> <li>・災害広報の実施</li> <li>・各種相談の実施</li> <li>・避難対策の実施</li> <li>・救助・救急活動の実施（消防）</li> <li>・救助・救急活動に係る関係機関への協力（出動）要請等</li> <li>・緊急時医療対策の実施</li> <li>・消火活動の実施（消防）</li> <li>・飲料水、飲食物の摂取制限等</li> <li>・汚染の除去に係る協力</li> <li>・災害時要援護者対策の実施</li> <li>・社会秩序の維持対策の実施</li> </ul> |

(3) 不法廃棄等事案の場合

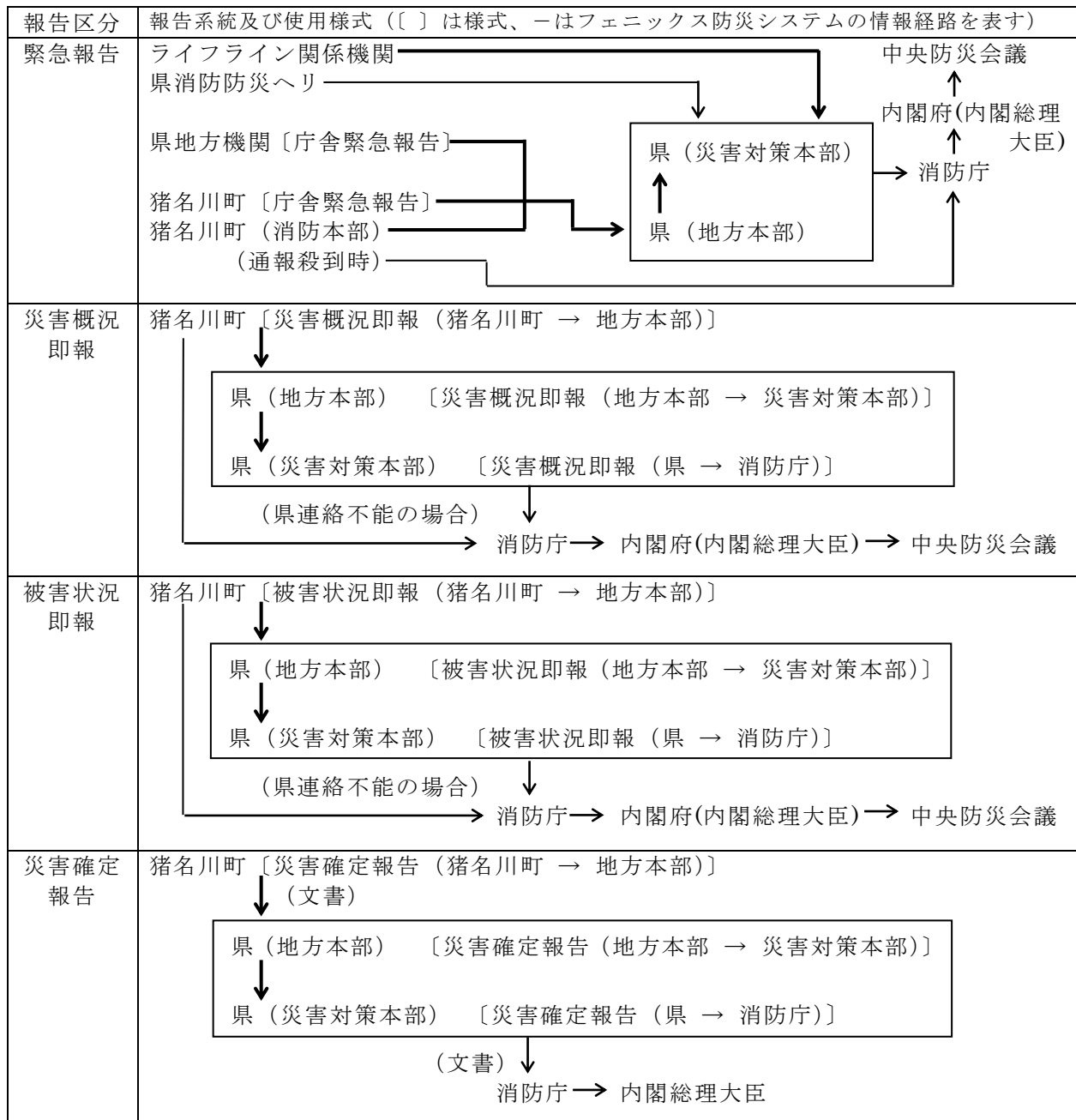
| 事 項      | 発 見 者 | 国         | 県          | 猪名川町       |
|----------|-------|-----------|------------|------------|
| 不法廃棄等の発見 | ・発見通報 |           |            |            |
|          |       | ・発見の通報の受領 | ・発見の通報の受領  | ・発見の通報の受領  |
| 危険時の措置   |       | ・必要な対策の実施 | ・災害警戒本部の設置 | ・災害警戒本部の設置 |

| 事 項     | 発 見 者 | 国 | 県                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 猪名川町                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------|-------|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害の発生   |       |   | ・ 災害対策本部の設置                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ・ 災害対策本部の設置                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 応急対策の実施 |       |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 必要に応じ次の対策を実施</li> <li>・ 緊急時モニタリングの結果の収集</li> <li>・ 公的研究機関等への緊急時モニタリング実施要請</li> <li>・ 災害広報の実施</li> <li>・ 各種相談の実施</li> <li>・ 救助・救急活動に係る関係機関への協力（出動）要請等</li> <li>・ 緊急時医療対策の実施</li> <li>・ 飲料水、飲食物の摂取制限等</li> <li>・ 汚染の除去に係る協力</li> <li>・ 災害時要援護者対策の実施</li> <li>・ 社会秩序の維持対策の実施</li> <li>・ 交通の確保対策の実施（県管轄道路）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 必要に応じ次の対策を実施</li> <li>・ 緊急時モニタリングを実施した場合の結果の連絡（消防）</li> <li>・ 緊急時モニタリング結果の収集</li> <li>・ 災害広報の実施</li> <li>・ 各種相談の実施</li> <li>・ 救助・救急活動の実施（消防）</li> <li>・ 救助・救急活動に係る関係機関への協力（出動）要請等</li> <li>・ 緊急時医療対策の実施</li> <li>・ 消火活動の実施（消防）</li> <li>・ 飲料水、飲食物の摂取制限等</li> <li>・ 汚染の除去に係る協力</li> <li>・ 災害時要援護者対策の実施</li> <li>・ 社会秩序の維持対策の実施</li> </ul> |

## (4) 町外原子力災害等事案の場合

| 事 項                  | 発 見 者                     | 国・立地都道府県                    | 県                                                                                                                                                                                                                                                                               | 猪名川町                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------|---------------------------|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 原子力災害が発生する恐れがある事象の発生 | ・ 事象発生の通報                 | ・ 事象発生の通報の受領                |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                    |
|                      |                           |                             | ・ 事象発生の連絡の受領                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                    |
| 災害の発生                | （・ 原子力事業者としての緊急事態応急対策の実施） | （・ 国・立地都道府県としての緊急事態応急対策の実施） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害警戒本部の設置</li> <li>・ 災害対策本部の設置</li> </ul>                                                                                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害警戒本部の設置</li> <li>・ 災害対策本部の設置</li> </ul>                                                                                                                                 |
| 応急対策の実施              |                           |                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 必要に応じ次の対策を実施</li> <li>・ 緊急時モニタリングの結果の収集</li> <li>・ 公的研究機関等への緊急時モニタリング実施要請</li> <li>・ 災害広報の実施</li> <li>・ 各種相談の実施</li> <li>・ 緊急時医療対策の実施（放射線被ばく検査の実施）</li> <li>・ 飲料水、飲食物の摂取制限等</li> <li>・ 災害時要援護者対策の実施</li> <li>・ 社会秩序の維持対策の実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 必要に応じ次の対策を実施</li> <li>・ 災害広報の実施</li> <li>・ 各種相談の実施</li> <li>・ 緊急時医療対策の実施（放射線被ばく検査の実施）</li> <li>・ 飲料水、飲食物の摂取制限等</li> <li>・ 災害時要援護者対策の実施</li> <li>・ 社会秩序の維持対策の実施</li> </ul> |

## 放射性物質事故発生時の報告系統



- (注) 1 本部が設置されない場合も上図に準ずる。  
 2 猪名川町は、県(地方本部)に連絡が取れない場合、又は緊急の場合は、直接県(災害対策本部)に報告するものとする。  
 3 報告は、原則として防災端末とするが、それによりがたい場合は、衛星電話、ファクシミリ等最も迅速な方法で行うものとする。  
 4 消防庁の連絡窓口は次のとおりとする。  
 (NTT回線) 03-5253-7777  
 03-5253-7553 (FAX)  
 (消防防災無線) 7780  
 7789 (FAX)  
 (地域衛星通信ネットワーク) TN-048-500-7780  
 TN-048-500-7789 (FAX)

# 大規模事故災害発生時の応急対策

資料 11－3

## (1) 航空災害

| 事 項            | 航空運送事業者・発見者                                                                                       | 国                                                                                                                                         | 県                                                                                                                                                                                          | 県 警                                                                                                          | 猪名川町（消防）                                                                                                                                             | 医療機関等                                                                                                                                                  |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事故等の発生         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故等発生の通報</li> <li>・乗客名簿の関係機関への提出<br/>[航空運送事業者]</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故等発生の通報の受領・伝達</li> <li>・関係省庁連絡会議の開催</li> </ul>                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故等発生の通報の受領・伝達</li> <li>・県消防防災航空隊ヘリ等による情報収集活動</li> </ul>                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故等発生の通報の受領・伝達</li> <li>・事故発生地を管轄する警察署員等を派遣し、情報収集</li> </ul>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故等発生の通報の受領・伝達</li> <li>・消防職員等を事故発生現場に派遣し、情報収集</li> </ul>                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故等発生の通報の受領</li> </ul>                                                                                         |
| 組織の設置          |                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害対策本部の設置</li> <li>・現地対策本部の設置</li> <li>・調査団の派遣</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査班の派遣</li> <li>・現地支援本部等の設置</li> </ul>                                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地指揮所等の設置</li> </ul>                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場指揮所等の設置</li> </ul>                                                                                         |                                                                                                                                                        |
| 関係機関等との連携促進    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関の密接な連携</li> </ul>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域緊急援助隊派遣</li> <li>・緊急消防援助隊派遣</li> <li>・自衛隊派遣</li> <li>・海上保安本部の活動</li> <li>・関係機関の密接な連携</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、国、他の都道府県、市町への応援要請等</li> <li>・関係機関の密接な連携</li> </ul>                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関の密接な連携</li> </ul>                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて県等へ応援要請</li> <li>・関係機関の密接な連携</li> </ul>                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関の密接な連携</li> </ul>                                                                                          |
| （搜索）           |                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京救難調整本部を通じ、相互に連携した搜索活動の実施</li> <li>・海上保安本部、自衛隊の搜索活動</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県消防防災航空隊ヘリ等による搜索活動</li> </ul>                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・交番、駐在、パトカー、白バイ等の勤務員の情報収集活動</li> <li>・警察用航空機・船舶等を活用した搜索活動</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防職員、消防団員等による搜索活動</li> </ul>                                                                                 |                                                                                                                                                        |
| 救 助            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅客の救助・地上又は水上の人又は物件に対する危難の防止活動<br/>[機長]</li> </ul>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・海上における海上保安本部等の救助活動</li> </ul>                                                                     |                                                                                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生地を管轄する警察署員・広域緊急消防援助隊員等による救助活動</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者数及び搭乗者数の把握</li> <li>・現地救護所の設置</li> <li>・搭乗者の救助活動</li> </ul>                                               |                                                                                                                                                        |
| 消 火            |                                                                                                   |                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                            |                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火救難活動</li> <li>・必要に応じて、警戒区域の設定</li> </ul>                                                                   |                                                                                                                                                        |
| 避難誘導<br>二次災害防止 |                                                                                                   |                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機が人家密集地域へ墜落した場合等被害が拡大する場合には、迅速に立入禁止区域を設定し、地域住民等の避難誘導を実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機が人家密集地域へ墜落した場合等被害が拡大する場合には、迅速に立入禁止区域を設定し、地域住民等の避難誘導を実施</li> </ul>                                         |                                                                                                                                                        |
| 医 療            |                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・近畿厚生局、国立大学病院からの救護班の派遣</li> <li>・陸上自衛隊による医療救護活動、負傷者の搬送等の実施</li> </ul>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町からの要請を受け、県立病院の救護班の派遣や医療機関に救護班の派遣を要請等</li> <li>・必要に応じた県消防防災航空隊ヘリによる搬送及び他機関ヘリへの出動要請等</li> <li>・必要に応じ、多発外傷、広範囲熱傷等特殊な医療への対応可能病院を消防、医療機関に紹介</li> </ul> |                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地救護所で重傷度に応じた分類及び必要な応急手当の実施</li> <li>・医療機関と連携をとった医師、救護班の派遣及び搬送先医療機関の確保</li> <li>・対応可能な医療機関等への分散搬送</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・要請に基づく医師、救護班の派遣</li> <li>・事故現場でのトリアージ・医療活動</li> <li>・災害拠点病院（災害医療コーディネーター）による、消防機関からの問い合わせに応じた医療上の助言</li> </ul> |

| 事 項                  | 航空運送事業者・発見者                          | 国                               | 県                                                              | 県 警                             | 猪名川町（消防）                                                      | 医療機関等      |
|----------------------|--------------------------------------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------|------------|
| 緊急輸送<br>危険物等<br>への対策 | ・航空危険物輸送の有無を<br>関係機関に連絡<br>[航空運送事業者] |                                 | ・消防と連携した物質の特<br>定等<br>・必要に応じて、危険物等<br>の専門家・専門機関等を<br>消防本部等に紹介等 | ・交通規制の実施<br>・消防と連携した物質の特<br>定等  | ・危険物等の漏洩の場合、<br>物質の特定、現場の安全<br>確認、負傷者等の移動、<br>除染等必要な措置を実<br>施 |            |
| 関係者への<br>情報伝達        | ・関係機関が連携した被災<br>者の家族等への情報提<br>供      | ・関係機関が連携した被災<br>者の家族等への情報提<br>供 | ・関係機関が連携した被災<br>者の家族等への情報提<br>供                                | ・関係機関が連携した被災<br>者の家族等への情報提<br>供 | ・関係機関が連携した被災<br>者の家族等への情報提<br>供                               |            |
| その他                  |                                      |                                 |                                                                | ・遺体の検分<br>・遺体の身元確認              |                                                               | ・医師による死亡確認 |

## (2) 鉄道災害

| 事 項                 | 鉄道事業者・発見者                                                                                    | 国                                                  | 県                                                | 県 警                                                                                             | 猪名川町（消防）                                                                                        | 医療機関等        |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 事故等<br>の発生          | ・事故等発生の通報                                                                                    | ・事故等発生の通報の受<br>領・伝達<br>・関係省庁連絡会議の開催                | ・事故等発生の通報の受<br>領・伝達                              | ・事故等発生の通報の受<br>領・伝達                                                                             | ・事故等発生の通報の受<br>領・伝達<br>・災害状況の早急な把握                                                              | ・事故等発生の通報の受領 |
| 組織の設置               |                                                                                              | ・非常災害対策本部の設置<br>・現地対策本部の設置<br>・調査団の派遣              | ・現地調査班の派遣<br>・現地支援本部等の設置                         | ・現地指揮所等の設置                                                                                      | ・現地指揮所等の設置                                                                                      |              |
| 関係機関等<br>との<br>連携促進 | ・鉄道事業者の必要に応じ<br>た県、市町への応援要請<br>・関係機関の密接な連携                                                   | ・広域緊急援助隊派遣<br>・緊急消防援助隊派遣<br>・自衛隊の派遣<br>・関係機関の密接な連携 | ・必要に応じ、国、他の都<br>道府県、市町への応援要<br>請等<br>・関係機関の密接な連携 | ・関係機関の密接な連携                                                                                     | ・消防相互応援協定締結先<br>への応援要請<br>・関係機関の密接な連携                                                           | ・関係機関の密接な連携  |
| 救 助                 | ・鉄道事業者による救助活<br>動                                                                            |                                                    |                                                  | ・事故発生地を管轄する警<br>察署員、広域緊急援助隊<br>員等の出動による救助<br>活動                                                 | ・現地救護所の設置・救助<br>活動<br>・必要により列車の切り離<br>し                                                         |              |
| 消 火                 | ・鉄道事業者による消火活<br>動                                                                            |                                                    |                                                  |                                                                                                 | ・消火活動                                                                                           |              |
| 避難誘導<br>二次災害<br>防止  | ・後続車両の衝突等の二次<br>災害の防止措置の実施<br>・ 鉄道上の落石、<br>土砂崩れ等に起因する<br>災害現場における監視<br>員の設置<br><br>[以上鉄道事業者] |                                                    |                                                  | ・脱線した鉄道車両が高架<br>から人家集中地域や道<br>路に転落するおそれ<br>がある場合等被害の拡大<br>防止のため、立入禁止区<br>域の設定、地域住民等の<br>避難誘導を実施 | ・脱線した鉄道車両が高架<br>から人家集中地域や道<br>路に転落するおそれ<br>がある場合等被害の拡大<br>防止のため、立入禁止区<br>域の設定、地域住民等の<br>避難誘導を実施 |              |
|                     |                                                                                              |                                                    |                                                  | ・鉄道事業者と連携し、後<br>続列車の衝突等の二次<br>災害の防止措置の実施<br>鉄道上の落石、土砂崩れ<br>等に起因する災害現場<br>における監視員の設置             |                                                                                                 |              |

| 事 項        | 鉄道事業者・発見者                                                                                                                                                                                      | 国                                                                                                            | 県                                                                                                                                                                                        | 県 警                                                                                                             | 猪名川町（消防）                                                                                                                                                                                                  | 医療機関等                                                                                                                                            |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医 療        |                                                                                                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・近畿厚生局，国立大学病院からの救護班の派遣</li> <li>・陸上自衛隊による医療救護活動，負傷者の搬送等の実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町からの要請を受け県立病院の救護班の派遣や医療機関に救護班の派遣を要請</li> <li>・必要に応じた県消防防災航空隊ヘリによる搬送の実施及び他機関のヘリの出動要請等</li> <li>・多発外傷など特殊な医療について対応可能医療機関の消防本部，医療機関等への紹介</li> </ul> |                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急救護所で重傷度に応じた分類及び必要な応急手当の実施</li> <li>・対応可能な医療機関等への分散収容</li> <li>・医療機関と連携をとった医師，救護班の派遣及び搬送先医療機関の確保</li> <li>・重傷の負傷者を遠方の医療機関に搬送する場合の必要に応じた県へのヘリコプターの派遣要請</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・要請に基づく医師，救護班の派遣</li> <li>・事故現場でのトリアージ・医療活動</li> <li>・災害拠点病院（災害医療コーディネーター）の消防機関からの照会に応じた医療上の助言</li> </ul> |
| 緊急輸送       |                                                                                                                                                                                                |                                                                                                              |                                                                                                                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通状況の把握，交通規制の実施</li> </ul>                                              |                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                  |
| 危険物等への対策   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物等の積載の有無を消防本部，県警等に報告<br/>[鉄道車両の運転手・鉄道事業者又は荷主]</li> </ul>                                                                                             |                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防と連携した物質の特定等</li> <li>・必要に応じて，危険物等に関する専門家，専門機関等を消防機関等に紹介等</li> </ul>                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防と連携した物質の特定等</li> <li>・危険物の漏洩等の場合，必要に応じ，消防と協力し，付近住民の避難誘導を実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の漏洩等の場合，現場の安全確認，物質の特定，負傷者等の移動，除染等必要な措置の実施</li> <li>・危険物の漏洩等の場合，必要に応じ，川西警察署の協力を得て，付近住民の避難誘導を実施</li> <li>・必要に応じ，県に専門家の紹介を要請</li> </ul>                           |                                                                                                                                                  |
| 関係者への情報の伝達 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供</li> </ul>                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供</li> </ul>                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関が連携した被災者の家等への情報提供</li> </ul>                                                                                                                                  |                                                                                                                                                  |
| その他        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺体の身元確認・遺体仮収容所の選定，被災者及び被災者の家族に対する必要な手配</li> <li>・死傷者名簿の作成</li> <li>・他の路線への振り替え輸送，バス代行輸送等の実施</li> <li>・鉄道車両が道路をふさいでいる場合等の車両の撤去<br/>[以上鉄道事業者]</li> </ul> |                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道車両が道路をふさぎ，交通上支障がある場合には，必要に応じて，建設業界へ重機出動依頼</li> </ul>                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺体の検分</li> <li>・遺体の身元確認</li> </ul>                                      |                                                                                                                                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師による死亡確認</li> </ul>                                                                                     |

(3) 道路災害等

ア 一般的な道路災害の場合（高速道路での危険物流出は除く）

| 事 項            | 運転手・道路管理者・発見者                                                                                     | 国                                                   | 県                                                                                                                                | 県 警                                                                                                         | 猪名川町（消防）                                                                                | 医療機関等                                                                              |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 事故等の発生         | ・事故等の発生の通報                                                                                        | ・事故発生の通報の受領・伝達<br>・関係省庁連絡会議の開催                      | ・事故等発生の通報の受領・伝達                                                                                                                  | ・事故等発生の通報の受領・伝達<br>・事故発生地を管轄する警察署員等を現場に派遣し情報収集                                                              | ・事故等発生の通報の受領・伝達<br>・被災状況の早急な把握                                                          | ・事故等発生の通報の受領                                                                       |
| 組織の設置          |                                                                                                   | ・非常災害対策本部の設置<br>・現地対策本部の設置<br>・調査団の派遣               | ・現地調査班の派遣<br>・現地支援本部等の設置                                                                                                         | ・現地指揮所等の設置                                                                                                  | ・現地指揮所等の設置                                                                              |                                                                                    |
| 関係機関等との連携促進    | ・関係機関の密接な連携                                                                                       | ・広域緊急援助隊派遣<br>・緊急消防援助隊派遣<br>・自衛隊の派遣<br>・関係機関の密接な連携  | ・必要に応じ、国、他の都道府県、市町への応援要請等<br>・関係機関の密接な連携                                                                                         | ・関係機関の密接な連携                                                                                                 | ・消防相互応援協定締結先への応援要請<br>・関係機関の密接な連携                                                       | ・関係機関の密接な連携                                                                        |
| 救 助            | ・車両の運転手等による負傷者救護<br>・道路管理者による救助活動への協力                                                             |                                                     |                                                                                                                                  | ・事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊等による救助活動                                                                             | ・応急救護所の設置<br>・救助活動<br>(高速道路での災害では、事故現場へのアクセスに配慮した救出活動を実施)                               |                                                                                    |
| 消 火            | ・道路管理者による消防機関と連携協力した消火活動                                                                          |                                                     |                                                                                                                                  |                                                                                                             | ・消火活動（消防）                                                                               |                                                                                    |
| 避難誘導<br>二次災害防止 | ・車両の運転手等による危険防止措置<br>・警察と連携した迅速な立入禁止区域の設定・交通規制の実施<br>・救出活動にあたり、山崩れ等による二次災害防止のための監視員の配置<br>〔以上管理者〕 |                                                     |                                                                                                                                  | ・道路災害が通行量の多い道路で発生した場合その他被害が拡大するおそれがある場合、迅速な立入禁止区域の設定、通行者・通行車両等に対する交通規制・避難誘導の実施<br>・山崩れ等による二次災害防止のため、監視員等を配置 |                                                                                         |                                                                                    |
| 医 療            |                                                                                                   | ・近畿厚生局、国立大学病院からの救護班の派遣<br>・陸上自衛隊による医療救護活動、負傷者の搬送の実施 | ・町から要請を受け県立病院の救護班の派遣。また、医療機関に救護班の派遣を要請等<br>・必要に応じて県消防防災ヘリ航空隊等による搬送の実施<br>・必要に応じて、多発外傷、広範囲熱傷、化学熱傷、化学物質の中毒等に対応可能な医療機関の消防、医療機関等への紹介 |                                                                                                             | ・現地救護所で重傷度に応じた分類及び必要な応急手当の実施<br>・対応可能な医療機関等への分散収容<br>・医療機関と連携をとった、医師、救護班の派遣及び搬送先医療機関の確保 | ・要請に基づく医師、救護班の派遣<br>・事故現場でのトリアージ・医療活動<br>・災害拠点病院（災害医療コーディネーター）の消防機関からの照会に対する医療上の助言 |



| 事 項                              | 運転手・道路管理者・発見者                                        | 国                       | 県                                                  | 県 警                                           | 猪名川町（消防）                                                                                                      | 医療機関等 |
|----------------------------------|------------------------------------------------------|-------------------------|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 危険物等への対策<br>（高速道路での危険物の流出の場合は別紙） | ・危険物等の積載の有無を報告<br>[自動車の運転手]                          |                         | ・消防と連携した物質の特定等<br>・必要に応じて、危険物等の専門家、専門機関等を消防機関等に紹介等 | ・消防と連携した物質の特定等<br>・危険物の漏洩等の場合に、地域住民等の避難誘導等の実施 | ・危険物の漏洩等の場合、現場の安全確認、物質の特定、負傷者等の移動、除染等を実施<br>・危険物の漏洩等の場合、必要に応じて、川西警察署の協力を得て付近住民の避難誘導を実施<br>・必要に応じて、県に専門家の紹介を要請 |       |
| 関係者への情報伝達                        | ・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供                              | ・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供 | ・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供                            | ・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供                       | ・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供                                                                                       |       |
| その他                              | ・道路管理者による迅速・的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧活動<br>・迂回路の設定<br>[管理者] |                         | ・必要に応じた道路啓開のための建設業協会への重機出動依頼                       | ・被災現場及び周辺地域並びにその他の地域における交通安全施設の緊急点検の実施        |                                                                                                               |       |

## イ 雑踏事故の場合

| 事 項       | 行事等の主催者・発見者           | 国              | 県                                        | 県 警                                           | 猪名川町（消防）                          | 医療機関等       |
|-----------|-----------------------|----------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------|-------------|
| 事故等の発生    | ・事故の発生の通報             | ・事故発生の通報の受領・伝達 | ・事故発生の通報の受領・伝達                           | ・事故発生の通報の受領・伝達                                | ・事故発生の通報の受領・伝達<br>・早急な状況把握        | ・事故発生の通報受領  |
| 組織の設置     |                       |                | ・現地調査班の派遣<br>・現地支援本部等の設置                 | ・現地指揮所等の設置                                    | ・現地指揮所等の設置                        |             |
| 関係機関等との連携 | ・関係機関の緊密な連携<br>[主催者]  |                | ・必要に応じて国、他の都道府県、市町への応援要請等<br>・関係機関の緊密な連携 | ・関係機関の緊密な連携                                   | ・消防相互応援協定締結先への応援要請<br>・関係機関の緊密な連携 | ・関係機関の緊密な連携 |
| 救 助       | ・緊急車両の進入路の確保<br>[主催者] |                |                                          | ・事故発生地を管轄する警察署員等の負傷者救助活動<br>・救助活動に必要な道路・場所の確保 | ・現地救護所の設置<br>・救助活動                |             |
| 被害の拡大防止   | ・事故の拡大防止<br>[主催者]     |                |                                          | ・効果的な広報の実施等による事故の拡大防止                         |                                   |             |

| 事 項       | 行事等の主催者・発見者                                                                                  | 国 | 県                                                                                          | 県 警                                                                         | 猪名川町（消防）                                                                                                                                               | 医療機関等                                                                                                                                           |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医 療       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・救護活動に必要な場の確保</li> <li>・負傷者の搬出<br/>[以上主催者]</li> </ul> |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町からの要請を受け県立病院の救護班を派遣。また、医療機関に救護班の派遣を要請等</li> </ul> |                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急救護所で重傷度に応じた分類及び必要な応急手当の実施</li> <li>・対応可能な医療機関等への分散収容</li> <li>・医療機関と連携をとった医師、救護班の派遣要請及び搬送先医療機関の確保</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・要請に基づく医師、救護班の派遣</li> <li>・事故現場でのトリアージ・医療活動</li> <li>・災害拠点病院(災害医療コーディネーター)による、消防機関からの照会に応じた助言</li> </ul> |
| 交通規制      |                                                                                              |   |                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通規制の実施</li> </ul>                  |                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                 |
| 関係者への情報伝達 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携をとった被災者の家族等への情報提供</li> </ul>                  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携をとった被災者の家族等への情報提供</li> </ul>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携をとった被災者の家族等への情報提供</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携をとった被災者の家族等への情報提供</li> </ul>                                                                            |                                                                                                                                                 |

## 大規模事故災害発生時の報告系統

| 報告区分   | 報告系統及び使用様式（〔 〕は様式、－はフェニックス防災システムの情報経路を表す）                                                                                                                                           |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 緊急報告   | <p>ライフライン関係機関<br/>県消防防災ヘリ</p> <p>県地方機関〔庁舎緊急報告〕<br/>猪名川町〔庁舎緊急報告〕<br/>猪名川町（消防本部）<br/>（通報殺到時）</p> <p>県（災害対策本部）<br/>↑<br/>県（地方本部）</p> <p>中央防災会議<br/>↑<br/>内閣府（内閣総理大臣）<br/>↑<br/>消防庁</p> |
| 災害概況即報 | <p>猪名川町〔災害概況即報（猪名川町 → 地方本部）〕</p> <p>県（地方本部）〔災害概況即報（地方本部 → 災害対策本部）〕<br/>↓<br/>県（災害対策本部）〔災害概況即報（県 → 消防庁）〕</p> <p>（県連絡不能の場合）<br/>↓<br/>消防庁 → 内閣府（内閣総理大臣） → 中央防災会議</p>                  |
| 被害状況即報 | <p>猪名川町〔被害状況即報（猪名川町 → 地方本部）〕</p> <p>県（地方本部）〔被害状況即報（地方本部 → 災害対策本部）〕<br/>↓<br/>県（災害対策本部）〔被害状況即報（県 → 消防庁）〕</p> <p>（県連絡不能の場合）<br/>↓<br/>消防庁 → 内閣府（内閣総理大臣） → 中央防災会議</p>                  |
| 災害確定報告 | <p>猪名川町〔災害確定報告（猪名川町 → 地方本部）〕<br/>（文書）</p> <p>県（地方本部）〔災害確定報告（地方本部 → 災害対策本部）〕<br/>↓<br/>県（災害対策本部）〔災害確定報告（県 → 消防庁）〕</p> <p>（文書）<br/>↓<br/>消防庁 → 内閣総理大臣</p>                             |

- （注） 1 本部が設置されない場合も上図に準ずる。  
 2 猪名川町は、県（地方本部）に連絡が取れない場合、又は緊急の場合は、直接県（災害対策本部）に報告するものとする。  
 3 報告は、原則として防災端末とするが、それによりがたい場合は、衛星電話、ファクシミリ等最も迅速な方法で行うものとする。  
 4 消防庁の連絡窓口は次のとおりとする。
- （N T T回線） 0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 2 5  
 0 3 - 5 2 5 3 - 7 7 7 7 （夜間・休日）  
 0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 5 3 （F A X）  
 7 7 8 2
- （消防防災無線） 7 7 8 9 （F A X）
- （地域衛星通信ネットワーク） T N - 0 4 8 - 5 0 0 - 7 7 8 2  
 T N - 0 4 8 - 5 0 0 - 7 7 8 9 （F A X）

## 被害状況等報告書

|                               |                     |                    |          |          |              |           |                          |       |  |
|-------------------------------|---------------------|--------------------|----------|----------|--------------|-----------|--------------------------|-------|--|
| 報告年月日及び<br>報告者名               | 平成 年 月 日            |                    |          |          |              |           |                          |       |  |
| 災害の原因                         |                     |                    |          |          |              |           |                          |       |  |
| 災害発生日時                        | 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 |                    |          |          |              |           |                          |       |  |
| 災害発生場所<br>又は<br>災害が予想される場所    |                     |                    |          |          |              |           |                          |       |  |
| 災害に対してとられた<br>措置の概要           | 名 称                 |                    | 措置日時     |          | 廃止日時         |           | 災害対策基本法に基づ<br>く対策本部設置の有無 |       |  |
| (1) 災害対策本部及び<br>水防本部の設置状<br>況 |                     |                    |          |          |              |           |                          |       |  |
| (2) 避難の勧告・指示<br>等の状況          | 勧告<br>年月日           | 市町名<br>(地区名)       | 避難<br>理由 | 避難<br>場所 | 避難者数         |           | 避難 年 月 日                 |       |  |
|                               |                     |                    |          |          | 世帯<br>数      | 人員        | 開始日時                     | 解除日時  |  |
| (3) 消防隊・団員の出<br>動状況           | 区 分                 | 市 町 名 ( 地 区<br>名 ) |          | 出動目的     |              | 出動年月日     |                          | 出動延人員 |  |
|                               | 消防隊員                |                    |          |          |              | 月 日 ～ 月 日 |                          |       |  |
|                               | 消防団員                |                    |          |          |              | 月 日 ～ 月 日 |                          |       |  |
| (4) 災害救助法の適用<br>状況            | 適 用 市 町 名           |                    |          |          | 適 用 年 月 日    |           |                          |       |  |
|                               |                     |                    |          |          | 平成 年 月 日 時 分 |           |                          |       |  |
| (5) その他参考事項                   |                     |                    |          |          |              |           |                          |       |  |

※「火災発生」の欄には、災害に起因して発生した火災のみを記入すること。

## 被害状況報告表

|         |                |
|---------|----------------|
| 災害名     | 令和2年台風○号(●年△月) |
| 自治会CD   |                |
| 自治会名    |                |
| ヒアリング相手 |                |
| 調査者氏名   |                |

| 区分   |       |       | 被害 | 区分      | 被害        |    |  |
|------|-------|-------|----|---------|-----------|----|--|
| 人的被害 | 死者    |       | 人  | その他     | 河川        | 箇所 |  |
|      | 行方不明  |       | 人  |         | 港湾        | 箇所 |  |
|      | 負傷者   | 重傷    | 人  |         | 砂防        | 箇所 |  |
|      |       | 軽傷    | 人  |         | 水道        | 箇所 |  |
| 住家被害 | 全壊    |       | 世帯 |         | 清掃施設      | 箇所 |  |
|      |       |       | 人  |         | がけくずれ     | 箇所 |  |
|      |       |       | 棟  |         | 鉄道不通      | 箇所 |  |
|      | 半壊    |       | 世帯 |         | 被害船舶      | 隻  |  |
|      |       |       | 人  |         | 電話        | 回線 |  |
|      |       |       | 棟  |         | 電気        | 戸  |  |
|      | 一部破損  |       | 世帯 |         | ガス        | 戸  |  |
|      |       |       | 人  |         | ブロック塀等    | 箇所 |  |
|      |       |       | 棟  |         |           |    |  |
|      | 床上浸水  |       | 世帯 | り災世帯数   |           | 世帯 |  |
|      |       |       | 人  | り災者数    |           | 人  |  |
|      |       |       | 棟  | 火災発生    | 建物        | 件  |  |
|      | 床下浸水  |       | 世帯 |         | 危険物       | 件  |  |
|      |       |       | 人  |         | その他       | 件  |  |
|      |       |       | 棟  | 公立文教施設  |           | 千円 |  |
| 非住家  | 公共建物  |       | 棟  | 農林水産業施設 |           | 千円 |  |
|      | その他   |       | 棟  | 公共土木施設  |           | 千円 |  |
| その他  | 田     | 流出・埋没 | 箇所 | その他の件数  |           | 箇所 |  |
|      |       | 冠水    | 箇所 |         |           |    |  |
|      | 畑     | 流出・埋没 | 箇所 | その他     | 公共施設被害市町数 | 団体 |  |
|      |       | 冠水    | 箇所 |         | 農産被害      | 千円 |  |
|      | 農業用水路 |       | 箇所 |         | 林産被害      | 千円 |  |
|      | ため池   |       | 箇所 |         | 畜産被害      | 千円 |  |
|      | 道路    | 決壊    | 箇所 |         | 水産被害      | 千円 |  |
|      |       | 冠水    | 箇所 |         | 商工被害      | 千円 |  |
|      | 橋梁    | 流出    | 箇所 |         | その他       | 千円 |  |
|      |       | 破損    | 箇所 | 被害総額    |           | 千円 |  |

## 災害・避難情報の伝達文例

### 1. 災害（台風）への注意喚起

非常に強い台風○号は、○日の○○頃に猪名川町に接近する予報となっています。  
河川近くや土砂災害の危険性がある地域周辺のご家庭では、避難が必要な場合に備え、近くの避難所や、より安全な避難路の確認をしていただくとともに、今後の猪名川町からの災害に関する情報にご注意ください。

発信元：猪名川町役場総務防災課

### 2. 避難所開設情報

（昼間の場合）

猪名川町では今後○時間で○mm以上の強い雨が降る予報です。  
洪水や土砂災害の危険に備え、○○（施設名）を避難所として開設しましたのでお知らせします。避難される際はより安全で広い道を利用していただき、明るい間に行動してください。 猪名川町災害対策本部

（夜間の場合）

猪名川町では今後明け方までに○○mm以上の強い雨が降る可能性があります。  
洪水や土砂災害の危険に備え、○○（施設名）を避難所として開設しましたのでお知らせします。避難される際はより安全で広い道を利用していただき、家族や近所の方等と一緒に行動をしてください。 猪名川町災害対策本部

### 3. 通行止め情報

○○（大雨等）の影響により現在、猪名川町内○○（例：県道川西篠山線）の○○地域で○○（土砂崩れ等）が発生し、道路通行止めとなっています。詳細な場所や迂回路等については、ホームページをご覧ください。 猪名川町災害対策本部

## 4. 避難情報発表

### (1) 水害

#### ①高齢者等避難開始

猪名川町災害対策本部は、大雨による水位上昇のおそれがあるため、○日○時○分に浸水想定区域である○○地区（自治会単位）に高齢者等避難情報を発令しました。河川沿いに水害の不安がある方や、お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子どもがいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方は早めの避難を行ってください。

猪名川町災害対策本部

#### ②避難指示

猪名川町災害対策本部は、大雨による水害のおそれがあるため、○日○時○分に浸水想定区域である○○地区（自治会単位）に避難指示を発令しました。対象地区の方は、周辺の安全を確認した上で近隣の避難所に避難を行うか、家の2階などより安全な場所へ退避してください。

猪名川町災害対策本部

#### ③ゲリラ豪雨などリードタイムがない場合

猪名川町災害対策本部は、水害のおそれがあるため、○日○時○分に浸水想定区域である○○地区（自治会単位）に避難○○（指示等）を発令しました。対象地区では、水害の危険性が大変高くなっていますが、豪雨等により避難が危険と感じられた場合は、家の2階や近隣の強固な建物に退避するなど、より安全な場所へ移動してください。

猪名川町災害対策本部

## (2) 土砂災害

### ①高齢者等避難開始

猪名川町災害対策本部は、大雨による土砂災害発生のおそれがあるため○日○時○分に○○地区（自治会単位）に高齢者等避難情報を発令しました。土砂災害の不安がある山の付近の方、お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子どもがいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方は早めの避難を行ってください。は早めの避難を行ってください。 猪名川町災害対策本部

### ②避難指示

猪名川町災害対策本部は、土砂災害のおそれがあるため、○日○時○分に土砂災害警戒区域を含む○○地区（自治会単位）に避難指示を発令しました。今後、強い雨等により土砂災害発生の危険性がありますので、周辺の安全を確認した上で近隣の避難所に避難を行うか、避難が困難な場合、家の2階などより安全な場所へ退避して身の安全を確保してください。 猪名川町災害対策本部

### ③ゲリラ豪雨などリードタイムがない場合

猪名川町災害対策本部は、土砂災害のおそれがあるため、○日○時○分に土砂災害警戒区域を含む○○地区（自治会単位）に避難○○（指示等）を発令しました。対象地区では、土砂災害の危険性が高くなっていますが、豪雨等により避難が危険と感じられた場合は、家の2階や近隣の強固な建物に退避するなど、より安全な場所へ移動してください。 猪名川町災害対策本部

### [上記文例の使用等について]

1. 災害の状況や時間帯に合わせて内容を修正して使用すること。
2. 上記内容の他、災害対策本部で得られた情報は必要に合わせて発信すること。
3. より安全な避難が行われるよう、降雨や強風のピーク時間帯がわかれば、随時情報発信すること。
4. 緊急速報メールの文字数制限に合わせ本文 200 文字以内の文例としているが、ホームページ等ではより詳細な情報（問合せ先、降雨量等の数値情報）の発信に努める。



## 放射線に関する基礎知識

※中学生・高校生のための放射線副読本～放射線について考えよう～  
(文部科学省・令和3年改訂)より抜粋

## [放射性物質、放射線、放射能とは？]

## 第1章 放射線、放射性物質、放射能とは

## 1-1 原子と原子核

## (1) 原子と原子核

私たちの体や食べ物、空気、水、洋服、机など、身の回りのすべての物質は、「原子」の結びつき(組み合わせ)によって作られています。

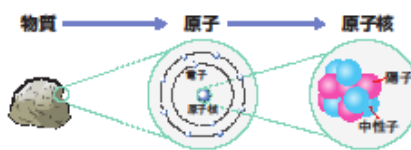
原子は、「原子核」とその周りを動く「電子」から、さらに原子核は、「陽子」と「中性子」からできています。

原子は、とても小さく約1億分の1cmの大きさしかなく、原子核は、さらに小さく約1兆分の1cmの大きさしかありません。

原子の化学的性質は、陽子の数(原子番号)によって決定されます。

物質を構成する原子の種類を「元素」といい、現在では118種類が確認されています。

原子には、陽子の数が同じでも中性子の数が異なるものが存在する場合があります、これらを互いに同位体といいます。

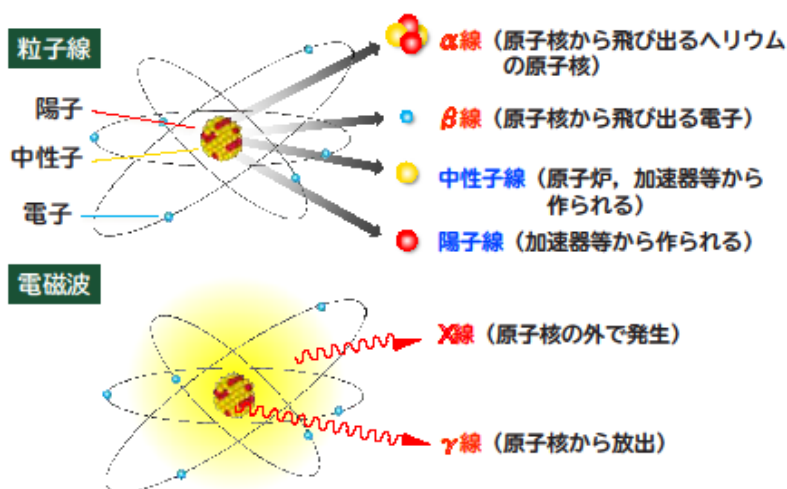


## (2) 原子から出る放射線

自然界に存在する炭素原子の約99%は陽子と中性子がともに6個の炭素12ですが、中性子が8個の炭素14もわずかに存在します。炭素14は不安定な同位体で、安定な窒素14に変わる際に放射線を出します。

放射線とは、高いエネルギーをもった高速の粒子(粒子線)や電磁波のことをいいます。放射線は目に見えませんが、物質を透過する性質や原子を電離(原子中の電子が増減すること:イオン化)する性質があります。高速の粒子の放射線には、 $\alpha$ 線、 $\beta$ 線、中性子線などがあります。

また、電磁波は波の性質をもっていて、テレビやラジオの放送に使われている電波や自然の光なども含まれますが、電磁波のうち波長の短い(エネルギーの高い)X線や $\gamma$ 線を放射線として区別しています。



(出典) 放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料(令和2年度版)

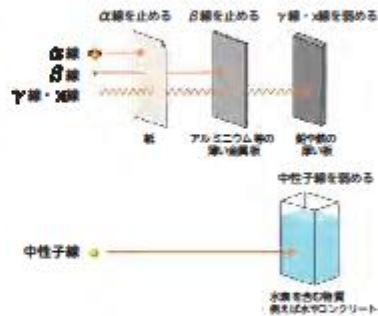
## 1-2 放射線の種類と性質

### (1) 放射線の性質

放射線には、 $\alpha$ 線、 $\beta$ 線、 $\gamma$ 線、X線、中性子線などの種類があります。どれも物質を透過する能力をもっていますが、その能力は、放射線の種類によって程度が異なります。

例えば、 $\alpha$ 線は紙1枚でも遮ることができます。 $\beta$ 線は紙1枚では遮ることはできませんが、アルミニウムなどの薄い金属板で遮ることができるなど、放射線は種類によって材料や厚さを選ぶことにより遮ることができます。

また、放射線は、風邪のように人から人へうつることはありません。これは人が光を受けても、その人が光を出すようになるわけではないのと同じです。



(出典) 放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料(令和2年度版)

### (2) 放射線、放射性物質、放射能

放射線を出す物質を「放射性物質」といい、いろいろな種類があることがわかっています。また、放射性物質が放射線を出す能力を「放射能」といいます。放射線を光に例えると、放射性物質は電球、放射能は光を出す能力に例えられます。

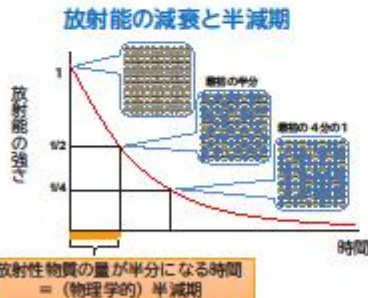
また、放射性物質のほか、人体や物の内部を撮影する機械なども、電気を使ってX線などの放射線が発生させることができます。

人が放射線を受けても、放射線が体にとどまることはなく、放射線を受けたことが原因で人が放射線を出すようになることもありません。また、放射性物質が、万一、服や体に付着してしまった場合でも、シャワーを浴びたり衣類を洗濯したりすれば洗い流すことができます。



### (3) 放射能の減衰と半減期

放射性物質には時間が経つにつれて量が減り、放射能は弱まるという性質があります。放射性物質の量の減り方には規則性があり、ある時間が経つと放射性物質の量は半分に減ります。この時間を「半減期」といい、放射性物質の種類によって半減期が決まっています。例えば、ヨウ素131は8日、セシウム137は30年で半分の量に減りますが、カリウム40は半分の量に減るまでに13億年かかります。



(出典) 放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料(令和2年度版)

#### 主な放射性物質の半減期

| 放射性物質              | 放出される放射線         | 半減期     |
|--------------------|------------------|---------|
| トリウム232 (Th-232)   | $\alpha, \gamma$ | 141億年   |
| ウラン238 (U-238)     | $\alpha, \gamma$ | 45億年    |
| カリウム40 (K-40)      | $\beta, \gamma$  | 13億年    |
| プルトニウム239 (Pu-239) | $\alpha, \gamma$ | 24,000年 |
| 炭素14 (C-14)        | $\beta$          | 5,730年  |
| セシウム137 (Cs-137)   | $\beta, \gamma$  | 30年     |
| ストロンチウム90 (Sr-90)  | $\beta$          | 29年     |
| トリチウム (H-3)        | $\beta$          | 12.3年   |
| セシウム134 (Cs-134)   | $\beta, \gamma$  | 2.1年    |
| ヨウ素131 (I-131)     | $\beta, \gamma$  | 8日      |
| ラドン222 (Rn-222)    | $\alpha, \gamma$ | 3.8日    |

(出典) 放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料(令和2年度版)



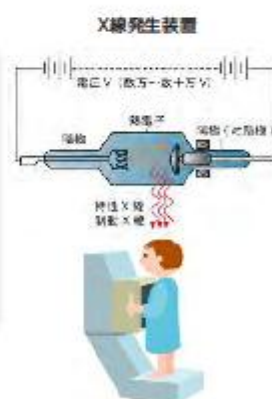
## 1-3 放射線の利用

放射線は、病院での検査や治療、工業分野での製品開発、農業分野での品種改良をはじめ、私たちの暮らしの中の様々な場面で利用されています。また、放射性物質は、原子力発電所などで使われています。

### 放射線を使って体の中を写す

右図は、放射線の一つであるX線を使って、体の中を写した写真です。

これは、目に見える光（可視光）に比べX線の透過性が高い性質を利用しています。



(出典) 放射線による健康影響等に関する統一的名義資料(令和2年度版)

### 古い土器を調べる

古い土器には昔の人が使っていた時に付着したススやコゲが残っていることがありますが、このススやコゲの中には放射性物質である炭素14などが含まれています。放射性物質の量は時間が経つにつれ減っていくことから、炭素14などの放射性物質の半減期を利用してその土器が使用された時期を知ることができます。



福岡市の板付遺跡や有田七田前遺跡から出土した土器

(写真提供：国立歴史民俗博物館、福岡市埋蔵文化財センター所蔵)



### (1) 放射線・放射能の単位

「ベクレル (Bq)」は放射性物質が放射線を出す能力(放射能)の大きさを表す単位、「シーベルト (Sv)」は人体が受けた放射線による影響の度合いを表す単位、「グレイ (Gy)」は放射線のエネルギーが物質や人体の組織に吸収された量を表す単位です。

● 読者(読者)の  
● 読者(読者)の  
● 読者(読者)の  
● 読者(読者)の  
● 読者(読者)の



原典は、上巻と下巻の二冊に分かれており、

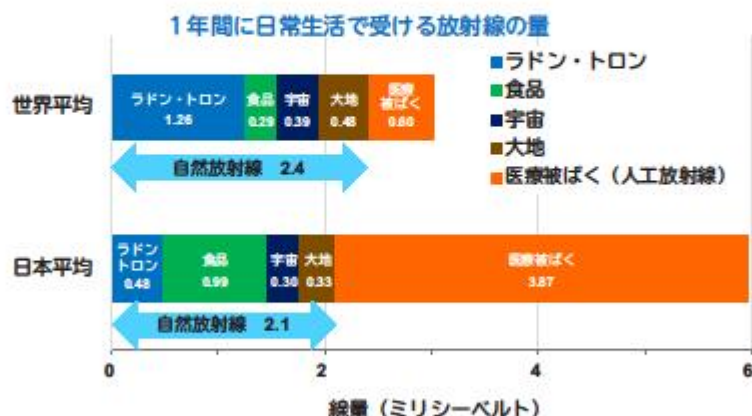


放射線は、私たちの身の回りに日常的に存在しており、放射線を受ける量をゼロにすることはできません。日本で生活する私たちが、宇宙や大地などの自然環境や食べ物から受けている放射線（自然放射線）の量は、合計すると年間で平均2.1ミリシーベルトになります。また、病院でのX線（レントゲン）撮影などの医療行為により受けている放射線（人工放射線）の量は、年間で平均約3.9ミリシーベルトになります。

なお、放射線を同じ期間に同じ量を受けるのであれば、それが、人工放射線によるものでも、自然放射線によるものでも人体への影響に違いはありません。



(出典)放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料(令和2年度版)



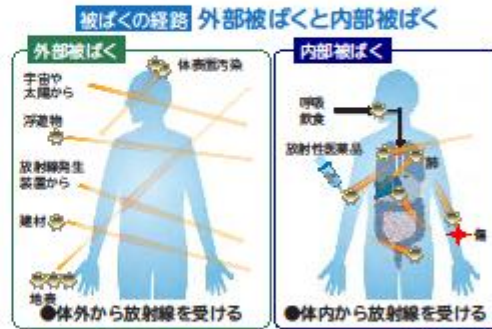
(出典)放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料(令和2年度版)より作成

## 1-5 放射線による健康への影響

放射線が人の健康に及ぼす影響については、広島・長崎の原爆被爆者の追跡調査などの積み重ねにより研究が進められてきており、放射線の有無ではなく、その量が関係していることがわかっています。

### (1) 内部被ばくと外部被ばく

放射線を体に受けることを「放射線被ばく」といいます。放射性物質が体の外部にあり、体外から放射線を受けることを「外部被ばく」、放射性物質が体の内部にあり、体内から放射線を受けることを「内部被ばく」といいます。放射線を受けると人体を形作っている細胞に影響を与えますが、どのような影響が現れるかは、外部被ばく、内部被ばくといった被ばくの態様の違いや放射線の種類の違い等によって異なります。放射線による人の健康への影響の大きさは、人体が受けた放射線による影響の度合いを表す単位であるシーベルトで表すことで比較ができるようになります。例えば、1ミリシーベルトの外部被ばくと1ミリシーベルトの内部被ばくでは、人の健康への影響の大きさは、同等と見なせます。



体が放射線を受けるという点は同じ

(出典) 放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料(令和2年度版)

### 食品中の放射性物質から受ける放射線の量の計算の例

例えば、食品中の放射性物質から受ける放射線の量は、次の式で計算できます。

$$\text{食品中の放射性物質の濃度 (Bq/kg)} \times \text{食品摂取量 (kg)} \times \text{係数}$$

係数(飲食物からの摂取、18歳以上の場合) [mSv/Bq]

| ヨウ素131   | セシウム134 | セシウム137 | トリウム       | カリウム40    |
|----------|---------|---------|------------|-----------|
| 0.010021 | 0.00013 | 0.00013 | 0.00000018 | 0.0001051 |

(出典)「食品と放射線Q&A(第15版)」(令和3年7月消費者庁)より作成

### (2) 放射線量と健康との関係

放射線が人の健康に及ぼす影響は、放射線の有無ではなく、その量が関係していることがわかっています。

100ミリシーベルト以上の放射線を人体が受けた場合には、がんになるリスクが上昇することが科学的に明らかになっています。しかし、その程度について、国立がん研究センターの公表している資料<sup>1</sup>によれば、100～200ミリシーベルトの放射線を受けたときのがん(固形がん)のリスクは1.08倍であり、これは1日に110gしか野菜を食べなかったとき<sup>2</sup>のリスク(1.06倍)<sup>1</sup>や高塩分の食品<sup>3</sup>を食べ続けたとき<sup>2</sup>のリスク(1.11～1.15倍)<sup>1</sup>と同じ程度となっています。

さらに、原爆被爆生存者や小児がん治療生存者から生まれた子供たちを対象とした調査においては、人が放射線を受けた影響が、その人の子供に伝わるという遺伝性影響を示す根拠はこれまで報告されていません<sup>4</sup>。

放射線を受ける量をゼロにすることはできません。自然の中にもとからあった放射線や、病院のX線(レントゲン)撮影などによって受けるわずかな量の放射線で、健康的な暮らしができなくなるようなことを心配する必要はありませんが、これから長く生きる子供たちは、放射線を受ける量をできるだけ少なくすることも大切です。

1 広島・長崎の原爆被爆者の約40年の追跡調査をもとにした資料

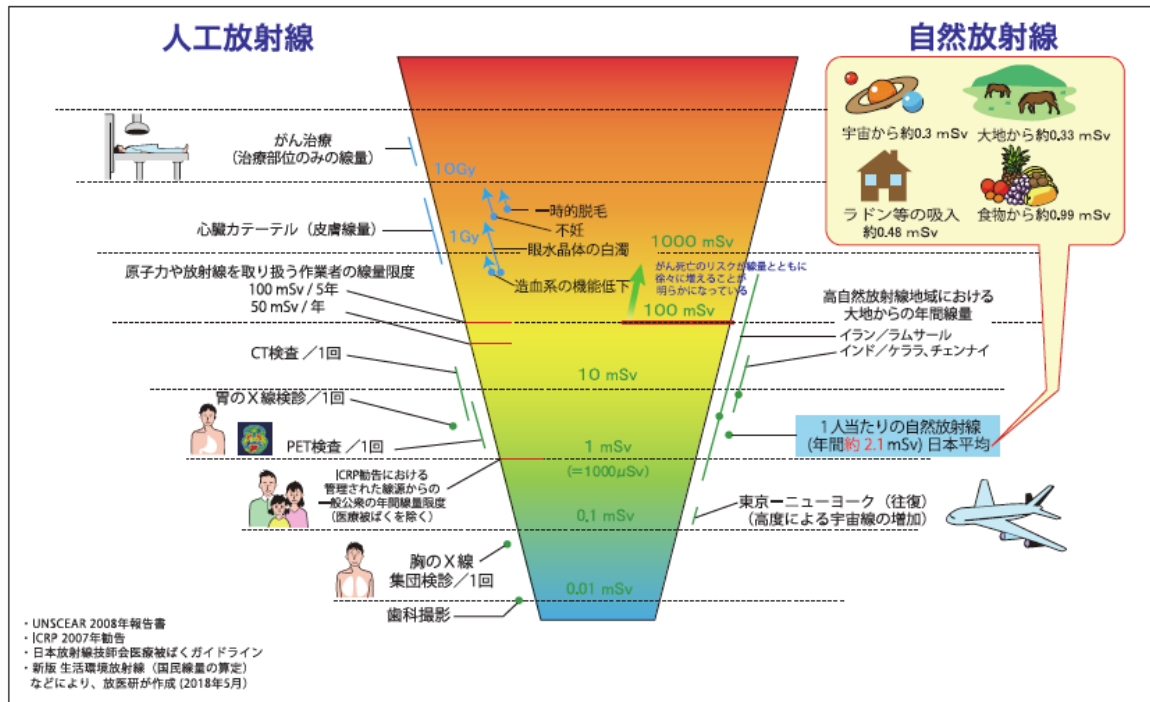
2 日本人の40-69歳の男女について、約10-15年追跡調査したものです。

3 塩づけ魚や干物を1日に43g摂取し、たらこ等の魚卵を毎日4.7g摂取した場合

4 (出典) 放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料(令和2年度版)及び公益財団法人放射線影響研究所ウェブサイト「被爆者の子供における染色体異常(1967-1985年の調査)」を参考に記述



## 身の回りの放射線被ばく



(出典) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学研究所ウェブサイト「放射線被ばくの早見図」についてより作成

| 放射線の線量<br>(ミリシーベルト) | がんの相対リスク*                      |
|---------------------|--------------------------------|
| 1,000 ~ 2,000       | 1.8<br>[1,000mSv 当たり 1.5 倍と推計] |
| 500 ~ 1,000         | 1.4                            |
| 200 ~ 500           | 1.19                           |
| 100 ~ 200           | 1.08                           |
| 100 未満              | 検出困難                           |

※ 放射線の発がんリスクは広島・長崎の原爆による瞬間的な被ばくを分析したデータ (固形がんのみ) であり、長期にわたる被ばくの影響を観察したものではありません。

※ 相対リスクとは、被ばくしていない人を1としたとき、被ばくした人のがんリスクが何倍になるかを表す値です。

| 生活習慣因子                    | がんの相対リスク*   |
|---------------------------|-------------|
| 喫煙者                       | 1.6         |
| 大量飲酒 (450g 以上 / 週) *1     | 1.6         |
| 大量飲酒 (300~449g 以上 / 週) *1 | 1.4         |
| 肥満 (BMI ≥ 30) *2          | 1.22        |
| やせ (BMI < 19) *2          | 1.29        |
| 運動不足                      | 1.15 ~ 1.19 |
| 高塩分食品                     | 1.11 ~ 1.15 |
| 野菜不足                      | 1.06        |
| 受動喫煙 (非喫煙女性)              | 1.02 ~ 1.03 |

※ 1 飲酒については、エタノール換算量を示しています。

※ 2 肥満度を表す指標として国際的に用いられている体格指数。  
 [体重(kg)] ÷ [身長(m)の2乗] で算出される値

出典: 国立がん研究センターウェブサイト

(出典) 放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料 (令和2年度版)

## 非常時に放射線や放射性物質から身を守る方法

## ○外部被ばくの線量を少なくするための方法

外部被ばくの線量を少なくするためには、放射性物質から距離をとる、放射線を遮る、放射線を受ける時間を短くする方法があります。身体が受ける放射線量は、放射性物質からの距離によっても大きく異なり、放射性物質から離れば放射線量も減ります。その他、遮蔽物を置いたり被ばくする時間を減らしたりすることにより、身体が受ける放射線量を減らすことができます。

## 線量低減 外部被ばくの低減三原則



(出典) 放射線による健康影響等に関する統一的名義資料 (令和2年度版)

## ○非常時における放射性物質に対する防護

原子力発電所や放射性物質を扱う施設などの事故が起きた場合には、放射性物質が風に乘って飛んで来てもうこともあります。

その際、長袖の服を着たりマスクをしたりすることにより、体に付いたり吸い込んだりすることを防ぐことができます。屋内へ入り、ドアや窓を閉めたりエアコン(外気導入型)や換気扇の使用を抑えたりすることも大切です。なお、万一、放射性物質が顔や手に付いたとしても、洗い流すことができます。

空気を直接吸込まない  
(マスクやハンカチで口  
をふさぎます)



食品に含まれる放射性物質の量に気を付ける

## ○非常時における退避や避難の考え方

放射性物質を扱う施設で事故が起きた場合、周辺への影響が心配される時には、市町村、あるいは県や国から避難などの指示が出されます。

家族や先生の話や、テレビ・ラジオなどから正確な情報を得ること、家族や先生などの指示をよく聞き落ち着いて行動することが大切です。自分の身を守るためにも、家族や隣人の命を守るためにも、誤った情報や噂に惑わされず、混乱しないようにすることが必須です。

また、事故後の状況に応じて、指示の内容も変わってくるので、情報を的確に捉えられるよう、注意が必要です。

自分で判断、行動できるようになるためには、避難方法や家族との連絡方法を確認しておくとともに、日頃から地域の原子力施設と自宅・学校・職場等の位置関係、放射線モニタリングの情報や気象情報(特に風向や降雨)などに注意を払うことが大切です。

## 退避・避難する時の注意点



退避と避難は、どちらも放射性物質から身を守ることであり、「退避」は家や指定された建物の中に入ることで、「避難」は家や指定された建物などからも離れて別の場所に移ることを指します。